

平成25年 8 月27日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
-----	---------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	山 田 英 夫	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊 藤 久 幸	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 福祉課長	前 野 幸 代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐 野 隆
開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳	開発部次長兼 下水道課長	三 輪 眞 士
会計管理者兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八 木 春 美
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博	財 政 課 長	石 田 裕 幸
秘書企画課長	山 口 精 宏	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	山 守 修	市民課長兼 鍋田支所長	平 野 進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6．議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第2号	専決処分の報告について
日程第5 同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 同意第4号	教育委員会委員の任命について
日程第7 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8 議案第42号	弥富市子ども・子育て会議条例の制定について
日程第9 議案第43号	平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第44号	平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第45号	平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第46号	平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13 認定第1号	平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第2号	平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第3号	平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第4号	平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第5号	平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第6号	平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第7号	平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 発議第2号	決算特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時06分 開会

- 議長（佐藤高清君） ただいまより平成25年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を、本日から9月20日までの25日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から9月20日までの25日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、弥富市長から平成24年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

- 議長（佐藤高清君） 日程第4、報告第2号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第5、同意第3号から日程第7、諮問第2号まで、以上3件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） おはようございます。

平成25年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し御審議いただきます議案は、同意2件、諮問1件でございます。その概要について御説明申し上げます。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、横井徹氏が平成25年9月26日任期満了のため、その後任者として、弥富市東蛸二丁目64番地、横井徹氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に同意第4号教育委員会委員の任命につきましては、鈴木由美氏が平成25年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市東中地二丁目107番地、鈴木由美氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、早川クニ子氏が平成25年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市鍋平二丁目95番地、佐藤忠氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案3件は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第42号 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第9 議案第43号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第44号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第45号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第46号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 認定第1号 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第8、議案第42号から日程第19、認定第7号まで、以上12件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例議案1件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第42号弥富市子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の制定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たり、その審議を行う弥富市子ども・子育て会議の設置に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,315万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億6,835万9,000円とし、債務負担行為及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費におきまして、障害者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金742万4,000円、母子生活支援施設措置費400万円、療養給付費負担金過年度分1,121万3,000円。

農林水産業費におきましては、経営体育成支援事業補助金300万円、土地改良事業補助金2,310万円。

土木費におきましては、道路区画線設置工事請負費1,300万円であります。

これらに対する主な歳入といたしましては、前年度繰越金2億1,167万5,000円、普通交付税1,828万7,000円、国民健康保険特別会計からの繰入金1,546万5,000円、介護保険特別会計からの繰入金719万6,000円、県からの農業振興対策事業補助金300万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億531万1,000円、市債の臨時財政対策債8,000万円を減額するもので

あります。

次に議案第44号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億284万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億5,284万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費4,700万円、一般被保険者高額療養費2,000万円、国民健康保険支払準備基金積立金5,000万円、国庫負担金過年度分返還金5,389万1,000円、一般会計への繰出金1,546万5,000円であります。

これらに対する歳入といたしましては、その他繰越金2億3,284万9,000円を増額計上する一方、国民健康保険支払準備基金繰入金3,000万円を減額するものであります。

次に、議案第45号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を4億2,433万9,000円とするものであります。

次に議案第46号平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において介護保険支払準備基金積立金、前年度保険給付費の額の精算に伴い、支払基金交付金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を24億9,452万8,000円とするものであります。

次に、平成24年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果があらわれ出たこと等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られました。しかし、その後世界経済の減速等を背景として、輸出や生産量が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となりました。こうした状況に対し、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策を策定し、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すことにしています。しかしながら、景気が急速に回復することは考えにくい状況でもあります。

このような状況の中、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求に応えるべく、課題事業等を推進するために、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。

平成24年度決算は、弥富市としての7回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆さんを初めといたしまして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

認定第1号平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額152億5,754万5,000円、これに対する歳入決算額152億2,227万8,918円で、収入率は99.8%、歳出決算額145億8,385万7,606円で、執行率は95.6%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では3,951万円の減額となりました。その内

訳は、法人市民税が3,056万円、固定資産税が7,421万円、市たばこ税が1,265万円の減額となる一方、個人市民税が7,591万円、軽自動車税が198万円の増額となりました。市税以外の主なものでは、普通交付税が6億5,738万円交付され、歳入全体では前年度に比べ4.4%、6億3,647万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、第1次総合計画で定めた事項を政策目標として、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努めてまいりました。

総務関係では、新庁舎建設事業推進のため、地質調査や基本設計業務を完了いたしました。また、コミュニティバスの運行事業においてアンケート調査等を実施し、課題・問題点を整理し、運行の改善方策を検討してまいりました。

福祉・保健関係では、中学校卒業までの子供医療費自己負担分の全額助成制度と、妊婦健康診査の公費負担回数14回を継続するとともに、白鳥保育所の改築事業に必要な用地を確保し、保育環境整備に取り組み、少子化対策、子育て支援を図ってまいりました。また、子宮頸がん予防、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種を県と連携し、引き続き実施いたしました。

環境関係では、住宅用太陽光発電施設の導入に対する補助制度を継続し、新エネルギー・省エネルギーの推進により地球温暖化防止に努めてまいりました。また、ごみの不法投棄対策として監視カメラによる監視を行うなど、不法投棄を許さないまちづくりに努めました。

農業関係では、湛水防除、緊急農地防災事業における排水路・排水機場の整備のほか、農地・水保全管理支払事業の推進など農業基盤整備に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、六條鮫ヶ地線、中央幹線道路の歩道整備事業を行い、歩行者・自転車利用者の安全対策を推進してまいりました。

防災関係では、栄南地区に津波、高潮に対しての防災機能を持った南部防災センターを整備いたしました。

教育関係では、（仮称）第2桜小学校建築工事、弥生小学校プール床補修工事、桜小学校プール等改修工事、弥富北中学校受水槽・職員トイレ等改修工事、各小・中学校の教室の窓ガラスへ飛散防止フィルムを貼付する業務委託など教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を引き続き配置いたしました。

社会教育施設関係では、中央公民館舞台音響装置取りかえ工事、図書館電算システムの更新、また体育施設面では、市立武道場改修工事、市民プール改修工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

また認定第2号平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額とともに6,528万3,804円でありまして、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、土地取得特別会計所有の土地を一般会計で買い戻し、その同額を

一般会計に繰り入れる措置により、また公共用地の先行取得等により前年度に比べて大幅な増額となりました。

次に認定第3号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額43億8,334万8,458円、歳出決算額41億5,049万7,478円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が続いていますが、支払準備基金の取り崩しを行わず財政運営を維持できましたことは、皆様方の御協力によるものと深くお礼を申し上げます。

次に認定第4号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億9,338万5,939円、歳出決算額3億6,974万5,302円であります。

次に、認定第5号平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額23億66万4,446円、歳出決算額22億3,285万2,928円、サービス事業勘定において歳入決算額2,903万7,286円、歳出決算額2,496万8,067円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様に十分浸透し、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に認定第6号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額8億1,759万5,582円、歳出決算額7億8,361万9,520円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区、鍋田地区及び十四山西部地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山東部地区の管路及び処理施設の設計業務委託、並びに管路工事及び処理施設の建設工事を進めました。

次に認定第7号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額8億602万2,421円、歳出決算額7億5,638万7,991円でありまして、前ヶ須、前新田、平島、鎌島、三稻及び狐地地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き積極的に進めました。

平成24年度弥富市決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算及び決算は説明を省略させます。

山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 議案第42号弥富市子ども・子育て会議条例の制定について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市子ども・子育て会議条例、第1条、設置についてでございますが、この条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、弥富市子ど

も・子育て会議を置くものでございます。

第2条、組織についてでございますが、委員15人以内で組織し、委員の任期を2年とするものでございます。

第3条、会長についてでございますが、子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定めるものでございます。

第4条、会議についてでございますが、子ども・子育て会議は会長が招集することとし、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことや議決をすることができない規定でございます。

第5条、庶務についてでございますが、子ども・子育て会議の庶務は、民生部児童課において処理する規定でございます。

1枚はねていただきまして、裏側ですが、附則第1項、この条例は平成25年10月1日から施行する。第2項、子ども・子育て会議の委員の報酬を日額5,000円とし、弥富市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案12件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案12件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第2号 決算特別委員会の設置について

○議長（佐藤高清君） 日程第20、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 発議第2号決算特別委員会の設置について、提案をさせていただきます。

平成24年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行うに当たり、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、お手元に配付いたしましたとおり、委員定数9名をもって決算特別委員会を設置するものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 勝 巳

同 議員 川 瀬 知 之

平成25年 9 月 4 日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                      |         |                    |         |
|----------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長                  | 服 部 彰 文 | 副 市 長              | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長            | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長      | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長            | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長              | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長  | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長     | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長   | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>福祉課長       | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 佐 野 隆   |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長     | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長    | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長    | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長   | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長            | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長               | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長            | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長              | 山 守 修   | 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 平 野 進   |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書    | 記 | 佐野智雄 |
| 書      | 記    | 浅野克教 |   |      |

6．議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明後日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） じゃあ、通告に従ってお聞きいたします。

まず、民生部長に聞くけれども、代行料について、どのようなことを運輸局から聞かれたのか、説明してください。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 済みません、ちょっと全般にわたり先に説明をさせていただきます。

まず、大原議員に深く感謝を申し上げなければならないとまず思っております。今まで質問いただきましたグループホームに関して、議員から御指摘、また6月議会で一般質問をいただき、今回も一般質問をいただくということで、たくさん御質問、御指摘をいただいております。

当グループホームにつきましては、平成16年7月、愛知県の指定を受けてスタートをしております。当施設に対する指導・監督につきましては、当初、愛知県が実施をしておりました。その後の平成18年4月から地域密着型の施設として分離されまして、同施設は弥富市が指定・指導を行うことになりました。しかしながら、議員から御指摘をいただくまで、弥富市が実地指導、監査を行う立場にあるということにつきまして認識していなかったことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

また、冒頭で申し上げましたように、当施設の実態について、議員から御質問いただいたことが、他の施設を含め今後の弥富市の指定地域密着型介護サービス施設に対する指導を適切に行い、利用者の皆さんに安心して御利用いただける施設にしていかなければならないと改めて意を新たにしたところでございまして、そうしたきっかけになることにつきまして厚く御礼を申し上げます。

当施設に対しましては、早速、御指摘をいただいております代行料の請求、それから運営規程、それから重要事項説明書を初め施設全般にわたりまして、ことしの2月1日、実地指導、それと6月21日に監査を行いました。

厚生労働省令に、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、それから運営に関する基準がございます。この中に、事業の運営規程及び利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を事業所の見やすい場所に掲示することとなっております。介護サービス以外の料金を請求する場合ですが、この運営規程と重要事項説明書の中に、その旨を記載する必要があります。しかし、運営規程及び重要事項説明書の中には、その旨の記載がありませんでしたので、記載のない料金を利用者に請求することはできないものというふうに思っております。したがって、記載のない料金について、全て利用者に返還をするように指示させていただきました。

また、協力医療機関以外への付添料、それと本人にかわって行う例えば銀行手続などの代行料、それと高速道路の通行料の実費、あるいは10キロメートルを超える車のガソリン代などの実費などの介護サービス以外の料金請求の仕方が、代行料という項目の中に一括して記載してありましたので、誤解を招きやすい様式になっているということで、是正をするように指示いたしております。

また、利用者からいただく同意書の書き方が、御指摘のように一部の協力医療機関に誘導するような書き方になっておりましたので、これについても是正するように指示をいたしております。

今後におきましても、当施設については厳しく指導・監督をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 民生部長、代行料については、ここに書いてあるように、これ一般質問、書いてあるな。ここに書いてあるように民生部長は、介護保険法による指定を受けているので無許可ではないというふうに答えておるわけだ。

私、中部陸運局に行きました、直接ね。この中部陸運局は、輸送の許可をグループホームは受けていないということで、平成25年9月2日午後4時1分に下平さんという担当の方にお尋ねしました。そしたら、まだ介護保険から申請は出ておりませんと。ただ、今の代行料

というのは運輸局には全く関係ないと。これは運輸局が許可をしていないから、代行料というあれには当たらないということ。意味が全然違うの。

ここにグループホーム森津、介護輸送許可を受けていますかということで聞いたわけだ。受けていないと。代行料の件は、陸運局の許可を受けておりませんので、代行料は運輸局の關係に当たりません。これは、外ということね。許可を受けていない人だから、運輸局で代行料を決めることはできませんということ。運輸局で許可を受ければ、輸送、運賃許可、こういうのを全部出すらしいんだね。だから、めちゃくちゃに代行料を取っていかんわけね、運賃になりますから。こういうふうなの。だから、あなたが言う代行料は、今の輸送に関しては関係ないと向こうは言っておるわけね。あなたは、許可を受けておるから大丈夫だという話だけど。

それからこれには、ここには平成23年の7月1日に書いてあるわけね。ここには医療機関がずうっと書いてあるわけだ。ここに海南病院も書いてあるわけだ。海南病院と書いてあるがね、ここに。同意書に書いてないといったって、原本のほうが先なんだな。

それで今の会社の定款を見ると、介護の輸送のあれはあるんだね、するという目的はあるわけ。でも目的はあっても、そこには免許が要るわけね。例えばうちなんかだと、不動産をやっておるわけね。不動産だと、不動産をやりたいといったって、不動産宅建免許がないと事業はできないわけね。登録はできますよ、定款にはね。幾らでも定款はできます。だけど事業の許可というのがないから、運輸局は、代行料についてはうちには該当しないということなんです。この辺のところはどう。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 当該グループホームのまず「代行料」、それから「付添料」という、こういう2つの言葉が出てまいります、グループホームにおきましては同意書の中で、代行料というのはあくまでも、市町村役場、銀行、郵便局、社会保険事務所などの手続の代行ということで、職員がそれぞれのところに本人にかわって出向いて代行をやった場合、1回500円という代行料、これが代行料だというふうに思っています。

それから、付添料ということで、この中にも昼間は1時間1,000円とか1時間1,500円という記載がございます。そういったものも請求書には確かに合算して代行料という形で請求がなされておりますけれども、これにつきましてはあくまでも付添料ということで、代行料ではないということで最初に申し上げて、6月5日に国土交通省中部運輸局自動車交通部の旅客第二課のほうへお邪魔をいたしました。この中で、グループホームは代行料と言っておるわけでございますが、私のほうは付添料の間違いだと思っておるんですが、その中に、運賃は入っているかないのかということを確認書類、職員の給料の明細とか、そういったものをお見せして、この付添料の中に運賃というものが入っておるかということをお尋ね

申し上げました。

結論的に申し上げますと、ここの介護保険の中の、それぞれ介護をしてみえる方の人件費の自己負担分ということで、それぞれ例えば給料を20万円持っておれば、1時間当たりになると1,300円ぐらいですけど、1,000円とか、そういったものについてほぼ一致するので、ここの中に運賃は入っていないという見解をいただいておりますので、運賃に入っていないということであるとするなら、道路運送法による許可や登録は必要ないというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 8月20日の日だったかな、全協があって今の進捗状況があったときに、代行料は1時間1,000円というふうにあなたは言っておるわね。全協で皆さん全員聞いておるんじゃない。代行料1時間1,000円、それから付き添いのスタッフ、これは1時間1,500円とか1,000円と言っておるでしょう。そういうやつを皆さんもらったんじゃないの。そこには代行料1時間とあなたは言っておるがね。その代行料が今になったら、それは代行料ではないと、従業員の給料だと言う、一体これはどれなんだ。あなたね、うそばかり言っておったらいかん。

同意書の中には、提供医療機関、河野医師の診察を受けた者については無料ということになっておるんだと思うけど、送迎10キロ以内。この河野医師まで行くのには、最低でも20キロ以上かかるんだ。こんなところ20キロのところ、どうして10キロが無料ということが書いてある。海南病院なんていうのは3.1キロぐらいしかないんだ。遠回りしても3.9キロしかないわけだ。そうすると無料範囲にあるわけ。

それともう1つは、皆さんはまだわからんと思うけれども、これは平成15年につくってあるやつね。これはなぜかという、私のところが、あのグループホームをつくるときに、調整区域ですから、農業法第3条から5条、今の議長は知っておるな、農業委員長をやっておるからわかるけど、これによって、第3条について、こういうところにつくりますよということ、除外書をお願いしますと。開発部長も御存じだと思うけど、それによって県がこういうところにつくるということで、いわゆる目的を出すわけね。目的を出すと、その目的を出して県はいいよというふうになると、今度は弥富の農業委員会に第4条というので出しておるわね。第4条をもらうと、今度は第5条というので県のほうに再度出して、県のほうから今度は新たに、こういうところでもいいですよということを認められるわけね。順序はちょっと違うかもわからんけど、大体がそういうふうだね、おおむね。

このときに、このグループホームをつくるときに、これ書いてあるでしょう、意見書。意見書は菅田がつくったやつ。私のところは事業計画を全部つくったやつ。つくったやつを自分で書いてつくったわけ。ここの中にも海南病院が書いてあるわけだ。海南病院とか、藤田

保健衛生大学病院と書いてあるわけ。これは今から10年近く前に書いてあるわけだ。

そして、同意書に10キロ以内無料と書いてあるけど、10キロ以内はどこまで言っておるの。海南病院は10キロ以上ないの。ただここに、同意書の中に河野医師と書いてあるから、病院の先生だと名前が書いてあれば、大体認知症の方、家族の方、こういう方はどっちかといえば弱者に近い。そうすると、どうしても診てもらわないかん。そうすると、どうしてもこれに同意の判を押すわけだ。これをつくったのは誰かといったら、河野医師はつくっていないと、患者さんが直接つくったやつだとなると、こっちも患者さんが直接つくったやつね。それから先ほど見せた、あなたたちがくれた隠しておったやつね。これ隠しておったがね、ずっと。この間まで隠しておったでしょう。これをくれたがね。

これには書いてあるわけだな、市長。これは隠しておったわけだ。そういうことだがね。私がこの間、全協で言ったときに、8月27日だな、そのときに本会議が始まる前に議運の委員長から今の一般質問について順序を言われた。その中で、私が一番初めにやるんだから、今の代行料についてはどういうふうになっている、これありませんかと、何回言った、2回言ったね、多分。事務局、ちょっとしてもらえればわかるけど。3回目に私が今の代行料という、こういうものはないかと言ったら、あんたは渋々に3回目にありますと言う。それまで隠しておったわけだ。これは3月から言っておるわけね。

私の質問は大体、今まで聞くのについて調べながらしておるわけだ。市長の答弁でもおかしいんだわ。こういうのはありません、ありませんと言ったが、今まで、あるんじゃないの。市長も私に本会議では御指導いただきたいと言う。私の御指導が要るなら、市長をやめてほしい、はっきり言って。こうやって弱者をこんなことしておったら、弥富の市長は挨拶の中でも、私を含めて約1万人近く見えるわけだ、認知症の方は全国で462万人、予備群を入ると400万人、合わせて862万にという方が見えるわけだ。毎年毎年これはふえてくるわけ。

こういうことを私が言ったから初めて、先ほど言ったグループホームが70件で108万7,300円ですかね、これだけの金額を戻したわけだ。あなたたちが指導してお金を返させる権利はないわけだ、悪うなかったら。違法しておるから、これは返したわけ。そうすると、今の108万7,300円というのは、合計でしてあるけれども、これは代行料幾ら、それからスタッフは幾らを分けて言ってください。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、返金については、どうして返金しなきゃいかんかったかという、本来取れるんですが、重要事項説明書とか運営規程に記載がされていなかった。介護保険サービス以外の例えば付添料だとか、行政の手続は無料なんですけれども、例えば銀行に預金の出し入れをするだとか、それからその他官庁関係の手続、これについては無料なんです。本来これは代行料なんですよね。今言いましたように、重要事項説明書とか運営規程

にそういったことが記載されていなかったもんですから、これは取っちゃいかんということで返金をさせました。ですから、完全に取っちゃいかんものじゃなくて、載せてあれば取れたということで、とりあえず載せないということで、載せていなかったものについては一切返せということにさせていただきました。

それで代行料という名目の中に、最初に私が説明させていただきましたけれども、病院へついてという付き添い、これは病院に行ってから一緒に付き添って、利用者さんを窓口へ連れていったり、お医者さんの前まで連れていったりと。こういうときに1時間幾らということで、これは代行料という名目の中に入っちゃっているけど、これは間違っているから直せということで指示しましたが、これは付添料なんです。それと、代行は先ほどの銀行関係の手続……。

- 18番（大原 功君） あなたね、注意するけれども、この一般質問は通告どおりの名前があるので通告者をお願いしたい。こうなれば私どももこれから言うときに、これに補足してほかのことも聞きたくなりますから、それでもいいですか。

- 副市長（大木博雄君） とりあえず民生部長に答えさせますけど、その前にお願いします。

あと実費、運送料ではありませんけれども、例えば高速道路を使ったときの通行料、これは立てかえ金になると思うんですよ。それと10キロまでの運賃は取らないんですけど、ガソリン代の実費は10キロを超えたらいただきますよということで、これを超える、ガソリン代を超えるような料金を取ったら道路運送法に抵触するだろうというのは見解としていただいておりますので、それとあと協力病院としてそれぞれ申請時、それから実際に開発許可かな、それから農地法の許可をとるとき以外、終わってから県に申請を出しますよね。そのときに協力病院として海南病院とかそういったのは記載がされております。同意書についても、それから請求書についても非常に不明瞭だということで、これは実際に指示しましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員。

- 18番（大原 功君） 今、副市長が言われるけれども、副市長は議会事務局長もやっていたから、私もわからんところをよく議会の中で教えていただいたり、議運のあり方、それから今の行政のあり方、委員会のあり方、かなりのものを教えていただいた。現在、それができたから今こうやって質問でもきちっとできるようになったと思います。だから、副市長は私の言うことはみんなわかっておる。私も知っておるし、副市長もこのことを知っておる。これはなぜかという、今言ったように議会事務局長をやられて、いろんなところへ私も議長としてついていったり、いろんなことをしたり、ケーブルテレビをやりなさいということもやったり、委員会のこともテレビに映さないということも言った、いろんなこともあったりして教えていただいた。そういう中で、今、このケーブルテレビは別ですけど、委員会の

中でもテレビが映るようになって、それは弱者の方が、この３階で議会をやっているから、これでは上がってこれない。だから、下のほうでテレビを見ていただくというためにやっ
てくださいよということでやったわけ。その金額は85万ぐらいじゃなかったかな、そう大し
た金額じゃなかった。ようけかかると言っておったけれども、テレビを映すだけだから、下
にね。

それはそれでいいけれども、実際にしてそういう介護のそこへ行く代行というのは、グル
ープホームから患者さんをそこまで送るのは義務なんだな、ここまでは。患者さんがそこで
次の医療機関、これは病院で入院したりなんかすると、介護保険は使えんと思うけれども、
民生部長どう、使えますか。

- 議長（佐藤高清君） 山田民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 治療に伴う医療につきましては、介護保険とは別
のものだというふうに思っています。
- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、病院に入院しても介護保険は使えるということか。
- 議長（佐藤高清君） 山田民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほど申し上げましたように、医療に伴うものは
介護保険では使えないということでございます。
- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、当然使えんわけだけれども、その中でスタッフの付
き添いについては、介護というのは24時間患者さんを見る目的で介護をやるわけね。その人
が、事業者が別だで、代行で付き添いの方がやられるなら、これは当然別事業だからいいん
ですけれども、従業員がそこへ行って、当然その患者さんは24時間見ないかんわけだ。ただ、
病院へ行ったから病院のものは別だよと言っては、それだけのものを取っておる。先ほど言
った代行料、今の108万7,300円、これの分の内訳をあなた言ってちょうだい、一遍。この間
ちゃんと言ったでしょう、代行料1,000円とかそういうのを言ったから。
- 議長（佐藤高清君） 山田民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 私がここに手元に持っておりますのは、保留の人
が1名ふえましたので、今71件になっております。合計で……。
- 18番（大原 功君） 70件しか払ってないわね、この間から。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 71件になりましたので、71件で109万800円を全て
返還されております。

その中の明細ということでございますが、あくまでもこれは先ほど言いましたように1
回500円の代行分の500円と、あと付添料ということが、1時間1,000円とか1,500円の付添料

ということを代行料として請求書に記載がありましたので、その分全てについて先ほど言いました金額を返還させております。

明細につきましては、スタッフなのか代行料なのかということではなくて、それぞれ施設がございまして、明細については月額とかそういうのはちょっとここには持ち合わせておりませんので、もしあれでしたら、また後で報告させてもらいますけど。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなた1時間1,000円という金額を決めておるでしょう。決めておれば、今の71件なら、この間したときには71件ですけれども、実際には1人不明ですから70件の分で、何遍も言うように、先ほど言った金額、これだけだよという。その中で今の時間ね、1時間1,000円というのを区別してあなたは私に説明したがね。議会の中でもそういう説明したでしょう。

その説明をしながら金額がこの金額は、例えば私なんかでもガスなんかやっておりますから、供給設備と消費設備があるわけね。電気でもそうです。電話でもそうです。供給設備というのは、メーターがあればメーターまでが供給設備、それから以後に入るものは消費設備なんです。コンロが壊れた、いろんな壊れたのは消費設備。電話でもそうですね。電気でもそうですね。電気をする、これは中電ですけれども、中電のメーターまでが中電がする供給設備、それ以後のものについては、オール電化にしようが何にしようが、電気球が切れようが、これは消費設備なんです。だから、あなたが区別して分けたんだから、この分は1,000円ですよということを分けたから、それだから聞いておるわけなんです。だから、その金額が、通告する前にあなたは聞いたから、教えてくださいということで聞いたから、私は言っているわけだ。なぜそれがわからんの。説明してちょうだい。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 申しわけございません、先ほども言いましたように、この明細につきましては、それぞれ調べないとわからない部分もございしますが、利用料金等請求書の中に1行ございまして、その中には当該グループホームが代行料幾ら幾らということで記載されてございました。ここの分について、それぞれ毎月ある場合とない場合がございしますが、その分全てを先ほど副市長が申し上げましたように運営規程や重要事項説明書に記載がなかったから、この部分の金額について全て返還をなさということで、施設側はそれを返還されたということでございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ここにはこういう名目が、これは今ゼロですけど、代行料という名目を書いてあるわけだな、請求書の中にね。だから、結局今の代行料が、ここを見ると1万3,000円になっておるわけだな。だから、代行料が1万3,000円と書いてあるから、お客さん

というか認知症の方の家族は代行料として払っておるというふうに思っておるわけね。スタッフとして払っておると思っておらんわけだな。そうすると、ちゃんと1万3,000円という内訳の説明をしなきゃいかんわけでしょう。物をお客さんに買ってもらうときには、消費者保護法といって法律があります。その前には、料金を払っていただく前に、その金額が、これこれは幾らですよと、そこに消費税とかこういうのを含まますよということを必ず消費者に、消費者保護法というのがあります。ここの中には説明をしなきゃいかんと。それによって事業者と消費者が円滑に、今の消費説明ができたり事業ができたりするわけ。こういうのは国でもらうと、できておるわけね。

そうすると、あなたの今まで言っておったことが、先ほど言ってくれたやつね、これなんかでも隠しておったわけだ。そうすると、これは公務員法、そういうのにまで違反にならんのかなのか、偽証にはなるのかならんのか、一遍あなたにちょっと聞きます。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほど大原議員が重要事項説明書を隠しておったのではないかとということでございますが、そういったことは一切私はないというふうに断言できます。

それから、この1万3,000円の明細を申し上げてもよろしいでしょうか。

この1万3,000円、請求書には代行料と書いてございましたが、これは付添料ということで請求書の下側のところに、これは平成24年の2月10日付の利用料金等の請求書、当該グループホームが出しておる請求書の中で、その中に1行、代行料として1万3,000円という記載が確かにございました。その一番下の備考欄のところに書いてございますが、代行料は、これは1月分ですので、24年の1月5日、1月10日、1月12日、1月26日の海南病院に行かれたものが、1時間1,000円だったり、そういうのを積み重ねて1万3,000円ということで、では1万3,000円の内訳について、ちょっと時間がかかりますが申し上げてもよろしいでしょうか。

まず、1月5日でございますが、このグループホームの施設の自動車の運転記録というものがございまして、職員が運転をいたしまして、もう1つ、個人記録から、運転手ともう1名付き添って、行き先が海南病院に行っております。この時間が9時15分から11時15分の2時間……。

○18番（大原 功君） それはいいんだわ。私が聞いておるのは、3月と6月に言ったときに、あなたの答弁が全然違うから、こういう紙をこの間出したから、こういうことについては偽証にならんかということ。こういうのがあって、23年にもうこれをあなたが持っておるということなんだ、私から言わせるとね。そうすると、このものを持っておって、あなたが代行料ではないと、ここの医療機関には入っておりませんと言うんだけど、そこに医療機関

として海南病院が書いてあるがね、それを聞いておるの。そういうことが偽証にはなるのか
ならないのか、問題はそれなんだ。

- 議長（佐藤高清君）　ここで服部市長に答弁をさせます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君）　大原議員にお答えを申し上げます。

今回のグループホームの一連の大原議員の御質問に対して、私どもといたしましても関係
機関であるとか、さまざまな形で過去の資料等を分析いたしまして、不適切な徴収に関して
は、しっかりとその事業者に対して指導・監督をしたところでございます。そうした過程の
中において、大原議員の御質問と私ども行政の職員の答弁が食い違っているところがあるか
もしれませんが、私どもといたしましては大原議員の御質問に対しては真摯に受けと
め、そして正しい報告をしなきゃいかんということの中で、何も隠しておるものではござい
ませんし、偽証しているものでもございません。よって、公務員法における職員の違反があ
るのではないかというふうにおっしゃるわけでございますけれども、私は職員を管理する立
場として、一切そういうことのないことをここで断言させていただきたいと思います。

- 議長（佐藤高清君）　大原議員。

- 18番（大原　功君）　市長が言われるなら、ここに服務ということで第30条というのがある
が、この説明をちょっとしてください。ここにあります。この説明をしてください、一遍。
どういうふうにこれが書いてあるかということね。これは公務員の法律の67条というのに記
載してあると思う。だから、市長が今答弁されたから、こんなことわかっておると思うから
一遍説明してください。どういうことが書いてあるか。

- 議長（佐藤高清君）　服部市長。

- 市長（服部彰文君）　今突然おっしゃいましたその服務規程については、その資料を持ち合
わせているわけではございませんけれども、我々は行政の立場として市民の皆さんに対して、
うそ隠しのないように、あるいは公平という形の中に、あるいは公正という立場の中でしっ
かりとお話をさせていただくということでございます。

- 議長（佐藤高清君）　大原議員。

- 18番（大原　功君）　説明をするなら、私は民生部長に聞いておるんだから、市長がわか
っておって手を挙げるんだったら、こういうこともきちっとしないと、ここに書いてある33
条でもあるけれども、公益的なもの、こういうことがきちっと書いてある、公共の利益とか。
そういうものを違反してはいかんよということが書いてあるわけだ。

だから、私の質問が3月も6月もやっても、うその答弁をしておるということは出ておる
わけだ。そうすると、これは偽証になるんじゃないかなあと思うわけ。この処分については
市長がやることだから、私のほうもどうすることもありませんからいいんですけれども、次

にこの問題。

この問題は、これは平成19年の5月10日のものですけれども、前月分と当月分と書いてあるんですけれども、ここの中に、4日間しかこの方は介護保険の負担金を出しておらんわけ。4日間ですから1日が865円、これを4掛けると3,460円になるわけね。この金額について、それからこの下のほうに控除と書いてある。控除、入院中のため、食事代、光熱費を4万6,460円値引きしてあるわけね。そうすると、この人は介護保険の請求というの、ここの中にあるやつは、1カ月おくれておるといけませんので前のやつ、先月のを持ってきたんだけど、ここの33万7,010円というのはどういうふうになるの。普通からいったら3万1,000円ぐらいにしかならんだけれども、4日分だとね、市の公費の負担金は。でもここには33万になっておるけど、これはどうなっておるかなあと思って。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 当該グループホームの施設が出しております平成15年の5月10日付の利用料金等請求書のことだと思います。その中で、前月の請求額が33万7,010円というふうになっております。その右側に、当月入金額が同額の33万7,010円ということで、結構高額だなあというふうに思いましたので調査をさせていただきました。

そうしますと、未納がございましたので、未納分が17万1,594円ございまして、その当月としましては、3月分ですが、16万5,416円ということで、合わせて33万7,010円という額が、この5月にその金額全額が入金をされたということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、これ半分にしてもいいけれども、この方は4日分しか払ってないわけね、介護の負担金というのは。介護の負担金というのは自分の金だから、あとの残りのあなたが言われる17万幾らというのは、これは公費ですから。4日分しか払ってないなら、公費で支払う金額、公費の負担金、これは本人が4日間で3,460円払っておれば、公費はその9割を払いますから3万1,140円にしかならんだわ。なぜこの十何万というのは出てくるんだ。17万と出てくる金額がちょっとおかしいんじゃない。本人はこれだけしか払ってないんだよ、4日分しか。市長、4日分の金額を本人が払って9割が公費として払うわけでしょう。そうすると、これだけの分しか払ってなかったら、公費は逆に言ったらこの4日分の9割ですから3万1,140円しか払わなくてもいいんだ。これはどうなっておるの、一体。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 議員おっしゃるとおり、この4月分につきましては、それぞれ4日間で1割分ですが本人の負担になってございます。そのほかに介護保険負担以外ということで、当然部屋代とか、食事代とか、光熱費だとか、それから管理料とかと

ということで、その下に12万4,000円という請求額が記載されております。しかし、この12万4,000円の中で控除が4万6,440円ございましたので、どうしてそうなるかといいますと、この方は4月最初から23日までは入院をしてみえたと思います。4月24日に退院をされましたので、朝食代のその当時は300円を控除しております。それから、25日午後1時からまた外泊をされましたので、夕食は食べられませんので……。

- 18番（大原 功君） あのね山田部長、私の言っておるのは公費の問題ね。あなたの言っておるのは本人負担の問題。本人負担と公費とは違いますね。市長、わかるでしょう。私の言っておるのは、公費がこれだけだから、この公費のことを説明してくださいと言っておるわけだわ。こっちのほうの本人負担の14万3,990円、この分に対してはここにうたってあるからわかっております。入院中のためということで下に書いてあります。だから、公費の分だけを言ってください。下のほうはわかっております、私が。
- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） この方は4日以外は入院中だったということです。入院中は介護保険の請求はできないということになります。その4日というのは4日分の負担というのは1割負担ですから、3,460円であったり、その下の医療連携加算の156円であったりするわけです。残りは9割になっていますので、この9割分は市町村に請求はされてくることになります。今、計算機が正しいかどうかはわかりませんので間違えてするかもしれませんが、今私の計算機は3万1,460円がこの4日分のところの給付費ということで市町村に請求されると。それから、156円というのは、今私の計算機では1,404円という数字を出しております。この部分が市町村に請求されてくるだろうというふうに考えます。
- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） だから言うのは、この2カ月分をここに当月分の、前回のおくれておる分の不納分と合わせて33万と言うんだから、この半分にすると16万とか何とかになるわけね。なった分だと、ここから公費は、16万の中から3万3,300円は公費で要るわけだ。そうすると、あと13万という金はどこから出てくるのということ。この請求額では違うでしょうということ。この分なんだ。
- 議長（佐藤高清君） 山田民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほど申し上げたんですが、介護保険にかかる1割分の本人負担がございますよね。先ほど言われたように4日間でしたので、3,460円と156円で本人負担と。残りの9割は、先ほど介護高齢課長が申し上げた金額だということなんですが、そのほかに介護保険の負担金以外のもの、当然部屋代もありますし、食事代もあります、光熱水費もありますし、管理料もあるんですが、その中で引けるのは、食事代は食べていけませんので食事代を引いた……。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 僕は時間がないから、何遍も言うんだけど、本人の負担分はここに書いてあります。ここに光熱費が月1万5,000円、食事代が4万2,000円、それから部屋代が5万1,000円、それから管理費が2万2,000円、合計すると13万が本人負担になるんですね。だけど、この方は4日しかいないから、結局今の光熱費の4日分と食事代の4日分、光熱費は1万5,000円ですから1日500円で計算して2,000円、それから食事代は1日1,400円ですから4日分の5,600円、このものは本人だから本人が払ったわけだ。あとの残りの分は食べてない。それから、ここにいないからこの分の、本当は前に払っておるんだから控除とは言えんわね、払戻金だわね、今の4万6,400円というのは本人の分なんですね。

私の言っておるのは、何遍も言うけど、公費で払った13万近くの金額が、これとは合わんがなということ言っておるんやけど。市長、わかるでしょう。合えばいいんだよ。合わないがやということなんです。本人がこれだけしか払っていない。だから、合わないということ私言っておるの。その合わん金額の13万というのは、どこから介護請求をされたのかと。だから、別個にしてくれないかんよ。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 13万という数字というのが……。

○18番（大原 功君） 13万というのは、この分が2カ月分ね、2カ月分のやつを不納があったから合わせて払ったと言うから、それだけじゃないかということ言っておるわけ。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 今、この請求書からお話しさせていただきますと、前月請求額、当月請求額というのがありますよね。この前月請求額というのは、前月、4月のときに請求書で請求された金額です。その中に3月以前の未納があって、そのままのっちゃったということで、そのままあります。そのときの全てのやつが、ここの請求書にのっているということです。今回、当月分、5月分については、4月の状況を勘案しますので、4月の部分は4日しかない。要するに、4日しか施設に滞在はしていない。だから、この4日分しか保険請求はしません。ただし、この保険以外の部分については、事前に納められておるのかどうかちょっとわかりませんが、この部分を、12万4,000円というのはそれぞれの居住費、水道費、電気代とかいうのがあって、そういうのを合わせたものが12万4,000円なんです。これから控除額として、食事代、水道光熱費を足し込むと、この部分の4万6,400円を引くんだということがこの請求書であらわれていると思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 公費を、思いますだけではいかんよと言うんだ。公費というのは、市長も当選されたときに一円も無駄な公費を使わないというふうに言われておるんだから、おおむねのことでは、公費というのは大体金額が合わないかんのだな。決算はおおむねとい

うのはあるわな、全部調べられんからね、公共的なことは。会社の場合はおおむねはいけません、きちっとやらないかん。

私が言っておるのは、これだけの金額を、あなたが言ったように、3万1,140円と私が計算しておるんだけど、この金額でここに請求書に来ておればいいということを言っておるんだ。この請求書の中の分に載ってないから、請求したものはこの9割だから、この金額がここに載っておればいいんです。載ってないから聞いておるわけね。この分はどうするのということを聞いておるんだわ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 数字のことでございますので、私たちはきちっと御報告申し上げなきゃいかんというふうに思っております。この本会議の場において、今、大原議員の御質問に対してきちっと数字が、御理解いただける数字が答弁できないということは、私どもといたしましても反省をするところでございますが、議長に預けさせていただきまして、継続審議というような状況をおつくりいただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長にお預けしますので、新たな場で私どもとしてはお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私がここまで言うのは、私も高齢者ですけども、結局、40から高齢者保険というのは払っておるわけね。税金を払っておるわけだわ。そうすると40の人が、これが30年、40年たってから本当に介護が受けられるか、保証を本当はできないぐらいのものを払っておるわけね。それだから、こういう介護にして不正な金額を請求されたりなんかすれば、当然市長のほうが、先ほど言われたように、これが不正であれば介護保険の取り消しということは市長ができますから、こういうふうにするなりして、ただ何遍も言うようだけれども、あなたたち部長や課長だったらわからんか。請求額が、ここの金額が9割負担だったら、ここの当月の金額が3万1,170円の請求書じゃなければいかんわけなんだ、9割負担だから。それがなくてここに金額が、おおむねだけど、今の半分ね、33万7,000円だから半分に割ると、この金額が16万幾らになるんだけど、この金額と13万違うがやということ。

時間がないであれですけども、一つ言えるのは市長、中日新聞を読んでいました。この中には、ソニーの創業者は盛田昭夫さんでしたかね。あの方が、学問や勉強だけではない、今日あるソニーは、従業員、社員が努力をしてくれたから現在ここにあるということを会見で、娘さんが東京かなんかに住んでみえて、山田さんという方だと思ったけど、その方が言ってみえた。やっぱり努力をしてもらわないかん。数字合わせじゃないんですね。こういうことをきちっとしながらしてやっていただく。

今、市長が言ったからこれ以上は、まだようけあるんだけれども、余り市側のほうに恥をかかすようなこともいけませんのであれですけれども、もうちょっとしてもらわないと、保険料を払ったり、あるいは生活保護をいただいたり、こういう方なんかは一日一日暮らすのが精いっぱい。お金のある人が払ってあげるのが当然のことなんです。だから、市のほうの紙を見ると、12段階で介護保険のやつももらってきました。そうすると、1,000万円以上だと11万幾らになっていますから、私だと九千幾らになりますけれども、あと上へ12段階ふやして、もっとようけとるように、上の人は取ってやらないかん、本当は。そうならんと成り立たんよ。

これは含めてですけれども、こういうふうで時間が来たので、市長が言うのでこれ以上は言いませんけれども、市長のほうでまたどこかの会議で設けてちゃんとやっていただくということでありますので、ここで一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員、きょうの質問に対する数字的な答えは、どこかの委員会等で答弁させますので、よろしくお願いします。
- 18番（大原 功君） 俺、委員会に入っておらんもん。
- 議長（佐藤高清君） また出席していただきますので、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開を11時05分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時59分 休憩  
午前11時05分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

- 11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目にいじめ対策について質問をいたします。

国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止対策推進法が本年6月の通常国会において成立をし、この9月28日に施行されます。これは大津市で2011年10月、市立中学2年の男子生徒がいじめで自殺した事件が契機となって制定されたものです。この法律ではいじめの定義を、児童・生徒に対して、一定の人間関係にあるものから心理的・物理的な影響を受けたことにより、対象にされた児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと規定しています。学校でのいじめ対策としては、複数の教職員や心理・福祉の専門家などで構成する組織を設けるものとしています。その上で重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童・生徒とその保護者、また地方自治体に報告することを義務づけています。また、重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに警察に通報

し、援助を求めることも明記され、必要に応じて加害側の子供にも出席停止を命じることを求めています。

具体的には、地方自治体に対しては、いじめ防止基本方針の策定を求め、また学校に対しては、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、自殺や大けが、不登校に追いやったような重大ないじめについては、市町村長らへの報告を学校に義務づけたのも大きな特徴です。また、インターネットを使ったいじめへの対策が盛り込まれたのは時宜にかなうものだと思います。

いじめは子供の心身をえぐり、自殺にさえ追い込んでしまいます。悲劇が繰り返されないよう、社会が一丸となって立ち向かう契機としなければなりません。大津市の男子中学生の自殺事件で見られたように、問題が表面化するたびに、学校や教育委員会の隠蔽体質や事なかれ主義が批判されてきました。風通しのよい環境づくりに向けて、早急な意識改革が迫られていると思います。

こうした折に、ことし7月10日、名古屋市のマンションで近くに住む中学2年生の男子生徒がマンションから転落死する事件が起きました。彼はノートに自殺をほのめかす内容のほかに、いじめを受けたと見られる記述を残していました。直後に担任の教諭は、からかわれやすいところがあり心配していたと述べ、自殺をおおるようなことは一切していませんと示していますが、名古屋市教育委員会と学校側は、いじめ自殺の可能性は高いものと判断を示しています。

子供は、いじめは悪いと知っています。それだけに、いじめを根絶するのは難しいと思います。規範意識を養い、方針や体制の整備、また教育研修の充実も大事ですが、大人が愛情を注ぎ子供との信頼関係を結べなければ機能しません。肝心なのは、いかに早くいじめの芽を摘み取り、深刻化を食いとめることだと思います。そういう意味では、周囲にいる誰よりも、教師がそのサインを教育的敏感さでキャッチする必要があるとされ、多忙化の中で教員が子供たちと人間的で豊かな関係を結ぶ覚悟が教育現場に問われています。

そこでお尋ねをいたします。大津市の事件以来、いじめが社会的問題にまでなってきましたが、いじめに起因する凄惨な事件が後を絶ちません。こうした現状について、教育長の認識をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

大津市での生徒の自殺事件から、いじめはどこにでも誰にでも起こる可能性があり、人の命を奪う凶器にもなるということを再認識いたしました。子供の命は、何よりとういものです。何があろうと、みずから命を絶つことはあってはならないことでございます。

先日、ある地域において、国立教育政策研究所の３年間にわたるいじめの追跡調査で、児童の９割近くがいじめの被害や加害の両方を経験していることがわかりました。被害者と加害者が入れかわりながらいじめにかかわっている様子があるとの報道がございました。

本市におきまして４年前、市内の中学校におきまして、いじめと思われる行為によって生徒が右腕に教室の窓ガラスでけがをいたしました。昨年からの損害賠償請求事件として、現在も係争中でございます。また、最近では、携帯電話のメールなどによるいじめが発覚をいたしまして指導したケースもございます。

いじめは、どこの学校、どこの子にも起こり得るという危機意識を持ち、早期発見・早期対応に当たらねばならないことを強く認識しております。さらには、いじめ問題は学校だけで解決していくことは困難なこともございます。そのときは家庭や地域社会と連携して解決を図る姿勢を大切にいたしまして、日ごろから連携のきずなを深めることが重要であると考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○１１番（炭竈ふく代君） このたびのいじめ防止対策推進法は、自治体に対しては地域いじめ基本方針の策定を求め、また学校には学校の実情に応じた基本方針の策定を求めています。これらの法を受けて本市はどのような対応をされるお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） いじめ防止対策推進法の対応につきまして、お答えをさせていただきます。

御承知のように、この９月２８日に施行されますいじめ防止対策推進法の主な内容につきましては、地方公共団体や学校に対しまして、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針を策定すること、いじめ問題対策連絡協議会を置くこと、学校が講ずべき基本的施策として道徳教育の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットによるいじめ対策の推進などとなっております。

本市もいじめと思われる訴訟問題を抱えていること、また大津市でのいじめ事件の対応を参考にいたしまして、教育委員会としては既に独自で取り組める手だてを実施してまいりました。まずは弥富市いじめ問題対策マニュアルを作成いたしまして、それをもとに各学校におけるいじめ問題対応マニュアルを作成することを指示いたしました。早期発見の手だてとなる学校独自の生活アンケートはもちろん、無記名によるいじめに関するアンケートの実施、これまで以上に個別の教育相談の強化を図りまして、いじめの防止に努めております。また、いじめ問題対策連絡協議会を設置いたしまして、関係機関との連携を図る準備もできているところでございます。

一方、教員の資質向上を求めて、いじめを解消するための教師力向上研修をこの夏休みに開催いたしました。その内容は、「人権とは」をテーマの講話や人間関係づくりの研修を行いました。

なお、今年度から新たに、いじめ等の早期発見をするために、学級における生徒の満足度や学級の安定度を調査するQ - U検査を実施いたしまして、学級の状況を把握して、いじめが起こらないような望ましい集団づくりを継続的に行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 先ほど来より教育長のほうからお話がございますが、今や携帯電話やメールを使ったいじめも急増しているのが現実であります。今回の法律でのインターネットを通じて行われるいじめに対する対策、また対応につきましては本市はどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 炭竈議員の本市の状況と対応について御答弁させていただきます。

平成24年度のいじめの件数につきましては、小学校では4校で5件、携帯電話やインターネットに関するものはございません。中学校では3校で12件、うち携帯電話やインターネットに関するものが4件ございました。小・中学校合わせて17件のいずれにつきましても解決をしておりますが、引き続き注意して見守っております。

教育委員会としましては、特に携帯電話等の情報通信機器の使用法に力を入れてもらうよう各学校に指示をいたしました。担任による授業だけではなく、愛知県警のサイバー対策室や携帯電話会社から講師を呼んで、実際社会で発生しています事件などを紹介しまして、正しい使用方法について学んでおります。

また、弥富市としましてインターネット上のいじめの対応につきましては、コンピューター校務支援システムの導入業者によりネットパトロールを毎日複数回実施しまして、誹謗中傷・いたずらメールの検索をしまして、その状況を毎月1回、全小・中学校に報告をして対応しております。

また、こうした電子通信機器につきましては、基本的には保護者が買うものでございますので、保護者の方につきましては、この6月に学校から「有害情報から子どもたちを守るために」というチラシを配付しております。ここには、保護者にも正しい使い方を理解してもらうこと、子供と使い方などの約束をするなどの内容を盛り込み、啓発に努めております。今後大事なことは、持たせないようにすることは困難でございますので、正しい使い方に重点を置いた指導をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） こうした事件が起きるたびに、教員が一人一人の子供と丁寧に接

することができるように、また教員の負担軽減が問題になりますけれども、こうした問題への取り組みについてはどうお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 教員と子供たちの関係で何よりも大切なことは、信頼関係でございます。信頼関係をつくるに当たりましては、何よりも子供たちとのかかわる時間が大切かと考えております。多忙であります子供たちの様子は把握しにくく、いじめのサインを見逃すことも考えられます。多忙化解消のための人的配置としまして現在市では、市雇用の非常勤講師、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員を配置しております。教師の負担が軽減されれば、子供たちとのかかわる時間がふえ、教育相談に余裕を持って取り組みます。また、スクールカウンセラーの配置は、先生という立場とは違いますので、子供たちが相談しやすいところがございます。そのため教員と連携をとって相談内容の解決に当たることができます。

こうした教育的効果を十分把握しまして、今後も人的配置などにつきまして本市としましてできる限りの支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） このたびの法律では、いじめは単なる人間関係のトラブルだけではなく、決して許されない反社会的行為であると位置づけ点に最大の意義があると思います。いじめを防ぎ解決する責任は、教育現場にのみとどまらず、行政、また地域、そして家庭の大人全体で共有すべき強いメッセージであると思います。地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、また協力や情報共有の仕組みづくりを積極的に整えていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、市内の熱中症対策についてお聞きをいたします。

熱中症は、室温や気温が高い場所に長時間いることによって体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発生する障害であって、目まいやけいれん、頭痛などの総称です。熱中症は、暑さになれていない人、また暑さになれていない時期に多くなる傾向があると言われております。ことしは、猛暑というより酷暑の年とも思えるほど厳しい暑さが続いており、熱中症による救急搬送が全国各地で相次いでいます。消防庁の発表によりますと、ことしの7月の熱中症による救急搬送は全国で2万3,699人と、7月としましては過去最多の人数となったとのことでございます。

気温が高い日に散歩などをする場合、身長の高い幼児は大人よりも危険な状態になります。そのわけは、晴天時、地面に近いほど気温が高くなるからです。通常気温は地面から1.5メートルの高さではかりますが、外気温が32.3度だった場合、幼児の身長に近い50センチの高さでは35度を超え、さらに地面近くの5センチでは36度以上になると言われています。大人

が暑いと感じているときは、幼児はさらに高温の環境に置かれていることになります。

熱中症は誰にでも発症する危険性があり、重症化すると生命に危険が及ぶこともあります。正しい予防法を知って、体調の変化に気をつけることが大事であるかと思いますが、予防のためにきめ細かい啓発活動や事前の準備が何よりも大切であるものと思います。

そこで、弥富市の市民に対しての熱中症予防に対する周知方法と小・中学校などの各公共施設での予防対策や現状などについて、3点に分けてお聞きをいたします。

まず、1点目でございます。

今年度、救急車による市内の熱中症による救急搬送人数を、わかる範囲で結構でございますので、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 今年度の救急車による市内の熱中症による救急搬送人数につきましては、海部南部消防署に確認しましたところ、8月27日時点でございますが、市民の熱中症者は42人で、うち救急搬送者数は41人となっております。また、昨年度より約2倍の発生となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは2点目でございますが、市民への熱中症の具体的な予防策についての周知や広報への取り組みについてお尋ねをいたします。

またあわせて、特に高齢者や乳幼児に対しましては、福祉関係者などを通じて注意を呼びかける声かけ、見守りの対応も大事であるかと思いますが、その取り組みについてもお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 市民への熱中症の具体的な予防策についての周知、広報への取り組みということでございます。

7月に、熱中症を防ぐために、市民の方への回覧やホームページで熱中症の予防方法として、水分・塩分の補給、熱中症になりにくい室内環境、高齢者や乳幼児の体調に合わせた取り組み、外出時の準備等の掲載及び同報無線による小まめな水分補給等の注意喚起を行いました。また、民生・児童委員協議会、敬老会及びふれあい昼食会等におきましても、熱中症の対策の話をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは3点目に、市内小・中学校など各公共施設の熱中症対策についてどのようなことを行ってみえるのか、現況についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、市内の公共施設の対策について御答弁させていただきます。

ます。

熱中症は死に至る可能性のある病気でございますが、日常生活での暑さを避ける、クールビズの実行などにより服装に工夫を凝らす、水分を小まめに補給するなど、適切な予防を知っていれば防ぐことができるものでございます。学校現場につきましては、7月に「熱中症予防について」というチラシを全小・中学生の保護者宛てに配付をいたしております。また、各学校では、一定の気温を超えた場合の水分補給、運動の制限などの対応を行っています。今後は、各小・中学校に熱中症応急キットを配置するよう考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 日常生活、また学校現場で注意・対策など、さまざまな対応を行っていただいていると思います。

1点でございます。ただいま部長のほうから御答弁がありました小・中学校に熱中症応急キットを配置されるということでございますが、この道具というんですかキットの御説明をいただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 熱中症が疑われた場合、救急車などが現場に到着するまでに一定の時間がございますので、その間に、特に対象者が脳などにダメージを受けますので、体を冷やすための冷却材など必要な器材をセットしたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 体を冷やすということで、特に屋外での対応としては大変有効なものだと思いますので、ぜひ配置をしていただくということをお願いしたいと思います。

続いてでございますが、市内の各公共施設にはエアコンなどの空調機械がありますが、節電などで努力することは大切でございます。しかし、公共施設はある意味、市民の暑さからの避難場所でもあるわけですから、適切な温度管理をお願いしたいと思います。

また、弥富市の小・中学校の教室、体育館、そして社教センターやスポーツセンターなどのアリーナは空調機器が入っていないと思いますが、今後、市はこれらの学校とか、また施設の空調機器整備であったり、導入であったり、そうしたお考えについてはどのようにされていかれるのか、お尋ねをいたします。

またあわせて、例えば他市では、空中に水を散布することで温度を低下させるミストシャワーなどを導入しているところもあります。ミストシャワーは、水道水を霧状に噴射し、その気化熱で周辺温度を2度から3度下げるもので、体感温度が下がるなどの効果があります。また、水道の蛇口と直結させて使用するため、電気代もかからず、低コストで使用できるということで、特に小・中学校を中心に設置されているところがふえてきております。

本市もぜひこうした対策も、学校や施設などヘミストシャワーを設置してはどうかということを考えますが、いかがでしょうか。済みません、先ほどの空調の件とあわせて、御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 現在、小・中学校や社会体育施設につきましては、エアコン等の空調設備は、議員が御指摘のように、一部の場所を除きまして導入されておられません。夏の暑さ対策としまして、これまで小・中学校では、夏休みがあるということもございまして、基本的には学校では扇風機で対応する考え方で来ております。今年度までに中学校につきましては、普通教室・特別教室全てに扇風機が設置してございます。小学校につきましては、普通教室は全て扇風機を設置してございますが、特別教室につきましては一部未設置のところがございます。したがって来年度以降、設置していく予定でございます。

議員御提案のミストシャワーにつきましては、来年度、試験的に設置できるよう研究してまいりたいと思っております。

社会体育施設につきましては、運動をする場所ということもございまして、これまで施設の窓の開放などの自然換気や移動式の大型扇風機での対応をしております。しかしながら、近年の異常に高い気温が続く状況を見ますと、熱中症は建物の室内外ともに発生するわけですので、これまでの考え方から小・中学校の教室へのエアコン等の導入を考える時期に来ているかと思えます。しかしながら、小・中学校の体育館や社会体育施設の大規模空間の施設につきましては、当面、空気の循環を促す大型扇風機等で対応したいと考えております。いずれも多額の費用を要しますので、小・中学校体育館などの非構造部材の耐震補強やトイレ改修を現在抱えておりますので、こういった問題、それと各社会体育施設の改修項目等をあわせて優先順位を決め、進めることになると思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） いろいろ対策のほうを私が申し上げましたけれども、これらの対策、予算の問題もあるかと思えますけれども、できるだけ来年度、26年度予算に反映されますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、この9月議会で大きく分けまして3点の質問をさせていただきたいと思えます。

まず、防災についてでございます。

気象庁では昨年から、それぞれの地域で数十年に一度のレベルの大雨になった場合、「これまでに経験したことのないような大雨」と表現し、最大級の警戒を呼びかけています。今年7月、8月だけでも、山口県、秋田県、岩手県の一部地域に、警戒警報の上位に設定され

ました特別警戒警報、経験したことの無いような大雨、それぞれの地域で数十年に一度の大
雨ということで、その地域の災害の危険性が著しく高まっている警報がありました。

実際の例をとりますと、山口県の洪水量は降り始めてから半日で350ミリを超えました。
半日で350ミリと、これは大変な雨量でございます。最大1時間の洪水量は143ミリでありま
した。この東海地域の過去の豪雨についての記録を調べてみますと、2011年7月に隣の三重
県の桑名市で1時間に83ミリの集中豪雨がありました。4時から7時までの間の3時間で
170ミリの豪雨でありました。四日市付近でも1時間に90ミリの猛烈な雨が降り、両市では
住宅の床上・床下浸水が発生し、相次いで避難者が出ました。日本全国でも、今年度だけで
も異常気象によるこれまでに経験したことの無いような大雨以外にも、ゲリラ豪雨が多数発
生しております。この弥富地域は海拔が低く、特に水害等には十分注意しなくてはなりません。

では、質問させていただきます。

集中豪雨はいつ発生するかわかりませんが、例えばこの地方に発生したとすれば、水田の
役割、これは一時ため池的な役割でございますが重要であると思います。市街化調整区域は、
これは田んぼが多いところでございますけれども、水田がたくさんあるので問題は少ないと
思います。市街化区域、これは宅地に変えるようなところでございますが、その地域につ
いては、水田や、田んぼや、金魚池が少なくなってきました。

では、弥富市になったときに市街化区域の生産緑地、これは田んぼとして利用するよう
なところでございます。田んぼとしてはどれくらい面積があったのでしょうか。お尋ねしたい
と思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、御答弁させていただきます。

生産緑地地区は、平成22年の12月24日に指定をされております。現在の面積でございます
が全部で約3.8ヘクタールで、そのうちの田の面積は約3.1ヘクタールとなっております。以
上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 生産緑地としては田んぼは大変重要であり、これにかわるようなため
池の確保は、都市計画上、防災上でも重要なものであると思われま。市はどのような見解
でお見えになるのか、またその計画があればお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 生産緑地地区におきましては、土地所有者から申し出がござい
まして、市が市街化区域内にある農地等で公害また災害の防止、農林漁業と調和した都市環境
の保全等良好な生活環境の形成に役立つ農地等を計画的に保全するために、農業の継続が可

能と認められる一定の条件を満たした地区を指定しております。特に防災面から見ますと、生産緑地地区に指定されると30年間は農地として管理することになっておることから、湛水防除における一定の役割を果たすと考えております。

また、生産緑地地区にかわるため池等の確保につきましては、現段階では考えておりませんので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 例えば1時間に100ミリの豪雨がこの地方にあったとすると、特に市街化区域、宅地にするようなところでございますけど、雨水がどのような水路に流れ、この地域には水田、またはため池が必要であるというシミュレーションを専門の業者に託し、それに基づいて排水整備計画を検討する必要があると思うが、どうでしょうか。私はこのシミュレーションが必要であるところは、佐古木地区、前ヶ須地区、平島地区等で、田んぼがだんだん少なくなっている地域であると思いますがどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在の市街化区域の雨水施設整備につきましては、降雨強度を1時間に50ミリとしております。雨水排水計画を立案し、既存の排水施設を極力有効活用する方針といたしまして、幹線排水路を初め支線排水路を整備しておるところでございます。

議員提案のシミュレーションにつきましては、愛知県において日光川水系日光川浸水想定シミュレーションを平成23年6月1日付で、100年に1回程度起こるという想定で大雨が降った場合により、川が氾濫した場合について想定をされておるということを聞いております。浸水の状況につきましては県のほうで公表されておりますので、本市におきましてもゲリラ豪雨対策の参考といたしまして、今後シミュレーションを進めていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ゲリラ豪雨につきましては、いつ発生するかわかりませんので、特に市街化区域等の田んぼについては、排水がどのようにされるかということのを的確につかんで対応していただきたいと思う次第であります。

次に、調整区域でございます。今までは市街化区域の話でございました。今度は調整区域、要するに田んぼが多いところでございます。私は再度、市街化調整区域での河川管理についてお尋ねしたいと思います。これは前回もやらせていただきました。

河川法で1・2級の河川は国・県の管理であるが、それ以外の河川は、これは準用河川、普通河川でございますが市の管理で、条例・規則でうたっているとあります。ですので、普通河川と準用河川の管理につきましては、市で積極的に行っていただきたいと思う次第であります。

また、弥富は、防災の生命線である河川管理が法律で明示してあるんですが、市がきちっと管理すべきであると思います。ただ、前回の回答でもございました。土地改良区という話がございましたけれども、これは過去に農林水産省の補助事業で施工した関連があるということから来ておると思います。ですので、河川法でいう市の管理、河川は市が管理すべきであると思いますが、どうでしょうか。ただし、市街化区域の排水路、河川は市が管理しております。どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 条例につきまして答弁させていただきます。

まず最初に条例につきましては、弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例が平成25年4月1日付で施行されております。議員が言われますように、鰯浦川の準用河川につきましては条例で定めておりますが、その他の普通河川につきましては条例では定めておりません。これは準用河川以外でございますが、普通河川の市江川、鰯浦川、宝川につきましては、孫宝排水土地改良区所有の財産でもございます。管理につきましても、管理しております排水路でございます。過去に地盤沈下対策事業等で整備をされておまして、市に移管することとなれば排水路から河川に用途変更することになり、経過年数によっては補助金の返還の可能性もあると思います。また、愛西市との関係もございますので、市で管理するのは非常に難しいと思いますので、条例につきましても現在のところは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今後とも努力していただくよう、お願い申し上げます。

私が弥富の防災の生命線である河川にこだわるのは、準用河川や普通河川のしゅんせつ、河川修理等、土地改良区での管理では無理が生じておると思われ、弥富の生命線である排水路、河川については、市が責任を持って管理すべきだと思います。

続いて、災害についてのソフト面から質問させていただきます。

防災に対しては、日ごろから災害の備えが必要であります。1番目として、防災マニュアルの質問を出させていただきましたが、昨日、海部南部消防本部から、こんないい本が各戸に配られました。読ませていただきましたら、大変参考になる資料でございます。ですので、この質問については飛ばさせていただきますして、次に移させていただきます。

災害が発生しました。災害に対し、行政が行動できる範囲は限られております。災害が発生した場合、各地域で一番活躍されるのは自主防災組織であります。自主防災組織が最初に来てから数年たちますが、今、弥富市ではどれぐらいの自主防災組織ができているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 御質問にお答えさせていただきます。

現在、市内で最終的には72地区ほどになるかと思っておりますけれど、51地区が結成しております。また、白鳥地区、弥生地区につきましては、全地区で結成済みとなっております。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。

- 9番（横井昌明君） 自主防災組織につきましては、災害が発生したときの行動、災害に対する知識等、地区の役員が研修を行っていただいたらどうでしょうか。出前講座でも防災講座を行ってみえますが、それは少数であり、全体で意見を交換しながら研修を設けていただいたらどうでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 自主防災会の研修についての御質問でございます。

時期はまだ未定でございますが、本年度、自主防災会の全体会を開催する予定としております。その際に研修についても取り入れてまいりたいと思っております。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。

- 9番（横井昌明君） 次に、ちょっと飛躍しますが、例えば震度6から7の地震が発生しました。役所の各施設には大勢の市民が来庁してみえます。市役所を初めとする各施設の災害訓練や避難訓練を行っておみえになるのでしょうか。耐震施設のあるところ、また耐震性の弱いこの市役所等、どうするのでしょうか。来庁中の市民に対する避難マニュアルはあるのでしょうか。それに基づいて避難訓練をすべきではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

また今年、愛知県、春日井市、美浜町で、地震発生のためのシェイクアウト訓練というのを実施してみえます。これは、安全行動1、2、3で、1は姿勢を低く、2は頭・体を守って、3は揺れがおさまるまでじっとしているという地震から身を守る訓練を実施してみえます。訓練は1から2分程度の訓練でございますので、弥富市民を対象に実施されたらどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現段階では火災に対する避難訓練というのは行っておりますが、地震等に対する訓練は行っていないのが現実となっております。今後、各施設ごと、先ほど議員が言われましたように特徴がありまして、避難マニュアルというものも変わってくるかと思えます。そういったものの作成とか避難訓練の実施といったことを働きかけていきたいと思っております。

続いて、シェイクアウトの件でございます。

シェイクアウト訓練につきましては、9月1日に県下一斉で行われたということでございます。こちらのほうがそのシェイクアウトのときのチラシになっておりまして、裏のほうに

は申し込みができるというような形になっております。県の訓練につきまして、周知を広報・ホームページ等で行いました。また、自主防災会に対して資料提供を行いました。申し込みは家族・グループ等でも申し込みできるということで、誰でも参加できるという形のものでございます。市民対象の訓練につきましては、県の訓練の結果ですね、まだ出ておりませんので、そういったものを踏まえまして来年度以降の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に私のほうから追加で答弁をさせていただきたいと思います。

最初のいわゆるゼロメートル地帯という状況の中での弥富市の今のあり方、そして今後に対するさまざまな対応ということについてお話をさせていただきます。

私も弥富市は、三方を水に囲まれております。西は木曽川、そして東は日光川、そして伊勢湾でございます。そういうような状況の中において、海拔ゼロメートル、あるいはマイナスという状況下でございます。そういったような状況において、ゲリラ豪雨であるとか、さまざまな異常気象というようなことが予測されるわけでございます。今、日本各地でも、そのような被害が後を絶たないという状況でございます。

そういった形の中で、日光川にしても木曽川にしても天井川でございまして、私たちが生活をする場よりも高いところを流れておるわけでございます。そういった形の中においては、自然排水ということでこれが対応できるわけではございません。そうした形の中においては全て排水機、いわゆる湛水防除事業と言われるところの排水機の設置によって、その排水をしていかなきゃならないということでございます。

現在一番大きな排水機は、日光川の水閘門という形の中で改修工事をしていただいております。これは国の大きな事業でございます。日光川の流域で約130の排水機があるわけですが、それが一斉に日光川のほうに排水されます。そして、日光川の水閘門というのは一番伊勢湾に近いところにあるわけでございますので、その水を一気に排水しないと、あふれてしまうわけでございます。もちろん、排水規制という状況の中でそれぞれの市町の約束事がございますけれども、いずれにいたしましても日光川の水閘門の早期の完成が望まれるところでございます。

一方、私も弥富市といたしましては、昭和34年の伊勢湾台風から、さまざまな形でこの排水機の設置をしてきていただいております。先人の皆様方は、水との闘いというのが毎日のご様子でございます。そうした形の中で、鍋田2期と申しまして、今の鍋田の排水機のところに新たに場所を移して排水機を設置しております。これは今工事を進めておりますけれども、来年の5月ごろには仮運転ができて排水機能が増すということになっておりますので、我々としては安心かなあというふうにも思っているところでございます。

それと十四山地区におきましては、孫宝排水機という形のものが昨年完成をいたしまして、これもジェットタービンというすばらしい機械のもとに、大変な排水量を誇る排水機場を設置させていただきました。

そして、今、弥富市の中で一番低いとされているのは稲元地区でございます。これが海拔ゼロメートルどころか、マイナス2.0から2.5メートルぐらいのところに稲元地区があるわけでございます。この地区におきましては、筏川への排水ということが今までは自由になりませんでしたけれども、ゲリラ豪雨であるとか、あるいは大量な雨のときには、筏川のほうへ臨時的に排水をさせていただきたいという形の中で、稲元のところに新たに排水機を設ける予定を進めておるところでございます。

いずれにいたしましても、湛水防除事業が市民の皆様の安心・安全に必ずつながるという形の中で、さまざまな形で基盤整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、先ほどの水田の問題、あるいは市街化の状況の中での湛水防除というような問題についても、話をしっかりと進めていかなきゃならないというふうに思っておりますのでございます。

そして、中六のところに中六隧道というところがございまして、鉄道の高架の下に少し低いところがあるわけでございますが、ここが毎年、ゲリラ豪雨的な雨が降りますと水がたまるわけでございます。そうした形の中で、昨年も一時危険なことがございましたけれども、このところについては進入禁止の扉を今年度中に設置したいということで、入れないようにさせていただくというような措置をとっていききたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、防災につきましては、今お話をさせていただいたように、河川の管理はもちろんのことでございますけれども、3・11東日本大震災から私たちは多くの教訓を学んだはずでございます。この教訓を一つ一つ我々としては実行していかなきゃならない。しかし、莫大な経費と時間もかかるわけでございますので、公助・共助・自助というような状況の中でこの防災ということについても取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 先ほど防災安全課長からお話がありましたように、この施設、特に市役所でございますけれども、耐震性がなされておらんということでありますので、早く市役所をつくっていただきたいと思うと同時に、まだまだ多少時間がかかると思いますけれども、マニュアルをつくって、一般市民がどういうふうに出たらいいかということぐらいはしっかり認識しておいて、また職員にそういうふうに啓蒙していただく必要があると思います。それだけ地震、風水害の災害確率が高まってまいりました。備えがあっても、まだ十分ではありません。今後も災害のことをいろいろ認識しながら、いろいろな行動をとらせていただき

ます。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員、質問の途中ですけれども、ここで昼休みとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開を12時45分、12時45分ですので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 0 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横井昌明議員、お願いします。

- 9 番（横井昌明君） 9 番 横井昌明でございます。

2 番目としまして、住みよいまちについてのお尋ねをしたいと思います。

総務省の統計局及び国立社会保障・人口問題研究所が作成しました推計によりますと、人口のピークは2004年12月の 1 億2,783万人であります。その後年々減り続け、5 年後、2009 年には 1 億2,751万人、2030年には 1 億1,522万人、50年後には 1 億を切ります。もちろんこの数字は、現在予測される出生率で推移するなどという条件がついております。

既に地方では人口の減少が始まっております。25年後の推計によりますと、東京都を含め全都道府県で人口が減少します。愛知県も25年後の推計を見ますと、736万人から699万人、三重県も185万人から160万人、岐阜県も208万人から176万人に人口が推移すると予測されます。

もう 1 つの大きな問題は、人口の減少と同時に発生する高齢者人口の急速な増加、高齢化率の上昇であります。人口問題研究所によると、25年後には日本の 4 割の市町村で高齢者が 4 割を超えると推測されます。すれ違う 2 人に 1 人は高齢者で、若い子供がいるのを見たら、きょうは子供を見たよというような話題になる時代が来るかもわかりません。弥富もこんなことにならないように、今から対策をする必要があります。

また、最近発表されました、総務省がことしの 8 月28日に発表した住民基本台帳によると、人口動態調査でも昨年と比較して約26万人が減少しました。弥富市の住民基本台帳の人口を調べてみますと、合併しました平成18年 4 月では、世帯数が 1 万4,661世帯、人口は 4 万3,664人、これは外国人を含むであります。平成25年、ことしの 4 月では、世帯数が 1 万6,387世帯、人口は 4 万4,576人でありました。世帯が増加している割には、人口の増加が少ないという現実であります。

さて、なぜ自治体に人口の増加が必要なのでしょう。それは、人口の増加は弥富に若い

世代が転入する、また税収がふえる、また活気が出るというメリットがあります。では、どうすれば転入増加が期待できるか。それは若い世代に、弥富はほかのまちと違う、ほかのまちよりすぐれているという点をPRすればよいと思われます。

今後、名古屋市の中心は、中区栄地区から名古屋駅周辺に移ってくると私は思います。ですので、弥富は名古屋駅まで鉄道で15分、自動車で駅周辺まで30分、県庁まで40分で行ける大変便利でよいところであると思います。しかしながら、愛知県では名古屋の東部地区に人口増加が多い現状であります。名古屋の東部地区から駅周辺まで向かおうとすると、弥富の2倍以上の時間がかかっても到達しません。こんな便利のいい弥富でも、人口の増加が少ない。それは弥富市の地盤が低いというイメージがあるのが原因と私は思います。イメージ的にはよくないと思われるところであっても、弥富はこんな便利のいいところだということを皆さんによく知っていただく必要があると思います。

弥富市には、先ほどもありましたように、排水ポンプ場がきちっと整備され、集中豪雨で水害になったことはほとんどございません。ただ、伊勢湾台風は除きますけれども。過去に集中豪雨で尾張地区が被害に遭ったときでさえ、翌日に稲刈りをしていたという例もあります。

さて最近、経済専門誌の東洋経済社がまとめた全国の市の公的データに基づいて、住みよいまちランキングが発表されております。これは安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度と5部門で評価されております。今回で20回目ということであります。対象は789市と東京23区の812都市が対象であります。それによりますと、1位は千葉県印西市、評価が60.89でありました。愛知県を見ますと、6位に長久手市、7位に三好市、12位に日進市、15位に東海市、23位に隣の三重県の桑名市、36位に弥富市が評価され、54.89で入っております。東京を含めた全国都市の36番目にランクするということは、大変すばらしいことであると私は思います。

さて、皆さんに弥富を知っていただく、弥富に来ていただくにはどうしたらいいのでしょうか。こんなまちに住んでみませんかとPRしたらどうでしょうか。1番目として名古屋駅まで15分、JR、近鉄、名鉄、伊勢湾岸、高速道路、国道が充実したまち、2番目として保育施設など子育てが充実したまち、待機児童なし、3番目として文化施設・体育施設が充実したまち、4番目として小・中学校まで医療費が無料なまち、そして5番目として集中豪雨等の防災に強いまち、6番目として自然が多いまちと、弥富市のイメージがよくなるような弥富市のPRを行い、若い世代、子育て世代から弥富に住みたいまちとして行ったらどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

もう少し弥富市をPRしたらどうかということでございます。私といたしましても、そういう方向につきましてはさまざまな機関を通じてお願いしているところでございますけれども、昨年、市民アンケートを行いました。これからの弥富市に住み続けたいという形で答えていただいた方が84.8%でございました。前回、5年前に比べますと3.6ポイント上がっておるということに対して、今現在の弥富市には定住志向が非常に強いということを思っているところでございます。そんな形の中で、20代、30代の人たちがしっかりとこのまちのよさを理解していただいて、我々はさまざまな行政の制度というものについてもお示しをしていかなきゃならない、あるいは安心・安全なまちづくりということに対しても、より一層都市基盤整備を中心として考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。そうした状況の中で、さまざま先ほど横井議員がポイントとして上げていただきましたように、強みというものをより一層伸ばしていくということについて、これからも努力していきたいというふうに思っているところでございます。

先日も名古屋市河村市長とお会いしまして、時間をいただきました。そしてその中で、私どもとしては名古屋の通勤圏内という形の中で弥富市があるわけでございますので、弥富市のさまざまなイベントであるとか、あるいはPRしたいことがたくさんございますということで、名古屋市の持ってみえるテレビの枠というのを利用させていただけないかということをお願いいたしましたら、気持ちよく受け入れていただきました。そうしたことも一つの方法として考えていきたいというふうにも思っておるところでございます。

また、別のところでほかの議員からも御質問がございますけれども、今、中核都市を中心といたしまして新聞各社のマスコミと定期的に会合し、行政の案内をさせていただいているところが非常にふえてきているわけでございます。来年度から、そういうボード等も含めて、ツールを含めて考えていながら、弥富市からさまざまなことに対してマスコミを通じて発信していきたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、弥富市の強さ、よさということを皆さんとともにさらに考えていき、ことしの12月には皆様方にもお示しをすることができますけれども、第1次総合計画の後期計画ということに対して、そういったことについても織り込んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市長からはいろいろ答弁していただきましたけれども、このようなPRをどのようにしたらいいかということでございます。手段、方法について、私はいろいろなことを考えております。

まず、富山県の某市、これはテレビで市への転入を促すCMを放映しているところがござ

います。また、市町村レベルでは、人口減少は今ここにある危機として捉えるべきだと私は思います。ですので、私は第1回目としまして、大新聞、大きな新聞の両面を使って、弥富市への転入のPR、弥富市に住んだらこういういいことがあるよということをやってほしいんですが、どうでしょうか。それくらい大きなことをやってほしいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 新聞の紙面でのアピールにつきましては、横井議員の言われました弥富市の単独での掲載ではございませんが、新聞各紙の市町村尾張地区、海部地区特集広告において、市の紹介PRを行っているところでございます。

議員の言われます弥富市単独での紙面PRにつきましては、アピール効果は大変大きなものとなると思われますが、費用面につきましては、新聞社に問い合わせたところ、新聞の片面で約1,400万円とのことでございました。そういった費用面の関係で、非常に難しいものと考えております。

若い方へのアピールとしては、本年度から始めましたキャラクターロゴつき原付ナンバーは、市のPRや若者の定住を促す観点から有効なものと考えております。また、新たな情報発信の手段として、ツイッターを初めとしたSNSは、若い世代への有効な情報発信の手段の一つとして考えており、今後このSNSのさらなる効果的な利用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が答えていただきましたけれども、私も弥富市のPRとして、観光や青少年健全育成ということで、各ほかの市町村とおつき合いで掲示しているということは知っております。でも、皆さんと同じようなことをしていたのでは、なかなか弥富市を知っていただくということは難しいと思います。ですので、お金がかかるかわかりませんが、それだけの効果は十分に僕はあります。ですので、なるべく若い方に弥富を知っていただくということで、ぜひとも単独でPRを行っていただきたいと思う次第でございます。

次に移ります。

次に、農業についてお尋ねしたいと思います。

私は過去、昭和47年に弥富町役場の経済課にお世話になり、13年間、農業関係の仕事を、私は農業改良普及員の資格を持っておりますので、農業技師として農政の仕事に従事してまいりました。その間、米の生産調整、弥富地域農業機械銀行、これは認識がちょっと薄れたかわかりませんが、天皇杯を受賞しまして、現在、農村環境センターに杯のレプリカがございます等、農業改善事業に取り組んで仕事をした経験がございます。あれから20年たった今、農業はいろいろと変化しておりまして、TPP問題を初め、農業経営の規模拡大や

農家の後継者等、いろいろな問題に直面しております。私は現在、水稻を60アールづくり、今、稲作農業経営を行っております。

では、弥富市の農業の現在についてお尋ねしたいと思います。

弥富市の農家数、専兼別、専業農家については作物別の農家数をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、御答弁させていただきます。

2010年の世界農林業センサスによりますと、総農家数は1,568戸、そのうち専業農家につきましては114戸、第1種兼業農家につきましては108戸、第2種兼業農家につきましては960戸となっております。ただ、数字的に残りの386戸につきましては、自給的な農家の方でございます。

次に、専業農家の作物別の農家数でございますが、稲作が103戸、麦類が16戸、豆類が20戸、野菜類が50戸、花卉類が13戸、果樹につきましては2戸でございます。

なお、合計が合いませんのは作物の重複がございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 20年前と大分変わったなあとしきりに思う次第でございます。

次に、私は農業経営については、農業の収入につきましては農産物の販売代金で、支出は農作業委託代、肥料・農薬代、土地改良経費等があります。昨年の収支は、収支というのは収入と支出の差でございますが、差し引き10アール当たり2万400円のマイナスでありました。確かに農家はもうかりません。

ところで、土地改良経費について尋ねたいと思いますが、私のところの土地改良経費は、海部土地、弥富土地、孫宝と3つございます。海部土地、弥富土地の関係につきましては用水経費、お水をいただいておりますという経費でありまして、これは稲に使っております。孫宝改良区の経費は排水経費であり、それも農家の農地、田畑の面積で排水維持管理費の負担費用が賦課されております。排水は、雨水と家庭雑排水が原因で、それに対する排水費用であります。維持管理費には、一部の市補助金がありますが、農地の田畑の排水の費用負担するのは、今後農家が負担するのは大変難しくなると私は思います。ですので、過去は水稻、米の収入につきましては1俵2万円ぐらいございました。そのときはまだまだよかったのですが、今は米価、米の値段は当時の半分ぐらいでしか収入がありませんので、農家は大変苦しい現状であります。排水基礎の農地面積と農地以外の面積の比からすると、農地が約4割ぐらいであります。この地域の防災は排水が一番の重要事項であり、排水管理費も市がもっと多く負担していただけないでしょうかと思います。そういうことについてお尋ね申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 土地改良区の排水賦課金につきましては、排水路を使うのは農業用のみならず、家庭排水を含めました全ての排水に使用することから、弥富市といたしましては全体で負担しなければならないという考えのもとに、平成23年度より20%を補助させていただいております。

補助の割合の御質問でございますが、現在、排水機場維持管理にかかわる経費につきましては、県及び市から補助をしており、ほぼ賄われていると思っております。補助率を上げるということにつきましては今のところは考えておりませんが、しかしながら土地改良区の経常賦課金につきましては、以前から御指摘いただいておりますように、農業者の大きな負担となっていることは十分承知をしているところでございます。今後も土地改良区とともに十分協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 排水経費でございますので、弥富市はこれをなくしたら大変なことになります。ですので、農業者だけで負担させるということではなくて、全体で持っていただくということをお願いしたいと思います。

次に、農道（市道）についての管理についてお尋ねしたいと思います。

私は、田んぼに隣接する市道で草刈りを年5回行っております。最近は除草剤を使う農家がほとんどで、道ののりは痩せて、アスファルトがむき出しになっております。何かいい除草の方法があったら教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 道路の路肩の除草管理につきましては、隣接の地権者の方々の御理解と御協力によりまして除草をしていただいているものでございます。大変ありがとうございます。また、除草剤等を使用していただいて路肩が痩せていくことにつきましては十分承知をしておりまして、通行に支障がありそうな箇所につきましては、地元より御連絡をいただいた都度に補修をしながら行っているという状態でございます。市といたしましても、効果的な除草方法は見出しておりませんが現状でございます。したがって、市道全路線の除草管理につきましては、市だけでは到底できませんので、今後も引き続き隣接の地権者の方々の御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 開発部長からいい回答をいただきましたけれども、のりが出ておるようなところは、開発部に申し込めばやっていただけるということですね。では、次に進みます。

市長さん、五明、五之三の木曽川用水幹線排水路の管理用道路は走られたことはありますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答えいたします。

過去に何度も走っております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これで話がわかりやすいです。知らんと言われたら、一つずつ説明していかないけませんので。

僕も数回走りましたが、そこにはヒメイワダレソウ、これは低木、要するに低い草花で、花が咲き、とてもきれいな印象でした。これは水資源開発機構が管理し、栽培されております。1年を通じ、雑草が全然生えておりませんでした。除草効果がある程度確認されておりますので、除草対策の第一弾としてぜひ市道に実施してほしいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 除草効果のありますヒメイワダレソウを栽培してはどうかという御質問でございますが、弥富市内及び周辺でイワダレソウを植栽されておりますのが、水資源機構が管理しております木曽川用水海部幹線水路沿いや、森津地内で地域の方々、そして農地・水・環境保全活動の中で行われておるといふふうに聞いております。

水資源機構に話を伺いましたが、植栽に当たっては、まず路肩の整形や表土の入れかえを行い、雑草を抑えるために防草シートを張り、そこへ植栽をしているということでございます。植栽後につきましては、委託によりまして水やりや、毎月定期的に人の手によりまして草取りなどを行っているそうでございます。このように多くの手間や費用をかけて栽培している状況でございますので、きれいではございますが、効果は大きいと思っておりますが、植栽や管理の経費を考えますと実施できないというふうに思っております。

また、森津地域資源保全隊の活動の中におきまして、のり面にイワダレソウを植栽し、景観形成の向上とともにポイ捨ての防止等が行われているそうでございます。森津地内で実施されております農地・水・環境保全活動での報告書も作成され、その中で紹介されておりますし、PRもしてみえるとのことでございます。除草対策の一つといたしましては、それぞれの地区や農地・水・環境保全活動の中でぜひ取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 確かにお金がかかるかわからんですけども、市のメイン道路についてやっていただくようにお願いしたいと思います。

今後も日本の農業は大変難しい時代になると思います。農業は自然を保ち、地域の温暖化

対策にもなると思いますが、我々としては農業に対する環境を、少しでも農家のためになるような環境づくりを進めたいと思います。

以上で終わります。

- 議長（佐藤高清君） 追加答弁、服部市長。
- 市長（服部彰文君） 横井議員にイワダレソウの件についてお話をさせていただきますけれども、先ほどは経費ということで具体的な数字は出ておりませんが、1平米当たり3,000円から4,000円かかるということでございます。これはとてもじゃないですけど、総延長という形の中で道路周辺の隣地の草ということについては、それを張るわけにはいかないだろうというふうに思っております。皆様方の御協力をいただきまして、今後とも道路の管理をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。
- 4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1点目でございます。保育料についてでございます。

今後の保育料の方針でございますけれども、現在この弥富市は、「子育てするなら弥富で」というキャッチコピーどおりに手厚い子育て支援に力を入れて、公立で9カ園と、しかも待機児童もほとんどない、誰でも入れるというところと、あと保育料も愛知県平均に比べ35%も安い、そして電車で名古屋駅まで15分と、さっき横井議員の御質問にもございましたが、そういう条件で、さらに都市計画税も取っていないことから、市街地でも住宅、アパートや、そういった家賃も安い、そういう状況がございます。そんな好条件が重なって、この弥富市の人口は、この少子・高齢化の時代、そして横井議員の質問からもありましたけれども、人口がどんどん減っていった中で、ほとんど減っていないという状況、人口でいえばわずかに微増、子供の数でいってもほとんど減っていない、こんな状況が生まれております。特に若い世代の定住が進んでいるというふうに捉えることができ、本当に住みやすい希望が持てるまちだと思っています。

この結果、税収のほうもピーク時をキープして、弥富市の健全な財政状況を支える土台となっているかと思っています。ひとえに市長を初め先輩議員たちの御努力や、住民・市民の御理解、しかも行政が市民の声に耳を傾けて英断してきた行政のたまものだとは私は思っております。

しかし、中期財政計画や、以前からも市長は保育料を値上げしたいと発言しておりました。そんな折に、今の政権の自民党が公約で、3歳児以上保育料の無料化をやるということで選挙で戦って、今は政権についておるわけでございます。その動向を見て、市長は今後の保育料について検討していきたいと議会でも発言しておられました。しかし、その結果じゃあどうなったかということ、無料化とはほど遠い、幼稚園の3人目しか対象にならないという中身

の薄い形だけの制度になってしまっています。

少子・高齢化であるからこそ、今こそ子育て支援に力を入れて解消していかなければならないのに、そんな状況にあるのに、今の国の動きとしては大変残念に思っております。しかし、この中で弥富市は、子育て支援に力を入れてきた今の結果、要は子供が減らない、こんな状況をつくり出しております。むしろ私としては、この弥富市は子育てのまちのモデルケースになるのじゃないかというぐらい思っております。だからこそ、保育料は今後も上げずに頑張っていく方向が弥富にとって一番正しい選択ではないかと思っておりますけれども、市長の考え方を改めて伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答えを申し上げます。

私ども弥富市は、保育料につきましては、那須議員おっしゃるとおり、17年間改正せずに参りました。これも子育て支援の一環という形の中で、弥富市の子育て支援の大きな柱として位置づけしておるところでございます。

そして、保育料につきましては、さきの6月議会の中でも申し上げましたけれども、今後の幼児教育の無償化の動向であるとか、あるいは社会保障・税一体改革という状況の中での消費税増税の問題等々について勘案しながら、来年度の保育料を決定していきたいということをお願いしたところでございます。

そして、今後の幼児教育の無償化の問題につきましては、その当時の政権与党の話ですと、3歳から5歳児までの全ての保育所・幼稚園、あるいは認定こども園を対象としたいということでございました。残念ながら、その期待は大きく外れてしまったわけでございます。幼稚園のみの5歳児のみという形の中で、限定的な制度となっているわけでございます。私どもの保育所、あるいは認定こども園というところが、その対象から外れておるわけでございます。

そして、もう1つの社会保障と税一体改革に伴う消費税増税の問題につきましても、来月早々、その税率の問題、あるいは時期の問題ということについて最終的な発表があるというふうにマスコミ等で報道されているところでございます。今のところの方向で仮説といたしまして考えますと、来年度から5%から8%となる、いわゆる3%の増税が予想されておるわけでございます。そして、その増税分は、社会保障費、医療、介護、福祉、年金、そして今度新たに子育て支援という状況の中で、その財源とするものでございます。

そういうような状況の中で、政権与党といたしましては、アベノミクスと言われるところの金融政策、そして財政政策、あるいは成長戦略のためのさまざまな政策を、今、矢継ぎ早にその政策を発してみえるわけでございます。円高・デフレから脱却するんだ、あるいは経済の再生を図っていくんだということが主たる目的でございます。しかしながら、実際まだ

まだ国民とその実態という状況の中においては、給与、あるいは所得という状況の中では実感することができない、享受することができないというのが現実的ではあるというふうに思っております。

また、今般発表されました社会保障プログラムの中におきましては、医療の問題あるとか介護の問題という状況の中で、国民の負担が増大する傾向が予想をされておるわけでございます。一方、私たちといたしましては、那須議員がおっしゃるとおり、平成25年度から29年度までの中期財政計画の中において、弥富市の財政ということについてお話をさせていただきました。その間、いろいろと今後も財政の状況については見ていかなきゃならない、まだ1年目でございますけれども、今現状といたしましては、そのことを踏まえても総合的に今判断いたしますと、国民の負担は増大するであろうということが予測されるわけでございます。

したがって、来年度の保育料の改正につきましては、もう少し社会情勢等をしっかりと見きわめる必要があるということ判断し、来年度の保育料の改正は見送りさせていただくということを申し上げたいと思います。弥富市の子育て支援という状況の中で、議員各位と一緒に、しっかりとした子育て支援を今後ともしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長の答弁、本当に心強く思います。市民の負担、今大変な状況になっております。それを少しでも軽減するために御英断くださったと思っております。

今は本当に、共働きしなければ子育てするにも大変と。仕事も長期休むことができない、こんな状況において、待機児童がほぼないこの弥富市の保育所、そして負担の少ない保育料、都市計画税を取ってないことなども絡み合って住みよいまちをつくっており、これをどれか一つでも壊してしまうと、大変弥富市の将来においてもリスクの大きいものとなってしまいますので、そういったことも踏まえて御英断されたと思っております。

今現在、一生懸命勉強しても、大学、高校を卒業しても、半数ほどの人たちが正規職員ではなくてパートやアルバイト、非正規職員、派遣社員や期間工というような状況で、若者たちが結婚して子供を産み育てていくのも当たり前じゃなくなっている、大変な状況になっている、これが少子・高齢化を加速しているとも言えます。この状況にありながら、子ども手当が支払われているからと年少扶養控除が廃止されたりして、さらに子育ての世帯の負担がふえております。

そこで質問でございますが、弥富市における子ども手当の総額と年少扶養控除に当たる金額の総額を比較するために、両方の金額をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、子ども手当でございますが、子ども手当は次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、所得制限もなく、中学校修了までの児童 1 人につき 1 万 3,000 円を支給すものとして平成 22 年度に導入されたものでございます。平成 22 年度の支給額につきましては、旧制度の児童手当も含めまして 8 億 7,418 万 7,000 円となっております。現在につきましては児童手当の制度改正がなされ、所得制限も導入されておりますが、平成 24 年度の支給額は 8 億 3,261 万 9,000 円で、子ども手当の導入前の平成 21 年度と比較いたしますと、市全体で 4 億 7,300 万円ほど増額となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 年少扶養控除額のほうにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

平成 22 年度の税制改正によりまして、平成 24 年度市県民税課税分から 16 歳未満の年少扶養控除、控除額は 33 万円でございますが、廃止されました。1 人につき 33 万円の控除額が所得として増額となりますので、税率 10%、これは市民税 6 % で県民税 4 % でございますが、3 万 3,000 円の税額増となります。平成 25 年 1 月 1 日現在の 16 歳未満の人数が 6,975 人で、うち 7 割の方が該当として積算いたしますと、市民税では約 9,700 万、市県民税合計しますと約 1 億 6,000 万の税収増となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4 番（那須英二君） 今、子ども手当、児童手当と、年少扶養控除の額の負担分の増加分を御答弁いただきました。要は、子ども手当であったときに 8 億 3,000 万ほど、その恩恵を受けておったわけでございますが、その分そこから、雇用状況も悪くなって給料も伸び悩むとき、そして不安定雇用などもある中で、結局、子育て世帯に 1 億 6,000 万円をさらに増税というか負担がふえたということでございます。

そういう状況に今あるので、今は本当に子育て世帯に対して手厚い支援を行って、子供を安心して産める状況にして、少子・高齢化対策としても考えていかなきゃいけない状況なのに、こうした負担増がされているということでございます。そこに今後、ちょっとどうなるかはわかりませんけれども、先ほど市長からは保育料は上げないという言葉がございましたのでいいと思うんですけども、これで負担増になったら、またさらに大変になってしまうということでございます。

6 月議会で市長は、弥富の福祉は後退させないという言葉 forcefully いただきまして、その言葉どおり、今回、保育料に関しても見送るということで御英断いただきましたので、ぜひその立場を貫いて今後も頑張っていっていただきたいと思っております。

そして 3 点目、少子・高齢化の問題についてでございますが、現在、私たちの国は少子・

高齢化、本当に苦しい問題でございます。子供の少ない国は衰退すると、そのとおりでございます。将来的に高齢者の方がふえて、その保障、介護等にお金がかかる、ところが支える世代がいなくなったら、本当にやっていけない状況になってしまうということでございます。こんな時代だからこそ、国が総出を挙げて子育て支援しなければならないのに、先ほどあったように、逆行したり骨抜きであったりと、形だけものになってしまっております。国が子育てに対して手厚く支援していくのが望ましいし、もちろん県や市町村においてもお願いしていただくこともございますが、それを待つだけでは遅々として進まない。だからこそ、市町村でもできることは努力していかなければならないと私は考えております。少子・高齢化の問題というのは、国だけの問題じゃなくて、多くの地方自治体も真剣に取り組んでいかなければならない課題の一つだと思っております。

当市、弥富市においても、合併当時の合併協議会の際に出された資料、これ実は三宮議員が先ほどお配りした資料の中にもございます。これなんですけれども、このページを開いていただくと、2枚目の真ん中あたりに、将来の行財政シミュレーション（弥富町及び十四山村が合併した場合）という資料が出ておりますので、ちょうどあるので使わせていただきますが、これの中段ですね。合併当時、例えばゼロ歳から14歳までのところを見てみますと、合併当時の推計では、平成22年、一番近いところを見てみますと、弥富市の子供の14歳までの人口は6,101人と推定されておりました。ところが、実際の人数はどうなったかということ、右のほうの実人数ということで書いてありますが、22年を見ますと6,460人ということで、その推計より360人ほど多い状況になっております。

お隣の愛西市や津島市などと同様に出されたわけでございますが、津島市や愛西市、その1個手前にこんな表がついております。弥富市と、岩倉市と、津島市と、愛西市というふうに乗っておる表があるんですけれども、愛西市、津島市をまずちょっと見ていただきたいんですが、ゼロから4歳、ゼロから14歳のところで、17年から23年度の増減率というところを見てもらえば一番わかりやすいかなと思うんですけれども、例えば津島市でいうと16.69%、ゼロから4歳児で減少している。ゼロから14歳児を見ますと10.74%と。愛西市のほうを見ると、ゼロから4歳児の間、何と20.39%も減少している。中学生までの14歳までを見ると、8.95ということでございます。それと比較して弥富市をじゃあ見てみますとどうなっているかということ、0.29%しか減っていない、ゼロから4歳児までの間ですね。14歳までの間でも0.23%しか減っていない。要は、お隣の愛西市や津島市が、1割、2割と、10%から20%減っている中で、弥富市はほとんど減っていないということが言えると思います。要するに、先ほどの合併当時の推計で6,100人ぐらい、ところが実際はそれより360人もふえている。この状況は、この弥富市の子育て支援による結果だと私は思っております。このように、「子育てするなら弥富で」のキャッチコピーに恥じない施策、対応がなされているかなあと私は

考えております。

そして、またこの人口問題に関して、少子・高齢化問題ともあわせて、これに対する市町村として市長の見解と、弥富のこれからの子育て施策、少子・高齢化問題や人口問題としてどのように考えておるか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答えを申し上げていきたいと思ひます。

日本における少子・高齢化の動きは、まさに歯どめがかかないような状況で年々加速している状況は御承知のとおりでございます。今の状態でいきますと、先ほど横井議員からの御質問の中にもございましたけれども、平成50年には1億を割るというような数字も試算されておるわけでございます。そういう状況だと、約3,300万人ぐらい減るんですかね、今の人口から、そういうようなことが平成50年には見出されるわけでございますけれども、これは先ほど那須議員、国だけの問題ではなく自治体の問題でもあると、それは基本的にはそう思うわけでございますけれども、やはりこれは国全体でしっかりと対応していかなきゃならないという非常に大きな問題であろうというふうに思っておりますし、また難しい問題であると思っております。

今、国におきましても、政府のほうで有識者会議という形の中で、この少子・高齢化、人口減ということについて真剣に協議をさせていただいておるところでございます。厚生労働省の発表によりますと、平成24年度、昨年度の出生率は、前年を0.02ポイント上回る1.41人だったと発表されました。しかしながら、総務省の発表した人口推計では、いわゆる15歳未満、中学生以下ですね、子供の数は32年連続で減少しているという状況でございます。そういった形の中で、その裏腹にあるわけでございますけれども、65歳以上の高齢者は初めて3,000万人を超えたというような数字も発表されておるわけでございます。

弥富市におきましても、先ほど那須議員からさまざまな形で、小学生、あるいは中学生という状況の中で数字を出していただいておりますが、平成24年4月1日と平成25年4月1日、1年の状況の中で、15歳未満は、平成24年度が6,532名、そして平成25年の4月には6,458名という形で、74名減でございます。そういうような状況で推移をしている、極めて少ない数字だろうというふうにも分析するところでございます。しかしながら、65歳以上の高齢者と言われるところの人口につきましては、来年度は1万人を超えるという形の中で、弥富市全体の人口4万4,500名という状況の中で、22%を超えると思っております。まさにこういった形での少子化、あるいは高齢化ということに対する対策が必要であろうというふうに思っております。そうした中において、自治体の役割、市の役割という状況の中で、さまざま議員の皆様の御協力、そして御賛同をいただきながら進めてきておるわけでございます。

少子化の問題につきましては、市の最重要施策というような状況の中に位置づけさせていただきまして、一つには中学生までの医療費の通院・入院無料ということにつきましても、これは7年連続にもう既になってくるわけでございます。また、最初のところにおきましては、県下では3番目のスタートということでございました。そういう形の中での制度が一つ。それから、先ほども言いましたけれども、保育料の問題につきましては、17年間据え置いておるということでございます。愛知県でも最も低いほうの保育料だろうというふうに考えておるところでございます。

またそのほか、子供たちに関するところの児童館、あるいは児童クラブ、あるいは子育て支援センター、母子通園施設等々の設置につきましても、しっかりと力を入れさせていただいておるところでございます。いずれにいたしましても、ソフト面・ハード面という状況の中でも、今後も力を注いでまいりたいというふうに思っているところでございます。

一方、高齢化の問題につきましては、私が申し上げるまでもなく、皆様方にも御理解をいただいているところでございますが、少し内容を分析いたしますと、介護の問題が大変になってくるなあというふうに思っております。介護支援が必要とする高齢者がますます増加してまいります。そういうような形で、市としても対応をしっかりと考えていかなきゃならない。

また、ひとり住まいの高齢者がふえてきておるわけでございますけれども、現在市としては1,300人を超えるひとり住まいの生活者がお見えになります。こういう人たちに対して市の役割もしっかりとしていかなきゃならないというふうに思っております。

それから、核家族化という形の中で、介護をする人がますます高齢化してくるというような形で、高齢者の介護も高齢者がしなきゃならないというような状況、そういった形の中で家族における介護の力、いわゆる介護力というのがますます低下してきているというのが現状ではないかなあというふうに思っているところでございます。

こういったことに対して自治体、私ども弥富市といたしましては、社会福祉協議会、あるいは地域包括支援センター、そして民生委員の皆さんとの連携等々で、サービス事業所の確保であるとか、あるいはその質の向上ということについて、その施策を打っていかなきゃならないというふうに思っております。あるいは地域医療という形の中で、医療のほうにおいても地域医療と連携をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

また、高齢者福祉計画であるとか、介護保険事業計画ということについても、その点検・評価、そして見直しを定期的にさせていただいておるわけでございますが、こういったことに対しましても、議員の皆様方と一緒に考えていきたいというふうに思っております。そんなことが当面の少子化、あるいは高齢化対策という形での市の考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

- 4 番（那須英二君） 市長にも大変心強く御答弁いただきました。真剣に弥富市は取り組んでいると私自身も思っております。それに対して本当に真摯に考えられて、例えば保育料などもこのまま据え置いていくという決断は御英断だと私は思っております。

先ほど言われたとおり、この人口問題においては、市町村でというよりは、市町村も、県も、国も、総力を挙げて真剣に取り組まなければならない重要な課題となっております。根本的には雇用の状況が大きな要因でございます。ぜひとも国のほうにも、雇用状況の改善、今言われているのは企業がやりやすいという形ではなくて、労働者が働きやすい労働ルールの策定をしなければならない。それとあわせて子育て支援と。少なくとも公約であった保育無料化に関しては実現するように、ぜひとも求めていっていただきたいと思います。これで保育料については質問を終えます。

2 点目、児童クラブについてでございます。

昨年、議会の私の質問に対して、今後、高学年、4 年生から 6 年生までの児童クラブの受け入れを進めていくと御答弁いただきました。受け入れる時期としては 26 年度あたりということでございましたが、今その状況としては、26 年スタートということによろしいんですか。

- 議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。
- 児童課長（渡辺秀樹君） スケジュールでございますけれども、今現在におきましては、児童クラブの年齢拡大につきましては、国の示したスケジュールによりまして平成 27 年 4 月から、これは今現在のところでございますけれども、そのような施行ということが予定されております。したがって、本市もそれを目標にしております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4 番（那須英二君） 今、27 年度ということでございます。それはまた置いておいて、そのとき御答弁いただいたのは、弥生や白鳥の児童クラブが、定員が満員に近いということで御答弁いただきました。現在の児童クラブの利用状況、定員と利用人数のわかりやすいお答えをお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。
- 児童課長（渡辺秀樹君） 現在の利用状況につきましてお答えさせていただきます。

現在の児童クラブの利用状況につきましては、定員いっぱいになっておりますクラブは、日の出児童クラブと白鳥児童クラブでございます。以前お話し申し上げました弥生につきましては、定員 68 人に対して現在 52 人で、空き状況は 16 人という状況になっておりますが、今後年齢拡大になりますと、今のままでは難しいと考えております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4 番（那須英二君） それ以外の児童クラブは余裕があるということでいいですかね。

今度、高学年の導入に向けて、日の出児童クラブに関しては拡大の計画が全協の中でもお

示されており。そうすると、今度は白鳥や弥生が高学年受け入れ体制を整えていかなければならないということで、その計画をどのように今考えられているか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） 児童クラブの施設の御質問でございますけれども、児童クラブが年齢拡大されますと、今のままでは施設がだめなところがございます。そういったところにつきましては、ただクラブ室の整備をするだけでなく、周りの安全な環境とか、保護者の皆様の送迎のための駐車場、こういったものの整備も必要になってくるわけでございます。したがって、御指摘の白鳥・弥生児童クラブを含めた年齢拡大に伴って施設整備が必要となる児童クラブにつきましては、そのようなことも踏まえながら施設の整備等を検討していかなければならないと考えております。

本年度は日の出児童クラブを整備いたしますが、白鳥・弥生の児童クラブにつきましては、現在のところ具体的に決めた計画はまだございません。しかしながら、平成27年4月までに整備するには来年度中に整備する必要があるため、来年度の当初予算につきましては、必要な予算を計上させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今回の議案にも、子ども・子育て会議費というのが補足されるということで、そちらのほうでもしっかりと議論をされて、多分今後の方向を決めていかれると思いますが、今後もそういった形で子育て支援に対して手厚い、弥富市として誇れるまちだと私は感じておりますし、それこそさっき横井議員がPRというところで言っておりましたが、PRする材料としては随一というか抜群に効果を発揮するんじゃないかと思っておりますので、そういった形で子育て支援に対してしっかりと取り組む弥富市ということで啓発させていただきたいと思っております。

私がこの弥富市に来ておよそ2年近くたちますけれども、最初に驚いたのは、学校ごとに児童館があるということは本当に驚きました。実は今では日の出小学校ができたということで、当時の桜小学校の対応であった児童館が日の出小学校対応ということで、桜小学校の分は今のところないんですけれども、市長は6月の厚生文教委員会の中でも、新年度建設を予定しているということでお答えいただきましたし、学校ごとに児童クラブもあると。しかも保育所は、先ほどから何回も言っていますが、ほぼ待機児童なしで保育料の負担が少ないと。子育てに対して真剣に考えて対応されているすばらしいまちだと。僕はそういった意味で、子育てのまちのモデルケースとしても悪くないというか、むしろしていただきたいと思っているぐらい、当市の子育て政策はすばらしいものと思っておりますので、その結果として、先ほど資料にも示させていただきましたが、愛西市や津島市が、1割、2割と子供が減っている中で、ほとんど子供の数を減らさずいられる、この方向をぜひとも貫いていただ

きたいと思っております。

今後とも、この弥富のすばらしいところを守って、むしろ発展させていくことを強く求めまして、質問を終わりたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は2時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

- 8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は自主防災並びに小・中学校の防災マニュアルについて質問をさせていただきます。

9月1日は防災の日でございました。1年の中でも最も防災に関心が持たれるこの時期、9月定例会においても四、五名の議員が関連質問をされます。重複するものがありますので、こちらから控えさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

愛知県が本年5月30日に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定が発表され、液状化による被害の大きさ、揺れや火災を含めた建物の倒壊や死者数の想定が明らかになっております。弥富市においては、建物の全壊・焼失3,900棟余り、死者数は200人と推計されました。これを受けて6月議会でも数名の議員が、防災に関しての一般質問に立たれております。

今回私は、大災害が発生した際、防災関係機関の活動のおくれや阻害されるケースを予想して、近隣住民同士が初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導を行う自主防災会についての活動を改めて、最新の愛知県の想定をもとにして検証していきたいと思います。

昨年10月に、津波避難計画策定を推進するためのマニュアルを作成するために、消防庁がモデル地区を選んで住民を交えて計画を策定し、その結果や過程をマニュアルに盛り込んで全国に推進する予定で、このモデル地区に弥富市が選ばれております。弥富市は、各学区から1つの自治会を選出し、6地区の住民の方々に参加してもらい、ワークショップによる方法で津波避難計画を作成していただきました。

このワークショップとは、数名のグループに分かれて議論しながら、何かを学び合ったりつくり出したりする作業スタイルのことをいうそうです。私は、白鳥学区の選出がたまたま前ヶ平自治会でしたので、ここに参加させていただきました。個人的な感想を交えながら振り返ってみようと思います。

実施したスケジュールは、10月5日に趣旨説明、現状把握、12月7日に津波の当該地区へ

の危険性把握、地元のタウンウォッチング、12月22日に津波避難計画の作成、年明けて1月19日に実際の津波避難訓練を実施、その後、問題点を整理し、反省会を行いました。このワークショップに参加した6地区の自治会の皆様は、津波浸水想定区域や津波到達時間など、自分の地区の津波の危険性について理解を深めていただいたと思います。また、実際に自分たちがまちを歩いて、避難場所や避難経路の確認、避難する際の障害の把握など、理解が深まったと感じております。

弥富市としても、このワークショップに消防庁から選ばれて市の防災計画に何かしら成果があったのではないのでしょうか。そして、これに参加できなかった自治会に対しても推奨できる報告をする機会がございますか、お願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

津波避難計画に係るワークショップにつきましては、議員の説明どおりの内容で開催されました。その成果につきましては、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書というものにまとめられております。内容といたしましては、弥富市における具体的な計画策定ではなく、避難計画の策定方法というものが記載されているものでございます。

自主防災団体などへの周知は、現在の段階では行っておりませんが、自主防災会へは今後その方法等について周知を行ってまいります。

また、昨年実施した地域の中には、今年度も避難訓練の実施を行っていただいたところ、また避難経路を記載した地図の配付といったものを行った地区もございまして、防災意識の向上が図られたと理解しております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 実際、1月19日の避難訓練、前ヶ平においては、自治会役員と防災会役員で行いますと回覧文書を流しただけでしたが、当日は全世帯の約6割の方々が避難場所の白鳥小学校に集まっていただきました。皆様の防災意識の高さがうかがえました。

ワークショップに参加されなかった自治会でも、恐らく同様の気持ちの方々がおられると思います。それぞれの防災会で行われる訓練に、ワークショップ避難計画策定を参考にしていただきたいと思います。そのためにも、早くの紹介をお願いいたします。明らかに参加しました6地区は、もう次の段階の訓練を進めているようです。

次に、ワークショップの第3回作業の津波避難計画の作成にも用いました災害頭上訓練（DIG）について、まだまだ一般に浸透していませんが、自分の住む地域に起こり得るかもしれない災害をより具体的に捉えることができる訓練だと思い、質問させていただきます。

この災害図上訓練（DIG）とは、「掘り起こす」「探求する」「理解する」という意味の英単語「dig」に、災害「disaster」、想像力「imagination」、ゲーム「game」を重ねた

ものです。ゲームを通じ、災害の被害や対策を想像することで防災意識を掘り起こし、地域を探求し、災害を理解していくものです。D I Gは、1997年（平成9年）に三重県で生まれました。防災研究者の小村隆史氏が、自衛隊が行っている指揮所演習などを参考にし、地図と透明シートを用いて書き込みを加えながら行う方法を考え出し、試行錯誤の結果、今の形になりました。現在では全国に知られるものとなっております。

要領はとても簡単でして、まず自分の地域の地図をつくります。それをもとに、まちの構造や特徴を把握します。想定される災害によって、どんな被害が予想されるかを考えます。そして、予想される被害を減らす対策を考えていきます。このように地図を囲んで、みんなでわいわいと話をすることでコミュニケーションが図られ、お互いの情報交換や知識の共有ができます。そして、自分が住む地域に起こり得るかもしれない災害をより具体的に捉えることができる、大変すばらしい訓練です。

ワークショップに参加した自治会の皆様は体験済みですし、防災リーダー養成講座に参加した方々にも理解されていると思います。しかしながら、まだまだ一般的に知られているわけではございません。各自主防災会に紹介する手だてはございますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） D I G訓練につきましては、平成23年度より、県の補助事業でございますが、みずから守るプログラムといった事業がございます。この事業を活用された地域がございまして、具体的には十四山地区、栄南地区の一部、あと大藤地区といった自治体が、これは大雨による内水浸水被害を想定した地図でございますけれども、そういったものを作成して地域全域に配付しているといったようなことでございます。

この事業は、地域の浸水しやすい場所の把握を、実際に現地を歩くタウンウォッチングを通じて行い、避難経路の策定を進めるものです。この中にはD I G訓練も入っております。このような事業を通して、D I G訓練というものを広げてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） なかなか十四山地区を初め、弥富市南部地区の情報は周知できておりません。これは私の勉強不足でございます。

私自身、養成講座で初体験をしました。近隣防災会では、まだまだ行われていないのが現状でございます。自分がどのような状況下に住んでいるのか、近所に危険な箇所はないか、避難所により最短でより安全に向かうにはどのルートを通るかなど、自分の身を守るには最適な訓練です。市内全防災会に紹介をしていただくように、お願いをいたします。

それでは次に、先ほど横井議員のほうからもお話がございました。ことしになってから、7月28日の山口県・島根県を襲った豪雨、8月9日に秋田県・岩手県でも、これまでに経験したことのないような大雨に見舞われました。ともに8月30日に気象庁が運用を開始しまし

た特別警報に相当するケースになります。

この特別警報とは、これまでの大雨、地震、津波、高潮などで発表されていた警報に加え、基準をはるかに超える豪雨や大津波などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに最大限の警戒を呼びかけるために設けられました。特別警報が対象とする現象は、1万8,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災の大津波や、観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した伊勢湾台風の高潮、そして紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した平成23年台風第12号の豪雨などが該当いたします。特別警報が出た場合、その地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、直ちに命を守るための行動をとってください。

このように、市民の皆さん、自主防災会でも避難訓練というと東日本大震災以降どうしても津波に対しての避難訓練に目を奪われがちですが、我が弥富市は言わずと知れた海拔マイナスゼロメートル地帯です。集中豪雨による浸水被害、台風による高潮被害などの風水害の危険性は、より高いのではないのでしょうか。大地震でも津波の心配がないケースも想定されます。それぞれ状況に応じて、避難する場所・経路も異なってくる可能性があると思われます。弥富市としての考えをお聞かせください。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 避難の方法につきましては、御存じのように、風水害と地震については全く逆の対応になります。例えば風水害では、発生が予測でき、早目の避難が可能であり、地震では早目の避難もできません。また、避難する場所についても、風水害は室内、地震は広い屋外となります。このように正反対の対応が必要になってまいります。海拔ゼロメートルの弥富市では、全体で総括して個々の避難経路を想定することは難しいと考えております。先ほど申し上げましたみずから守るプログラムのように、各自主防災会単位での計画策定を行う必要があると考えます。

なお、市といたしましても、それに対する協力体制をとってまいります。

- 議長（佐藤高清君） 三浦議員。
- 8番（三浦義光君） 風水害の中でも、台風に関してもある程度予測ができるわけであります。集中豪雨でも、前日の天気予報で予測できれば、市指定の避難所へ向かう対応もできるはずです。ただし、局地的なゲリラ豪雨においては、なかなか事前に予測して行動がとれるか心配ではございます。この後の質問内容に関連してくるのですが、自主防災会の避難マニュアルには、それぞれの想定に即した対応をお願いしたいと思います。

次に、私はことし1月26日、2月2日の2日間にわたって行われた海部地方防災リーダー養成講座を受講いたしました。防災リーダーのあり方に始まり、災害図上訓練、自主防災組

織活性化演習など、地元在即した実践的な講座を受けられました。弥富市からも男女・年齢を問わず、十数名の方と御一緒させていただきました。防災への関心の高さが見られましたが、自分の身は自分で守る、自助のためにという方が多かったような気がいたします。もちろん悪いことではございません。自助こそが基本ではございます。しかしながら、自治会の防災に対するリーダーの方々の受講は少数のような気がいたしました。

自主防災会が弥富市でも立ち上がっているわけですが、防災会がより活性化するためのリーダーの養成はおこなっております。弥富市には防災ゼロの会というリーダー会もございます。この会を中心として、市のリーダー養成法をお聞かせください。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防災リーダーの養成につきましての御質問でございます。

現在53人が講座を修了しています。特に平成23、24年の2年度につきましては、各11名が修了しています。修了後につきましては、市内では、先ほど議員も申されました防災ゼロの会や防災まちづくりをすすめる会といった防災に対する会がございます。そういったところに参加していただくことになるわけですが、なかなか加入していただく人数については少数になっております。

また、受講者には自主防災会の会長経験者もいらっしゃいます。防災ゼロの会だけではなく、あいち防災リーダー会海部ブロックなどの活動を通じて、地域のリーダーとなっていきたいと思っております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 三浦議員。
- 8番（三浦義光君） 地元の住民の方々の情報不足、近所づき合いの希薄など、自主防災会の活動にはいろいろ問題点がございます。そういったことから、時代に即した組織の育成やコミュニティの形成のための防災会の活性化に、防災リーダーが手助けしていかなければならないと思っております。自主防災会の役員の中核に入って会長を補佐して、行政とのパイプ役を担っていただきたいと思っております。本年度もまた、同じような時期に防災リーダー養成講座が開催されると思います。直前の広報にも紹介されますので、興味のある方、数多くの方の出席を期待しております。

次に、各自主防災会の防災マニュアルについて質問をいたします。

防災は、地震などが発生したときの対応だけではなく、堤防改修のような公共投資など、まちづくりにも防災の観点がありますし、教育や福祉面でも重視しています。日本では多くの分野で「防災」という言葉が使われていて、行政が中心になって取り組むイメージでございました。しかし、最近では「減災」という言葉が使われています。災害対策は行政機関だけでやっていっても不十分で、地域を構成する個人や企業、各種団体など、地域ぐるみで対

策を考えていかないと効果が上がりにくいと変わってきております。行政だけでは手に負えない規模の被害が発生した場合、自分たちのことは自分たちでやっていく、地域は地域の中で協力してやっていく、会社や学校ではそれぞれが従業員や学生を守ることを考えています。

それでは、地域では具体的にどのようにすればよいのか。実際に被害を全て防ぐことはできません。そこで近隣の人たちの助け合いが必要で、地域の人たちがお互い同士を知っていなければ救助することはできません。自分たちで協力して救命処置やけがの手当てができるかどうか、地域の中に応急処置ができる人が何人かいる必要がございます。また、火災が発生する可能性があり、初期消火の心得や消火器の使い方を知っている人はいるか、延焼を防げるかどうかがあります。事前訓練を受けていく必要があると思っております。避難所運営でも、事前に意思疎通ができているか、近隣の人たちが日常的にも、非常事態下でも進んで協力し合えるコミュニティも必要になります。

弥富市でも、自治会への補助金交付などにより、自治会単位での自主防災組織の整備促進を図っていて、現在51の組織が整備されております。自主防災組織のあるなしでも、災害時の減災に差が出ると思いますし、これだけの数の防災会があれば、日常的に訓練をしているか否か、いざというときにうまく活動ができるかどうかは、地域によって差があると思います。日ごろから活動している防災会は、住民の皆さんに参加してもらうための工夫や、引っ張るリーダーの人選、活動を学ぶ熱意などが違うと思います。先進防災会の紹介をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 先進的なというお話でございます。自主防災会の結成の早かった弥生学区に先進的な取り組みをしているところが多いと理解しております。例えば、市に先駆けてマンション等の一時避難場所の確保とか、避難マップの作成、備蓄品の充実、またアマチュア無線を活用した緊急時の連絡網の整備などが行われています。

また、一概には言えませんが、会長の任期が1年の場合は、なかなか新たな事業に取り組むということも難しいと思います。自主防災会の中に防災委員というような形で、数年やっていただける委員の方を設立していただくといったことを取り入れていただきますと、こういった防災会のいろんな事業等についても、かなり進展するんじゃないかというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 早い段階で各防災会会長が集まれる全体会を開いていただいて、先進的な活動を紹介してもらい、情報交換のできる場が必要だと思います。50を超える自主防災会があれば、活動に差が出てくるのは当然です。それは、地区の皆様の防災意識が同じでも、リーダーシップをとっていただく役員の存在に関係してくるものだと思います。また、先ほ

ど課長が言われていた会長の短期交代、そして高齢化が防災会の活動、計画の妨げにもなっております。長期的な展望を唱えられる防災委員の設立には私も賛成でございます。そういう方に指導力を発揮していただきたいと思っております。

次に、今回の質問に先立ち、弥富市地域防災計画の中の第2章第1節、防災組織の整備計画で唱えられている自主防災組織の防災マニュアルの作成を読ませていただきました。各防災会、これを参考にして、規約、マニュアルを作成していると思っております。ただし、住宅密集地の平島地区と海により近い栄南地区とでは、必然的にマニュアルが細かい部分で違ってくると思います。私の住んでいる白鳥地区前ヶ平自主防災会でも、会長に、より具体的な地域に合った自治会の皆様が災害時に行動しやすいマニュアルの変更をお願いしております。弥富市の防災会は、独自の防災マニュアルの作成をしているのでしょうか。相談に訪れた防災会はございますか。既にマニュアルが完成している地区があれば、内容を含めてお聞かせください。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防災マニュアルにつきましては、地区ごとの実情に合ったマニュアルの作成というものが必要だと考えております。結成時に、個々の防災会で訓練・役割分担を定めていただいております。また、マニュアルのようなものをつくっていただいておりますところもあるわけでございますけれども、まだ具体的な作成といったもの、周知といったようなところまでは至っていないのが現状だと思っております。また、市だけではなかなかこのマニュアル作成の対応が難しいため、先ほど議員の言われたように、防災リーダーの方の養成等を通じまして、自主防災会に対する講習などの開催も検討してまいりたいと思っております。
- 議長（佐藤高清君） 三浦議員。
- 8番（三浦義光君） 防災会の結成時には、市の指導のもと、規約に近いマニュアルは作成されていると思います。しかし、地震、津波、風水害、それぞれ災害に見合った避難経路、避難場所の確定、自治会内の独居の御老人、体の不自由な方などの把握、避難場所に集まっからの役割分担などなど、具体的に自治会住民がどう助け合っていけるか、完璧なマニュアルはできないと思いますが、必要最小限のものを文章化していただきたいと思います。また、このような講習を市には求めていると思っております。

それでは次に、小・中学校の防災マニュアル、避難訓練についての質問に移ります。

皆様も御存じのように、8月25日、中日新聞サンデー版には、9月1日の防災の日を迎えるに当たって防災教育についての特集が掲載されておりました。東日本大震災以降、小・中学校の防災に関して被害想定は大きく変わり、防災計画、それに伴う避難訓練も見直されたと思います。弥富市としても、大事な児童・生徒を災害から守るということは最優先に取り

組んでいかなければならない問題でございます。

6月に、南海トラフ巨大地震で多数の死者が想定されている田原市の教育委員会は、渥美半島の低海拔地域に立地する小学校など3校を廃止し、高台にある中学校の跡地に統合する計画案を発表しております。防災を理由にした学校再編は、東日本大震災の被災地以外では珍しいということでした。被災地でも、高台に移転して新築するには広大な用地の確保や造成に時間がかかり、完成はまだ先になるそうです。もちろん弥富市では、肝心な高台がございません。実現不可能な案ではあると思っております。

愛知県教育委員会は、学校にとって児童・生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整えることが最優先の使命だと唱えています。そのためには災害などを想定したマニュアルをつくり、いざというときに先生方が迅速かつ組織的に行動し、児童・生徒の安全を守れるようにしておかなければならないでしょう。

弥富市も教育委員会を通じて、各小・中学校にそれぞれ防災マニュアルがあると思います。このマニュアル作成に当たっては、最悪の事態を想定し、さまざまなケースへの対応を確立しておく必要がございます。しかしながら、予想を超えることが起き得るということは震災が残した教訓でございます。こうした不測の事態に対応するのが危機管理であることからすればマニュアルは必要ですが、マニュアルには完成品はなく、定期的な点検、見直しを行っていかなければなりません。小・中学校では、東日本大震災以降、どのような防災マニュアルの変更をいたしましたか、お聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 三浦議員の御質問の震災前とマニュアルの変更点についてお答えさせていただきます。

東日本大震災前は、火災と地震を想定した避難訓練の年間計画が主でしたが、大きな地震の後に津波を想定した避難訓練を新たに追加し、登校中・下校中の避難方法、避難場所を明確にするよう変更いたしました。

また、平成24年8月に、教育委員会と各学校担当者による防災計画検討委員会を立ち上げ、防災計画全般はもちろんのこと、地震・津波の対応について情報交換を行いました。各学校より防災計画を持ち寄り、防災計画と実践マニュアルという項目に合わせ、内容に「津波を想定した訓練」と「保護者による引き取り訓練」を追加するよう確認し、ほぼ統一した防災計画に変更いたしました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ただいまの回答で、弥富市の小・中学校では、「防災マニュアル」と呼ぶより「防災計画」としたほうがよろしいですね。今の質問に対しては、「防災計画」で統一をさせていただきます。

想定を追えば切りがございませんが、定期的な検討委員会を開いていただき、その都度弥富市に見合った計画にしていっていただきたいと思います。

それでは、実際の避難訓練はどうでしょう。学校は日ごろから訓練を児童・生徒が体験的に理解できるよう、計画的に実施していると思います。まずは初期対応、これは今も昔も変わらず、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない、物が移動してこない場所を見つけ、素早く身を寄せて安全を確保することであります。その後、地域性を踏まえた想定すべき2次災害への対応の訓練があるはずです。想定される災害としては、津波、火災、余震、水害、液状化などがあります。避難の判断、指示を素早く行うことができるよう、適切な避難場所・経路を選んで訓練することが大切です。破損などで避難経路が使えなくなる可能性も考え、複数の経路を設定しておく必要がございます。避難訓練の実施や時期、回数は、これだけ年間の学校行事が多い中、これを考慮して最善の方法で行わなければなりません。現在の弥富市の小・中学校の災害時避難訓練の状況並びに東日本大震災以降の訓練内容の変更点をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 震災前との訓練内容の違いについてお答えさせていただきます。

震災前につきましては、小・中学校では火災や地震に対しての避難訓練は行っておりましたが、震災後につきましては、津波・高潮を想定した避難訓練を実施するようになりました。特に十四山東部小学校、十四山西部小学校につきましては、実際に十四山支所や近くにありますが県立海翔高校へ避難する訓練をしています。

また、保護者による引き取り訓練につきましては、メールなどを使い、より迅速に対応できるように引き渡し場所につきましては、これまで学校で行われておりましたが、十四山支所等でも行うようにしております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 学校の立地条件、近隣の環境で避難の仕方はもちろん変わってきます。学校によっては、外に避難するのではなく、校舎の屋上が一番安全という場合もございます。保護者による引き取り訓練では、児童の防災意識を学校にお任せするのではなく、御家庭でも避難場所、連絡方法など、よくお子さんと話し合う機会をつくっていただきたいと思います。

質問前にも述べましたが、数多くのカリキュラムがある学校行事、避難訓練に使える時間はそれほど多くないと思います。限られた時間の中、密度の濃い訓練の実施をお願いいたします。

次に、6月22日に愛知東邦大学で開催された宮城県女川町の女川中学校防災担当主幹教諭、佐藤敏郎先生の講演を聞くことができました。題名は、「かけがえのない命を守る～大震災

を体験して～」でして、実際に大震災を体験された佐藤先生のお話、女川中学校の防災教育、女川町全体の復興計画など、興味深い内容でした。女川中学校の保護者が震災を体験して子供たちに一番伝えたいことは、とにかく生きてくれ、逃げたら絶対戻るな、この町において最も有効な防災教育はあの体験を忘れないこと、未来に伝え続けることだとおっしゃっていました。

弥富市では東北の体験談を参考にしろとは申しませんが、愛知県内のほかの市町との防災教育についての意見交換を行っていただきたいと思います。弥富市の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 他の市町との意見交換という御質問でございます。

愛知県教育委員会主催によります防災教育指導者研修会が毎年行われております。この研修会は各教育事務所単位で、教育委員会の防災担当者及び各小・中学校の防災担当者を対象に、講習、講義、情報交換という内容で行われますので、この研修会に参加して情報交換を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これからも積極的な情報交換をお願いします。

また、大学教授の先生方の講演も必要でございますが、先ほど述べた女川中学校の佐藤先生のような実際に被災された方の体験談を、学校の先生方に限らず、児童・生徒にも聞いていただく講演会の開催も強く望みます。

それでは、大規模災害時に、学校だけで児童・生徒の安全を確保することが難しい状況が考えられます。また、学校が地域の防災拠点、避難所となる場合もあることから、地域の自主防災会や行政である弥富市との連携が必要であります。こういったことから、学校防災計画の作成段階から、家庭、地域、行政と合同で作業に当たることが望ましいと思われれます。その際、新たな組織を立ち上げるのではなく、学校の委員会、協議会などを活用し、これ以上何とか会議をふやさず、皆さんの負担を軽減していくことも考えなければいけません。

また、中学校では、生徒が防災計画の作成にかかわることも考えてもらってもよいかと思えます。安全が確保されてからの段階での災害時のボランティアなどについて考えてもらうことが、安全な社会形成の意識を高めることにつながると思います。

そして、計画に基づいた避難訓練についても、合同で実施することも臨みます。学校間の合同訓練やコミ単位での実施など、さまざまな規模と形態が考えられます。特に津波の被害が考えられる場合は、地域との一体となった避難訓練がより必要だと考えます。弥富市は、こういった小・中学校と地元地域との防災連携はどのようにお考えですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 本年8月20日に十四山中学校避難行動訓練が行われました。防災会との直接的な連携ではございませんでしたが、学校から地域の方々へ協力要請を行い、十四山地区のコミュニティ推進協議会が賛同いたしまして、回覧等で地元住民の参加を呼びかけて行っております。当日は住民の方も参加されました。孫宝排水機場など、7カ所への避難訓練が行われました。昨年も同様な訓練が行われております。このような取り組みを地域と学校との連携の参考にしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 十四山地区以外でも積極的な交流をお願いいたします。ほかの地区では、地域から学校へでも、学校から地域へでも、どちらが発信しても構わないと思っております。できるだけ早い時期に、意見交換ができる場を設けて連携を図っていただきたいです。

また、先ほど述べました中学生には、このような計画の段階から参加していただくことが有意義だと思っております。

最後に、これは通告外でございますが、せんだって8月24、25日に、十四山公民館で開催されましたサバイバル体験教室についてお尋ねをいたします。

この行事は弥富市教育委員会主催で、NPO法人愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会の企画、運営、協力のもと、市内在住の小学4年生から5年生を対象に、避難所生活体験をして、非常時の生活や注意点を知ってもらうのが目的だったそうです。昨年に引き続き2回目ということでしたが、さまざまな訓練を紹介して小学生に聞いてもらうより、映像を見てもらうより、実際に自分の体で体験することは何よりの学習だったと思います。このサバイバル体験教室の詳細並びに次年度以降の計画をお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） サバイバル体験教室の詳細について御答弁させていただきます。

この教室につきましては、東日本大震災を教訓に、子供たちの下校時に地震が発生するという想定のもと、避難先が家族と別々になってしまったとき避難所において子供たちが何ができるかを考え、地域の方々や高齢者の人たちから経験を学んでいただき、同時に世代間の交流を図ることを目的としたもので、今年度で2度目の開催でございます。

内容としましては、議員御指摘のように、小学校4年生から5年生を対象に11のプログラムから構成されておりまして、防災にかかわる各種団体の御協力のもと、避難ルートの確認、寝ることの確認、炊き出し・非常食の試食、散らかった部屋からの脱出、過去の災害の体験談を聞いたり災害時の対応方法をクイズ形式で学習する、さらには応急処置や着衣水泳といったことを実施いたしました。

来年度以降の計画についてという御質問でございますが、この教室につきましては、当初

3年計画で実施する予定でございました。1回目、2日目ともにアンケートを実施しましたところ、子供さんたちからはおおむね満足をしていただいております。来年度の開催を終えまして協力団体の方々の意見を伺いながら、継続についての判断をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 子供たちには幾ら言葉で伝えても、全てが伝わらないと思います。このような実体験は、子供たちに起こり得るであろう災害時に役立つものであらうと思います。ただし、3年間の予定で来年が最後の年ということで、非常に残念であります。お世話していただく方々には大変苦労はおかけいたしますが、再来年以降も子供たちに貴重な体験ができる場を残していただきたいと思います。と思っております。

これをもちまして今回の質問を終わらせていただきますが、これからも地域の防災連携、いわゆる共助についていろいろ情報を発信していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時42分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

私は通告に従いまして、2つの問題で市長にお尋ねいたします。

質問に先立ちまして、今一番新しい23年度末の愛知県の統計資料であります県下の各自治体や企業団などの水道料金の一覧表を皆さんの手元に配らせていただきましたが、これは同じように水道の水を使っても、海部南部水道企業団の場合、10立方メートルでも、20立方メートルまでも、30立方メートルまでも、どのランクでも安いほうの市町に比べまして2倍を超えておりまして、この状態は10年ほどにわたって基本的に変わっていないものでございます。そのことを皆さんに御報告しながら、質問に入っていきたいと思います。

この海部南部水道企業団の運営の改善を求める住民の運動が平成19年度から始められまして、市長は19年度から、私は20年度から、それぞれの立場で南部水道企業団の運営に参画し、その改善のための努力を重ねてきたものでございますが、合併によりまして現在は愛西市と弥富市、それから飛島村の3つの自治体の共同で運営されている企業体でございます。選挙で選ばれました3人の市町村長が交代で企業長、また副企業長を務め、3つの議会から選ば

れました議員で企業団議会が構成され、日常的には、その議決に基づいて事務が執行されておりますが、ライフラインの中核事業への支援や関与は、母体の市村の住民福祉の向上と利益のためにも特別な役割を持つものでございます。特に服部市長が企業長に就任されて以降は企業団運営が大きく改善されましたが、こうした実態も踏まえ、今後、市長として、弥富市として市民のためにどう応えていくかということについて、立ち入ってお尋ねしたいと思います。

市長が企業長として在職されました22年、23年度を挟みまして、4年間の決算の特徴も見ながらまずお尋ねをいたします。

お配りさせていただきました資料の2枚目をごらんいただきたいと思います。

左側が海部南部水道企業団の正味運転資本プラス借入資本金の実質収支の表であります。一番左側が年度、その次が正味運転資本というふうになっておりますが、これは流動資産から流動負債を差し引いたもので、利益剰余金だとか実際の現金支出を伴わない減価償却費などの経費によります内部留保資金と、事実上現金と同じように南部水道企業団が使える、一部は機材もございますが、その合計額であります。結局、この保有の状況も企業団運営の一つの指標となっております。

平成21年から24年度までという正味運転資本の各年度ごとというのは、毎年の変化を記載してありますが、この4年間で見ますと、平成20年度末の9億8,000万円から16億100万ということで、この間に6億2,068万2,000円という正味の増収がありました。いろんなことを説明するとややこしくなりますので、この問題と、なぜこんなに短期間に、海部南部水道の年間の総事業費は大体20億ちょっとでございますから、こんなお金がこの短期間にふえるということは相当大変なことなんですが、なぜそういうふうになったかというのは、3枚目の資料の左側の横書きにしてある21年度から24年度までをちょっとごらんいただきたいと思います。

ここでは、その左側は水道管布設工事の入札状況で、年度ごとに発注件数と予定価格の総額、落札価格の総額、また入札によって節約された差額と実際に節約された割合を表示してあります。そして、右側のほうに活字で入っております平成17年と、19年と、23年のところに配水場の予定価格と落札額がありますが、これは配水場の本体だとか、それからその配管だとかそういうのを除きまして、佐屋配水場と比較するために電気・機械設備のみの予定価格と落札額。

佐屋配水場につきましては、実際にはさらにこの予定価格よりも予算では7,400万円ほどの予算を組んでおりましたが、市長の企業長の当時でございますが、弥富市が同報無線なんかを、ああいう大企業が独占的に受注することになっております電気・機械設備や、いわゆるプラント物というようなものにつきましては、実際の価格よりもはるかに高い価格で市町

村、特に小さい市町村は買わされているということが随分以前から問題になりまして、弥富でも、あるいは環境事務組合の弥富にあります清掃工場も、そういう議論をしながら市場価格に沿ったものにしていくということですとやってきたんですが、実は南部水道の場合は、平成17年だとか19年の発注はほとんど業者の言うままに予算を組み、そして落札率も99%だとか99.何%というような状態で、ほとんど大手業者の言いなりで発注をしてきました。

それで、この時期であります、21年度から24年までのトータルでは、水道管の布設工事では23億5,500万円の予定価格でございましたが、入札制度の改善もございまして21億2,500万円で落札され、2億3,000万円、割合にして9.8%が4年間で節約をされました。また、佐屋配水場は予算が5億5,600万円余りでございましたが、3億2,200万円ほどで落札されまして、こちらでは2億3,400万円、率にして42%が節約をされました。合わせまして29億1,100万円の予算、または予定価格が、15.9%削減されて4億6,300万円で落札をされました。このことが、今の年度の間に大幅に保有資金が増加をした最大の原因となっております。

また、この同じ時期に、2枚目の右側のほうに海部南部水道企業団の収益表、年度と、その隣に毎年の純利益が載っておりますが、4年間の合計で純利益が3億8,000万円ほどだったはずであります、先ほどの節約をした費用と、そして純利益を合わせまして、6億2,000万の手持ち資金が増加したことに加えまして、予定しておりました借入金も大幅に削減をされるなど、実は平成になって海部南部水道企業団の運営の中で、これほど短期に、これほどの業務や財政状況が改善されたということは、2枚目の企業団の正味運転資本の表や海部南部水道企業団の収益表を見ていただければわかると思いますが、一度もなかった。こういう改善が行われました。

しかし、実はその前の4年間はどうかということを見ていただきたいと思います、これは住民が訴えております平成17年から19年を含む20年度までの4年間でございますが、水道管布設工事の予定価格の総額は25億6,200万円、落札額は24億8,000万円、落札率は96.8%で3.2%、8,200万円の節約になっております。それから、今の3枚目の表で説明させていただきましたが、弥富配水場と立田配水場の電気・機械設備更新事業は、2つの予定価格が15億5,200万円、そして落札率が99.2%で落札されまして、2つの入札によって節約された金額は9,400万円であります。総額41億1,400万に対して入札によって節約されたのは、市長が企業長に就任された当時と比べると、ほとんど節約がされなかったということになります。そのために、さっきの正味運転資本の表を見ていただくとわかりますが、16年度末に19億2,989万4,000円ありました正味運転資本が、20年度末には9億8,000万円に後退をし、この時期には借入金もふえております。

こういう改善がされたことについて、あるいはまたそれ以前にそういう問題があったことについて、企業長としてこうした改善の中心を担われた服部市長の率直な御見解を伺いたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えを申し上げます。

三宮議員、長年にわたりまして海部南部水道企業団の弥富市の議員として御活躍をいただいております。私もその間、企業長とか副企業長という状況の中で、議会の中の三宮議員の御質問、あるいはさまざまな御意見に対して私も十分理解をしております。しかしながら、この海部南部水道企業団に対しては、各自治体の構成の議員、そして企業団内部といたしましては局長を中心とする多くの職員が過去から頑張ってきていただいているという状況でございます。

そういった形の中で、ただいま係争中の問題等もございます。平成17年から平成19年までの間の工事の入札に対して、四十数件について談合の疑惑があったんじゃないかということで係争されております。この問題につきましては係争中でございますので、私としてはコメントすることを差し控えさせていただきたいというふうにも思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、海部南部水道の水道料金が高いということにつきましては、私自身も自覚するところでございます。しかし、それには要因があるということもまた事実でございます。一つは水道管の延長距離が、愛西市、弥富市、そして飛島村というような状況の中において非常に総延長距離が長いということ、そしてまた石綿管更新事業が長年にわたりまして実施されました。そういった形の中で、多額の投資的な経費が必要となってきたわけでございます。そしてまた、多少自治体の内部においても水道の運営が違ふというようなことも若干ありまして、なかなか統合的な料金問題については至ってなかったというふうにも思っております。

また後でも述べさせていただきますけれども、企業団内におけるさまざまな改善業務ということについて、多くの構成市、そして村の首長でお話し合いをさせていただきながら現在も進めさせていただいております。一番の問題といたしましては、入札制度そのものについてしっかりと考え直していこうということでございます。先ほど三宮議員からお話がありましたように、入札問題につきましていろいろ疑惑があるという御指摘でございます。疑惑があるというよりも、落札率が高いという形の質問がございましたけれども、そうした形の中における入札制度をしっかりと考え直していこうということで、一つには一般競争入札の導入及び指名競争入札における指名業者の拡大を図ってまいったところでございます。さらに競争力を高めていくということであったわけでございます。また、予定価格及び最低制限価格につきまして事前公表を実施してまいりました。このことにつきましても入札の改善項目ということに上げさせていただいております。

しかし、現在また最低制限価格の事前公表ということにつきましても、今、企業団内部においては少し検討することが必要だろうというふうに言われているところでございます。そしてまた、私ども弥富市が導入しておりました電子入札についても、水道企業団の中で導入させていただきたいということで、その契約の手続をとったところでございます。そういった形の中で、入札に対する透明性を今まで以上に図っていきたいということで改善をしてきたところでございます。私もそういうようなことがこれからの企業団内部におけるさまざまな是正につながっていくというふうに思っておりますのでございます。

もう1つ、今後の問題でございますけれども、水道料金の引き下げができない理由というのが一つございまして、これはまさにこの平成25年10月から始まるわけでございますけれども、中部電力の西名古屋火力発電所の施設更新が行われてくるわけでございます。こういった形の中において、給水収益が大幅に減少されると。今予測では、年間6,000万円程度の収益の減少になるだろうというふうに試算をしているところでございます。そうした形の中において、この数年、1億前後の収支のプラスが出ておったわけでございますけれども、26年度には純利益として1,100万、そして27年度以降については純損失が見込まれるというような状況でございます。そういうような形の中で、中部電力の西名古屋火力発電所の施設更新が向こう5年間行われます。そうした形の中において、水道料金の引き下げが今の状態ではできないというのが企業団内部の統一的な見解だろうというふうに思っておりますので、御報告申し上げておきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） じゃあ係争中の問題についてはコメントできないということでございますので、それ以外の問題に絞ってお尋ねをいたします。

と申し上げますのは、今もお尋ねいたしましたように、21年度から24年度までの間に正味運転資本が6億2,000万円余り増加をしたということ。この当時の事業収益は4年間で3億8,000万円余りでございましたから、はるかに、しかもこの時期に予定しておりました借入金も大幅に減らしておりますので、事業収益の2倍を超えるような財政の節約ができて、そういうことが結果として平成20年度末に9億8,000万円まで減少しておりました正味運転資本も16億円余りに増額をされた。

ここの大きい要因の一つは、係争中でない、この以降の水道管布設工事の入札制度の改善と、もう1つは弥富市でも行われました、19年に市長が就任して直後に行われました同報無線等が、実際に大手メーカーが独占的に受注できるものについては、現在のこの地域の予算の決定だとか予定価格の決定というのは、そういうメーカーなんかの助言も受けながら決めている関係もあって、実際の市場価格とかなり差がありますので、ぜひ予定価格についても精査していただく、それから入札についても競争入札が実際にできる仕組みを考えてほしい

ということで、弥富でも60%前後の同報無線についてはたしか発注がされましたよね。南部水道の中で実際に初めて電気・機械設備でやられたのも市長が企業長として就任された後ですよ。それ以前は全くそういう努力がされていなかったから、この時期には大幅に正味運転資本も後退する、それからそういうことがされた関係で、これ大きいですよ、6割前後でやれるものが、ほとんど99%を超えて発注されるということが改善されずに来ておりまして、ここが改善されたことが、この間の営業利益とは別にこういう形で内部留保にできる資金が節約できるというのは、ある意味では私、この水道問題を見てあって、実は水道事業というのは利益なしでやれる事業なんですよ。今の海部南部水道企業団収益表を見ていただくと、例えば支払利息ですと、ある時期には1立方メートル当たり25円93銭、平成5年の場合は。とにかくかかる費用は全部水道料金に計算して込めていただく仕組みになっておりますから、だから純利益がなくなっちゃってきちんと運営できるというのが本来の仕組みなんです。

そこで見ていただきますと、3枚目の裏のほうに、これは前にも水道企業団の質問で使わせていただいた資料なんです、海部南部水道と他団体の原価と収益の差額ということで、一番上が海部南部水道の平成13年から22年度までの要するに供給価格と給水原価の差で、ずうっとなると12円9銭あります。それからその下に、これは企業団の資料で整理したものでございますが、一般の市町では類似団体と言っておりますが、南部水道なんか水道の場合は同規模団体と言っておりますが、その場合はこの間のトータルがマイナス3円81銭、したがって南部水道との差は15円55銭あります。それから、県下平均でもこの間のトータルでマイナス2円8銭、ここの差が14円17銭。それから、尾張地域全体のトータルでもマイナス3円33銭、収益差額は15円37銭ですね。

だから、利益がなければ下げないということではなくて、入札制度の改善を初めとした、減価償却費を初めとする実際に支出しない経費ですね、これを適切に使う。有効に使う。当然更新のための費用も全部水道料金に込められて取っているわけですので、そういうことを考えると、利益がないから値下げできないというのは、実は水道事業のこういう特徴を無視して、あるいは市長が実際に就任されて行われましたような要するに無駄な支出はしない、きちんと市場価格に沿った買い物をしていくとか、あるいは無理な支出はしない、計画的な内部留保資金を運用していくとかということをすれば、1円の利益がなくても十分できるというのが、一般の市町村だとか一般の御商売とは全く違う、きちんと必要な費用は料金でいただくというのが水道の仕組みだということが、ようやくこういう表をつくって私も理解ができて、ぜひそういうものとしてきちんとごらんいただくことと同時に、短期に今言ったような増減がされた大きい一つの原因は、実際に60%前後で買える買い物を100%でしておったということが、実はこの前の時期の最大の財政上の問題であったという

ことを御理解いただきたいと思いますですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海部南部水道企業団の企業の経営につきましては、企業会計というような状況が最も望ましい会計として、それが遵守されてきているわけでございます。収入・支出という状況の中において、しっかりと企業団の中での企業経営を図っていくということでございます。しかし、利益ができないから値下げができないという形のものはあるかもしれませんが、いずれにいたしましても維持管理ということも含めましてさまざまな減価償却が今後も伴ってくるわけでございますので、そういうまたメンテナンス費用等も含めて、これは一定の留保をしていかなきゃならないということでございます。

また、企業団内部におきましても、さまざまな企画であるとか、あるいは水道事業にかかわる全ての機具に対しても見直しをしながら精査をしているところでございまして、いずれにいたしましても、今の段階では利益ができないからということで、利益が減少していくということが大きな要因ではあると思っております。名古屋西火力発電所の更新事業が平成29年で終わるわけでございますけれども、そういったときに海部南部水道企業の経営状態がどうなっているかということは、しっかりと見定めていかなきゃならないだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長がおっしゃられたことは、企業団の事務局というか局長たちが口をそろえておっしゃられていたことなんです。企業会計というのは原則独立採算制、そして当然可能な限り母体の自治体に迷惑をかけないようにするのが本旨だという説明をされました。

ところが、私が配らせていただきました表の3枚目の一番裏面で、「料金格差と基礎自治体支援の差はここにも」という一覧表がございまして、例えばこれは平成21年度の決算から取り出したものでございますが、当時、海部南部水道企業団の支払利息は13円96銭でした。ところが、この21団体は支払利息が1立方メートル当たり5円以下なんですよね。犬山市なんかはゼロだとか、限りなくゼロに近いところが7団体ありますよね。

結局どうということだということで企業団のほうにお尋ねしますと、例えば犬山市なんかは数十年にわたって一円も借入金をせずに、今の表のような大変安い、県下でも2番目に安い水道料金で運営をしている。だから、南部水道企業団でいいまして、例えば平成になってからの今の表を見ていただいてもわかりますが、庁舎を新設したときに、2枚目の右側の表を見ていただくとわかりますが、庁舎を用地買収し、用地造成をし、平成の初期の時期にやったんですが、このときに利息、負担がどっと来ますね。これは全部料金に上乗せをして徴収したんですよね。

だから、今、市長がおっしゃられた設備更新の費用だとか、人件費だとか、庁舎の用地買収の費用から、こういうのも全部水道料金に上乗せをするという仕組みで、経費は全部通常の料金に入っておりますので、この管理がきちんとされれば利益がなくても運営できるというのが一般の御商売とは、一般の御商売は、市長も事業体の役員をやられたから御承知だと思うんですが、利益がなかったら絶対成り立たないんですが、全部経費を料金としていただくわけですから、ここで例えば今の市長がかかわった事業であります23年度の入札で3億円ほど節約されましたよね、3億円を超えて。そうしますと、1年間の今利益が1億円をちょっと超えたところですから、3年分の利益相当が節約されます。

こういう形で無駄遣いさえしなければ、ここの運営に必要なお金というのは、よそに比べて愛知県下で一番高いにもかかわらず、同規模団体だとか、愛知県平均だとか、尾張平均で十何円も高い利益を立方メートル当たり取っているわけですから、ふんだんにお金はありますので、節約することを知らない状態になって、そういうものが、まるでもっともって利益によってお金を余らせなければ水道の値下げができないなんていうことを、水道料金を下げていくとか、それから愛知県下で他の自治体がいっぱい支援をして今の状態が保たれているとかということは一切視野の外において、そして市町村長に水道企業団というのはこういうものだよという説明をしておりますが、私たちは愛知県の中の市町村の一つとしてこういう事業をやっているわけでありまして、例えば丹羽の広域の団体でも企業団という形をとっておりますが、ここも借入金はずっとゼロに近い状態で、こういうことができるというのは、そういう必要な資金や資本を手当てしてもらえからできるわけですね。

ところが、南部水道はそういうことで、市町村に迷惑をかけないかわりに、企業団の運営についてはなるべく、実は、今、市長は企業長になっておりますが、企業長でないときは副企業長なんです、平成20年より前は、初めは町村長、途中で市長と村長になったわけですが、ここでも首長も含めて一議員という扱いで、運営には基本的に市町村長や議員は、議会議員としては参画させるが、企業長のとき以外は参加させないという仕組みが、海部地域の一部事務組合と同じ位置にあると思いますが、よそは10年も前にきちんと管理者でないときは副管理者ということで、経営の中心は選挙で選ばれた市町村長と。

南部水道はつい最近まではそうじゃない状態が続いてきておまして、結局お互いにそこで、本当に今何が必要かということをつっ込んで議論をせずに来たことが、もう既に平成10年当時から、こうした電気・機械設備だとかプラント物については実際の価格が高過ぎるということで、環境事務組合、当時は1市11町村ですか、衛生組合と言っておりましたが、ここでも大きく問題にして、予定価格も引き下げる、そして入札をやった。しかし、それでも談合だったということで、2010年ですか、先ほどの年には20億9,000万円も談合の弁済金と延滞遅延損害金として受け取るというようなことがされている中で、実は南部水道企業団で

はそういう問題が、私この前質問したら、当時はそんなことは議論もされなくて、当時のきちんと手続でやってきたから何も問題ありませんということを市長も聞かれたと思いますが、平気で答弁されるわけね。

だけどこれは、この地域全体でやっている、それから関係市町村長が、いろいろ不十分なことはあっても企業長をやっておる組織が、同じように解決している問題を、一切ここは知らん顔で通せるというか、気がつかずに通したというんですか、そのことで市民に与えた損害というのは、この2つの入札だけでも、もし市長が就任されてやったような入札がきちんと行われておれば、それだけで7億円を超えるような財政の節約ができたわけで、だからきちんと運営がされれば収支ゼロでも十分運営ができる団体であるし、そういう中で値下げもできるということをこの機会に、ぜひ市長の立場からもしっかり一度、ここで言っただけではなかなか御理解いただけんところもあると思いますので、そのために資料をしっかりと、平成元年からの資料をそろえておきましたので、ごらんいただいて、ここはぜひ改善をしていただいて住民の利益を守るように御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員から水道団企業経営の話を伺うわけでございますけれども、全ての経費は全て水道料金に上乗せしてというようなことについては、少し私は暴言ではないかなあというふうにも思わないわけでもないわけでございますけれども、いろんな事業を起こす際には起債を起こしまして、きちっと資金計画を立てて実行しているところでございます。また、毎年公債費というような状況の中で、その返還をしているわけでございますので、全て水道料金に上乗せしているということではございません。私どもといたしましては、地域住民の皆様方の安心した生活のために水道の役割というのは非常に大事だということについては、またそれにかかわる経費というのはもちろん大事であるということは、常に意識をしながらさせていただいておるところでございます。

また、組織的には、企業長、そして副企業長という制度ができました。しっかりとこの3自治体の首長の合議制のもとに、いろんな課題につきましては協議をしていきたいというふうに思っております。そしてまた、企業団で構成されている各自治体の議員の皆様にもお示しをし、さまざまな問題について、課題ということがあれば、これは改善していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 起債もやっていると市長はおっしゃられましたが、起債は減価償却費で、きちんと料金から内部留保資金として返す仕組みになっておるんですね。そして、借金、起債を返したお金は、組み入れ資本金で資本金として積んでいく仕組みになっておるんですね。だから、犬山市なんかはそういうことをやっておられないので、資本金は10億です

わ、人口7万数千で。一切そういうことをやっていない。だから、借金をして返してこれをというようなことをせずに運営しているから、今言ったような、表の表を見ていただくとわかるんですが、南部水道の半分以下の料金でやっていますよね。

今、市長がおっしゃられたような、起債をして、それを返す費用も減価償却費で集めて組み入れ資本金にするなんていう仕組みは一切とってないんです。私もなかなか企業団会計になれなくて、普通の御商売と似たような仕組みでやられておるから一定の利益があることが前提だろうというふうに思っていたんですが、実際にさっき中身を申し上げましたように、愛知県平均も、尾張地域平均も、同規模企業団平均も、マイナスで、なおかつきちんと運営されておるということ、収益が。ここは一度しっかり御検討いただいて、一般の御商売と公的な団体が行う企業会計というのはかなり差があるということを、私も今回、平成元年からの資料を全部集めて初めて、あっこれでよその自治体が原価よりも安い値段で供給しても運営できるんだなということと、それから市長がこの間やられた、そういう発注の仕方によって何億という、利益をはるかに超えるような節約ができることがあるということが水道なんかの企業体の実態だということもわかりまして、私も初めは、今、市長がおっしゃられたように、確かに地盤沈下対策で県水100%にしたことで受水費が高いとか、管路の延長は愛知県で一番南部水道企業団が長いとか、こういうことが高い料金の一つの原因だというふうに思っていたんですが、確かにそれはあります。けどもう一方で、今言ったような現実に解決できる無駄遣いをしない仕組みをしっかりと導入すれば、利益ゼロでも十分やっていけるというのがまた水道企業団運営ということを改めて今回勉強させていただきましたので、ぜひじっくりと御検討いただいて改善を進めていくということを要請して、次の質問に移ります。

次の質問は、都市計画税の問題であります。

さきの私の質問に対して市長は、市民の理解なしに強引に導入を進めることはされないと、皆さんで検討していただければ、昭和期に導入をしようとしたときよりも受け入れやすい状態なのではというような趣旨のお話をされましたが、実際に私はこの問題が議論になって以来、たくさんの方にお目にかかって実情を聞いてみますと、とてもとてもそのときよりもはるかに深刻な状態であるということに気がつきました。まず、関係者の皆さんの実情も調査をしていただいて、一日も早くこの問題は決着をつけることが弥富のまちづくりの上で欠かすことのできない大切な問題であるというふうに思いますので、再三となりますが改めて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

実は市街化区域農地は、平成23年度、今の合併による減額がされる前の状態ですね、1平方メートル当たり田畑合わせて約120円ほどなんです。これは住宅用地の小規模住宅と一般住宅を合わせた平均の額の1平方メートル当たり86円もよりも高くて、私、計算を間違えたんじゃないかと思って市の担当者にお伺いしたら、そのとおりです、高いですと。雑種地が

129円ですかね、駐車場なんかで貸しておるところが129円で、お米をつくったりしておるところがこの値段では、とても農家の方が払える額じゃないと思います。

とりわけ弥富町時代は、市になってやっと生産緑地なんかの制度が活用できるようになったんで、そういう軽減する仕組みはなかったんですよ。したがって、この高い税金を払うこと、それから農業収入は、先ほど横井議員も質問されておりましたが、とにかくこの間低下に低下を続けて、農業だけで生活できない、こんな高い税金は払えない、相続税対策もありまして、結局弥富の人たちは、名古屋や四日市方面に出る便利なまちだということも生かして、都市計画税がないという条件を生かして、賃貸住宅をすることで弥富市にはずうっと税金を払い続けるという選択をする、そして何とか農地の保全だとか、ないしは自分の生計の足しにもするという選択をされてきたんですよ。

このことがほかの市町に比べても、そういう客観的な条件ですね、非常に多くて、平成12年当時に102ヘクタールほどあった市街化農地は、今は五十数ヘクタールになっていますが、それでもまだ弥富の場合は市街化農地が大変多いというふうに言われておりますが、そういう状況で、ところが働く人たちの収入がどんどん下がっていく中で、人口がふえる割合よりも、そういう選択をしたことから、賃貸の部屋の数が増えて空き家がかなり広がっている。甚目寺や大治ほどひどくはないんですが、弥富もかなり空き家が目立ち始めてきておりまして、とても営業としてぎりぎりのところに来ている。だから、小さい事業の人たちは撤退する相談を不動産会社やなんかとし始めているとか、それからちょうど代の変わり目になっておりますので、おやじ、こんなものを俺らは引き継いでやっていく気はないで、おやじの代で始末していけとか、あるいは滞納が発生すると、とても延滞金がすさまじい額になりますので、事業として成り立ちませんので、何とかして税金だけは払いたいということで必死になって資金繰りをしておるとか、こういう状態。

本来なら、先ほどの水道みたいな話ですと、きちんと内部留保資金でためいくことができるんですが、そういうことが非常に難しくなって、新たに改造するとか、あるいはそういう場合には借金に頼らざるを得んというようなことがほとんどどこでも言われておりまして、もう既に、かなり大規模にやっておる人たちでも、銀行からもある程度処分をして借金を減らさないと全滅しますよと言われておりますがという人たちも少なくありません。そういう状況が一方で。

それから、特に働き盛り世代の人たちは、先ほど来議論もありましたように、保育料が安いとか、医療費無料だとかそういうことで、ここなら、先々いろいろ心配だけど、共働きで子供を育てていくことができることで分譲住宅を買ったけど、どんどんどんどんいろんな物入りがふえてくる。こういう中で、特に新しい住宅の場合は税金が結構高いですから、ここに上乗せさせるとか、こういうことになると、とても耐えられないと。せっかく私たちが、

ここなら住めるということできりぎりでやっているから、そういう新しい税金をしないほしいとか。

私、ふだんお目にかかったことのない人の意見も聞きたいと思ひまして、平島や白鳥台というふだん私が余り足を運ばないところの昼間うちに訪ねて行って、大体お年寄りですね、昼間。現役時代でもなかなか固定資産税を払うのに大変な税金だったけど、これから医療費もふえていくとかいろんなことがいっぱいある、年金は減る一方だと。とても上げていただくと困ると。共産党の人だけじゃなくて、ほかの議員の方にもあなたたちから話をさせていただいて、そういう税金は前にもということがあったように、ぜひ出さないようにしてほしいということで、いろんなことで私皆さんに話をしますが、特に年配の人たちのこの問題に対する関心というか、すごく高いですね。

昭和60年代にやるときは、どっちかという農家の人たちが一番困るということで反対されたんですが、農家や今事業をやっておる人だけではなくて、そういう一般の人たちが、これ以上の負担に耐えられないという声がいっぱい出てるのが今回の特徴だということが一つと、もう一つは、実は生産緑地の制度が十分皆さんに知られないまま、結構この制度と相続猶予の制度とごっちゃにされていて、そしてこんな人かと思うような人でも、結局何十年と拘束されて、相続猶予の場合はさかのぼって利息もつけて払ったという経験をいっぱい持っていますから、そういうものと勘違いしてやらなかった。

実際にやった人は、公務員だったり、公務員の友人がおって、いろいろメリット・デメリットを教えてもらって、それならということでやった人が多数で、実際には54ヘクタールほどある市街化農地のうち、7%ちょっとが生産緑地となっておるだけで、あとはそのままですよね。そのことがあって、ここが四十数%も増税に、今、津島や名古屋並みになるとなりますので、事の深刻さは、かつて60年代に導入しようとした時期とは全く違います。ここへ消費税だとか、さっきも言われた医療費なんかの値上げや社会保障費の大幅な引き上げ、既にこの間に住民税や所得税の定率減税の廃止を初めとして、ここ十五、六年の間に大幅に公的な負担がふえてきておりますので、ぜひきちんと皆さんの意見も聞いて、早く決めていただきたい。

これがいつまでも引っ張っておると、例えばせっかく、このまちづくりにとって非常に大きな課題になります緊急避難時にも使える中高層の賃貸住宅というのは弥富のまちづくりには欠かせない大きなものなんですけど、今、長期優良の3階建て以上の耐火ですと、7年間建物の税金が半分になる制度がありますよね。ところが、この都市計画税を導入すると、そのメリットがまた半分近くに削減されるもんですから、そういうまちづくりにも非常に障害になることが心配されておりますので、一度この問題については、皆さんの意見も聞いた上で、早く決着をつける努力をしていただきたいと思いますと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

都市計画税に対して判断をしたらどうだということでございますけれども、少し私は都市計画税に対する基本的な考え方は三宮議員と違うわけでございます、申しわけございませんけれども。

都市計画税というのは、新たな説明するまでもないわけでございますが、市街化の中における土地・家屋にかけさせていただく税という形で、その目的に対しては、公共下水道事業であるとか、あるいは道路改修事業、あるいは駅前整備等々の公共の事業を中心的に充当するという形になっております。その税率につきましては、100分の0.3以下という形の中であるわけでございます。さまざまなこれから都市基盤整備事業を弥富市も進めていかなきゃならないという形のものがあるわけでございます。

そうした形の中で弥富町の時代においても、昭和50年代後半にこの議論がされておるわけでございます。その当時の首長は、不退転の決意でもってこの都市計画税を導入しなきゃならないんだと、そしてバランスがとれたまちづくりを進めていかなきゃならないんだというふうにおっしゃっているわけでございますが、残念ながら否決されたという状況でございます。もしこれが可決されて都市計画税が導入されておれば、もっと違った形での弥富町の時代の基盤整備が進められたらというふうにも思っております。そういったことが日本経済の成長と同時に背景としてはあったんじゃないかなあというふうに思っております。

弥富市、税制が大変厳しい状況につきましては、昨年12月に平成25年から29年の5カ年における中期財政計画ということを発表させていただきました。そして、向こう10年間ににおける財政の見通しということについてもお話をさせていただきました。私どもは平成18年4月1日に、旧弥富町と十四山村が合併をいたしまして弥富市が誕生したわけでございますが、そうした状況の中から、合併算定がえの特例の地方交付税を今国のほうからいただいております。年間の額が約6億という状況になって、大変大きな金額が特例の地方交付税という形でございます。これが平成28年で終了する。そして、向こう29年から5カ年で減額になり、33年にはこの特例の地方交付税はゼロになるという形でございます。そういうような状況から、平成34年以降は大変厳しい財政状況ということが予測されるものですから、いろんな税収のあり方について我々としては考えていかなきゃならないということが基本的な問題としてあるわけでございます。

一方、基幹税といたしましては個人市民税、あるいは法人税、固定資産税というものがあるわけでございますが、大変経済環境、社会環境が厳しいという状況の中で、この基幹税も大幅に伸びることはないだろうというわけでございます。そうした中においてしっかりとしまちづくりをしていくためには、さまざまな国からの地方税、あるいは交付税ということ

も含めて、依存財源でもあるわけでございますけれども、しっかりと議会とともに話をしていかなきゃならないというふうに思っております。

そして、都市計画税にもう一度戻りますけれども、私はこれからのまちづくりをどうしていくんだ、例えば第1次総合計画の後期計画をどうしていくんだ、これを12月議会に私が皆様のほうへ御提案申し上げます。そして、この5年間の過ぎた後の第2次の弥富市の総合計画をどうしていくんだ、まちづくりをどうしていくんだということがあるわけでございます。このことをしっかりと私は市民の皆様に理解していただけるように説明していかなきゃならないというふうにも思っております。そうした形の中では、議会の皆様方としっかりとこの都市計画基盤整備事業という形の中で御協議をいただきたいというふうに思っております。じゃあ、その都市基盤をするためにはどういう財源が必要なんだと、どう財源計画をしていくんだということがもちろん必要になってくるわけでございます。そうした形の中において、さまざまな基幹税であるとか、あるいは新たな税という形の中で考えていかなきゃならないのが都市計画税だろうというふうに思っております。

だから、消費税とかいろんな形のもとで、今、増税感が非常にあるわけでございます。そうした形の中では、この都市計画税、あるいは税率において幾ら幾らという形で明記して、いつから始めるということではなくて、まずは第1次総合計画の後期計画のまちづくりはどうあるべきか、第2次総合計画のまちづくりはどうあるべきかということをしっかりと市民の皆様に御理解をいただくように説明していきたい。そして、そういったようなことにつける財源として、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。御理解をいただきながら一緒になって議員の皆さんと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 時間がないので簡潔にしますが、実際の状況は、払えない人、あるいは事業が成り立たない人がかなり出てきておることなんです。これは弥富の特徴的な状態。したがって、確かに西部やなんかからもありますが、1人当たりの税金の高さというのは、いろんな選択肢の中で、弥富の特徴を生かしてやってきた中での結果であって、ここもぎりぎりの状態が来ておるという状況の中でございますので、弥富市の他の市町に比べて皆さんの暮らしを大切にするという仕組みは、私はこの都市計画税がないことも一つだというふうに考えておりますので、この辺もよく御検討いただいて、同時にこれは見解の相違ということで済まない問題でもあるというような気がしますので、私も私の立場からしっかりまた皆さんの意見を聞き反映させていきたいと思っておりますので、何とかなるというような状況ではない状態になってきた中で、暮らしを守る市政を本当に考えていただきたいということを強く要請して、質問を終わります。

- 議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

- 7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、質問いたします。

東日本大震災が発生して以来、2年半が過ぎ去ろうとしております。3月11日にテレビ画面から飛び込んできた津波の恐ろしさ、本市としても防災対策として考えておりました各小学校区への防災広場の建設をやめ、高さを求める対策に変更してまいりました。ことし3月には栄南地区に津波からの避難所として防災センターが完成し、また十四山地区においては中学校、あるいは排水機場において外階段を設置し、屋上へ避難する工事を順次進めております。

しかし、最近になって、近いうちに起こるであろうと予想されている巨大地震よりも、夏場において全国各地で毎年起きている集中豪雨、あるいは台風による洪水、また津波を伴わない大きい地震そのものに対する災害対策を考えるようになってきました。大雨・洪水に対しては万全な排水対策、地震については家具の転倒防止、火災による消火対策、発災後の避難所生活におけるさまざまな対策であります。

今回は、本市における防災対策の現状、そして取り組み方、考え方について順次質問いたします。

まず、津波・高潮からの緊急避難所の件について質問いたします。

学区ごとの津波・高潮緊急避難場所における収容人数と、その地区の住民数を示してください。桜・日の出小学校区は1つとして、また十四山地区も1つとして示してください。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

各地区ごとで読み上げさせていただきます。

まず、白鳥地区につきましては、人口が5,709名、収容人員が2平米で1人の収容という計算をしておりますので2,210名、収容率は38.7%。弥生が1万1,147人、収容人員が2,604人、それから収容率が23.3%。桜・日の出につきましては1万5,662人、収容人員が1万111人、収容率として64.6%。大藤につきましては3,270人、1,538人で47%でございます。栄南地区につきましては3,081人、収容人員が2,578人、83.7%。十四山地区につきましては、これは十四山中学校の屋上が完成した段階での数字を上げさせていただきたいと思っております。

ども、5,720人に対しまして3,859名、67.5%でございます。

ただし、これにつきましては1人2平米で計算させていただいております。本当の緊急時になりますと、1人1平米ということも可能かと考えます。この場合ですと、白鳥で77.4%、弥生で46.7%。桜・日の出で129.1%、大藤が94.1%、栄南が167.3%、十四山が134.9%。全体で申し上げますと、4万4,589人に対して、2平米で2万2,900人、収容率が51.3%、1平米換算いたしますと102.7%となっております。

また、栄南地区におきましては、昼間人口でございますけれども、臨海部のほうで2,600人ほどが働いていらっしゃるといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、御説明をいただきましたように、1人当たり2平米の計算でされております。そうしますと、2平米といいますと大人1人が寝転んで寝返りができる、そんな程度の面積であると思います。それによりますと、白鳥学区、弥生学区については100%に満たないというような格好になります。

それで先ほど言われたように1平米、1平米といいますと、普通乗用車、車に乗って座った状態、それが1平米ぐらいじゃないかなと思っております。この専有面積で計算をいたしますと、今言われたように弥富市全体としては107%ぐらいということでカバーはできておりますが、今言いましたように、白鳥・弥生地区においては1平米で計算しても収容率が100%に達しません。市民の皆様へは、津波からの避難場所として地域の全ての住民の方が避難できますから安心してくださいと数字上で示して、市民の皆様には安心感を与えることが大事であります。そして、市民の皆様の安全を守ることができる避難場所の確保が大事であります。

そこで、収容率の低い白鳥・弥生地区において今後どのような対策を進めていかれるのか、説明してください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど御説明いたしましたように、収容率についてはばらつきがかなりあるといったことが現状でございます。収容率の低い地域につきましては、十四山中学校の屋上の外部階段の設置のように、既存施設の有効活用や、また民間施設の協力もまだ結べないところがたくさんございます。そういったところの協力をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今言われたような対策が、費用対効果ということを言っではいけません、今、弥富市としてとれる対策ではないかなあと私も思っておりますので、順次民間の施設を利用して協定を結んでいっていただきたいと思います。

アンケート調査を行っていないのでちょっとわかりませんが、津波・高潮からの避難場所がどこになるかと、自分はどこへ逃げればいいのかということを市民の皆様へ知らせる周知ですね、これが大事でありますので、この点についてどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 23年ですかね、マップ等も配付させていただきました。ただ、かなりそれからふえているところもございます。そういったところで、またそういったマップ等の作成も一つ考える必要があるのかなとは思いますが、現在、電柱への案内看板を行っております。これは市がということではなくて、各事業所の方の御協力のもとに行っているものでございますけど、現在80カ所設置ができております。こういったこともどんどんふえていくといいのかなあということを思っております。

また、市のホームページでも、そういったデータがございます。

また、既に取り組んでいただいております自主防災会もありますけれども、先ほども出しましたが、みずから守るプログラム等の地図についても、そういったものが記載されております。そういったことで、そういったものを使った避難訓練などを通して周知ということもお願いしてまいりたいと思っております。

また、地区の公民館とか人の集まるような場所がありましたら、そういったところに避難所の一覧表等の掲示ですね、そういったことも一つの方法かと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひ市民の皆様にも周知徹底をお願いしたいと思ひまして、次の質問に入ります。

次は、今も外は大変雨が降っておりますが、集中豪雨、あるいは台風による洪水について質問いたします。

先ほど市長のほうから説明がございましたが、弥富市は周囲を堤防で囲まれており、降雨による内水に対しては排水機によって伊勢湾へと放水しなければ、道路の冠水、床下浸水といった被害になります。大藤・栄南といった旧鍋田村地区においては、主に森津・末広・鍋田の排水機場から直接伊勢湾へ排水されます。しかし、弥生・白鳥・桜・十四山地区においては、主に新孫宝及び孫宝第2排水機場より日光川の河口域へ排水されます。そして、この河口域へは、日光川の本流、善太川、福田川、蟹江川、戸田川からも水が流れ込んでくるわけでありまして。河口域には水閘門があり、潮位に合わせて、海水面が下がったときに水閘門を開いて河口域の水を伊勢湾へ流すといった仕組みになっております。海水面との潮位差によって水閘門の操作による排水ができない場合は、隣にある日光川排水機場、日光川河口排水機場に設置してある排水機によって、最大毎秒300立米の排水が行われます。

昭和52年に日光川水系の市町村において排水協定が結ばれて以来36年間、今日まで排水規制がかけられたことは一度もありません。しかし、世の中、想定外ということが最近よくあります。もしも排水規制がかかれば、日光川への排水ができなくなり、弥富市において低い場所で道路の冠水、あるいは床下浸水等が心配されます。

そこでまず、過去における弥富市内の被害状況について伺います。

昭和49年、51年の豪雨、平成12年の東海豪雨、その他台風等によって浸水の被害があった過去の被害状況を教えてください。

- 議長（佐藤高清君） 平野議員、質問の途中ですけれども、市長のほうから発言があります。
- 市長（服部彰文君） 今、気象情報が大変よくないわけですが、弥富市に大雨の洪水警報が出ましたものですから、大変申しわけございませんけれども、答弁者以外の特に管理職については会議に入りたいと思いますので、お許しをいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開発のほうもそういう判断をしてください。それから、防災安全もさっき行きました。

そういうような形で大変御迷惑をかけますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 今、市長のほうから報告がありました。この地方に大雨洪水警報が出ておりますので、職員の対応をさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは質問を続け、答弁から入ります。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 昭和49年と51年の豪雨、それと平成12年の東海豪雨の被害状況についての御質問でございますが、昭和49年、51年の豪雨については記録を確認できませんでしたが、駅前が浸水して床下浸水したという記憶がございます。

東海豪雨につきましては、中六地区を中心に86件の床下浸水の報告がありました。

なお、伊勢湾台風以降で床上浸水の記録は確認できておりません。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 平野議員。
- 7番（平野広行君） それでは次に、弥富市内において今一番低いところで道路の冠水等が予想される場所はどこか、またその冠水対策はどのように考えているのか質問いたします。

ちょうど今、大雨洪水警報が出たということで、道路の冠水等も考えられますので、答弁をお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 石川開発部長。
- 開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

道路の冠水が予想される場所につきましては、まず弥富の北部地区でございますが、先ほど横井議員の質問の中で市長が答弁させていただいております中六隧道がございます。

ここにつきましては、冠水した場合につきまして通行を禁止するために、本年度、車どめを設置いたしましたところでございます。今後も安全の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、佐古木地区でございますが、竜頭公園周辺でございます。ここにつきましては、排水先であります孫宝排水機場の排水の早期の対応をお願いするとともに、地区で管理していただいております水門の適切な管理を要請しておるところでございます。

次に、南部地区につきましては、弥富野鳥園の西側の水路からあふれて道路が冠水した事例がございます。こういったことにつきましては、臨港道路改修により道路の地盤が高くなっていることなどから改善はされておりますが、もしもの場合につきまして、水路等に土のうを積むなどして対策を講じていきたいというふうに思っております。

今後も安全に通行できるよう道路の維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） こういったことは、あらかじめある程度被害を想定して、すぐに対応できる体制がとれるように、ふだんからソフト・ハード両面から準備していただくことをお願いしておきます。

次に、ポンプの排水能力について質問いたします。

弥富市において、弥生・白鳥・桜・十四山地区の排水を一手に引き受ける新孫宝及び孫宝第2排水機場であります。弥富市では3日間の想定雨量を336ミリ、これは20年に一度起こる確率で設定しております。新孫宝・孫宝第2排水機場においては、合わせて4台の排水機が設置されておまして、その排水能力は毎秒47.8立米となっております。市民の皆様には、47.8立米と言ってもどれぐらいの排水能力かぴんとこないと思いますので、小学校、あるいは中学校にある25メートルのプールをイメージしてください。プールが満水で約400立米であります。ですから、このプールの水を約8.3秒、つまり10秒足らずで排水する能力があるということになります。まずこのことを頭に入れておいていただきたいと思います。

そこで、弥富市の現在の想定雨量、3日間で336ミリの場合、平均して1日110ミリずつ降ったと仮定して、1日における排水時間はどれぐらいになるでしょうか。これは愛西市の一部も含みますが、流域面積2,156ヘクタール、ポンプの排水能力毎秒47.8立米、それから末広・鍋田排水機場においては流域面積1,416ヘクタール、ポンプの排水能力毎秒27立米で計算してお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 孫宝の流域で申し上げますと、1日のうちでも降雨量に波がございますが、流下時間によって異なるかと思いますが、そういったことを考えまして単純に孫

宝の流域であります2,156ヘクタールの面積におきますと、均等で110ミリ降ったと仮定をいたしまして、その総量につきましては、毎秒48立米の排水能力のポンプで排水をいたしますと約13時間40分になります。これはあくまでも計算上でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、関連がございますので、六箇流域のほうにつきましては18時間56分ぐらいですね。大神場流域におきましては約17時間30分、芝井川の流域におきましては20時間49分、松名流域におきましては13時間9分、稲元流域につきましては46時間42分、鍋田・末広流域におきましては16時間28分の予定をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、ポンプの運転の開始時間が大事になってきます。予想降雨量と水位を照らし合わせ、予備排水をして水位を十分監視して運転すれば私も大丈夫だと思いますが、もしも万が一電源がドロップした場合、モーターエンジンの排水機が使用できなくなり、ディーゼルエンジンの排水機2台の運転となってポンプ能力は半分になります。また、排水規制がかかれば、ポンプの運転は全てできなくなり、市内は冠水するおそれが出てきます。排水規制については、昭和52年に制定されて以来、今日まで36年間一度も発令されたことはありません。しかし、最近では、今までに経験したことのない雨とか、想定外ということが起こっております。ごく最近では、山形、島根、あるいは大阪市においても、想像を絶する大雨となっております。

昨年も私、9月議会においてこの件に関して質問をいたしましたが、そのときの回答は、連続運転が3日間できるようにディーゼルエンジン用の燃料タンクも設置し、3日間連続運転することで対応するとの回答でした。課長としては、予算のことが頭をよぎって、このような答弁になったと思いますが、まず予算を度外視して、どのような対策をするのがベターと思われるのか、再度質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

行政としましては、予算を度外視して考えるのは大変難しいところでございますが、仮に排水機場から排水規制のない伊勢湾に直接排水を行うことができれば、排水調整ルールは回避できるかと思いますが、しかし現実的には排水規制ルールがございますので、非常に難しいと思っております。

先ほど市長より答弁がございましたように、現在、日光川流域の防災のかなめでございます日光川水閘門の改築工事が行われております。現施設の老朽化や高潮に対する必要な高さ不足、流下能力不足、さらに大規模地震への備えから改築工事が進められておりますが、市といたしましても一日も早い完成を望むところでございますので、よろしくお願いいたしま

す。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 予算を度外視してということはなかなか行政としては考えづらいところでございますので、そういうふうなお答えだと思いますが、普通、私らが予算を度外視してまずどういったことができるのかということを考えますと、導水路、こういったものによって、筏川より以北の弥富市内の水を筏川より以南のほうへ水を流して伊勢湾を排水する方法がベターじゃないかなあと思っております。

課長はお見えでないですね。課長に、玉野放水路とか祖父江の放水路についてちょっと聞きたいと思ったんですが、見えないので、私のほうから説明させていただきますが、日光川祖父江放水路、玉野放水路、こういった冊子があります。

玉野放水路及び祖父江放水路は、日光川の下流への流水の一部をカットして木曽川へ流す人工的な水路であります。平成22年に完成しまして、このことによりまして私たちの住む弥富市を含め日光川下流域の治水安全度は飛躍的に向上し、おおむね5年に1回起こり得る洪水、これは1時間に50ミリ程度の降雨ということではありますが、これに対しまして安全に処理できる川となっています。

こういった放水路の考え方を弥富市も取り入れていただきまして、排水対策を考えていただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

防災の面では最後になりますが、今度はハード面についての取り組みについて質問いたします。

弥富市は海拔ゼロメートル、マイナスであります。海からの津波、あるいは高潮による心配は、現在では鍋田海岸堤防の外側にコンテナ埠頭が建設され、高さ5メートルの強固な堤防の役割を果たし、まずここからの浸水はないと考えられます。心配なのは、境港、弥富港、飛島港の入り江部分であります。これら3カ所の強化策、そして鍋田海岸堤防の液状化対策を含む強化策並びに津波が木曽川を遡上した場合のことを考えまして、木曽川左岸堤の強化策の現状について質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 境港の下流部の下堤防につきましては、愛知県におきまして、のり面の護岸の補強工事が完了しております。水門につきましては、本年度、耐震点検の実施が計画されております。

飛島海岸につきましては、平成18年度までに東海・東南海連動地震への対策を完了しております。その続きでございますが筏川の河口付近につきましても、同様に平成16年度までに海岸堤防の耐震改修が完了しております。

また、国土交通省木曽川下流河川事務所におきまして管理しておりますが、弥富港の水門

（鍋田上水門）につきましては、木曽川の高潮堤防の補強工事の一環といたしまして、本年度より４年間の計画で耐震を踏まえた改修工事が行われます。それにあわせまして、水門の周りの堤防も補強されると確認をしております。

木曽川左岸堤防でございますが、先ほど申し上げましたとおり、弥富港の水門の改修にあわせて堤防も改修されると確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後とも国・県に対して堤防の補強・改修について要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○７番（平野広行君） 今回は、弥富市の防災力についてハード面を中心に質問させていただきました。津波、集中豪雨、さらには最近では竜巻といった災害も考えなくてはならなくなりました。そんな中、一番大事なものは、市民一人一人の防災に対する心構えであります。自分の身は自分で守るという原点から、地域における防災訓練への参加、防災知識の向上を目指し、努力していただきたいと思います。発災後の避難所生活においてもいろんな問題が考えられますが、この件につきましては次回の質問にさせていただきたいと思ひまして、次の質問に入ります。

次は、弥富市の発信力について質問いたします。

弥富市の発信力には、まず市民の皆様に向けての発信と外部に向けての発信があります。本市の行政を市民の皆様によく知ってもらうには、市側からの市民の皆様に向けての発信力を強化しなければなりません。現在、市民の皆様への情報発信としては、「広報やとみ」、市ホームページ、市公式ツイッター、議会だより等があります。日常の便り、行事報告等については、「広報やとみ」等で十分だと思っております。ただ、一番関心のある市の財政、予算の使い方については、「広報やとみ」の中でマニュアルどおりに記載され報告されておりますが、予算の内容、市の財政状況を示す財務４表の報告に至っては、難しくてなかなか一般の市民の皆様には理解されていないのが現状だと思います。

そこで、予算書について、新しく行う事業、あるいは重点事業について、中学生が見てもわかるような予算書をつくってはどうか。他の市町においても、昨今こういった簡単でわかりやすい予算説明書を手づくりで行っており、中学校、あるいは公共施設に３部から５部ぐらいずつ配置しております。もちろんインターネット上では見えるようになっております。

若い人たちが自分の払った税金がどのように使われているか関心を持ってもらえるような発信の方法、これは市民との協働のまちづくりを目指している本市の方針にかなうものであります。ことしの３月議会において三宮議員の質問の中にありましたが、予算に関する説明書及び予算の概要説明書について、議員によくわかるような説明書を求めています。我々議員に対しては当然よくわかる説明書をつくらなければなりません。市側の回答としては、

決算については、決算が済んでから議会に出すまでに時間的余裕があるので細かく説明した資料を出せるが、予算については、予算査定の締め切りから予算の原稿をつくるのに物すごく短い期間でつくらなければならないので、現状のような説明書、または概要説明書になると回答しているわけではありますが、私が提案するのは、3月議会において予算が成立した後、4月の末か5月の中ごろまでに市民の皆様にはわかりやすい予算の説明書をつくってはどうかということでもあります。

例えば、ことし25年度予算で一例を挙げますと、「原動機付自転車に限り、きんちゃんマーク入りのナンバープレートをつけることができる事業であります。ケーブルテレビでも放映されていまして、話題性のある事業であります。これは弥富市を広くPRし、地域振興を図るとともに、郷土を愛する心を育むため、市のオリジナルナンバープレートを導入しました。予算は110万円です」といったような内容で掲載してはどうでしょうか。この件に関しましては、「広報やとみ」6月号の中でお知らせとして紹介させていただいてあります。予算説明書の中にも、予算概要説明書の中にも説明がありません。このような新しい事業、話題性のある事業については、わかりやすい予算書をつくり、広く市民にPRすべきだと思います。その他少し例を挙げてみたいと思います。

防災面でいいますと、津波・高潮からの避難場所として、十四山中学校の屋上に避難するために外階段の設置及び屋上の防水事業に6,000万円、孫宝排水機場の屋上への外階段設置に1,400万円といった事業ですね。その他ことしの25年度予算概要説明書の資料の中から抜粋させていただきますと、コミュニティFM事業の参加で330万円。また、コミュニティバスの運行事業を行っておりますということで1億400万円。また、防犯対策として防犯灯の設置、LEDの新規設置工事ですね、これに350万円。あるいは税の徴収業務の電算化ということで、昨年は国民健康保険税、軽四自動車税のコンビ二納付が始まりましたが、ことしの25年度からは固定資産税及び市県民税も電算化を行いますと、この予算が80万円。それから、心配されている方もあると思いますが、大規模災害において戸籍の正本と副本が同時に焼失するのを防ぐため、戸籍の副本データを、全国2カ所を拠点とした遠隔地で管理する、こんな予算に227万円。それから児童クラブですが、新日の出児童クラブの建設事業に5,200万円。こんなようなことをちょっと、一緒にこういった説明書をつくっていただければと思いますが、市の考えを伺います。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 当初予算の説明につきましては、「広報やとみ」や弥富市のホームページのほうに掲載しておりますが、議員御指摘のように、新規事業、あるいは重点事業についての広報はしておりません。今御指摘のありました予算概要説明資料についてでございますが、私ども毎年改善を加えておりますが、そちらのほうを今後さらなる改善を行いた

いと考えております。

それで来年度からは、議員御指摘のように、市民の皆様に対しわかりやすい予算の説明のために、その改善を加えました予算概要説明資料を弥富市のホームページのほうに掲載したいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 追加でちょっと、ほかの市町の例を紹介させていただきます。

これは奈良市の件なんですけど、奈良市は年1回、市政のタウンミーティングを行っております。市内8カ所の会場に合計で1,000部ぐらい配付し、説明資料としているわけでありまして。内容は中学生でもわかる程度にしてあり、作成するのに予算計上はしておりません。各中学校には10冊ずつ配付してあるそうでありまして。もちろん市のホームページ上には載せてあるそうでありまして。

これがちょっと抜粋したのですが、奈良市の予算書でありますね。新規事業ばかり書いてあります。プレミアムつき商品券の発行助成、これは私、12月議会において質問させていただいた件で、前向きに検討いただくということの同じ事業であります。それから、買い物弱者対策100万円。これは郊外型店舗の進出や世帯の高齢化などにより、買い物が困難となっている買い物弱者の実態・原因を把握し、その解決を図ります。こういったことに100万円の予算。それから変わったところでは、高校生や大学生のグループを対象に、奈良市が今後取り組むべき政策について若者のアイデアを求める政策提言コンテストを行います、これに270万円。それから、あと変わったところですけど、新規事業として家庭用の雨水タンク設置補助、家庭用雨水タンク設置に対して1基当たり3万円を限度に補助を行います、これは50基。それからごみの件ですが、ごみ減量講座や講習会の開催とごみの減量アイデアコンテストを実施するということに対して200万円。こんなようなことが書いてありますので、御紹介だけさせていただきます、参考にさせていただければと思います。

次に、本市の財務内容の報告であります。

これは大変難しく、見ただけでは何が書いてあるのか、多くの市民の皆様にはわかりませんと思います。地方公共団体においても国に準じて企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に取り組むようになり、従来の決算書に加え、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書から成る財務4表を作成することとなり、本市においても平成21年度より地方公共団体財務書類作成に係る基準モデルによりまして財務4表を作成し、市のホームページ上に報告しております。そして、その中には、財政力指数やら公債費負担の状況、人件費・物件費の状況、給与水準とかいろいろな項目につきまして、全国平均、愛知県平均と比較して表記しまして、本市としての説明もしてあります。しかし、このような細部にわたる説明は、ごく一部の市民の方にしか目に届かないと思います。

本来このような財務状況の報告は、広く市民のわかりやすく説明するものでなくてはなりません。

このような観点から私は、次のような方法で行ってはどうかと思います。まず、市民1人当たりに換算して、近隣市町と比較するのが一番わかりやすいと思います。本市の場合には西尾張9市ということで、犬山、江南、岩倉、一宮、稲沢、津島、愛西、あまであります。そして、比較する項目としては、市民1人当たりの一般会計予算の額、それから市の貯金に当たります財政調整基金の残高、市の借金に当たります市債の残高、そして財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、以上6項目で十分だと思います。もちろんこれらの語句の説明も併記しなければなりません。そして、これらの内容によって、弥富市は健全財政ですと市民に発信していくことが大事だと思います。

弥富市のこういった西尾張9市との比較表がありませんので、これ碧南市の資料なんですが、碧南市ですから西三河9市であります。この資料からちょっと説明をさせていただきます。

碧南市、岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、三好市となっております。ここのところへ弥富市をちょっと入れてみます。そうしますと、市民1人当たりの一般会計予算額、一番高いのは碧南市でありまして37万6,000円、その次が豊田市になって37万5,000円、そしてここへ弥富市を当てはめますと、弥富市は30万3,000円で大体7番目、後ろのほうということになりまして、高浜市がよく似た市かなあということになっております。

それから、経常収支比率ですが、弥富市の場合は84.5%でありまして、これに関しましては安城市が一番トップでありまして、77.4%ということになっております。最下位は、三好市が97%ということで最下位になっております。

そして貯金、基金ですね、基金の残高でいきますと、これはこの9市で比較しますと、弥富市は大変低いです。高浜市と同じぐらいです。4万9,613円、高浜市が4万3,300円ということであります。

借金の残高でいきますと、弥富市の場合、非常に多いです。24万8,483円、この9市の中ではトップになっております。

こういうことを言いますと何か心配になりますが、これを岐阜県の場合に、岐阜の多治見市の財政状況がありますので、岐阜県と比較してみますと、岐阜県では財政力指数というものがまずうたっておりまして、多治見市の場合は0.77で、弥富は22年度であります、まだいいときです、1.06。岐阜県下では断トツの1番であります。そして、経常収支比率も大体弥富は岐阜でいきますと中間ぐらい、公債費負担比率もずっと低い8.3%で良好な状態になっておるのがわかります。そして、実質公債費比率も低いです。

そして、先ほど言いました基金の残高、それから借金の残高でいきますと、これまた岐阜と比較しますと大変違った状況になりまして、基金、貯金ですね、基金の残高は、やっぱり低いですね、岐阜のほうは、皆さん田舎かしらんけど、非常にお金をためております。弥富市の場合、4万9,000円で一番どべになっておりますが、もう1つ変わったところでは、市債、借金の残高が弥富は少ないんですね、岐阜と比べますと。郡上が一番多いという結果になっております。

こういったようにやっていただくことをまずお願いしますが、この件に関しましてもう一度見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、非常に中身がわかりにくいというふうな御指摘がございます財務4表についてでございますが、これにつきましては、昨今、総務省は、自治体が作成する貸借対照表などの財務4表について、より企業会計に近い統一様式を設計する方針を固めたところでございます。その新たな様式による財務4表の作成は、2013年度中にマニュアルを示した上で、2014年度にも全自治体の実施を要請する方針とのことです。今後は総務省が示した統一様式で全団体に財務4表を作成し提出してもらい、自治体の財政状況を横並びで比較できるようにするとのことでございます。したがって、本市におきましても、この財務4表につきましては、総務省が示した統一様式で作成し、公表することとなります。

財務4表以外の決算内容の説明につきましては、現在、決算報告、市債の状況、基金の状況、決算カード、決算の推移、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、財政状況資料集、財政指標の推移を弥富市のホームページに、決算報告などを「広報やとみ」に掲載しておるところでございますが、今、議員御指摘の6つの項目について公表することを含めて、市民の皆様にはわかりやすい財務内容の説明書の作成につきましては、いろんな県内の各市の状況を調査・研究しまして、よりわかりやすい決算内容の説明に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひお願いをいたしておきます。

最後に、対外的な発信力ですが、先ほど横井議員のほうから弥富市のPRという御質問がございました。市長室で取材を受けるとき、あるいは来賓があったときに、一緒に記念写真を撮るときなんか、バックにきんちゃんマークのパネルを設置したらどうでしょうかと。愛知県知事とか名古屋市長、記者会見のときによく見かけるバックパネルです。ことしの場合、武蔵川親方とか小錦さんですね、表敬訪問したときに、バックにきんちゃんパネルがあるといいなあと思いました。

そして、このパネルの図柄の件ですが、弥富市の場合、弥富市を代表して数年前に、ニシ

キゴイ、そして金魚が宇宙へ行っております。また、湾岸地域においては、航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されております。この2つをコラボして、きんちゃんがロケットに乗って宇宙へ行くような図柄だと最高だと思います。

このように外部へ発信することによって、弥富市への航空宇宙産業の企業誘致が進むことを期待するわけであります。先日は打ち上げが延期され残念でしたが、これから期待されるイプシロンロケットに乗ったきんちゃん、どうでしょうか。市長の御意見を伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） バックパネルをつくったらどうだということで御質問をいただいておりますけれども、先ほどお話しした中で少しお話ししましたけれども、マスコミ対応だとかそういうことも含めて一度考えていきたいというふうに思っております。デザインにつきましては女性のデザインという形で、職員のほうで一度考えていただきたいなあというふうに思っておりますので、まだ未定でございますけれども、今、誇るべきというような状況のものについては、やはり金魚ということが中心になると思います。そんなことをモチーフにしながら、デザインについては考えていきたいと思っております。来年の春からそういったようなバックパネルを採用していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 24年度の決算も出ました。市税におきましては、固定資産の評価がえ等の影響もあり大きく減額を心配しておりましたが、決算額は対前年度比0.5%減で74億8,776万9,000円となりました。ことはアベノミクス効果で景気が上向く予想であります、その後の消費税アップも考え、市税収入の伸びも余り期待できませんので、さらなる行財政改革を進め、きらめく弥富を目指し、市民一丸となって諸問題に取り組まなければならないことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明後日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二



平成25年 9 月 6 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                      |         |                   |         |
|----------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長                  | 服 部 彰 文 | 副 市 長             | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長           | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長      | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長           | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長              | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長     | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長  | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>福祉課長       | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長  | 佐 野 隆   |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長     | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長   | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長    | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長  | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長           | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長               | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長           | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長              | 山 守 修   | 市民課長兼<br>鍋田支所長    | 平 野 進   |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

6．議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

通告に従いまして質問いたしますが、昨年のごみ袋の前払いによる約1,276万円の損失問題より、これから私が、こんなことはいけないと言って服部市長に反省を求めている問題は、わかりやすく簡潔に説明をいたしますと、弥富市の市庁舎建設のために隣の土地2筆を買収するために、今までに例のない莫大な上積みをして買収する予算をたった1週間で6月議会で決めてしまったということであります。

ここの土地に限って、約28%も高く土地を買おうとした原因は、土地を買うための金額や条件等を決める前に、市が基本設計をやったり、ボーリングをやって金を支払い、昨年12月に市民の皆さんに設計図を配ってしまったと。そして、ことし3月になって、その土地の値段等を決めようとしたら、高くて問題が起こったと、こういうことであります。

そのため、産業会館のある、あの土地を交換地として提供することにしましたが、同じ面積で交換をすると、約28%産業会館の土地のほうが高いのであり、弥富市のほうが約1,600万円余り余分に金を出す計算になることから、私は反対をしております。

もう一方の土地については、土地代については約5,800万円、その上1億円を超える家屋等の移転補償費を支払うということであります。市役所の北側の2階建ての延べ面積約50坪の中古の鉄筋家屋と木造家屋延べ面積約30坪の建物等の補償であります。

妥当な金額かどうか、その積算金額内容を議会に説明するということを求めたわけですが、それもなかなか説明が十分されていないと、こういう現状であります。

議決をしたため、いつでも予算執行が可能になった危険状態にありますから、弥富市政を真面目に考えておられる市民団体の方々から、このたび住民監査請求が出されたのでありま

す。

私自身も、このような土地取得条件等は、弥富市にとって必ず禍根を残す問題であると確信をしておりますので、絶対改めさせなければならないと、政治生命をかけて取り組んでいるのであります。このことは、服部市長のためでもあると私は確信をしております。

きょうは、テレビを通じて市民の皆さんにも内容をしっかりと把握していただき、正しく判断をしていただきたいと考えております。私の質問内容と市長の答弁をよく聞いていただき、弥富のために正しい判断をしていただきたいと、こういうように考えて、順次説明と質問をしてまいります。

弥富市庁舎建設問題については、耐震性の問題や合併により事務室等が狭隘となっていること等から、弥富市総合計画にも取り入れられ、議会はもちろんのこと、市民の多くは賛成をして期待をしていることは既成の事実であり、私も住民監査請求を出された方々も同様に賛成しているのであります。

しかし重大な問題は、庁舎建てかえが必要だからといって、貴重な市民の税金、この公金を使って建設する以上、庁舎建設用地取得についてののみ、また幾ら金を使っても土地が取得できればいいというような、こういう考え方は、お互いに慎むべきことであると私は思っております。

時間も限られておりますので、順に、通告してありますから、しっかりとひとつ市長のほうも市民の皆さんによく説明をしていただくようお願いしたいと思っております。

最初に、このような超高額な要求に応じなければ用地取得の協力がいただけなかった原因は何か、貴重な税金の活用方法はどうあるべきかを明らかにしなければなりません。予算、すなわち公金の活用については、余計余分な支出を戒めるために、地方自治法や地方財政法では厳しく規制をしているのであります。

テレビで、よく映しておいていただきたいと思います。

地方自治法の本旨から、まず予算審議については、あくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきであり、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならないと明記してあります。地方自治法第2条においては、地方公共団体は法人とすると。その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。地方財政法では、第4条において、地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと公金の活用を厳しく規制しているのであります。

また、市長も我々議員も、選挙の際には当然ながら、市民からの税金は有効に活用し、一円たりとも無駄遣いはしません、また常に正確な情報を提供し、市民の意見、要望を市政に反映させますと公約を誓って当選しており、この公約を守り、実行することは当然のこと

あります。

今回、そのような公約の実行が問われている問題であり、市民も議員も自分の発言内容と行動内容の整合性をよく考えながら、私の話を聞いていただきたいと思うのであります。

まず最初に、市民への説明も意向調査もすることなく、今回の用地取得関係予算を議決し、執行しようとしている。これは市民不在、住民無視であり、住民監査請求の重要な原因でもあります。

服部市長は、このように住民監査請求が出されてきたという重大な厳しい現実をどのように認識し、責任をどのように受けとめておられるか、まずお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問に順次お答えを申し上げていきたいというふうに思っております。

最初の御質問は、住民監査請求に対する認識と責任をどのように思っているかということでございますが、住民監査請求の内容と庁舎建設の必要性及びそれに伴う土地購入及び物件移転補償費とは、相互に大きなかかわりがありますので、庁舎建てかえの必要性をどうしてもお話をさせていただかなければならないと思っております。

新しい庁舎建設につきましては、今までに庁舎建設の検討委員会、このメンバーは一般市民の中から公募させていただきました方、あるいは有識者、団体の役員さん、そして議会の議長等のメンバーでございます。また、弥富市議会の中におきましては、総務委員長を委員長とする庁舎改築等特別委員会を設置していただき、用地問題、そして物件移転補償費等々、さまざまな形で協議をしてまいりました。今ここで改めて、各委員に対しましては、そのことに対して感謝申し上げる次第でございます。

そして、庁舎の建設は、現在の位置で建てかえ、隣接する２筆の地主の御協力をいただき、一体的な土地利用を図り、機能的で効果的な庁舎を建設する等々の答申をいただいたところでございます。

建てかえの必要性につきましても、いま一度御確認をさせていただくわけでございますけれども、現在の庁舎は築後46年が経過し、非常に老朽化が進み、市民の皆様方の窓口業務に対しても非常に手狭であり、使い勝手が不便であるわけでございます。

○１５番（佐藤 博君） 市長。

○市長（服部彰文君） 答弁中でございますので。

○１５番（佐藤 博君） 初めから、私、文書で通告してあるように、必要性についてはもうみんなわかっているの。わかっているから、この上積みをした土地取得費の問題について住民監査請求が出たんだから、その点の説明だけをきちっとしてもらいたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 答弁中でございます。

その住民監査請求のお話をさせていただく前提として、話をさせていただいるところでございます。

続けさせていただきます。

○１５番（佐藤 博君） そんな余分なことを言っておると時間がありません。

○市長（服部彰文君） それが今時間を経過することじゃないですか。私の発言、答弁の中です。

○１５番（佐藤 博君） そんなことじゃないの。必要性は、私が今も、ちゃんとみんな認めておるの。ただ、28%も上積みをした交換だとか、補償費のこういう問題について監査請求が出たんだから、その点についての説明をしてくださいと、そのことです。

○議長（佐藤高次君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そのお話は順次させていただくと冒頭に申し上げました。議員、冷静にお聞きいただきたいと思います。

続けさせていただきますけれども、今現在の庁舎におきましても、耐震性の数値は規定の数値を大きく下回っているところでございます。今後予測される南海トラフ大地震等におきまして、庁舎が災害本部の司令塔になり得ない、あるいは市民の皆様の安心・安全を確保できないという状況のものがあること。そしてまた、駐車場等においては、大変機能が不便であるということで、そんなことを考えながら庁舎建設に取り組んでいるところでございます。

そのためには、２人の地主さんの御協力をいただき、先ほども申し上げましたように一体的でより効果的な価値を生む庁舎建設に大多数の議員の皆様にも御賛同をいただき、そして私も自分で市民の皆様に御説明を申し上げながら、理解をしていただいているところでございます。

資金計画におきましても、合併推進債、あるいは交付税措置という状況の中で、それを中心にして財政調整基金、あるいは公共施設の整備基金、準備しております。そういうものを繰り入れ、無理のない返済計画、財政計画を立てていきたいというふうに思っております。

先ほど議員がおっしゃいました土地購入、物件移転補償費につきましては、ルールどおり実行してまいりました。後ほど御質問がございますので、御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

このような状況の中で、私どもとしては、さまざまな委員会を設置し、協議をし、そして議会の中でも全員協議会を中心として協議をしてまいりました。そして、物件移転補償費、あるいは土地の購入ということにつきましても、ルールどおり事を運んできたつもりでございます。

私としては、今回監査請求が出されておるわけでございますが、理解できないところもご

ざいます。しかしながら、今後執行するスケジュールの中で、拒むわけには参りません。そういう状況の中で、私の認識といたしましては、住民監査請求に対する認識は、地方公共団体の財政の適正を確保し、そしてまた住民全体の利益を確保することを目的とする、その制度であるということを十分認識しております。また、議員からお話ございました地方自治法、あるいは地方財政法についても十分理解をしているところでございます。

今回、監査請求がございました弥富市在住の伊藤昌弘氏、あるいは加藤明由氏及びその代理人の鈴木氏から出された監査請求につきましては、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、監査委員におきまして、現在監査を進めているところでございます。また、8月23日には地方自治法242条第6項の規定に基づき、請求人の陳述も行われましたので、監査結果に基づいて判断をさせていただきます。

今後とも、私は法令を遵守して判断をしていくところに基本的な姿勢に変わりはありませんので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

少し図面を出させていただきます。

○15番（佐藤 博君） 議長、これは時間の浪費をむしろ市長がしておるの。必要性については、もうこれは市民に基本設計図まで配付しておるんだから必要ないの。いいかね、間違えてはいかんよ。

○市長（服部彰文君） わかりました。じゃあ、これについては説明を省かせていただきます。住民監査請求に対する認識と責任についてはそのように考えております。以上でございます。

○15番（佐藤 博君） まず、私が最初から言ったように、必要であることはみんな知っておるの。だから、ここまで来たの。いいですか、そこを間違えてはいかんですよ。

ただし、こんな高額な補償をしなければならないということについて、市長の認識が問われておるの。間違えてはいかんですよ、いいですか。

私は、6月19日の日に土地取得のための補正予算が緊急提案された、その会議録から、確認のために市長に質問をしていきます、いいですか。

1対1.28倍という土地交換の状況の中で、これは市の条例に定めるところの範囲ではない。要するに、上積み比率が高過ぎることを認めた上において、弁護士に相談して、地方自治法第237条第2項の規定に当てていこうということで議会の議決をいただきたいと、こういうように答弁しています。

また、基本的な弁護士の考え方といたしましては、裁量の範囲ではない。そのため、議会及び市民の皆様の説明したらという中でお話をいただいていると答弁しています。間違いありませんね。

このように、顧問弁護士のアドバイスに従って、地方自治法237条第2項の規定を適用するなら、市民の皆さんにも説明をし、市民の意向を確認し、また議会も十分内容を調査・確

認をしてから議決するように進めるべきであります。

そのため、市長のこの答弁を受けて、私は長く時間をとらなくても、お互いに知恵を出し合い検討するために、継続審議なり、臨時会を開催したりして、また市民に説明をし、意向を問うようにするため、しばらく検討時間を延長することを提案してきました。

しかし、それは無視されたような形で、わずか1週間で議決をしてしまったと、こういうことであります。いいですか、これはもうはっきりと事実関係から申し上げておきます。

議会に対しても、個人情報であるから十分な内容を明かすことなく、また市民の皆さんにも説明したらという弁護士のアドバイスも実行することなく、議決を急いだ理由をよくわかるように一遍説明してください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほども言いましたように、議会の中では、いわゆる改築等検討委員会という特別委員会を設置していただきまして、さまざまな土地購入の問題、あるいは物件移転補償費の問題については協議をしてまいりました。一方的な形で誇張されて、あたかもそういうことをやっていないかのように聞こえるわけでございますけれども、事実無根だと思っております。

いずれにいたしましても、代替地の提供、あるいは市民の意向調査が必要であろうということに対しましては、先ほど議員がおっしゃるように、地方自治法237条第2項、いわゆる財産の管理及び処分について記載しておるわけでございますけれども、用地の交渉につきましては、おおむね3つの方法があるかということで、私も議会の中で話をしているところでございます。

その1つは、その対象の土地をいわゆる買収させていただくこと。2つ目は貸していただいて賃貸契約を結ぶこと。そして3つ目は、その用地の代替地を提供して契約をさせていただくことであろうというふうに思っております。

それぞれの交渉過程で、相手側の意向と私ども行政の意向という問題につきましては、その交渉の時間に大変な時間を要するわけでございます。そして、私どもはその都度議会にその進捗状況をお話し申し上げ、御報告申し上げてきました。決して、議員の意見を無視したわけではございません。

市民の参加の手続、市民に対する説明ということにつきましては、意向調査をするのは意義あることだとは思っておりますけれども、今回の事案は市民の代表である、まず議会の御承認をいただきたいという形の中で説明させていただき、そして議会の議決をいただくものと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 全く答弁になっていないんですよ、私が言っておることと。という

ことは、急ぐことじゃなくて、やっぱりこの行政の原点は、市民が主権者ですよ。議会は代弁者なの。だから、議会だけではなくて、市民にも十分説明をしたらというのは弁護士も言っていることじゃないですか。だから、私は市民にも今の意向調査をやったらどうだと、こういうことで提案したんだけど、議会だけでいいというから、今回のように、きょうたまたま、今の名張の問題が新聞に出ています。あれは議会が議決しておるんです。ところが、議会の審議が十分であったかどうか、鑑定がどうだった、ということから市長に損害賠償命令が出ておるんですよ。その点も真摯に受けとめなきゃいかんと思っています。いいですか。

だから、私はその点で、監査請求を出した人たちは弥富の事を思っけきちっておるんです。

その1つは、今まで用地に協力してきた人たちの感情を逆なでするようなことはいかんですよと。そして、このような高い比率で交換をしたり、移転補償費を出したら、これから用地買収が困難になりますよということを指摘しておるんです。

それからまた、問題点としては、あの産業会館の土地というのは、非常に重要な土地なんです。これを一市民に譲渡するということになりますね、買って売るんですから。こういうことは、市民の貴重な財産だから、もっと市民の意向をしっかりと確認をした上で行動すべきことですよと、議会だけで決めていいことではありませんよと、こういうことが今回の大きな論点なんですよ。全く市長は観点を間違えておる。私ははっきり言っておきます。

そんなことで時間をかけてもいけませんので言いますが、まず今の市長の答弁だと、全く間違いなく私は正しくやっていますというような答弁の仕方ですが、これには大きな間違いがあるんです。その点を私がこれから質問をしていきますから、よく考えて答弁してください。

まず、このような超高額な補償条件に至った原因は、何と言っても市側の用地交渉の日程経過の不手際に問題があった。これは、私は確信をしております。さらに、私の質問に対して市長は、用地交渉はしっかりとした手順を踏んで、今まで交渉に当たってまいりましたと。何もことしの初めから交渉を始めたわけではございませんと。2年ほど前から継続的にやってきたわけでございますと。また、真摯な態度、そして相手の立場を尊重しながら進めてきましたと、こういうように答弁しております。間違いありませんね。

これだけの期間、2年間もしっかりとした手順を踏んで、真摯な態度で交渉してきたと言われるなら、この間に用地取得の具体的な条件等をまとめることができなかったかどうか。そのことを私は不思議に思っておるんです。まとめることができなかった最大の理由は何でしょうか。

去年、24年の3月議会においてこの問題が出たときに、私が用地取得はできるのかと尋ね

たとき、地主の方から協力すると返事をいただいていると答弁があったから、昨年3月7日に、議会において庁舎改築特別委員会を設置し、みよし市とか岩倉市の新庁舎を視察したりして、基本設計に3,400万円、24年度分の決算では1,239万円が使われております。そして、地質調査、ボーリングに1,096万円が支払われておるんです、既に。そして、昨年の12月に基本設計図を市民の皆様に全部配付したんです。

そうしておいて、ことしの3月になって、初めて用地取得が難航していることを私たちは聞かされたわけです、3月に。何をしておるんだと疑問を抱きながらも、基本設計図まで市民に配付されておるがために、やむを得ず補正予算に賛成した議員も多くいたのではなかろうかと私は思います。私たちは継続審議を提案して、反対をしたのであります。いいですか。

弥富市政を考える市民団体では、賛成した議員に、本当に賛成をされた理由が聞きたいというようなことまで考えておられるようであります。基本設計図を公表する前に、このような超高額な条件が議会に提案されていれば、議会としては恐らく了承することはできなかったでしょう。

そのために、用地交渉の日程等について、私は今からお尋ねをしていきます。

最初の交渉については、24年11月4日ということで私には回答がありました。また、もう1件の方には11月9日にこの協力の要請をしたということです。このときに、それぞれの地主さんはどういうような回答をされたか、明確に示していただきたい。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今の議員のおっしゃられました最初の用地交渉の日時でございますが、今、平成24年とおっしゃられましたが、平成22年です。平成22年の11月4日と9日ということでございます。それでもちまして、両者とも協力するという形の返事をいただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 条件も何もなしで、はい、わかりました、協力しますと、こう言われたんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 用地交渉というのは、当然のごとく金額に応じてオーケーするかどうかというのは最終的に決まることでございます。それでもちまして、価格要件によっては考慮させていただいて、その旨において協力するという意味ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そのとおりだと思います。

私が調べた結果によると、高けりゃいいよと、こういうように返事をされておるはずであります。それから、もう1件のほうは、条件によっては移転してもいいよと、こういうよう

に返事をされておるわけです。

その後、地主に提示をされたわけでありますけれども、その日にちが23年10月ということ
です。1年ばかりの間は何にも結局交渉はされていなかったんですか、どうですか、これは。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 先ほど、要は高けりゃいいよというよりも、自分が納得できる価格ならという意味だと思うんですけど、そういった概算の価格をお示しするためには、土地の鑑定評価を行わなければならない。また、物件移転の調査を行わなければならないということで、そういったものが出た段階で次の交渉を行ったという経緯でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 問題は、最初の時点ではそういうような条件的な交渉は全然やっていなかったということですね。そして、今の鑑定評価をとったその後に交渉をされたわけ
ありますが、そのときにどのような回答があったのか。これは、鑑定をとったのは23年10月31日、そして提示をしたのは23年11月17日、11月24日、こういうように私のほうには報告
ありましたが、このときにどのような話がされたか。この点について聞かせていただきたい
と思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 土地の鑑定評価とか、物件補償調査業務の積算が終了して、それ
に基づいて概算額として両者の方にお話ししたということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは、村瀬課長が総務委員会で答弁しておるのは大分話が違うと
思いますから、また私、聞きますが、土地鑑定評価及び物件移転補償費の内容は、地主さん
に示す前に市のほうにちゃんと示されておるはずですよ。そのときに、市のほうでは、どうも
私が事前に総務課長に質問しておいたのは、担当課でまとめて市長・副市長に説明したと、
こういうように答弁がありました。市長・副市長は、この土地の鑑定評価、あるいは物件の
移転補償額、こういうものについて担当から話を聞いたときに、市長・副市長はどのような
感じを持たれたのか、この点について市長に尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

さまざまな形で専門家、あるいは技術者という状況の中で、土地の鑑定であるとか、物件
移転補償費については、県の審査基準に基づいてやってきたわけでございます。

皆様のほうにはお示しをするわけにございませぬけれども、ここに物件移転補償費の鑑定
書がございます。これだけの分厚い内容になっておりまして、これを不動産、あるいは動産
というような状況の中で、それぞれの項目の中で説明を受け、私と副市長のほうで御判断申

し上げていくということでございます。

また、土地の購入費につきましては、今現在の土地の公示価格、これをあくまでもベースとした話という形の中で交渉しているということを聞いたわけでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長は、総務課長に私が事前に聞いたところによると、市長が直接地主と交渉したのは23年4月ごろと回答されております。市長は、それでは具体的にどのような交渉をされたのか、その点について市長に尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私は、23年の4月ごろ、Aさんにお会いをさせていただきまして、今度の庁舎の建築の問題につきまして、るるお話をさせていただき、御協力を仰ぎたいという形の中で話をさせていただきました。市の大変重要な事業であるから、私としても協力していきたいという旨の御返事をいただいたわけでございます。

そのことにつきましては、いわば挨拶というような状況の中で、個別の交渉をという形の中で、金額の設定であるとか、提示であるとかということについては私のほうからはしておりません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、ただ挨拶をして、協力していただけるというだけで、24年の3月に、議会は特別委員会までつくってしまった。そして、基本設計までつくっちゃった。そして、25年になって、3月に用地が、今のAさんとBさんということ言いましょう。Aさんのほうは、坪単価は50万と、そして借地なら月坪単価1,500円と、こういうような要望が出たと議会には報告があったわけですね。そうすると、その間に土地の条件を決めずに市民に基本設計図まで配ってしまったという、これは本末転倒だ。こんなことで用地交渉と言えるかどうか。そんなところまで進んでしまっておいて、さあこれからどうしてくださるかと言ったら、地主さんのほうは、そんな簡単に返事はされんですよ。その点は、市長、どう考えておられますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私どもといたしましては、この庁舎の建設を、いわばさまざまな形で急ぐ必要があるという形の中で、急ぐ必要のある大きな要因といたしましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、合併推進債の期間ということでございました。これが、その当時ではいわゆる10年間の期間の中でやっていかなきゃならないというところでございます。その後、3・11東日本大震災というような状況の中で、その期間が延長されておるわけでございます。

けれども、そういうような状況の中において、当初の考え方といたしましては、平成28年に庁舎を完成させたいという意向が私どもとしてはあり、議会のほうにも御説明を申し上げておったところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それならば、今度合併推進債は5年間延長されて33年までになったんだから、まだことし25年ですよ。まだあと8年あるんですよ。条件が合わんのなら、もう一遍原点に戻って考え直すという、そういうような考え方は浮かびませんか。

私は、こういう点は、まさに用地交渉、私も20年間用地交渉をやってきましたけれども、こんな237条を活用しなきゃならんような用地交渉は一遍もやったことはありません。適正価格でやってきました。これは、私ばかりではないです。今までみんな、そういうことでやってきておるんです。今回が初めてですよ、こんな28%も高いような交換をやらなきゃいかんというのは。また、1億円を超えるような物件移転補償をやらなきゃいかんという、こんなことは今回初めてですよ。これは、服部市長だけのことですよ。

このことが、これで通っていったとするならば、きょうの新聞にも出ておったように、恐らく住民監査請求だけでは終わらんとしますよ。そうなったときに大変なことですよ。だから、私はなぜそういう条件が折り合わなかったら一遍断念をして原点に戻って考えるという考え方が浮かばなかったか、その点について尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

新庁舎を改めて考え直して、いろんな方策を考えるべきだということでございますけれども、私どもといたしましては、その間、議会運営委員会、あるいは全員協議会という形の中でお話をさせていただいたところでございます。

例えば、新庁舎の場所の選定につきましても、総合計画の中で明確に記載をさせていただいておるわけでございます。そうした形の中で、平成17年10月6日の合併における合併協定書というものを我々は遵守をしていかなきゃならない。あるいは、地方自治法の庁舎における位置ということも定められておるわけでございます。市民の利便性であるとか、あるいは中核的な中心的な位置に建てるのが望ましいであるとか、あるいは関係法案、あるいは上位計画に基づいてやらなきゃならないということでございます。

そして、まず一番大きな要因といたしましては、平成19年の都市計画という形の中での改正がございました。これは、いろんな形の中で答えだけ申し上げますけれども、いわゆる市街化調整区域に庁舎の建設ができないという状況でございますので、このことにおいては、やはり現庁舎の場所で建てかえをしていくということについては、これは動かすわけにいかないということで、議会のほうにも御理解をいただいて、そうならばやはり我々としては

3・11東日本大震災、あるいは現在の庁舎の老朽化というような問題から鑑みて、やはりこれは早急に取り組むべき大きな事業であろうという形で御理解をいただいているところだと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） むしろ急がば回れということがあります。こんな調子では、恐らく住民監査請求だけにとどまらず、これはどんどんおくれていくと私は思いますよ。このことだけはっきりと申し上げておきます。

条件が合わなかったら、もう一遍原点に戻って考えるということですよ。何にも、ここには庁舎が建っておるんです。確かに庁舎面積はふやさなきゃならんと思います。用地を買わなくてもやれる方法を考えることも一案でしょうし、今の場所をかえることも一案でしょうし、それから、例えば地主さんのほうも借地でもいいと言っておるということが一遍あったわけですから、その借地なら、どういう方法で、建物を建てたところの借地は、これは私は前からいかんと言っておるんです。建物が建たないようなところの借地なら、これはどこでもありますから、駐車場とか何とか。

そういうようなことも基本設計図の中でしっかりと考えれば、知恵を出せば幾らでもできることはあるんです。だから、私が知恵を出すために、しばらく検討したらどうだと、こう言ったけれども、強気一辺倒の市長はどんどんどんどん俺の言うことだったらみんな聞くだらうというような今の横暴な態度でこれを進めてきたから、ここへ来たんですよ。

〔発言する者あり〕

○15番（佐藤 博君） 私が発言しています、まだ待っておりなさい。

○議長（佐藤高清君） 質問を続けてください。

○15番（佐藤 博君） だから、私はそういうことで今回の場合には、もう一度市長が真剣に考えてみるのが大事な問題だと思っておるんです、いいですか。

まだほかのこともありますから、たくさんありますけれども、時間がどんどんなくなっていくしますので、二、三聞いておきます。

まず、今まで多くの方が協力をしていただいた。協力をしていただいた方に対して、今回だけこんなような237条の適用をしなきゃならんような用地取得方法は妥当かどうか。今までに協力した方々に対して、どのような説明をされるか。まずそれを聞きたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

しかし、先ほどの御発言の中で私は答弁をしたかったわけでございますけれども、いわゆる賃貸の契約ということにつきましては、これについても議会のほうに御相談申し上げまし

た。しかし、建物底地の中に、いわゆる第三者の土地があるということについては、将来いろいろと問題があるだろうということで、私たちはそのことを議員の皆様から冷静に受けとめて、違う方法という形の中で、また進捗をしていったわけじゃないですか。それは議員の皆様が多く認めるところじゃないですか。そのことをまず御理解いただきたいと思います。

そして、公共事業のために今までの説明責任をどうするんだということでございますが、私は市民の皆様が健康で、まず文化的な生活を営み、豊かさを実感していただけるように、その生活の便利さはもとより、安全性であるとか、快適性ということを配慮しながら、道路であるとか、あるいは河川、都市計画整備について実行してまいりました。

このような公共事業の推進に必要な土地等の取得には、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、貴重な財産である土地をお譲りいただく、または建物や工作物等の移転をお願いしてまいりました。

その物件移転補償につきましては、積算業務の選定につきましては、共通のいわゆる補償基準、そういうものに基づき、また補償業務の管理資格を持つ人において積算をしていただいているところでございます。また、土地の鑑定評価につきましても、不動産鑑定士の資格を持つ技術者の方に積算をしていただいております。

こうした形で土地の鑑定評価、並びに物件移転の補償費等につきました場合に、調査結果が出た場合、公平かつ具体的な補償内容について説明を申し上げ、御協力をいただき、契約書の署名捺印をお願いをしてまいりました。

今回もそうでございます。また、そういうような形で進めさせていただきたいと思います。以前のことももちろんでございます。また、これからのことについてもしっかりと市の基準に基づいて実行していくことにおいて、何らかわった問題ではないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） まず市長、認識が私は疑わしいと思っております。

今まで、この間決算委員会の勉強会で、24年度に買った土地もありました。道路や何か、いろいろありました。白鳥保育所の隣地も買いました。白鳥保育所も、これは白鳥地区の一時避難所としての重要な使命を背負った建物になるわけです。その隣地を買収しておるんです。この単価は、2人の地主さんの御協力で、鑑定単価そのものの2万500円で買収しましたという、こういうこの間説明を受けました。2万500円ですよ。それは土地の評価は違うと思います。

ところが、そういうようなことで鑑定単価で協力をみんなしていただいた。今回だけは、鑑定単価ではないでしょう。28%も上積みをしなきゃならんということなんだから。

こんなことが通るなら、これからみんな、28%は高く買ってくれ、あるいは28%高い交換

条件、こういうことになれませんか。その点、認識の問題だけれども、一遍市長の認識をただしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

公共事業を進める上において、それぞれの土地取得等については十分説明を申し上げ、そしてその土地の評価であるとか、そういうことも御理解をいただきながら進めてまいりますので、今回のことにつきましても認識の相違はございません。

しかしながら、現在その庁舎を進める上において、1.28倍という状況のものは確かにございます。これは、我々の行政側で執行することには参りませんので、議会のほうのお考えを聞いて議決をいただきたいということを思っておるわけでございます。庁舎の一体的な土地利用という形においては、50年、60年の大きなプロジェクト事業としては、非常に大きな効果を生むというふうに思っております。このことにつきましては、市民の理解もいただけるだろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） その点が、市長、あんたの考えておることは極めて無責任ですよ。

片方は鑑定評価でお願いいたしますと。片方は難しければ上積みをどんどんしますよというような、それが議会が了承すればいいんだという、そういう考え方がおかしいと思うんです。今後、議会の、これはまた機能が問われるわけです。そんなことで市民は了解しませんよ。そういうことも、もうちょっとしっかりと考えないかんですよ。

もう1つ聞いておきます。

物件移転補償費について、これは1億円を超えるんです。土地は5,800万円ばかりで買収して、さらに1億円を超える補償費を出すわけです。そうすると、片方に対しては土地の交換なんです、28%交換で上積みをしてあると。片方の方はそういうような物件移転補償で28%に近いような上積みがしてあるのか、ないのか。この点について尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今おっしゃられたようなことは一切ございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、片方は28%プラスして、片方はそういうことは一切ありませんと。同じ隣同士の土地で、そんな差をつけていいんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今、Aさんのほうに対して、そういったことで対応するということにつきましては、もう1人の買収予定地の土地所有者のBさんの方にも御説明をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういう不公平なことが弥富の市政だということなら、これからみんな、ようけもらわんことにはいかんよと。これから用地買収ができんようになりますよ。そのことだけ申し上げておきます。

まだたくさん尋ねたいことがあります、余り時間をとってもいけませんので、もう二、三、大事なことだけ言っておきます。

この今回の、例えば名張の問題も含めてですよ。議会に諮って、議会で議決していただいたから全て正しいという考え方は、これは改めないかんということをして市長に申し上げておきます。同じようなことが起こる可能性は十分ありますから。いいですか。

そこで、固定資産評価額による比率、例えば今のここの土地と産業会館の土地は1対1.28なんです、固定資産評価によると、その比率はどれだけになるか。また、国の路線価格による比率はどのようになっておるか。これについて答えていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず固定資産の評価額でありますけれども、産業会館の土地が5万8,664円、それから事業用地のほうは4万1,896円ということで、1.4倍の差になっております。

それから、路線価の比率でございますけれども、産業会館の前が6万7,900円、事業用地が5万2,200円ということで、1.30倍ということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） わかりました。

次に、私はこの産業会館も、間もなく、これはもう三十数年たっていますので、耐用年数が近づいてくると思うんですが、ここも将来は有効に活用する土地であります。今後のこの産業会館の土地の活用計画について、市長はどのように考えておられるのか、尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 産業会館に限定しての活用ということでございますけれども、これは公共の施設、大変老朽化している建物が数多く出てきているわけでございます。そういった形の中で、今財政的な負担も大きいわけでございますので、このことにつきまして、産業会館も含め、総合的に判断をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、産業会館の土地は、将来国道1号線の拡幅で、北の方が買収される、南のほうは約240坪減ると、大変使い勝手の悪くなる、狭隘な土地になると

思うんですが、その点はいいですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども御答弁申し上げましたように、現在の産業会館も老朽化していることは事実でございます。しかし、耐震化をしておりますので、そういったことについては一定の安全性は確保されているという状況でございます。

しかし、これもいずれは、先ほども申し上げましたように、総合的に判断をしていくという形の中で、産業会館も議員の皆様と一緒に協議をしてみたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） こんなことに時間をとっておってもいけません、これは非常に重要な土地になることだけは頭に置いておいていただきたいと思います。恐らく、弥富でも各産業団体とか、オフィスビルの必要性は、今後十分考えられるんです。私がこの前、19日の日にも申し上げたように、貴重な市の土地は、絶対民間に手放すことは、これは必ず後で後悔をすることだから絶対いかんということを私は申し上げたが、市長は何かその点については、自分の在任中だけうまくいけばいいというような考え方でおられるとするなら、これは大変ですよ。その点、よく考えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、公有財産、いろいろとあるわけでございます。普通財産も含めて、あるわけでございますけれども、それは総合計画の中に基づいて、その土地活用ということを生かしていかなきゃならないというふうに思っております。

また、3・11東日本大震災の教訓ということも含めて、公共用地ということにつきましてはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） もう時間がないので、まだたくさん重要な問題があったんですけれども、私はやむを得ず、また次の機会にしっかりと議論をしていきたいと思っております。

最後に、いろいろと今市長からの答弁を聞いておって考えられることは、これは皆さんもおわかりいただいたと思いますが、用地交渉に2年もかかりながら、正常な適正な条件でまとめることができなかった。だから、237条を適用して、余計な公金の損失、財産の喪失、こういうことまで発生したということ、私はまず認識することだと思っております。住民への説明も本当に不十分です。弁護士が住民にも説明をするようにと言いながらも、全然そういう説明もせずに。私は提案したんですよ。しかし、説明もせずに今日に至っておるというのは、まさに市長の言われることとやっておることが、全く矛盾しておるという、こういう認識しかとれないんです。いいですか。

そこで、私は今回こういうような用地取得ばかり急いでも、今の庁舎の建設には弥富市の

入札参加条件や入札要項から考えると、建設業者はなかなか参加をしてくれんと思うんです。また、今建設業者は、こういうような経済状況の中でなかなか厳しい状況にあります。

そういうことから考えていきますと、今もう一遍原点に戻って、きちっと考え直すことだと。基本設計図を配付したのが早過ぎたんだと。中には、それは市長のパフォーマンスだわと、こういうように言っておる人もあるくらいなんです。

だから、市長がここで強硬姿勢を貫いて訴訟問題でも起これば、かえって庁舎の建設はだんだんだんだんおくれていくと思うんです。

ですから、一遍ここで謙虚に反省をして、後から後悔をしないように、原点に戻って考え直すことが、最も早く適切な対応ができるのではなかろうかと、こういうことを私は老婆心ながら提言をしておきたいと思うのであります。

市長も、お互いにみんなのアイデアや意見を取り入れる謙虚な気持ちになれば、みんなが協力してくれますよ。この点を、市長の政治姿勢として、私は真摯に受けとめていただきたいと、このことだけはつけ加えておきます。合併推進債の活用期限も33年度まで5年間延期になったことでありますから、よく一遍検討していただくことを要望して、質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 休憩  
午前11時10分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

では、公有財産の有効利用についてお話をします。

近年、人口減少、少子・高齢化など、社会経済情勢は変化し続けています。平成11年以来、総務省は基礎自治体の行政財政基盤が地方分権の担い手としてふさわしいものとなるよう、全国的に市町村合併を推進してきました。

弥富市は、平成18年度4月に弥富町と十四山村が合併し、市政を施行いたしております。

合併後10年間は、合併算定がえという手厚い財政支援措置である普通交付税の特例措置がありまして、私は前回の質問で、次の内容を質問させていただいております。

この特例措置の10年間は、広域的なまちづくりによるスケールメリットを生かしたさまざまな財政抑制策を図る猶予期間ではないのか。例えば、適正な人事による総人件費の抑制、普通建設事業の削減と公共施設の統廃合、物件費の縮減、補助費等の見直しなど、行政改革

を推進し、かつ実績を上げていくべき期間ではないのかという内容をお尋ねいたしました。

そのときの市側の回答は、中期財政計画を参照し、新庁舎改築費用もあり、合併算定がえの適用終了後には財政運営が厳しくなるという説明だけで、具体的な内容説明はありませんでした。

後に市側へ説明を求めてみると、少子・高齢化など社会経済情勢の変化のため、住民サービスが複雑・多様化し、合併以前より市の取り巻く環境は厳しさが増してきているとのことでした。

市の行政改革の内容や進捗状況等については、次の機会に質問をさせていただきたいと思っています。

さて、財政の収支バランスをとる観点から、例えば市内の企業の機械設備投資の促進や市所有の遊休地の有効利用のような市民に負荷を与えない新たな歳入策を考えるべきと思います。

そこで、市側と民間企業の関係がウィン・ウィンの関係、すなわち共存共栄を相互努力と創意工夫により構築し、その関係を保持しながら、防災・費用という社会課題を同時に解決へと導く方法があればと思っています。

では、公有財産の有効活用ビジネスモデルの一つである太陽光発電事業について質問をいたします。

三重県、愛知県が共同で進めている丸紅株式会社の本曾岬干拓ソーラー発電事業において、両県は借地料、法人税、固定資産税としてどのくらいの収入を見込んでいますか、説明ください。また、本曾岬干拓の遊休地利用を目的とした両県のメガソーラー事業、岐阜県海津市の一般廃棄物最終処分場跡地でのメガソーラー事業、愛知県常滑市の約20年前に取得した学校用地であった遊休地でのメガソーラー事業において、各自治体がどのような誘致企業の公募を行ったか、特徴、違いを説明ください。

担当課長、お願いします。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） まず、1点目の御質問でございますが、愛知県のほうに確認をいたしましたところ、借地料につきましては、年額約2,450万円とのことでございます。法人税の関係につきましては、現在のところ、愛知県内に事務所等が設置されないため、収入は見込んでいないとのことでございます。固定資産税につきましては、これは市税でございますが、6月議会で答弁いたしましたとおり、国有資産等所在市町村交付金として、約1,550万円、これはあくまでも予想額でございますが、それと償却資産としての固定資産税として、約1,200万円、これもあくまでも予想でございますが、というのが見込まれます。
- 2番（川瀬知之君） それは両県じゃないでしょう。

- 総務部長（佐藤勝義君） 愛知県です。
- 2番（川瀬知之君） 三重県がほとんどですね。
- 総務部長（佐藤勝義君） ちょっと順番に説明させていただきます。

それで、三重県の収入につきましては、借地料のみで年額約1億3,200万円とのことでございます。

それで、2番目の御質問でございますが、三重県及び愛知県は、厳しい電力需給の状況と、今後自立分散型のエネルギー需給構造へのシフトを見据え、電力の安定供給及び木曽岬干拓地の有効利用を図るため、木曽岬干拓地の一部を事業者へ貸し付け、メガソーラー事業を実施するものであります。

この木曽岬干拓地メガソーラー事業につきましては、事業者を公募し、企画提案コンペ方式で実施されました。

愛知県・三重県の両県知事が定例記者会見で発言するとともに、愛知県及び三重県の記者クラブで発表し、応募の詳細内容は両県の担当課、これは愛知県は地域振興部地域政策課、三重県のほうは雇用経済部エネルギー政策課、これのホームページに掲載し、公募がされたものでございます。申し込み窓口につきましては、三重県雇用経済部エネルギー政策課で行ったものであります。各公募者からプレゼンテーションを受け、選定委員会により事業候補者の決定が行われました。

それで、海津市のほうにつきましても、常滑市のほうにつきましても、愛知県・三重県が行ったものと同じように、再生エネルギーの導入拡大の推進を図るとともに、公共用地の有効活用を図るため、メガソーラー事業に取り組む事業者の募集を企画提案方式により書類審査及びプレゼンテーションにより選定されているというのが特徴かというふうに考えております。

- 議長（佐藤高清君） 川瀬議員。
- 2番（川瀬知之君） 市内で設備投資が頻繁に行われれば、自然と税収が上がることは理解してもらったと思いますが、ちなみに愛知県では平成24年2月に愛知地球温暖化防止戦略2020を策定し、環境と暮らし、産業が好循環する持続可能な愛知と題して、太陽光発電施設の導入を推進していますが、そこで公有財産である県有施設の屋根さえも事業者に貸し出し、太陽光発電を行う事業を募集しております。

では、次の質問をいたします。

太陽光ソーラー発電事業に適した未使用公有財産はありますか。あれば、その土地の場所、内容を説明ください。また、もし太陽光ソーラー発電事業者に上記の未使用公有財産を貸与するなら、どのような方法が検討できますか、説明ください。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

- 総務部長（佐藤勝義君）　まず１点目の質問でございますが、太陽光ソーラー事業に適している土地かどうかわかりませんが、現在、総務課のほうで管理する普通財産の未利用地は５筆ございます。

まず１つ目の土地でございますが、面積が２,５５８平方メートル。現況は雑木林となっております。２つ目は、面積が３,０００平方メートル。現況は更地となっております。３つ目は、面積が２,６５０平方メートル。現況は更地となっております。４つ目は、面積が２,７２６平方メートル。現況は更地となっております。５つ目が、面積が５,２３３平方メートル。現況は更地となっております。以上の５筆でございます。

それと、２つ目の質問でございますが、まず市の所有しております普通財産を太陽光のソーラー事業に貸与してほしいという事業者の方が今までなかったもので、検討したことがありませんが、事業者があるとしての想定に基づき、答弁をいたします。

事業者のほうから提出されました事業計画などを検討し、貸与することが可能であると判断するならば、市が貸与する契約の条項を定めまして、地元説明、議会報告、広報等で事業者の募集を行い、事業者の決定をすることになると考えております。以上でございます。

- 議長（佐藤高次君）　川瀬議員。

- ２番（川瀬知之君）　前向きに検討していただけるということで、お願いします。

電力供給の信頼性向上、地球環境問題への対応などの観点から、近年、欧米を中心にスマートグリッドに対する関心が急速に高まっています。

スマートグリッドとは、次世代の電力ネットワークであり、これまでの電力ネットワークを抜本的に見直し、ＩＴ技術や新しい発電方法を組み合わせ、全く新しい電力網と再生可能なエネルギーを推進するという取り組みです。

これに伴い、エネルギーに加え、ＩＴ分野についても巨大市場の誕生が予見され、環境と経済の両立が可能な低炭素社会の構築は大きなビジネスチャンスにつながるとして期待が持たれています。

特に米国では、米国再生投資法において、４５億ドルにも上るスマートグリッド関連の予算が計上され、欧州においてもＥＵ委員会がスマートグリッドに関するタスクフォースが動き始めるなど、具体的な動きが広まりつつあります。

また、中国などの新興国においても、経済発展を支える社会インフラ整備の一環として、今後の市場の拡大が期待されています。

スマートグリッドは、広範な技術事業を包含するシステムであることから、これらの分野においてすぐれた製品を有する日本の企業が、海外にシステムとして事業展開していくことを支援するために、経済産業省は２００９年８月に次世代エネルギーシステムにかかわる国際標準化に関する研究会を発足させ、スマートグリッドの国際標準化に関する貢献と検討を行っ

ております。

それに伴い、豊田市は国内外に普及する地方都市型低炭素社会システムを構築するため、実証を推進する目的で、低炭素システム実証推進協議会を2010年8月5日に設立いたしました。

この協議会は、低炭素社会システムを実証する事業の企画・推進や、各種関係団体との連絡調整、協議会外部に向けた情報発信、広報などの活動を行っておりますが、御存じのとおり、弥富市内にはこの協議会に参加する企業の関連会社、下請会社が多く存在しております。

したがって、次期社会システムである低炭素社会システムが実用段階になれば、市内の雇用が改善する一助になります。

一方、弥富市では、地球温暖化による海面上昇で、さらに悪化する水害災害が特に懸念されておりますが、その課題克服の一つの案として、次に質問します。

甚大災害時の非常事態時には、長時間水・電気が必要になります。現状のソーラー発電は売電目的であります。非常時に備えて、今後、弥富市の各戸のソーラーやメガソーラーなどを連携させ、公用地での蓄電プラントや飲料水の精製プラントの配置も含めたスマートコミュニティの実現に向けて、すなわち次世代社会システムの推進や研究を検討していますが、説明ください。

○議長（佐藤高次郎君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

議員より、6月議会の一般質問にもございましたように、次世代エネルギー・社会システムによりますスマートコミュニティの対応につきましては、そのときにお答えさせていただいたとおり変わっておりませんが、次世代の社会システム、これらを基盤といたしますまちづくり、スマートコミュニティにつきましては、先ほど議員が言われましたように、愛知県では豊田市が実証事業を実施されておるところでございます。

この実証事業の経過及び近隣の市町村の取り組み動向を注視しながら、今後考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、次世代の社会システムでございますが、エネルギーの供給側と受給側が、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげれば、これにこしたことはないかというふうに思っておりますので、有効活用ができるような考えで進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高次郎君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 今、太陽光発電と言っているんですけど、今度は熱エネルギーというんですかね。太陽エネルギーと熱エネルギーをハイブリッド化して、エネルギー効率を10%から46%ぐらいに上げるシステムになってきますよね。

だから、さっきの遊休地を急にやってもいかなのですが、よく技術と照らし合わせて、採算の合うように少しずつ考えながら、トータル的にまちづくりに反映させていただければよろしいかとは思います。

あと、企業なんか、いろいろ企業が同じようなことをやっています、NTTファシリティーズという会社は、太陽光発電技術と太陽熱利用技術を組み合わせて、太陽光ハイブリットシステムの実証実験を始めております。

だから、人がやってからやるというんじゃなくて、最初にそういうことを取り入れて、国の助成金などを取り入れてやっていただければ、市内の企業が先端な技術を取得することができ、いろんな市内の企業が潤ったり、いろんな展開ができるようになるんじゃないかと思って、今は国がそういう助成金を出していますので、最先端の技術をできるだけ取り入れて、いろんなことを、自分の市内の土地を有効利用して考えていけば、市内の経済も発展するだろうし、技術力も発展すれば、教育のほうもよくなるんじゃないかと思って、今話しているんです。

それと、長期に水が必要になると思うんですけど、いろんなプラントがあるから御紹介します。

太陽熱発電所と脱塩素施設を組み合わせたプラントがありまして、それはオーストラリアで今考えてやって、プロジェクトが組まれて進んでいるみたいです。あと、非常用の水なんか、海水から水を逆浸透膜を使って水をつくることもあるんですが、大きなプラントとしては、排水から飲料水をつくることをカリフォルニア州のファウンテンバレー、カリフォルニアの南部で、4億8,000万ドルの費用を投じ、排水を飲用可能になるまで浄化できる最先端のマイクロフィルトレーションシステムを導入しています。

だから、後ほどお話をするんですけど、せっかくそういう技術者がたくさん集まってくるようなものですから、今こういう質問をしている次第です。

では、今地方公共団体の財政が厳しい状況にある中、財政健全化への貢献といった視点から、地方公共団体が所有する土地・建物の効率的な利用や、不要な資産売却の要請が高まり、真に必要な公有財産が選択され、再配置が行われています。

弥富市は、学校、病院、庁舎などの統廃合や移転による公有地の有効活用を促進し、その結果得た土地を民間への売却や貸与したりするなどを考え、そして市内の企業が地球環境の向上や保全に役立ちながら、地域の貴重な財産としてのまちづくりに参画していただければ、経済活性化と行政改革が同時にできると思います。

次に、市民と行政との協働のまちづくりについて質問をします。

弥富市は、本格的な地方分権時代の到来を初め、急速に進展する少子・高齢化、地球環境の一層の深刻化、経済のグローバル化の進展など、あらゆる分野において新たな時代が到来

するとし、これらの課題への取り組みと、合併後のさらなる一体的なまちづくりを市民と行政との協働で推進する、そして今後も市民の皆様の御意見をお聞きしながら、計画された事業を一つ一つ着実に実行していきます。また、今後10年間のまちづくりの指針として、第1次弥富市総合計画、弥富市新時代への指針を策定いたしました市のホームページ上にうたっておりますが、いまだに抜本的な解決の見通しもなく、過去の国の方針に従って施策をしているようです。

なぜなら、将来、日本の国際競争力の低下と少子・高齢化の影響により、年々経済情勢が厳しくなってくるにもかかわらず、このようなプロセスで作成された行政計画を実行しようとする、社会環境が悪化するたびに、過度に問題が顕在化し、市民が今までの業務になかった複雑・多様化した行政サービスを市役所職員に直接求めるようになり、社会保障の負荷や費用の増大する懸念があるからです。

一方、国は今、安倍総理を中心に少子・高齢化、環境保全、エネルギーの課題を克服すると同時に、その社会課題を克服するために、多くの産業を興し、日本の国際競争力を取り戻そうと考えています。

ちなみに、国際競争力についてお話をすると、国同士の競争力を決める要素は2つあります。1つは国民の平均的なレベルの高さで、もう1つはエリート層のレベルの高さです。先進国になればなるほど、実は後者のほうが重要になってきます。途上国においては、例えば工場を建てたら、工場の従業員の平均的な教養レベルが高い国が有利です。言い換えれば、ルールにいかにかうまく対応するかということです。

しかし、先進国になると、どのように世界のルールづくりに参画していくかということになります。そうすると、エリート層の競争力が、実は国の競争力に直結します。日本にはそれがあるのかというと、少々不安があります。営業力ばかり、国際舞台での交渉力ばかりです。あるいは、国内の議論を国際関係において弱みと受け取られないようにする外交交渉のスキルがあるのか。政府だけではなく、民間でも、駐在員として出ている人たちが、現地のプロフェッショナルの人たちと対等にやり合っているのかということが重要になるという話です。

要するに、国は社会を牽引する人材を多く育てようとしているのに対し、市の考えが少し乖離し始めてきているのではないかと思います、次の質問をします。

1. 政府の日本再生戦略による経済対策や愛知県のアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区についての内容、またそれらのプロジェクトをどのように弥富市総合計画のまちづくりに生かし、反映させるのか説明ください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） お答え申し上げます。

それでは、1番目の日本再考戦略による総合計画へどのように取り入れていくかということについての御説明でございます。

総合計画は、御存じのように基本構想、基本計画、実施計画から成っておりまして、基本構想10年、基本計画5年、実施計画3年で、ローリング方式により毎年見直しを行っております。

国の日本再考戦略の取り入れについてでございますが、この戦略につきましては、国全体としての成長戦略でございます。この戦略プランの内容を見ますと、本市基本計画での施策項目、主要施策の中で取り込めるものであり、個々の取り組みについては国で戦略事業として進められますので、その中において、国から市町村への事業実施となれば、実施計画の中で事業を進めていくことになります。

続きまして、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区につきまして、御説明申し上げます。

国の新成長戦略実現のための内閣府が設ける制度でございまして、主要産業の国際競争力強化を目指す国際戦略総合特区であります。

愛知・岐阜県地域が、次世代成長産業の一つとして位置づける航空宇宙産業は、今後世界的に航空機需要の拡大が見込まれ、航空機産業は中・長期的に確実に拡大する成長産業と見込まれております。

航空機の部品点数は、自動車の100倍以上でありまして、技術波及効果も自動車の3倍と言われるなど、裾野が広く、その技術は幅広い産業に波及することなどから、航空宇宙産業は国際戦略総合特区の狙いにまさに当てはまる産業分野であり、当地域が日本の中でも生産額で50%を超える圧倒的な集積を有することから、航空宇宙産業について、国際戦略総合特区の指定を目指すこととなったものでございます。

このアジアNo.1クラスター形成特区を推進するため、民間事業者、関係団体、地方公共団体等の産・学・行政から成るアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会を設置し、愛知県、岐阜県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市、弥富市、豊山町、飛島村、各務原市、名古屋港管理組合、12団体による共同申請を平成23年12月に行い、指定されました。

この地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取り組みに対しましては、産業の国際競争力の強化に関する既成の特例措置等施策を集中的に推進していくものであり、本市におきましては、川崎重工業第一工場を愛知県も含め支援を行っているところでございます。この地域がさらに成長が期待できるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

- 2 番（川瀬知之君） 産・学・民官というのがあるんですけど、主体が国とか県だといって、市が中心では考えないようなんだけど、後にします。

2011年12月、国際総合特区の指定を受けた、先ほども言ったと思うんですが、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の地域は、技術立国日本の成長・発展を牽引していくため、物づくりの頂点に立つ先端技術集約型産業である航空宇宙産業を自動車に次ぐ次世代産業として、それを育成・振興する地域として、また我が国随一の航空宇宙産業の発展を支えるための研究開発から設計、製造、保守管理までの一貫体制を持つ集積地になり得るとして考えられています。

したがって、市民と企業と行政がさまざまな社会課題を協働で包括的に解決していくためには、将来の社会や将来必要となる人や企業を把握した上で人材を育成し、社会を牽引する自立した市民を多く迎える努力をしていかれたほうがよろしいかと思います。

市のまちづくりが、No.1航空宇宙産業クラスター形成特区を生かしたものと少し修正を加えるべきと思い、次の質問をいたします。

では、No.1航空宇宙産業クラスター形成特区の参画企業である川崎重工業と弥富市との関係について説明ください。また、今の弥富市総合計画のまちづくりには、医療、福祉、教育、雇用、環境、資源、エネルギー、さまざまな社会問題をできるだけ包括的に解決する方策がありますか、説明ください。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 私のほうから、大変お世話になっております川崎重工業につきまして、その関連についてお話をさせていただきます。

議員も御承知のように、今、楠3丁目に名古屋第一工場という形の中で平成4年から開設されておりまして、平成22年には南工場が開設され、航空機のボーイング787というジェット旅客機の胴体部分を生産されているところでございます。

また、先月におきまして、新たな新工場を2016年までに建設するということが発表になっております。これは、新しいボーイング787の派生型のジェット機というふうにお聞きしておりまして、もう少しロングボディーの飛行機でございます。その投資額が約200億円という形のものが、工場設備の中で考えられているわけでございます。

それに伴って、今、御承知のように、市内には社員寮を建設中でございます。地上10階建て、256室の单身独身寮という形のもので、今整備が進められておるところでございます。私どもといたしましては、この10月もしくは11月、来々月までには完成をするというふうに向っているところでございます。地域の皆様方とともに、川崎重工業の社員の皆様に、我々としてはさまざまな形でおつき合いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 包括的解決ということについての御説明を申し上げます。

総合計画におきまして、分野別の施策の柱でございます政策目標と、その政策目標のもとに展開する施策項目によりまして、基本計画を構成しております。各分野、施策目標それぞれの施策を進めることによりまして、計画の将来像であります「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現ができるものでございます。

計画各分野ごと、関連するものも多くあり、議員のおっしゃる包括的な全てのことを勘案した解決策はありませんが、それぞれの分野で他の部門とも共同で取り組み、連携・調整しながら計画を進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 以前、弥富町は、1928年（昭和3年）、木曽川に面した9万3,400平米の広大な町内の田園地帯が日本毛織、今のニッケが中心となり設立した子会社の弥富工場が建設用地に決まり、発展につながる企業誘致に成功いたしました。

その後、最寄りの関西本線弥富駅からの専用線も敷設され、この工場の操業開始、1930年（昭和5年）2月以来、弥富町はこの工場の企業城下町として発展していったことは、ここにおられる皆様方なら御存じのことだと思います。

今では、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に参加する、世界に通用する先端技術を持った企業や、そこに携わる人たちが、弥富市を含めた伊勢湾岸地域へ集まり始めています。そして、この特区に参加する方々は、恐らく弥富市の職員より、将来必要とされる人材や将来必要とされる仕事やニーズがどのようなものかを具体的につかんでいると思われます。

したがって、弥富市がさらなる飛躍を目指すなら、市内にこのような方々が住んでいただけるよう努力するとともに、彼らが勤める会社の将来方針を参考にして、弥富市のまちづくりへ役立てることができれば、産業の育成、雇用、教育の問題によい影響を及ぼすのではと思います。

しかるに、これだけのよい条件があるにもかかわらず、市側はうまく活用できていないようであると考え、次の質問をいたします。

今後、この特区に参画している川崎重工業株式会社の社員の皆様や関係者なども多く弥富市内に住まわれると思います。どうしてこのような会社の将来構想を弥富市総合計画の方針に取り入れたり、このような会社に勤めるすぐれた人材を生かしたり、市民と行政の協働のまちづくりをしていかないのか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） お答え申し上げます。

会社の将来構想の取り入れということでございますが、総合計画においては、まちづくりへの市民ニーズと社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、それらを新たな時代の潮流として計画の中に踏まえるべき視点として取り入れ、計画づくりをしております。公共としての総合計画でございますので、民間営利企業の将来構想は取り入れることはちょっと考えておりません。

しかし、民間の力の活用は、これからは重要でございます。行政が大きな役割を担った時代から、民間ができることは民間でという方向であります。

本市においても、民間委託や指定管理者制度を導入しているところであります。また、公益を実現する中で、民間企業との連携による都市再生事業なども他の自治体で行われている事例があり、地域の特性に応じたまちのにぎわいや、まちの魅力向上等の面からも有効であることから、今後先進事例の研究をしてまいります。

また、企業は社会貢献として広く社会福祉活動、教育文化振興、スポーツ振興、自然環境保護など、いろいろな分野に活動されており、広い意味で公共に参加していただいているものであります。

市民と協働のまちづくり参画につきましては、審議会や委員会の委員の公募やパブリックコメントを実施し、広く市民の御意見を伺い、政策形成過程から市民の参画、協働に努めているところであります。

今後もさまざまな行政課題に対処するに当たっては、市民目線で市民とともに問題を解決する姿勢に努めてまいります。

弥富市に住まわれてみえる、先ほどの企業の方につきましては、自治会活動など、地域に溶け込んでいただきまして、知識など積極的に発揮していただき、地域まちづくりにお力を発揮していただければと思っております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 川瀬議員。
- 2番（川瀬知之君） ちなみに、川崎重工業株式会社の事業方針を御紹介いたしますと、新興国において産業が急速に発展する一方、近年のエネルギー需要の増加によって、資源枯渇や地球温暖化などが深刻化しています。さらに世界中で原子力発電のあり方が問い直されるなど、持続可能から低環境負荷なエネルギーの確保が全人類の課題となっています。企業にとって、このような世界的な社会課題に率先して対応していくことが重要な責務となっています。さらに、陸海空の輸送システム、エネルギー環境、産業機器の3つの事業分野を中心に、高度な技術を活用したすぐれた製品サービスと、これらを組み合わせたシステムによって、お客様、社会のさまざまな課題にソリューションを提供しています。そして、より多くの豊かな生活と地球環境保全という相矛盾する課題の調和を図り、地球全体の持続的な発展に貢献しますと言っています。

ほかのほとんどの大企業も、将来方針がこのような内容であり、恐らく自治体が取り組むべき社会課題への事業に変わりつつあります。

何を言っているかという、今までのやり方ではなく、技術を発展させて、逆ですかね、過去に向かって、過去の問題を話し合っ、今解決しているんですけど、将来こんなふうな技術ができる、こんなふうなものが使える段階になるということを前提の上で、いろんなことを、いろんな人たちを、どんな人たちを教育すべきなのか。社会はどういう社会になって、どういう人間を育てていったらいいのかを、将来を見通した形で今を考えていただければ、今のやり方だと、過去の問題に対して処理をしているんですが、将来、例えば日本の社会が、競争力が落ちていくもんですから、今までみたいに経済大国2位というわけじゃないもんだから、これから10位ぐらいまで落ちていくだろうと思います。それで、それに対応して、そういうことも前提の上、これからどんどん1人ずつの個人の所得だってなくなってくるだろうし、どんどん社会的に問題がいっぱい出てくるのを前提の上で、将来こういうふうになるから、ほかの企業も技術革新をして、今どんな企業も将来構想を国の方針とほとんど同じような事業展開にしようとしていますので、そういうことを考えて、ちょっと皆さんと考えが違いますが、そんなような方針に少しでも変わっていただければよろしいと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員から、川崎重工等も含めまして、世界の一流企業、あるいは日本の一流企業という形のものの存在が川崎重工でもあろうというふうに思っております。

先般、社長の談話等、話を聞いておりますと、さまざまな物づくりをしてみえるわけですが、これからは航空宇宙産業という形の中で、飛行機というかそういったような分野について、非常に特化していきたいということでございます。

そうした形の中で、今256名の単身独身寮をつくっていただいておりますが、先日も総務課長さんが見えになりまして、この弥富市のことを知りたい、あるいは自治会のことを知りたいというお話でございました。私どもといたしましても、まずは地域の中でいろいろと生活をしていただくわけですが、地域のルールも守っていただかなきゃならないということもお話を申し上げ、私たちがその従業員の皆様にどういうことが御提供できるかということにつきましては、今後も話し合いをしましょうということでございます。

一企業が、300名近い256名という人数が見えになるのは初めてのことでございます。我々としても、この企業に対して、いろんな形で市のPRもさせていただかなきゃなりませんし、川崎重工さんのお話を聞いて、両方が友好的関係というものを築いていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤高君） 川瀬議員。

- 2 番（川瀬知之君） ぜひとも先端技術とかそういうことがあるもんですから、御紹介してくれば、市内の子供たちもどんなことをやればいいのかも少しわかってくるだろうし、なおかつ弥富市内の企業も、そういう技術を取り入れて、自分の会社をどういうふうにしていったらいいかというのがわかれば、今皆さん、どうしたらいいかわからない方も結構おられますので、どういうふうな事業展開を図っていったらいいのか、そういう人たちとコラボレーションができればよろしいかなと思っていますので、お願いします。

以上、質問を終わります。

- 議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は12時45分、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 0 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

- 1 7 番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

あらかじめ、通告に従いまして3点ほど質問いたします。

まず最初に、地方自治法の一部改正がありました。それで、私はきょう質問したいと思っていますのは、特に国政の財政の悪化で、激動の自治体経営であった。そのために私どもの国の政治が、やはり中央集権制度から地方自治、地方自治がいかにあるべきかということの中で、それぞれ激動の中では、やはり三位一体改革だとか、平成の大合併だとか、それぞれ行政改革があり、さらには3・11の災害もありました。

そんな状況の中で、特に私どもの地方の役割が大きな役割を持つと、この状況の中で、私たちはそれぞれ今あるわけです。

けさから、さらには先ほどの議員からも、いろんな形で地方のあり方、地方の行政と議会のあり方の議論があります。

しかし私たちは、やはりこのことは憲法92条に定める地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると定められています。この定めが、やはり中央におけるところの政治と地方の経営のあり方であると。そのために、行政改革は第1次から第3次まで行われ、答申が推進会議で出ています。第1回、第2回はそれぞれ、第1回目は自民党政権当時、第2次推進協議会は民主党、第3次推進協議会、これも今年の6月14日ですか、法律を出して、推進協議会がその方針を明らかにし、法律改正をしたところだというふうに私はそれぞれ受けとめております。これは、それぞれいろんな形のときに学んだことだと私は思っています。

そんな状況の中で、第2次推進協議会から平成23年5月に出された、いわゆる今回私が質問をさせていただきます地方自治法の一部改正の件であります。

冒頭申し上げましたように、地方議会は行政と議会がそれぞれ法の枠の中で、いろんな形で切磋琢磨し、議論をしてきた、その歴史が、今私たちは激動と同時に、日本の再生をかけた、やはり議会の役割、行政の役割が再度求められる、そのことだと思っています。

その状況の中で、第1点目には、いわゆる総行第57号なり、総行市第51号、そしてこの第3次答申が出されました第3次のいわゆる一括法案、このことだと思っています。

それで、やはり今私たちが地方における施設だとか、枠付だとか、格付、そうしていかにある活用をすべきかということについて、今まで国の、県のそれぞれの、いわゆる行政のあるべき姿の中で守られてきた私たち、しかし今2013年ですか、やはり日本の国の財政状況は、きょうも新聞にも出ていましたが、国債の下落、ギリシャのような、日本の国債、いわゆる状況というのは誰が見てもではなくして、やはり歴史がそれぞれあると思っています。

私も、実は前職は国鉄職員でした。国鉄改革は、昭和50年ごろから平成元年、昭和63年まで15年間をかって公企体が今のJRになった。そういう歴史を持ち、日本の企業そのものも、先般NTT、そしてまた今、電力関係、製鉄関係、これは歴史を見れば、国営が民間になり、民間が国営に戻り、繰り返す資本主義と社会主義の大きな変革の中にある。

そして今、自民党政権になり、100兆円も200兆円も、例えば年間借金がふえていけば、おのずと日本の国民の預金高と国の財政が、いわゆる借金がひっくり返る。これは、やはり日本の財政景気、いかになるか。国債信用を落としていくか。そこに今、消費税問題等を含みながら、日本銀行総裁が言われているんだろうと。このことは、私自身が思うことでありますから。

そんな状況の中で、地方の行政として、議会として、あるべき姿の中で、私は今回、この地方自治法の議会の役割について、大変な私ども議員としても、私たちはその任を担うのに大きな課題ではないのかなと。法律が改正されたからといって、すぐに私どもがそれに対応できるわけじゃありません。

しかし、その方向性は示された今日、私は市長にお伺いしたいことは、本当に大変な時期になって、この法律改正が市長としてどのように受けとめておみえになるのか、まず第1点目に市長からそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げていきたいというふうに思います。

今回の地方自治法の一部改正につきましては、その大きな骨子、あるいは概要と申し上げるのは、地方公共団体の組織の運営において、その自由度の拡大を図るとともに、あるいは直接請求制度についても、その適切な実施を確保するというようなことについての大きな改

正であったというふうに思っております。

それが地方とのかかわり合いということの御質問でございますが、今度の地方自治法の改正におきましては、先ほども言ったように、地方の自治体における自由度の拡大、あるいは地方自治のさらなる充実のために改正されたものでございますので、一定の評価はできるといふふうに思っておるわけでございますが、先ほど議員も、この社会、あるいは経済という大きな流れというのが非常に大きく目まぐるしく変化をしているわけでございます。そういった形の中におきまして、地方とのかかわりは常にその制度改革が求められるといふふうに思っているところでございます。

そうした形の中において、もう少し私たち地方の自治体が円滑に運営できるようなスピード感を持った必要な措置ということを国のほうに求めていかなきゃならないといふふうに思っております。

このことにつきましては、全国市長会、あるいは全国の議長会等々のいわゆる六役会というような状況の中で、これからも我々は進言をしていかなきゃいかん、あるいは提案をさせていただかなきゃいかんといふふうに思っておるところでございます。

地域分権改革ということが言われて久しいわけでございます。ことしは物の書物によりますと、20年という大きな節目の年に当たるというふうに聞いております。そうした形の中における、先ほど議員がおっしゃいました新しい3次の一括法というのが、この6月に制定をされたわけでございます。基礎自治体へのさらなる権限移譲ということが少しずつではありますが進展しているといふふうに思っております。

しかしながら、私たち地方自治を預かる者につきましては、その判断であるとか、あるいは地域の実情に合ったさまざまな行政が行っていく上での権限移譲ということにつきましては、まだまだ国の抵抗が強いといふふうに思っているところでございます。もっともっと地方の自治体が必要とするものの権限、こういったことの合意形成がなかなか結ばれないのが今日的ではなかろうかといふふうに思っているところでございます。

先ほど、議員のほうも三位一体改革のお話をされました。実は、この三位一体改革という状況においては、我々としてはその地方自治が大いに期待をしたところだろうといふふうに思っているところでございますけれども、残念ながら平成14年から19年という形の中で行われました三位一体改革は、地方に対して財源が非常に圧縮された。いわゆる地方に対する地方税、あるいは交付税というものが圧縮されて、地方の元気がなくなってしまったということが、私はまず言えるだろうといふふうに思っております。

そうした意味合いにおきまして、地方の分権改革ということが、ある意味ではスピード感が落ちてしまった、停滞してしまったというような状況だろうといふふうに思っております。

議員もおっしゃいましたように、2009年、民主党政権が誕生したわけでございますが、そ

のときも、民主党政権は地方に対して、自主財源をもっとしっかりと持たせるべきだというふうにおっしゃいました。我々は期待をしておりました。もう少し地方で交付税、あるいは地方税という形の中での分割ということの中で、その我々が裁量できる財源がもう少し大きなものとして期待をしてあったわけでございますけれども、大変残念ながらそれが途切れてしまったということでございます。

我々地方自治体ということは、さまざまな事務事業の増加が伴っております。そうした形の中で、恒常的に財源不足ということがあるわけでございますので、我々としては今後も地方税、あるいは地方交付税を初めとする税財源の確保ということをお願いしていかないと、ただただ行政改革、行革という形の中では、地方に対して元気が出ないということにもつながっていると思いますので、今後とも我々としてはその辺のところを注視していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） ただいま市長から御回答いただきました。

やはり国の情勢、地方の情勢、市長の今答弁にありました状況だと思っています。

私は、この自治法の改正が、地方自治体が国の公共事務の一翼を担う地方公共団体から、国とは基本的に対等な補完関係に形成する包括的地域広域活動の主体として、地方制となったことによって、自治体のそれぞれ役割が、いわゆる市民と議会と行政が一体をより深くなることだと思います。

御回答いただきましたように、私はその状況を含んで今後行政執行に当たっていただきますことを強く求めておきます。

あわせて質問をさせていただきますけれども、実はこの公布によるところの改正要綱の中で、議員定数の上限を撤廃する、この認識について、私は今この法律的な改正に基づく議会も施設のそれぞれ格付だとかいろんな形で、まだ本格的にはその法が施行できない部分があるのかと思っています。

先ほどから、やはり特区として航空産業だとか地域産業だとか、そうして地域における財政のあるべき姿ということについて、このことがより一層、議員、議会と行政が深く追求し、お互いに市民への説明を果たしていくということだと思っていますが、私はこの議員定数の制限撤廃について、私はそのように思いますが、その点について、総務部長、よろしかったらどの状況か御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員、私のほうから少し答弁させていただきますので、お願いいたします。

今回の改正趣旨の内容という形の中において、その1項目が入っておるわけでございます。

議会制度のあり方という形の中での議員定数という問題でございます。

先ほどお話がありましたように、地方公共団体の議会の議員定数につきましては、上限数を人口に応じて定めているという規定の中で、いわゆる法定上限ということがございました。弥富市の場合は、法定上は議員の数は26名ということになっておるわけでございますが、これはほとんどの多くの自治体、市町村においては、もう議員定数はその法定の上限を大きく下回っているのが現状だろうというふうに思っているところでございます。

今聞き及びますと、議会改革の中で、議員定数につきましては、弥富市議会の中においても協議中であるというふうに伺っております。そういった意味におきまして、議員定数の条例の制定に当たりましては、どのような定数が妥当であるかということについては、さまざまな事情を考慮して、住民に対して説明責任が果たしていただけるように決めていただければというふうに、私の立場としては思っておるところでございます。

いずれにいたしましても今後の皆様方の、議会での議会改革というような形の中で、その数字については皆さんで御協議いただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） ただいま弥富市における議員定数の問題として市長の考え方、やっぱり説明責任をということと同時に、私はこの法の趣旨に基づいた、例えば議員というのはいかにあるべきかという状況の法改正と地方自治のあり方というふうに、私の質問が悪かったわけですが、そう思っていますが、1点目にその状況でございます。

2点目に、議決事件といいますか、それぞれ決算などについて、例えば予算などについて、国や県とのつながり方における課題が、少し法の改正により変わってきましたですね。やっぱり、私も弥富市もそれぞれ市になりまして、決算特別委員会が設置されて、検証と同時にさらなる次年度の予算要求に求めていくわけですが、議会もやはり議論もしていくわけですが、当然予算に係る特別委員会等も含みながら、行政と議会との今後の課題として、どのようにお考えになっているのか。さらには、この制度が見直された部分、県のほうへ報告を決算については省くことができるかというような状況なんですね。

しかし、そういう形になれば、当然決算委員会、議会の役割はまさに市民への説明課題としては大きな責務を持つものですし、行政側もそのことの一つは課題も重要だなと思っておりますが、ここに書かれています内容については、私が今申し上げましたように、報告など、例えば決算報告はしないということですか、総務部長。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 従来は、例えば決算については、私もは決算の内容を都道府県知事に報告をしておったわけですが、その報告の必要はなくなったという改正でござい

ざいます。

それで、実態、それがどういうことになるかといいますと、報告義務がなくなったということ以外につきまして、今までどおり事務を進めていくという、決算の作成等に関しては同じような事務を進めていくということでございますので、報告義務がなくなった以外について、別に私どもの事務処理について変わるものではないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そこが一つの改革推進協議会が求める筋、いわゆる当然決算方法、議決、それぞれのものは変わらないと思っています。しかし、やはり大きな課題といいますか、誰でもそうですけれども、もう1カ所違ったところから見れば、その内容というのは、ときにはその責務が変わる見方もあるわけですね。今、総務部長は簡単に、報告はなくなりましたがという話ですが、これは議会としてもそういう状況を認識しながら、当然間違いがあるということじゃないですよ。役割としての課題はあるというふうに私は思っていますが、まあなくなったという御説明ですので、それはそれでいいと思います。

もう1点、逆に予算の、例えばそれぞれ総務部長などについての説明などあるわけですが、議会としての、例えば行政の一つは課題として受けとめられるのは、予算委員会を、例えば議会が特別委員会といいますか、各委員会でもって、それぞれ提案に対する次年度の予算に対して行ってきたところでありますから、これは議長にということじゃない、これは一般質問ですから、行政側ですけれども、そんなことを含んで受けとめておいていただけたらありがたいなあと、そんなことを思って予算に対する特別委員会について申し上げました。

あと幾つか、この課題の中では第5、第6まであります。特に私が申し上げておきたいということは、1度こういう法律改正をなすということは、議会も勉強せいかんわけですけれども、行政側もこの特徴的に、それぞれ地方における分権の役割が大きく変化をしていくというときになりましたら、1つは法律改正などを含んで、私どもも勉強しなければならなわけですけれども、それぞれ変わったところで御説明をいただくことを強く要望すると同時に、私が通告では一応、法の改正をされたところの要点について、わかりましたら文書でというお願いをしていますが、細かくまでとは申しませんので、大筋的に変わったところは後で結構ですので御指導いただけたらということを申し上げて、私はこの地方自治法の改正における質問については終わっていきたいと思います。

2点目に、私は住環境の整備ということで質問をしたいと思っています。

これは、6月の議会では道路法に対する質問をいたしました。よく似た内容なんです。住環境は、社会資本のいわゆる整備ということなんですよ。ですから、住環境も社会資本整備と同じことだというふうに思っています。たまたま私、五之三地区で過日火災が発生をし

て、それぞれもう一度住環境と道路というものについて考えなければならない。議会議員としても、さらに行政側にも強く求めたいと思うわけであります。

その火災については、全焼と一部隣の類焼ということでした。この火災に対する消防署、そして消防団の皆さん、市長も大変疲れてみえるのに、朝の零時ごろまで本当に必死になって、防災課長も、関係する皆さん方、消火等指示に御協力していただいたことについては、私は地元ですから厚くお礼を申し上げたいと思っています。

しかし、結果として消防自動車が入り切れなかった。そのために類焼せざるを得なかった状況だというふうに受けとめざるを得ない。ということは、消防自動車が300メートルぐらい手前で大型車はそこから入れなかった。このことは、それぞれ今日までの道路行政、道路におけるところの課題もあるんじゃないか。今、私どもは、この消防自動車は大型になりつつあることと同時に、それぞれ地域消防団とのかかわり等、いろんな形であろうかと思っていますが、そんな状況の中で、特に狭隘道路ですね。22年ですか、23年ごろから国土交通省もあわせて、私ども弥富市も整備に、みなし道路など御努力をいただいております。

しかしながら、この問題が、1軒燃えますと3,000万ぐらい飛んじゃうんですよ、1軒の家で。過日もそんな状況でした。3,000万の投資を、逆にあれば火事は防げるかということは、それは言えないとも言えることです。

しかしながら、それぞれその住環境整備の中に、そういうように弥富市としてあるべき道路がまだあるということ。市道だからどうこうではないわけです。特に市長も大変残念がってみえましたが、本当に市のほうも地権者に御協力いただくような話もありましたが、しかし今のこのみなし道路の基準、国との流れの中でいきますと、評価の何分の1の必要経費だという状況で、このみなし道路の整備があるんですね。

ここは、本当に私が申し上げてなんですけど、今農地などは逆に誰が管理してほしいのか、どなたかに買っていただきたい。こんな状況等もあるわけですがけれども、いざ財産を放すとなると、そうはいかないのが地権者なんです。本当に、そのはざまに行政もあるということ、そして地域の集まりもそこにあるわけ。

そうしますと、やはり4メートル道路の建築基準法におけるところの最低の道路の確保、ここは長年かかっていろんな形で進められている、いわゆる拡幅整備はしていただいておりますが。ここで1点、一体この道路って、4メートル以下の狭隘道路ってどのぐらいありますか。1回説明していただけないか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 具体的な狭隘道路につきましては、後ほど開発部長のほうから答弁させますけれども、8月5日、五之三町の火災につきまして少し私の所感を申し述べたいと思います。

あの火災におきましては、大変痛ましい火災になってしまいました。とうとい人命を亡くしたということに対して、心からお悔やみを申し上げるわけですが、地元の皆さん、あるいは消防団、あるいは消防職員という形で、献身的な行動をしていただきました。また、地元とはいえ、議員におきましても、本当に長時間、現場に立ち会っていただき、さまざまな御指導をいただいたというふうに思っております。この場をかりて感謝申し上げる次第でございます。

私も、そういった形の中で火事の現場におりまして、住民の皆様からさまざまな形でこの道路問題につきまして、その現場でお話を聞かせていただきました。確かに、議員が先ほどおっしゃるとおりでございます、一定の消火活動に対しておくれをとってしまったということは否めないだろうというふうに思っております。

そうした状況の中において、あの地域における狭隘道路ということについて、限定して考えていかなきゃならないということも思っているところでございます。

今、12月補正という状況の中で、地域の皆様の御理解をいただきながら、何とか、全てはできませんけれども、重立ったところに対して狭隘道路の変更をしていきたい、お願いをしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ地域の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

道路全体の問題につきましては、開発部長のほうから答弁をさせます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

4メートル以下の市道の道路延長でございますが、市で管理しております道路幅員3.5メートル未満のいわゆる狭隘道路でございますが、約197キロメートルでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 197キロというと、大変長いわね。お伊勢さんへ行っても100キロぐらいだから、倍、200キロ。

だけど、ただ私は、狭隘道路という部分で何キロありますかという質問をしたわけですが、過去に弥富市が農道まで市道に格上げをした時期があるんですね。それは、補助金とかいろんな市の施策上されたところもある。ですから、私らの地域でも、全く田んぼの中が市道になっていて、それはそれで役割としての大きな課題を持っている。今ははっきり言ってトラクターも大きくなったし、コンバインも大きくなったんで、特に荷之上、五之三地区というのは、それぞれ農業のいわゆる集約化もしにくい、いわゆる推進もしにくい、しかし田んぼの中は市道だと。ここまで、今の質問の中には入れていくたくはないと思っておりますが、特に今回の質問は住環境としての質問ですから。

しかし、昨日横井議員からも、草刈りは年5回ほどありますよということなんですね。これは、歴史的に農業が大きな弥富市として72%ある中での主たる農業施策が、本当に生き生きとしたまちとして農業が生きていた。今、いろんな議論をしますと、2万円ほどマイナスをすると、1反歩持っている。こんな議論もあるわけですよ。

そうしますと、やっぱり道路という部分において、いろんな形で議論をしていかなきゃならないのではないかと。特に、市街化区域の中でも4メートル以下のところがありますし、4メートルのところがありますね。あれは、側溝とか、柵板だとか、L形だとか入っていない道路、ここにはやっぱり草が生えるんですよ。そうしますと、行き違いのときに対向のときにできなければ、路肩は外しちゃう。これでもやっぱり市街化かということになるんですよ。

今日までの歴史の中で言えば、宅地開発がされ、それぞれ家庭の雑排水等を流すために側溝を利用しながら下水道のかわりをし、それが側溝としての役割、道路の路肩を一面保持する役割を持っていたと思います。

しかしながら、今日の状況の中からすれば、当然市街化区域の中でしたら、いわゆるL形か、柵板か、きちっとした路肩の整備を進めていったらどうか。そのことによって、4メートルあれば大型車両は一方通行できるんですよ、災害時において。はっきり言って。そうすると、道路の役割を果たすんです。路肩が崩れておったら、それは非常時のときに間に合いません。

そういう点において、私は道路行政として、一度どのぐらいのそれぞれの状況にその費用がかかるかということなどを含みながら、弥富市の環境整備、道路環境、住環境整備をシミュレーションといいますか、やはり立てていただき、さらには農業推進地域などにおいても、それぞれのいわゆる住宅が密集しているところなどについても、地区指定をしながらでも、例えば消防自動車が300メートル、400メートル入れなかったら、100メートルまでは近づけるんだとか、消火栓の位置の近く、そういう状況の道路をどうあるべきか。そんな予算だとか、方向性というのも議論の過程の中で、計画として、いわゆる格付として見ていただくことは、その検討を求めたいと思いますし、もう1つは、毎年この予算要求の段階、10月から11月になりますと、舗装だとか新設要求があるわけです。そんな状況の中で、市民、区長さんたちから、なぜ私のところはやってもらえないかと話があります。ですから、市側もここ数年は継続的書類をそれぞれの区長に説明をしながら、継続事業としてのあり方を説明もしていただいています。しかし、3年もするともうなくなっちゃって、新たな申請をせないかと。これはやっぱりまずいと思います。

行政としてあるべきことは、そのことが一旦、やはりそれぞれの格付なり指定をしていくことにおいては、継続性を持ちながら、継続事業として住環境整備をやっていただきたい。役

人がかわれば、年数がたてば条件が変わる。4メートルの道路は、例えば最低でも、年数がたっても直らないんですよね、必要なところは特に。だから、それを全てのところとは私は申し上げることではないと思っています。しかし、予算を、税を市民に返して、そして安心・安全な住環境を整備していくには、継続性を持ったそれぞれ検討をお願いしたいと思いますが、まずは道路行政として申請された部分について、市民から何か意見があればお聞かせを願いたいのと、今後そのように格付をするような地域を指定をしながらも、それも行政の判断と地域の皆さんとの判断を密にしながら、その方向性を定めることについて検討いただけるか、この2点の質問をしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、先ほど市長のほうより補正を対応させて、狹隘道路の整備を検討していきたいということで御発言いただいております。

それにつきまして、私どもも狹隘道路、こういった整備の関係は、狹隘道路の拡幅整備に関する要綱をもとにして、今後も進めてまいりたいというふうに思っておりますし、弥富市の道路用地買収要綱にも基づきまして、こういったものを含めながら道路整備に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、行政の判断基準ということでございますが、地元からの要請がありました工事の施行の判断基準でございますが、申請していただいた箇所につきましては、現地を確認させていただきまして、道路の通行、交通安全上必要な箇所につきましては、確認をして検討をさせていただき、施行の判断をさせていただいております。また、道路拡幅などの道路改良工事につきましても、地区や関係土地所有者の皆様方と御協議をいただき、協力をしていただかなければ整備ができませんので、地区と調整をさせていただきながら、今後も整備時期などの検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 判断基準ということについて、私が求めておきたいということは、今市民の中からいろんな話がある。口ききか、市の職員が見えるところか、市長が在住してみえるところか、そんなようなことはないというふうに受けとめながら、やはり道路行政という部分において、特にここは狹隘道路なら狹隘道路として、生活の住環と必要な部分を指定をとりあえずしながら、それを説明のできる形の基準を進めるに当たって、だから全てA基準、B基準ではないんですよね。もうそういう判断というか、そういう協議をきちっとして、シミュレーションを今後つくっていただきたい。田んぼのど真ん中まで4メートルにしてくれと今いろんな形で言うわけじゃない。本当に住んでおる人たちが。

なぜ私が申し上げるかという、道路を私はかってみました。天端が3.10、立ったら2.9で、路肩70センチある、両脇に。そうすると、それを足すと幾つになるんですか。4メートルには全くちょっとだけです。そうすると、そこにL形か柵板を立てれば、4メートルというのはきちっとできるんですよ。農家は、はっきり言って今の田んぼのつくり方は、路肩はもうのりになっちゃって、4メートル以上の路幅を持っているんですよ、天端から。失礼な言い方だけど。そういうところを本当に必要な道路として見て、その状況で工事経費をどうあるのかと。ここもやっぱり考えていただくことじゃないですか。そうすれば、大型消防自動車は入るんですよ。現実、あと5センチか、10センチ、こんな道路が結構あるんです、はかってみたら。

ですから、私が申し上げておるのは、そういう整備のあり方と、今現状の状況を調査しつつ、地元とそれぞれのお話をする。だから、家の建っておるところまで、はっきり言って、狭隘道路できょう決めたからあすというわけにいかんですよ。きのう建てられた人もあれば、それは事後、狭隘道路に対して建設基準的には2メートルセンターから戻るということを承知しておるわけですよ、建てる時に皆さん。でも、それはすぐにはならないこともある。しかし、その路線が決まっておれば、それぞれの状況というのは将来に向かって早く解決をしていく。このことは市側も御存じだと思っておりますが、私はそのことの調査と方向性を、例えば来年度にしろ、今でも、そのことを、大変な仕事かもしれんけれども、土木課の中でもそういう状況を1回、議論の過程の中で押し進めていただくことをお願いしておきたいなと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

弥富市を南北東西に通り返る道路というのは、実はたくさんございまして、我々としては幹線道路という形の中での市道ということにどうしていくかということに対しても、まだまだ未整備なところがたくさんあるわけでございます。また、生活道路という形の中で、非常に交通量の多いという状況の中で、これをどう整備していくかということについても、先ほどおっしゃいましたように、その道路の幅員を拡大していくという形で、のり面のところに板柵を打たせていただいて、両面が使えるような形で、まず生活道路の基盤整備をして順次進めさせていただいておるところでございます。

そしてまた、狭隘道路という形の中で、本当にこれは生活に密着した、あるいは安心・安全というような状況の中では、議員おっしゃるように救急車であるとか、あるいは消防車が基本的には入れるということまで、この狭隘道路につきましてもきちっと整備をしていかなきゃならないということは重々理解をしているところでございます。

しかしながら、全体的な社会資本整備、あるいは投資的な経費ということにつきましては、

やはり上限を定めながらせざるを得ないということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

今、議員のほうからは、狹隘道路におけるモデル選定というか、指定選定というようなところで、順次やっていったらどうかという御意見だと思っておりますけれども、大変いい御意見であろうというふうに思っております。一度私ども開発のほうで、職員全体で、どういふところをモデルという形にしていくかということは、大変たくさんありますので、これも順序立てしていくのは難しい部分があるわけでございますけれども、とりあえずそういう目でまず狹隘道路を見るということは大変重要なことだろうというふうに思っておりますので、御意見として承っておきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

市の計画に基づきまして、整備基準の策定のほうも、今後道路拡幅につきましては地域住民の御協力なしでは進みませんので、市、地元と協議をさせていただきながら整備を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市側に申請をした内容について、何らかの意見がありますかというお話を申し上げたけど、それはちょっと御回答がなかったんで、それはいいですが、なぜ私はいいかというと、口ききだとかいろんな状況が、それぞれ本当に何か起きたときにはそんな話になっちゃうんだ、残念だけど。だから、そうならないように私ども議会もそうだし、行政も市民の皆さんとも一体性を持った住環境整備をお願いしていきたいということでございますので、ただいま御回答いただきましたように、今後それぞれ市民に対しても御協力いただくように。

最後にもう1点だけお願いをしておきますが、いわゆる狹隘道路の整備基準が定めてありますね、その用地買収の関係が。この見直しと、平成6年における地元要請に係る部分の土地の、そして市の都市計画によるところの整備といいますか、土地の買収があちこちあるんですよね。それをもう少し現実的という言葉はいけませんけれども、地価の合うような状況の中で再度検討していただけることを私はお願いがしたいわけです。

ということは、地元に、拡幅するために坪1万円で道路を分けてくれる人があるんですよ。でも、そんな1万円ならただでいいがやという人があるのかもしれない。しかし、評価でいくと、やっぱり高い、指標鑑定価格はね。一定程度。でもそれは現実の課題として、それぞれの協議の今後の課題として捉まえていただけたらありがたいということを強く要望しながら、次の課題に移らせていただきます。

私は、３点目に犯罪について、防犯について質問をいたします。

全体的に弥富市、防犯パトロール、防災、いろんな形で進んでいて、非常に少なくはなっているんですね、犯罪が。でも、泥棒さんが家の中へ入ってくるのは30%ふえているんです、これ。防犯課は御存じだと思うけど。7月までのデータを見てみますと、それぞれふえています、30%も。

特に平成24年度、蟹江管内の警察では43件、25年は56件ということは30%ふえているんですわ。だから、倉庫などを含んでの侵入は47件で、住宅侵入が35件。これが1月から7月までの件数なんですよ。

そうしますと、いろんな形でパトロール隊だとか、安全・安心なまちづくりということで、今あります。私は、よその例をとっては本当ではないかもしれませんが、やはり住民意識を高めていく上において、施錠の推進、啓発行動の中で、それぞれ一度、最高1万円の2分の1ぐらいまでの補助を出しながら、施錠の促進をされるべきではないか。

特に警察にお伺いしますと、弥富も飛島もそうです、十四山もそうですが、家が玄関から裏まであけておっても泥棒が入らなんだと、本当の話なんです。それが、このごろ一番多く犯罪がふえておるのは飛島だそうですわ。これは暑いもんだで特に。それで、こうやって空き巣用心というのを、パンフレットを出しているんですね。

蟹江警察も、本当に全体的に、いわゆる自動販売機荒らしなんかは物すごく減ったと。暴走族を減らした。取り締まりがあった。そして、いろんな形で地域、また住民の皆さん、行政の中で御努力いただいています。しかしながら、この施錠だけは、防犯だけはふえていると。こんなことがありまして、何とかならんだろうかとというのが住民との話です。

ですから、私もじゃあ一回、こういう議会でもって、こんだけふえているよということと同時に、行政も真剣にこの犯罪に対して、侵入防止について、いろんな形で検討していただけることがありがたいがなあと思って、第3点目にはそういういろんな形で、施錠は幾つかの問題がありますから、これは防犯課は調べていただければわかる問題ですから、それぞれそれに対する、他市でも実行されていますので、されているからじゃなくして、特に私、そういうことを言うといけないかもしれませんが、いろんな娯楽がふえて、人の流通があるところにふえてきていますな。特に北の地域、弥生学区なんか。

1年ほど前に、よく地元の人から言われたんです。本当にどういう形でこれが許可されたのかなあという、いろんな形のスーパーだとか、例えば娯楽が、こんな話もありました。でも、やはり文化、それぞれ地域の環境というのは、そういう形のことも私たちの生きる一つの過程だと私も思っています。

しかしながら、あってはならない犯罪だとか、侵入盗、強盗、そういうことについては、社会の変化と同時に行政としての課題として受けとめて御検討をいただきたいと思います、

いかがですか。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 答弁させていただきます。

議員の御質問の中で、助成制度の話が出ましたので、その件についてまずお答えしていきたいと思います。

愛知県内では、一宮市とか知立市等でそういった助成金の制度が実施されているのは事実であります。一宮市につきましては、平成23年度から25年度の期間限定、3年間という形で実施するといったことを聞いております。また、来年度以降、平成26年度以降については、現段階では実施の予定はないというように伺っております。

弥富市の防犯対策といたしましては、防犯灯の設置でありますとか、その維持事業があります。この事業につきましては、設置場所を通り抜けのできる道に限定しておるということがございまして、個人の資産に対するものではございません。自宅の場合につきましては、基本的には自助、自分で行っていただくものと考えております。

現段階におきましては、助成金制度の創設は考えていないのが現状でございます。

それから、犯罪の動向の関係でございますけど、議員、1月から7月までの資料をお持ちいただきまして御指摘いただきました。学区的に言いますと、過去で一番多かったのが桜学区が一番多かったわけでございますけれども、そこにつきましては、昨年ですが、蟹江警察署のほうで犯罪防止の重点地区といったようなことも指定されまして、全部というわけではないんですけれども、こういったものも配って、ここは防犯に力を入れていますよといったようなことの活動をしております。

そのおかげかどうかはわかりませんが、7月まででいきますと、犯罪発生件数が前年の半分になっているといったことでございます。効果については、このせいかどうかはちょっとわかりません。

それから、弥生学区につきましては、結果として桜と日の出学区を合わせた数よりも7月現在では多いといった数になってしまっております。自主防犯団体も非常に多いところでございますけれども、そんな結果になっております。

ただ、特殊な要因があるかという話になりますと、例えば去年の12月のデータをちょっと見てみました。1年間は別なんですけど、単独での12月だけのデータを確認いたしましたところ、前年の、ですから24年と23年の比較でございますけれども、ほぼ半分の件数で済んでいたということでございます。ですから、季節的な要因等もその中にはあるのかなあというふうに感じております。

そういったことで、全体的にどういった方法をとるのが防犯上ベストかということはなかなか難しい問題かと思っておりますけれども、今言いました桜学区のような形で、犯罪が減らせる

可能性もあるといったことで、今後もいろんな方策について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 防犯課長、日の出と桜と合わせて、1月から7月までは5件ですよ。弥生学区は14件あるの。あってはいかんのやけど、あなたがおっしゃるとおり。だから、桜学区は減ったのは間違いないんですよ。私もそう思っています。

だから、一宮はことしから防犯カメラの導入をしておる。いいですか。だから、施錠のかわりに防犯カメラになってくるわけ。ですから、いろんな手段、方法はありますが、私も地域をつながりだとか、今おっしゃるようなパトロールだとか、そういうパンフだとか、中野区あたりへ行ってみると、ここは何々ですと札が各家々にかかっていますよ、パトロール中というのが、現実。

ですから、一面、御回答いただいたことに不満を持つわけじゃないが、原則的には自分の財産は自分で守れというのは、自分の財産は自分で守れるなら行政は要らないでしょう。いいですか、これははっきり申し上げておきます、申しわけないけれども。その知恵を出し合うのが行政、議会。

私は、今必ずそういう状況だということじゃなくして、例えば防犯課長がそうおっしゃるなら、じゃあ防犯カメラ、その関係をどうするか。私は前にも、いわゆるごみの捨てる时候にも、環境のお願いをし、防犯にもお願いしたことがあります。肖像権問題などを含めながら、地域とのコミュニケーションがなければ設置ができない、本当に。ですから、そういう問題も、防犯防災は、いわゆる犯罪問題を含んだときに、やはり今大きな議論をきちっとどうしていくかということ。さらには、行政としてどうあるべきかということも御検討いただきたいと思います。

時間も来ました。私は残念なのは、皆さんと一緒になって、やはり行政はどうあるべきかということを考えること。自分のことは自分で守るのは、今自助の精神はわかりますが、1つだけ最後にそのことを含みながら、弥富市の安心・安全なまちづくりのために御努力いただきますことを要望しまして終わります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は1時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

- 3 番（鈴木みどり君） 3 番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。
- まず、弥富市子育て支援についてお伺いしたいと思います。
- 子育てするなら弥富でと言われるくらい充実した子育て支援になっているかと思いますが、私も孫の面倒を見るようになって、改めて子育ての大変さを知ることになるんですが、何がそんなに大変なのかと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、自分が子育てしていたときは、親が近くにいて随分助けてもらったという記憶があります。しかし、それぞれの家庭環境によっては、例えば御主人の転勤等で弥富に引っ越ししてきて暮らしている。頼る親も近くにいない場合、また乳児を抱えたお母さん方、マンションなんかの普及で近所の付き合いもなく、子供とだけ向き合う毎日の生活の中で、育児に悩むお母さん方が少なくないと聞きました。
- そこでお聞きしたいのですが、弥富市にある 9 カ所の保育所では最低何歳からのお子さんを受け入れているのか、お聞かせいただきたいと思います。
- 議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。
- 児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。
- まず、満 3 カ月からが弥生保育所、満 6 カ月からがひので保育所、その他の保育所につきましては全て満 8 カ月から受け入れをしております。以上でございます。
- 議長（佐藤高清君） 鈴木議員。
- 3 番（鈴木みどり君） 現在、弥富市のゼロ歳児は何人ほどいますか。
- 議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。
- 児童課長（渡辺秀樹君） 平成25年 4 月 1 日現在ということによろしいでしょうか。
- 3 番（鈴木みどり君） はい。
- 児童課長（渡辺秀樹君） 388人でございます。
- 議長（佐藤高清君） 鈴木議員。
- 3 番（鈴木みどり君） 388人ということで、現在、ゼロ歳児の保育の利用者は何人くらい利用していらっしゃいますか。
- 議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。
- 児童課長（渡辺秀樹君） これも同じく平成25年 4 月 1 日現在ということではいきますと21人ですが、9 月 1 日ということではいきますと47人でございます。
- 議長（佐藤高清君） 鈴木議員。
- 3 番（鈴木みどり君） ゼロ歳児の現在の保育規模というのは、預けたいという状況はどうですかね。
- 議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。
- 児童課長（渡辺秀樹君） 今のところ入所御希望の方につきましては、全て入所できている

状態でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 弥富市の子育て支援は、共働き夫婦の方が利用していらっしゃるんですね。確かに働くお母さん方には手厚い支援があると思うんですけども、まだ働いていない、子供さんが小さくて子育てに専念していらっしゃるお母さんたち、そういう方も多いと思うんですね。そういう小さな乳児と、そこにいる幼い兄弟がいる場合、保育所やまだ幼稚園にも行ってない兄弟なんかがいる場合は、子供が1歳になるまでは予防接種だとか本当に多くて、赤ちゃんを抱いて、もう1人の子を連れて、荷物を持って移動するわけなんです。本当に大変なんです。そういう1人の子が病気になれば、もう1人の子も一緒に連れて病院に行かなきゃいけないとか、育児に専念していらっしゃるお母さん方は本当に苦労しているわけなんですけど、子供もだんだん成長していきますし、目も離せなくなってくるんですけども、そういうお母さんは買い物もゆっくりできない、家事の仕事もできないでいる、自分の時間は全くとれない状態でいらっしゃるわけです。

そんな中、保育の一時預かりというのがあるんですけども、現在、もしここで弥富市のほうに乳児の一時預かりを依頼された場合、今はもしそういう場合があったときはどう対処されますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在弥富市におきましては、保育所での一時保育を実施しておりません。したがって、一時的にお子さんをお預けになりたいという場合、こういった場合につきましてはファミリー・サポート・センターに御登録をいただきまして、そちらを御利用いただくよう推進してまいったところでございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） ファミリー・サポート・センターというような施設があるんですけども、これも面接をしたりして契約して、結構預けるまでに大分時間がかかってしまうというところもあるんですけども、一時保育についてはそんな一生懸命子育てしているお母さんがいつときでも子供と離れて自分の時間を持つとかいう、自分の時間を持つというのは映画に行ったり、お友達とランチに行ったりとか、そういう余裕があるといいなと思うんです。私も今まで子供を置いて遊びに行くなんてことはとんでもないと思っていた一人なんですけれども、今の子育てをしているお母さんたちを見ていると、本当にそういう余裕がある育児をさせてあげたいなと思うわけです。

実際子育てノイローゼになったり、それから鬱状態になってしまったり、もっと進んでしまえば子供の虐待、そういうのもなりかねないと思うんですね。実際そういう話というか例

はいっぱいあるわけなんですけれども、子育てに対して弥富は子育てするなら弥富と言われるのであれば、やはりそういうところまで気を配っていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

そして、今後、保育一時預かりについて、弥富市としてどういうふうを考えているのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） 一時保育につきましては、保護者の就労形態等により家庭における育児が困難になって、一時的に保育が必要な場合、また保護者の傷病、入院等によって緊急及び一時的に保育が必要となる場合などに保育所において一時的にお子さんをお預かりする制度でございます。

定員につきましては、今後定めていくということでございますけれども、全般的な計画としては、まず白鳥保育所を今後新築する予定でございますが、そこでまず始めさせていただきまして、その他の保育所につきましても、子ども・子育て支援事業計画を策定していく中で計画していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 介護のほうですと、しっかりしたサービスの中で介護保険の対象外のサービスをしていこうという支援センターが発足しようとしているんですけれども、ぜひ子育てにもそういう温かい支援をしてあげたいなと思っていますので、どうか行政のほうも今後一生懸命子育てしているお母さん方に余裕を与えてあげられるような政策をしていただきたいなと強く希望して、子育てのほうはこれで質問を終わらせていただきます。

続いてですけれども、防災ボランティア団体のネットワークについてお伺いしていきたいと思います。

9月議会は、9月というどうしても大きな災害が幾つも起こっているせいか、どうしても防災が多くなってしまいますけれども、さかのぼれば1923年に発生した関東大震災は、犠牲者は10万人とも言われています。先日、テレビを見ていましたら、関東大震災のことをやっていて、そのときの震度、今で言うと震度7の区域が阪神・淡路大震災の7倍ぐらいの規模で起こっていたという、そんなことをやっていたんですけれども、1934年の9月には室戸台風で、死者・行方不明者が3,066人、そして1959年にはここも大きな被害を受けました伊勢湾台風、たくさんの死者、約5,000人近い犠牲者を出したわけなんですけれども、大きな地震や台風は多くの犠牲者を出していきます。

弥富市にはボランティア団体というのがあるんですけれども、このボランティア団体の連携は今できているんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防災関係のボランティア団体ということでございまして、防災ゼロの会と防災まちづくりをすすめる会というものの2つが該当するかと考えております。

直接的な連携というものは現在とれていないのが現状でございます。

- 議長（佐藤高清君） 鈴木議員。
- 3番（鈴木みどり君） 今回、私は防災にかかわるボランティア団体にネットワークをつくって、それを自主防災会に発信していったら、例えばこのボランティア団体はこんなことをしていますよ、ここのボランティア団体はこんなことをしていますよということを自主防災会のほうに市のほうから発信していき、自主防災のほうがこういう知識を勉強してみたいとか、こういうことを聞きたいなとか、そういう学習する機会をつくってみたらどうかという提案をしたいのですが、自主防災会ですと、どうしても各区長さんを初め毎年役員さんがかわっていったらということがありますけれども、ボランティア団体というのは継続して活動を続けているところですので、またそれぞれに得意とする分野もあると思います。

市のほうから自主防災会に広報や市のホームページなどを利用して、そういう自主防災会とかそういうものに発信してみたらどうかと思いますけれども、市のほうはどうお考えでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 情報の発信でございますけど、市からのものというのは現段階では行っていないのが現状でございます。

ただし、例えば市が行いました防災の講演会でありますとか、防災見学会でありますとか、そういったときにはそういった団体にもお手伝い願っていただいて、参加者は当然防災会の方も入っているといった形の中で進んでおります。今後につきましては、いろんな機会を捉えて両方のコミュニケーションをとれるような形をつくっていけたらと考えております。

- 議長（佐藤高清君） 鈴木議員。
- 3番（鈴木みどり君） 前回、サバイバル体験というのが十四山で行われたわけなんですけれども、そのときは防災団体にかかわらず、ボーイスカウトだとか、日赤奉仕団も加えている団体が多いと指導してきたわけなんですけど、自主防災会とのネットワークを図ることによって、より共助のほうが強くなるものになるのではないかと考えています。

おとといの一般質問で、防災の質問の中で自主防災会の研修会をやる予定だというお話でしたので、そんなときにでも各団体の紹介も交えながら、ボランティア団体と自主防災会の活動がうまく取り入れて進んでいけるように、私としては市のほうにそういうパイプ役をやっていたきたいなとお願いしたいです。

続いて、災害ボランティアコーディネーター、防災リーダー等の研修及び市民への周知に

についてお伺いしたいんですが、防災リーダーについてはおとといの三浦議員のほうでお話しされたので、私はボランティアコーディネーターのほうでお伺いしていきたいと思いますが、災害ボランティアコーディネーターの養成講座は今までにどのくらいの方が弥富市で受講されているのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） この講習でございますが、最初は平成14年から始まっております。現段階で47名の方が受講を修了していらっしゃいます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 災害ボランティアコーディネーターとは、一体何をすることなのかと思われる方が多いんじゃないかなと思うんですね。これは1995年に起こった阪神・淡路大震災のときに、災害ボランティアを志す人々が全国から被災地のほうに集まったわけなんです。これはとてもいいことなんですけれども、実際にはかえって、とても迷惑になってしまった。どうして迷惑になってしまったかという、ボランティアに来た人はどこで何をしたいのかがわからない状態。どこに行けばいいのか、何をしたらいいのかわからない状態のままで来てしまったので、それが役場なんかそういう人たちが殺到したわけなんですね。肝心な役場は行政機能が麻痺してしまったという事態が起きてしまったのです。

また、災害で家が壊れて、業者に頼みたくても頼めない、来てもらえない。当てにできる家族もいない。誰かに手伝ってもらいたくてもどこにそんな人がいるのかわからない。そういう助けてもらいたい人と、助ける人のそんな双方のニーズに対応する機能として生まれたのが災害ボランティアコーディネーターと学びました。

阪神・淡路大震災のときは、このボランティアコーディネーターの必要性を感じた人が実際ボランティアとして自発的に行政に先駆けて被災地のニーズを整理し、ボランティアにそれらを紹介するという拠点として災害ボランティアセンターを設けたわけなんです。このときの実績を見た行政がこの機能の重要性を認識して、その後、各自治体が整備する防災計画にボランティアのことが記されたということです。

災害が起きた場合、この弥富市でも災害ボランティア支援センターが設置されると思いますが、弥富市の場合、どこに誰が設置するのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 設置場所の件でございますが、総合福祉センターが設置場所ということになっております。

それから、誰が設置するかということでございますけれども、大原則論から言いますとボランティアコーディネーターの集まった中でリーダーを決めてやるというのが講習等で聞くものでございますけど、現実的には社会福祉協議会が主な動きをする形になるかと思えます。

また、市といたしましては、その調整とか災害対策本部との関係もございますので、福祉課長のほうが担当になるというふうになっております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 高齢化が進む中、ひとり住まいのお年寄りも多くなっています。ボランティアの人々の力なくしては復興はできないと思います。そのかけ橋の所在を市民の方に伝えていかなければいけないと思うんです。災害ボランティア支援センターはどこに設置され、何をするとところなのかをしっかりと市民の方にアピールしておかなければ、せっかくの機能が果たせない、そんなふうになってもいけませんので、今からそういうことを市民の方に周知していただくことをしていかなければならないと思います。

ボランティアコーディネーターの研修を受けた人が47人。実際私もその中の1人なんですけれども、どうしても繰り返していかないと、これは忘れてしまうんですね、記憶の中に。47人もこういう講習を受けたので、皆さん同じようなことを勉強していると思いますが、この支援センターをつくるのも本来ならこの47人でつくっていくのが本来だと思いますけれども、なかなか勉強していくことに、1回やってしまうともうそれきりということになってしまってもいけないので、コーディネーターの育成も大切だと思うんですね。市としてボランティアコーディネーターの働きかけをどのように働きかけていくのか、また市民の方にボランティア支援センターの設置をどのように知らせていくのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 災害ボランティアコーディネーターにつきましては、今議員がおっしゃられたような役割になっております。

フォローアップというのは必ず必要なことになってまいりまして、これは県も行っておりますし、それから海部地区でもやっております。そういったものの御案内は差し上げる形になっております。県で受講された方につきましては、県からという形になるかと思っておりますけれども、そういった機会を捉えていただきましてフォローアップしていきたいと。また、毎年6月に海部地方の総合防災訓練がございます。このときにはボランティアの支援本部の立ち上げ訓練がございます。その段階の事前訓練というのがございますので、そういったところに参加していただくのも非常に有効なことかなというふうに思っております。

それで、災害ボランティアの活動につきましては、救助を行うものではないというのが大原則です。災害が起こった後の救助活動というものではないということですね。ですから、ボランティアが安全に活動できるといったことがまず確保できた段階で派遣していくといった形になります。ですから、ほとんどの場合、災害ボランティアセンターの開設につきましては、おおむね発災後3日ほどかかるというのが通常かと思っております。中にはもう少し早い、

1日2日目ぐらいではなっていますけれども、そういったものでございます。

それから、開設についてですけれども、これの案内や業務内容については開設することが決定した段階でチラシ等で配布するといったことが原則になっております。ですから、こんな要望がありませんかというふうなことを各地区にそれを配るといった形。来ていただくボランティアの方につきましては、ホームページ等で開設しましたという案内をさせていただく形になると思いますけれども、事前にお知らせするのがよりよいことかもわかりませんが、実際に発災して開設した段階では皆さんにお知らせするといった状況になっております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 災害が起きて、すぐには設置されない。安全が確保できて、そういうボランティア支援センターができたときにいろいろと皆さんのほうからのニーズに応えていくわけなんですけれども、災害が起きてホームページだとかそういうのは恐らく無理じゃないかなと思うんですね。ライフラインがしっかりして電気が通ればパソコンだとか、災害対策支援センターができるときはかなり混乱している状況の中で立ち上げることになると思いますので、日ごろからボランティア支援センターというものの役割、そしてどういうことをするとかというのを市民の皆さんに日ごろからそういうことを、そういう防災の訓練のときだとか、そういうときにお知らせすることで、市民の方もそういうことが周知していけるのではないかなと思いますので、しょっちゅうというわけにいかないんですけれども、そういう防災の訓練のときにでもそういうことをお知らせすることが大切じゃないかなと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二です。

通告に従いまして、質問していきたいと思います。

今回は土地利用についてであります。

第1次総合計画第3編第1章に、土地は住民生活や産業活動等の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちの発展のためには土地を高度かつ有効に利用していく必要がありますと書かれておりますが、有効に活用されていないのではないかと、そう思う場所があります。

そう思う場所というのは、私が思うところは2カ所あり、十四山総合福祉センターの南側、そして鳥ヶ地処分場の2カ所であります。

まず、十四山総合福祉センターの南側、ゲートボール場がございますが、私近所なものですから結構通るんですけれども、いつ通ってもゲートボールをしているのを見かけたことがないですし、その周辺の芝地も使用されていないと思うのですが、使用目的、使用状況をお

伺いたいします。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは最初に、まず十四山総合福祉センターの施設の概要について少し触れていきたいと思います。十四山総合福祉センターにつきましては、御存じのとおり老人福祉センターとかデイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、障害者生きがいセンターの4つの施設がございまして、ここの敷地面積は1万4,028平方メートルとなっております。

そこで、御質問のゲートボール場の使用の状況でございますが、議員おっしゃられますように施設の南側にゲートボール場がコート2面ございます。面積は約900平方メートルございまして、議員おっしゃるとおり、平成21年度以降利用者の方はございません。

次に、ゲートボール場の周辺の使用目的でございますが、当時でございますが、旧十四山村の計画では、ここに児童館の建設計画があったというふうに聞いております。現在は合併しておりますので、当時の十四山の保健センターを今ですと東部児童館と東部子育て支援センターに改築して御利用していただいておりますということでございます。

現在のゲートボール場の周辺の使用状況でございますが、面積は約3,500平方メートルございます。ここを健康フェスティバル、それから芝桜まつり、海部地区の中学校の駅伝大会の臨時駐車場として利用をしていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 駐車場として使用しているということでありましたが、いずれも本市の大事な行事であり、駐車場として大きな役割を持った敷地であることというのは理解しますが、1年間に10日あるかないかぐらいの使用頻度ではないのかなと、そう考えます。

そこで、駐車場として使用しないときに使用でき、駐車場で使用するときは駐車場として使用ができる有効な活用をしなければいけないと思います。

そこで、すぐ近くにマスタープランにも書いてあります緑の交流拠点として位置づけられておる三ツ又池公園があります。緑の交流拠点とは市民や来訪者が水と緑を体感する憩いの空間であります。交流の拠点であります。そんなすばらしい三ツ又池公園と一体感のある有効な方法として、デイキャンプ場にしてはどうかと考えております。デイキャンプとは、青空のもと自然の中で家族、友人等と日帰りでキャンプをすることです。そして、何と言ってもデイキャンプのだいご味はバーベキューではないでしょうか。バーベキューの魅力といえば、自然を満喫し開放感たっぷり、外で食べると2倍おいしい、みんなでわいわいする、家族ですれば家族団らん、家族のきずなが深まること違いなし。友人たち、世代を超えた交流、地域の交流といろんな魅力があります。民間の調べでは、日本のバーベキュー人口はおよそ4,000万人とも言われております。自分も家族、友人らと年に数回はしますし、本

市においてもかなりの方がバーベキューをしているのではないかと考えます。

しかし、本市にはデイキャンプ場もバーベキューができる公園もないんです。自分も以前多くの友人たちとバーベキューをしようと計画したのですが、市内にするとところはなく、市外でしようと計画しましたら、遠くに行ってもでたくないという意見もあり、結局自宅に限られた人数でしました。その際、地元で近くに青空のもと、自然の中で皆と交流ができる憩いの空間、バーベキューのできるデイキャンプ場があればいいのに何でないのかと自分も含め皆の思いでありました。市内に、地元でデイキャンプ場があればと強く考えるようになっていきました。そして、以前から当地の有効な活用はできないのかとの思いと一致したわけであります。

デイキャンプ場なら、現状のままで使用ができ、駐車場として使用しないときに使用でき、駐車場として使用する際は駐車場として利用ができるということであります。現状、このような状態になっておるんですね。デイキャンプをする際、こうやって自分たちで持ってくる。デイキャンプが終わったら現状になると。これがゲートボール場のほうですが、これも一緒ですけど。現状で、デイキャンプをやって、終わったらこういうふうということで、現状のままで活用ができる。

そして、三ツ又池のすぐ近く、自然の中で青空のもと、緑の交流拠点との一体感のある有効な活用、市民、市外の方にも改めて三ツ又池のすばらしさを知っていただく。友人たち、世代を超えた交流、地域の交流とさまざまなメリットが見込まれると考えますが、市側のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 十四山総合福祉センターの南側で、実際に使っているのは臨時駐車場で、年数日しか使っていないのが現状で、デイキャンプ場にしたらどうかという御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、三ツ又池公園に隣接しておりまして、多くの方に利用していただくことができ、また遊休地の有効活用ということで大変よいアイデアではないかというふうに思っております。したがって、来年度の開設に向けまして、どなたでも御利用いただけるような形で進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 非常に前向きな答弁で、来年度に向け条件整備をするということで、一日でも早く条件整備をしていただいて、デイキャンプができるようになったら一番でデイキャンプをして、家族でバーベキューをしたいと思います。

次に、鳥ヶ地処分場ですが、いつも通るたび、ここもうちの近所なんですけど、通るたびに何に使用されておるのか。いつ通っても雑草、そんな状況であります。今後の有効な利用

はされるのか。約4,600平米もの敷地をこのままでいいのかと、いつも考えております。現在の使用状況、今後の使用計画はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 鳥ヶ地の処分場の現状はどうなっているかということでございますが、鳥ヶ地の処分場は4,629平方メートルございます。これは昭和56年度の埋め立て開始から平成15年度の埋め立て完了まで、当時の十四山村の一般廃棄物の最終処分場として使用をしておりました。その後、平成21年6月に最終処分場の廃止の届け出を県に出して、現在に至っております。

議員お尋ねの現況ということでございますが、現在は更地になっております。そして、市内の散乱ごみの回収を現在シルバー人材センターの方に委託しておりまして、当時そこにございました管理小屋というのがございまして、そこにシルバー人材センターが散乱ごみを集めたごみを一時仮置き場として使用をしているだけでございます。現状としては、余り利用していないということでございます。

今後の計画があるかという御質問ではございますが、ここは一般廃棄物の最終処分場の跡地ということもございまして、現在のところは利用の計画はございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 使用計画はない、今は使用しておるのか使用しておらんのか、ちょっとわからんような状況ではありますが、公園にしたらどうかと思うんです。確かに三ツ又池の近くということもあるんですが、今のままじゃなくて砂を、どれだけかわからないですよ、10センチか20センチ敷き詰めて、別に遊具がない状態でもいいと思うんです。自由に遊べるような公園にしたらどうかと。そしてまた、できることなら雑草の対策として舗装等をしてもらえると、自転車の練習をしたりとか、自由に使用ができるのではないのかなと思っておるんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほども申し上げましたが、この鳥ヶ地処分場につきましては、十四山村の一般廃棄物の最終処分場ということで、それを廃止いたしまして、その跡地を現在は愛知県が指定しております。一般廃棄物最終処分場の跡地として県が指定をしており、利用に際しましては一定の制限が設けられている区域でございます。

利用に際しましては、事業内容とか利用目的によりまして、当然愛知県に届け出が必要であり、さらに埋設されたごみに対して影響を及ぼすようであれば、影響を及ぼさない対策を講じる必要が生じてまいります。例えば公園として整備する場合においても、当然遊具、あずま屋とか便所をつくるだけでも事前に県と協議をいたしまして、埋設されたごみに影響が

ないようにしなければなりません。また、単に上に盛り土を行う行為でございまして、同様に埋設されたごみに影響を及ぼさないような構造にしないとはなりません。したがって、近隣に三ツ又池公園とか、海南こどもの国もございますので、グラウンド、公園に整備することは今のところ考えておりません。

また、舗装したらどうかということでございますが、先ほど言いましたように大体4,629平方メートルございまして、15センチの路盤と5センチのアスファルトを舗装するだけでも平米3,600円ぐらいかかりますので、約1,660万ほど舗装だけでかかってしまいますので、舗装して何をするかということも当然検討しなければいけませんので、今のところ、そういうことも考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 公園もだめ、これもだめ、あれもだめ。じゃあどういうふうにあの土地を活用していくのかなと思いますが、何にせよ有効な活用を一日でも早く見出していただくことを要望いたしまして、これで終了します。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開を2時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番の堀岡でございます。

私は、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問は地域包括ケアシステムについて、以下数点のお伺いをしてまいります。前説が長いので、我慢して聞いていただきたいと思います。

平成24年版高齢社会白書によれば、平成23年10月1日現在の我が国の人口は1億2,780万人、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人、高齢化率は23.3%と国民の4人に1人が高齢者という高齢社会を迎えております。今後もいわゆる団塊の世代が65歳以上になる平成27年、2015年には3,395万人となり、高齢化率は26.8%になるなど、速いスピードで高齢者人口が増加をしていくことになります。

一方で、少子化の進行はもとより、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、65歳以上の高齢者のいる世帯はふえ続けていて、平成22年、2010年現在2,071万世帯であり、日本全世帯の4,864万世帯の42.6%を示しております。

一方、3世代世帯は減少傾向である一方、単独世帯、親と未婚の子のみの世帯は増加傾向

であり、平成22年現在、単独世帯が24.2%、夫婦のみの世帯29.9%と合わせると半数を超えております。家族介護者は嫁というのではなく、息子、娘の時代という傾向が明らかになってきております。逆に3世代世帯は平成7年、1995年には33.3%でありました。平成22年、2010年では16.2%となっております。高齢者の3分の1は3世代世帯の中におりましたが、今は半減をしているということでもあります。まさに夫の親は夫の身内で、妻の親は妻の身内という介護のルールが定着しつつあり、サラリーマンのふえた移動社会では2組4人の親の近隣に1組の子夫婦、親が一斉に倒れる同時多発介護、長期連続介護は今や身近な現実であります。

子供のいない人はいても、親のいない人はおりません。誰もが人生の中に介護を組み込まなければならない大介護社会の到来であります。高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから敬愛をされ、生きがいを持って、健康で安心した生活を送ることができるよう社会全体で支えていくことを目的に老人福祉法に基づいて発展をしてきたものであります。

現在、高齢者に対するホームヘルプサービスや福祉施設の利用など、具体的なサービスの多くは平成12年に導入をされました介護保険制度のもとで実施をされてきて、国民生活の定着が進み、利用者数も増加の一途をたどっておりますが、その一方で、介護保険制度の持続可能性の向上や将来の認知症高齢者の増加への対応などさまざまな課題があり、平成17年から18年にかけてはこうした課題への対応として、予防を重視するサービスの拡充や、認知症高齢者に対するサービスの充実などを内容とする制度の見直しが順次進められてまいりました。

そうした中、弥富市では平成23年3月に健やかで優しい弥富を基本理念とした第5期介護保険事業計画を策定いたしました。この計画では、高齢者ニーズに応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスを適切に組み合わせて提供をすることで、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるまちを目指した地域包括ケア体制の整備を基本施策として掲げております。

さて、ことはかなり猛暑の夏になるとは予想されておりましたが、甲府市や四万十市での40度を超える記録更新は、まさに日本は亜熱帯に属するのではないかと思います。知らされるほどの大変な猛暑が続きました。滴り落ちるような熱風列島で悲惨な事件が続いたのであります。8月12日、東京港区の民家で発見をされた脱水症の87歳の父親と熱中症で死亡された78歳の母親、そしてその2階には89歳の父親の兄が腐敗をした状態で発見をされたという事件、母親が認知症の父親と足の不自由な父親の兄の世話をしていたという老老介護の悲惨さが浮き彫りになりました。また、ことしの2月、奈良県大和郡山市の市営住宅で96歳の夫が寝たきりの91歳の妻の首を絞めて殺害をした事件も記憶に新しいのではないのでしょうか。妻が施

設に入所することを拒み、夫が自宅で介護を続けてきました。しかし、100歳を間近に控えて自身の体力も限界になり、妻との行く末を悲観して一緒に死のうと犯行に及んだといえます。このような悲惨な結末を迎える事件は後を絶ちません。

このような悲惨な事件が未然に防止できるように2012年4月から第5期介護保険事業が実施をされているはずです。その柱となるのは住みなれた地域で介護や医療、生活支援などを受けることができる地域包括ケアシステムの確立であります。主に在宅の要介護高齢者が24時間365日を通し、30分以内に駆けつけられる日常生活圏域での介護、医療、生活支援などの各種サービスを受けることができるようにするのが地域包括ケアシステムの狙いであり、高齢者の生活を地域で支えるシステムであります。そのために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、1つ目に住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、2つ目に独居や夫婦2人暮らしの高齢者世帯、あるいは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、3つ目に介護保険サービス、4つ目に予防サービス、5つ目に在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービス等、以上の5つを包括的に提供していくという考え方が示されております。これにより高齢者が住みなれた地域で医療や介護を受けながら、安心して暮らしを続けることができる体制の構築を目指しております。

そこで以下、弥富市の地域包括ケアの取り組みについて伺ってまいります。

まず初めに、地域包括支援センターの現状と課題、ケアマネジャーが担う医療と介護のコーディネート等その取り組みについて、市にお伺いをしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、堀岡議員の御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターは介護保険法に規定された機関でありまして、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業を地域において一括的に実施する役割を担う中核的機関として設置されているものと規定されております。弥富市はこの機関を海南病院に委託しております。

業務は、介護予防ケアマネジメント業務を初めとする包括的支援事業、2つ目に地域ケア会議を初めとする多職種協働による地域包括的ネットワークの構築、それから3つ目に指定介護予防支援事業、4つ目にその他介護予防事業のうち、2次予防事業対象者の把握に関する事業や介護予防に関する普及の啓発などを行う事業を持っております。

平成24年度の実績でございますが、介護保険利用援助を中心とした総合相談支援事業では、

延べ1,012件、権利擁護業務では延べ98件、介護予防ケアマネジメント業務では、延べ3,466件となっています。弥富市では包括支援センター事業を海南病院に委託しているため、包括支援センターのケアマネジャーさんは入院患者の生活の悩みや、退院を控えての在宅生活の相談などを通じて、在宅での介護保険の適切な利用を相談することなど、患者さんには心の支えとなっていると思います。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市としては海南病院に委託をされておられるわけですがけれども、実務業務に関しては委託先の海南病院さんにその責任と言ったらあれですがけれども、実務的なものもあると。

ただ、でも市民に対しての地域包括という意味でのサービス事業の展開というのは、市にあるわけですね。よく問題にされますのが、私どもが通常の議員活動の中で、いろんな御質問をお受けするわけですがけれども、病院を通して介護が必要になったという方はそのまま地域包括支援センターが海南病院にあるわけですから、すごいスムーズに進んでいくわけですがけれども、例えば在宅で急に倒れたとか、違う病院に行かれた方であるとか、そういった方がすぐさま介護のほうの相談ができるようなシステムというのが大事じゃないかと。

違う地域でのアンケートがあるんですがけれども、22年度介護保険に関するアンケート調査というのがございまして、地域包括支援センターの認知度というのがありまして、知らないというのが51.9%と半分以上知らないわけですね。聞いたことはあるがどのようなところかは知らないというのが21.7%。ですから、市民の方の世帯というか人口で言いますと7割ぐらいの方が実は御存じない。それに直接かかわる方に関しては、よく知っているというのが14.6%、これが弥富市にそのまま当てはまるかどうか定かではないと言いましても、少なくとも私ども個人で議員の活動の中で御相談を受ける中で、包括センターがあるんですよ、そういうことを相談されるといいんじゃないですかというようなことを言ったことは幾度となくございますので、問題はまず周知ですね。こういった介護のことについて相談をするには地域包括支援センターがありますよということの周知と、またもう1つは生活圏域でいわゆる中学校区に1カ所あるというのが理想だということを言われているんですがけれども、この辺のことは弥富市では、例えば違う場所に窓口としてあるとか、海南病院の中に1カ所というわけじゃないんですよ。その辺をちょっとお伺いしたいんですけど、周知のこととあわせてお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、先ほどお答えしましたように、地域包括支援センターは海南病院に委託しております。地域包括支援センターとしては弥富市に1カ所です。職員は臨時職員を含め8人体制となっていますが、この包括支援センターは、

ランチ方式、枝分かれというんですけど、ランチ方式の窓口として総合福祉センター内の社会福祉協議会なでしこ指定居宅介護支援事業所と、十四山総合福祉センター内の十四山居宅支援事業所に包括支援センターとしての相談窓口を設けております。ランチ方式ですけども、枝分かれという意味ですけどね。市民の方の窓口としては、実質は3カ所になります。

周知に関しては、ことし2月の広報で周知しておりますし、弥富市のホームページにも掲載しております。しかしながら、議員の言われるように、まだまだ包括支援センターの名前、その受け持つ業務など、多くの市民が知らない状態にあると私も考えております。

今後の周知の方法に対しては、多くの市民の方々が集まる集会、例えば福寿会とか女性の会とかPTAとかというような市民の方が多く集まる集会などを利用して、身近なところで周知をする必要があるかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） これから社会全体で抱えていかなければならないという問題でございますので、市民としては当然何かあったときに御相談できる、すぐ行けるように周知を徹底していただきたい。

おとといの初日の議会でも弥富市の情報発信というところで、横井議員と平野議員が御質問されていまして、ちょっと苦言を呈したいと思うんですけども、当日夕方ぐらいに弥富市にも暴風警報が出ました。本来、去年の9月からツイッターというのを始めていただいています、アカウントでね。防災で役立つようにということで一応うたっていますよね。アカウントの紹介のところにね。それが結局生かされてない部分というのがあると思います。もちろん広報がどれだけの人に見られているのかというのわかりません。これもアンケートをとればわかることかもしれませんが、あらゆる手だてを使って市民に伝えていくというもの、常に発信をしていないと見る人も当てにしなくなっちゃうんですよね。ですので、ぜひ有効活用、僕はツイッターばかりが主ではないと思いますよ。ただ、でも市としての何か情報を発信するという点に関しては、ありとあらゆるものを使って情報を発信する。

ちょっと余談ですけども、岐阜県に關市というところがございます。ここは各課にツイッターで言うならば公式のアカウントを持っていच्छる。各課で何か1つ情報を発信する。弥富市のホームページで言えばお知らせの項であるとか、募集の項とかありますよね。あれが関係する課が、もちろん市としてはお知らせとして流すんですけども、各課が情報を発信する。そういうことも考えていかなきゃならないんじゃないかなと。各課の情報を発信しているという上での責任も自覚もつくと思いますので、ぜひこれは、通告しておりますので要望しておきます。

続いて、質問を続けさせていただきたいと思います。次の質問に移ります。

24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービスが今後の地域包括ケアシステムの中核の部分を担当する仕組みとして期待をされております。要介護高齢者の方が病気になり、病院に入院しても病状が回復をすると、次は入所する介護施設を探さなくてはならないといったケースも目立ちまして、高齢者や家族の負担は大きくなります。また、特別養護老人ホームの入所待ちは今現在全国で42万人に上っており、多くの方が在宅で介護を受けざるを得ないのが実情であります。弥富市にも何十人かいらっしゃると思います。巡回による訪問介護、看護における問題点の認識と弥富市の今後の取り組みについて伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 24時間対応の定期巡回随時対応の訪問介護、それから看護サービスでございますが、平成24年度から国の第5期介護保険事業計画で位置づけられました。

このサービスは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスでございます。

この事業の実施は、本年3月末の現在でございますが、3月末現在で全国で150の保険者、292の事業所が行っております。愛知県では8保険者、15事業所が実施しております。国ではまだまだこの事業の参入が少ないということで、普及促進を呼びかけております。民間調査の結果ですが、未参入の事業者のその理由として、夜間・深夜の対応は日中と比べ対応件数が少なく、利用者からのコールも少ないということで、多くが採算性を上げております。小さな市町村でこの事業の事業所参入を図るのは、なかなか難しい問題であろうかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 課長、現時点では難しいということですね。

今の現段階で弥富市で在宅介護をされている方で、そういう要望をお聞きしたという実情はないですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） いろんな御要望というのは、私どもの介護保険の担当課のほうには入ってはまいりません。

しかしながら、やはり潜在的な御要望というのは、ケアマネジャーさん方がいろいろな情報の中で、やはり夜というのはおむつがえといったものは対象外というか、出てこれませんので、私自身も親の介護をしたときに、やはり夜というのは一つの問題でありましたので、そういう要望はあろうかと思います。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

- 10 番（堀岡敏喜君） 実際、事業所にないと、やるところがないと市としてもなかなかできないという部分がありますので、今後、団塊の世代が順次高齢者の仲間入りをしていく。後には私どもも近い将来、そうになっていくわけですがけれども、問題なのは市がいかに実態を常々把握していくことじゃないかな、そのように思います。必要な時期が来たら、確かに事業所のほうも人材の確保であるとか、そういったことが重要になってまいります。

有識者の会議では、ある意味要介護3以上の中・重度者が15人以上利用者としてないと、採算性はとれないだろうと。これは現実の話ですので、介護する人の給料も払えないんじゃない、ますますそれはバランスのいい事業とは言えない。大事なことは先ほども言いました自治体の取り組みとしては、事業の内容をしっかりと周知をしていただいて、経験をされた課長がいらっしゃるんであれば間違いのないと思いますけれども、常々の実態を把握していくことが大切かなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

認知症予防と早期発見についてであります。6月議会では三浦議員も御質問されたものとダブるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

介護を必要とする認知症の高齢者が急増をする中、全国に先駆けて認知症の早期発見、早期対応に向けて訪問支援に力を入れている福井県若狭町の取り組みが注目を集めております。病院と地域包括支援センターによる連携で、認知症に関する地域理解や予防に努めておられます。ここでその取り組みを一部御紹介したいと思います、記事を読みますので、敬称がなくなりますので御了承ください。

訪問支援で早期発見、出前講座で住民理解も。11年で入院患者が2割減という題名であります。きょうが何日か分からなくなることはありますか。もう年だから、時々忘れるね。福井県若狭町に住む75歳の男性は、看護師の問いかけに笑顔で応じていた。これは認知症早期発見のための訪問調査の一場面であります。同町の地域包括支援センターは、隣町の敦賀市にある認知症疾患医療センターと協力をし、認知症に関する早期支援体制を構築している。訪問支援は65歳以上を対象として、看護師が専用のチェックシートをもとに記憶力や食生活などを調べ、高齢者の健康状態を確認している。同センターの高島久美子さんは、これは看護師の方ですがけれども、認知症の疑いのある人には、家族に調査結果や気づいた点を説明し、受診を促している。早い段階で診察を受ければ、認知症の進行をおくらせることができると話す。また、訪問支援を受ける側にとっても、自分でも気づかいうちに認知症になっているかもしれないから安心できる、ありがたい取り組みだと好評であります。さらに同居する家族に対しては、認知症の対処法をアドバイスしている。高島さんは身内が認知症を発症しても、けんかなどせず、家族間で良好な関係性を保つことが症状の安定につながると指摘をする。

一方、地域の理解を広げる取り組みとして、同町は集落ごとに行う出前講座やコミュニティづくりも進めている。健常者より軽度認知障害MCIの人が認知症になる確率が10倍も高い。だからこそ、MCIの段階で対応することが大切と強調をする。以上が記事の内容であります。

認知症という言葉自体は、病名ではなく、特有の症状を示す状態を総称する言い方であります。認知症を引き起こす病気は細かく分類をすればたくさんございますが、圧倒的に多いのは、アルツハイマー病と脳血管障害の2つであります。もともと日本では脳血管性認知症のほうが多かったようですが、最近はアルツハイマー型認知症が半数以上を占めるようになったとされております。調査では、おかしいと気づいてから医療機関に相談するまでに約7割の家族が2年以上かかっているとも報告をされております。認知症に関する地域理解や予防について、弥富市としての取り組みを伺いたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 弥富市では認知症及び認知機能が低下している方、自立度2以上の方ですが、平成23年度に海部南部広域事務組合の審査した介護認定申請書に添付される医師の意見書に記載された調べではございますが、23年度末で認知症の方というのは626名となっています。

認知症に関する国の取り組みは6月議会で三浦議員にお答えしましたが、平成24年9月に認知症対策の推進5カ年計画（オレンジプラン）を平成25年から29年度までの計画として公表いたしました。弥富市では国の示したオレンジプランで認知症サポーターでございますが、24年11月では841名、キャラバンメイトは現在10名見えます。その方々はこういったオレンジリングというものを持っております。また、地域包括支援センターの事業で認知症サポーター養成事業を24年度は2回実施しています。年輪の集いであったり、企業であったりということでございます。

さらに今年度6月の認知症状の諸事例検討会、参加者は医師9名、薬剤師9名、行政4名、ケアマネジャー26名、地域包括支援センター7名、海南病院3名、計58名ということで検討会を実施し、今後もこのような検討会というものに取り組んでいこうかと考えております。

認知症あるいは軽度の認知症と判断された方は、まず自分自身の状態に非常に不安を覚えるといいます。そういった方々を、医療、介護、地域が一緒になったこの方々を支える受け皿をしっかりと確立することが急務と考えております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 堀岡議員。
- 10番（堀岡敏喜君） 課長のおっしゃるとおりだと思います。また、国の施策でもあるオレンジプラン、またキャラバンメイト等でそういうところに自身がしっかり知識を得よう、早期発見に努めていこうという一つの試みというのは、地域のために貢献をしていこう。ま

た、先ほどの防災のことで言えばコーディネーターであったり、防災リーダーであったりすると思う。

要は、地域社会がこういう問題も社会問題なんだと、知っていて当たり前なんだということまで認知をしっかりとっておかないと、その中で特に一番なるのが嫌なのは、その御本人だと思いますし、御家族もつらくなってしまう。早期発見が治療につながるのであれば、受け皿をしっかりといただくことと同時に、しっかりどういうものなのかということ早期発見できるような、常にアンテナを張っておくことが大事なんじゃないかなということで、認知症の地域理解と予防の啓発に役立つツールを御紹介したい。御提案をしたいと思います。これは大変失敗をいたしまして、私皆さんにお配りする資料を自宅に忘れてきてしまいました、大変申しわけないんですが、言葉だけでお話をさせていただきます。

きょうは健康推進課長もいらっしゃいますんでよく御存じかと思いますが、3月議会で提案をいたしました鬱の予防のために簡易的な自己診断ができる「こころの体温計」というのを御紹介させていただきました。これはさまざまな設問に応じて答えていただくと、心の状態というのが金魚鉢、割れた金魚鉢、水が濁っていたり、金魚がけがをしていたり、そういうので状態がはかることができる。はかった上で、例えばちょっと相談したほうがいいですよとか、疲れていますねとか、そういう自己診断ができるようなやつを早くやっていただきたいんですけど、まだ推進課長のほうから何の音沙汰もないんですけども、また市長、よろしく願いいたします。

それと同じバージョンで「これって認知症？」というのが実はあります。これは佐野課長、やっていただいたと思いますけど、ちょっと危険な数値が出たと言って恐れていらっしゃいます。要は、最近御家族の方でも、また御本人でもいいんですけども、心配があればすぐ病院に通ってほしいというのが一番そうですけど、最近物忘れが激しいとか、同じことを何回も言うとか、自分は言っているつもりはなくても家族に聞いたら3回も聞いたとか、そういう話が僕でもあるんですけども、実際は。これは年齢関係なしにやはりあるそうです。ですから、そういうことを気軽にはかれるツールとして「これって認知症？」というツールをぜひとも健康推進課長もいらっしゃるので、こころの体温計とあわせても結構ですので、地域理解と予防の啓発のためにぜひとも御提案をしたいと思います。認知症は早期発見、早期治療が大切であります。原因によっては治る認知症もございます。症状の進行をおくらせることもできます。そして、何よりも御本人や御家族に余裕が生まれます。弥富市としての見解を伺いたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 危険な数字が出たということです。

認知症は決して自分や家族に関係のない病気ではないということ。それから、認知症の有

症率が厚生労働省の調べでは65歳以上では15%となっておりますが、85歳以上を見ますと40%を超えているとしています。平均寿命が男性79.94歳、女性で86.41歳を考えれば、認知症という病気の知識は必要と考えております。したがって、認知症の早期発見につながる知識の啓発などは市として大事なことだと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 大事なことだということなもので、検討していただけるということで、課長、よろしいのでしょうか。

私は思うんですけれども、私もことしで49になるんですけれども、あと11年もすれば60になって、20年もすれば70になるわけですね。でも、自分って結構まだ二十とか30ぐらいの気持ちでおったりもするわけですよ。私が地元でおつき合いをする方も60半ばであったり、70であったりする。気心が知れてきますと年がわからなくなってくるぐらいざくばらんになってくるわけなんですけれども、でも年をとれば足腰が弱くなっていくのは当然でして、気がつけば先ほども言ったように何回も同じことを言ってみたり、持ってきてへんのに持ってきたのに忘れたと言ったり、そういうことがままた出てくるわけです。そういうことに早く気づくことが認知症の予防にもつながりますし、できれば生涯ならず家族のもとでみとられるというような人生を送りたいと、僕自身はそう思っているわけなんですけれども、そのためには食生活であるとか、日ごろから気をつけるという統括する本人御自身と御家族とケアしていく必要がございます。こういう啓発のために、ぜひ「これって認知症？」と、これがなければいけないというわけじゃないんですけれども、ぜひ一遍皆さんやっていただいて、これはいいなと、いいなということはないでしょうけど、多分不安になることのほうが多いと思うんですけど、ぜひ体験をしていただきまして検討していただきたい。費用としては、初期導入が30万弱でしたかね。年間の維持費用というのが3万円弱だということでした。ちょっと前にやっておけば県の補助事業でできたんですけれども、今はちょっとできませんので、市長、またよろしくお願いします。このことでは答弁を求めません。

次の質問に移ります。

地域包括ケアシステムは地域のさまざまな人が参加をしたまちづくりという側面があり、地域の力量が問われるとの指摘もございます。8月上旬に発表された社会保障国民会議報告書では、介護保険の利用者が想定を上回るペースでふえ続け、財政を圧迫している問題に対応し、要支援向けのサービスを介護保険から市町村が独自に手がける事業に移すことが示されております。要支援は介護が必要な度合いに応じた7段階の認定のうち、比較的軽い2つの区分で介護が必要と認定をされた533万人のうち140万人が該当をいたします。サービス内容は、掃除や買い物など身の回りの世話が中心で、提案はこのサービスを介護保険から切り離し、市町村が受け皿となって地元のNPOやボランティアも活用してコストを抑えるやり

方を想定しております。

現在の日本は、明るさが見え出したとはいえ、長引く景気の低迷と少子・高齢化、人口減少社会の中で、地域での課題解決が個人の生活の安心・安全に大きく影響するようになってきております。地域の取り組みが進まなければ、どこの地域も厳しい状況に直面することは避けられません。防災しかり、防犯しかり、自助、共助、公助を幅広い視点で見れば、さまざまな課題の解決には人と人とのつながりが最も大切であります。冒頭にも紹介しました悲しい事例のほかに、深刻な社会問題となっている高齢者への虐待があります。暴力行為による身体的虐待のほか、年金などを勝手に使う経済的虐待、無視や暴言といった心理的虐待、さらに日常の介護や世話の放棄、さらには死亡した親の放置事件など、その形態はさまざまであります。こうした問題の解決に向けて、2006年4月から高齢者虐待防止法が施行をされております。しかし、そうした問題の背景には、結婚していない娘、結婚ができない息子が親を介護しなければならない実態があり、娘や息子が定職を持たず、経済的にも追い込まれている現実があります。特に高齢者に対する虐待の加害者は、男性が7割近くで、息子が4割以上であります。男性が介護という営みに弱く、虐待の危険に近いことを物語っております。男性介護者には相談できる相手や環境など、一層の配慮が必要であります。こういう部分でも周知の徹底が必要だということが言えます。高齢社会は介護者が幸せでなかったら、要介護者も幸せにはなれません。そのためにはワーク・ライフ・ケア・バランスが必要であります。大介護時代は人間の命を支える総力戦が必要です。そのキーワードは地域であります。地域による支援は無縁社会を有縁にする希望の星なのであります。

最後の質問でございますが、地域包括ケアシステムには医療や介護など専門家以外にも地域などからの幅広い支援が欠かせません。地域力、住民力を生かした取り組みについて、お伺いをいたします。

弥富市では地域力を生かした取り組みとして、弥富市支え合いセンター事業を立ち上げ、この10月から事業を開始すると伺っておりますが、この事業の狙い、現在の状況、今後の展望についてお伺いをしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、地域包括ケアシステムにつきまして、先ほど堀岡議員が質問の中で説明されましたので、その分については割愛をさせていただきます。

現在、弥富市が進めている弥富市支え合いセンター事業は、この施策に大きくかかわってくると考えております。弥富市支え合いセンター事業を説明させていただきます。

先ほども言われましたように、10月から開設予定でございますが、その事務所の場所は弥富市総合福祉センター内に設けます。担当は介護高齢課となってくるわけでございますが、

その事業の内容でございますが、支援を必要とする要介護高齢者や、それから要介護の認定申請中の方、それから高齢者のみの世帯の方、それから支援を必要とする高齢者の方、それから障害のある方などですが、この方が利用会員として登録いたします。また、有償ボランティアとしてその方々を支援したい人々が協力会員として登録をいたします。このサービスというものの内容は、介護保険や障害者総合支援法の施策の対象とならない支援ということで、1時間当たり700円、時間外800円、ごみ出し100円といったように有償で展開するものでございます。この分については、先般市内の各戸に配付されたPRのチラシというので御承知だと思います。具体的には、買い物の付き添いであったり、医療機関への通院の付き添い、待ち時間の付き添いといったもの、それから犬の散歩などもそういったいろんな日常生活の中で発生するであろう介護保険や法で補えないサービスを提供するものでございます。

現在ですが、昨日ですが協力会員が五十数名、それから利用会員が二十数名となっております。10月になれば、利用会員の数が大きく伸びてくるだろうと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お話を聞いていると、そんなに難しいシステムではなくて、いわゆるファミリー・サポート・センターの介護バージョンみたいなとらまえ方でよかったのかなと思います。

大体4年ぐらい前からいろんな地域でふえ続けます介護保険給付の財源を何とか抑えようということで、隣の津島市なんかですと介護ボランティアポイント制度というものも控えております。今の内容を聞いていますと、弥富市の行う弥富市支え合いセンター事業のほうも同じ志向のものではありますけど、内容はちょっと違いますよね。かなり内容ですと踏み込んだ生活の支援みたいな形で出てきます。これも一番理想な形というのは、本来かなりお年なんだけれども、私はまだ手伝いたいわという人がふえて、これが介護の予防につながっていくこと、これが狙いではあると思いますし、介護保険事業の部分を本来であれば保険を使うところだけでも、そうじゃなくて有償ボランティアを利用していただく。この輪が広がっていくことが一つの給付の市としては財源的な縮小にもつながるでしょうし、また生きがいを見つけることで、先ほども言いました介護予防にもつながっていくだろうと、そういうふうな思いがあると思います。

ですので、ただかなりやるほうも有償ボランティアで多少なりのものをいただきます。介護ボランティアポイント制度ですと、どれだけ手伝っても上限が実は決められておりますね。ある程度ポイントがつくんだけど、私は要らないわということで、いわゆるボランティアというところがすごい意味合いが強い部分があります。こちらのものも1時間でこの表を見ますと大体700円から800円、1回の事業ではという形でわかりやすいんですけれどもね。要は

手伝ってほしい人、お願いをしたい人がある程度金銭的なものがかかってしまうということですね。全員が全部受けることができないわけですので、このあたりを今後どうしていくのかというところが一つの課題ではないかなとも思います。

ただ、私がいいなと思うのは、介護といいますと介護ボランティアポイント制度は介護に固執してしまうわけですね。この支え合いセンターの、私は肯定して話をさせていただきますけど、いわゆる障害のある方であるとか、そのほかにも登録さえしておけばおひとり住まいの高齢者でなくても何かお願いができると。そういう意味では、地域のつながりができていくのじゃないかな。これは市が今のところは主であっていただいておりますけれども、せめてそれがコミュニティタイムになり、また町会でこれが下へおりていくということが理想じゃないかなと思います。そんなふうなあれでよろしいんですか。市長が答弁なさるそうです。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

地域支え合いセンターという形の中で、この10月からスタートするのは先ほど課長が答弁させていただきました。

それぞれの自治会においてもその機運が高まりつつありまして、大変私としてはうれしく思っておりますのでございます。かおるヶ丘地区におきましては、本当にお隣の人に対して私たちの自治会が何がお世話できるんだろうというようなことがそれぞれの自治会の役員さん等がお考えをいただき、経費的には安くしていただいているというようなこともございます。こういったことがほかの自治会のほうにも新たな支え合いという形の中で出てくるとうれしなというふうにも思っているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、新しい介護保険制度という状況の中で、要支援1・2の方、そして3以上5の方ということに対して、国のほうもどうも分離をしてくるというようなことで、大変私たちとしても市町村の役割が非常に大きな役割としてなってくるわけですので、そういった形の中で市民の皆様にもそういった形でボランティア的にお手伝いをいただくと大変うれしく思っておりますのでございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 多くの方には参加をしていただいて、一番支え合う部分が広がっていくためには、先ほども言いましたが、やはり周知だと。周知は周知でも、これをやりますから募集しますということだけじゃなくて、今回、国が2015年までにこの形をつくろうと、国民会議で決まったことをいろんな新聞がある意味負担を倍増させただけじゃないかと、そのようなネガティブな報道もあるわけですが、実際に高齢社会、少子・高齢化というのは続いていくことが現実の話として、この間も、去年なのかな、京都のほうで自分のお

母さんとお父さんを介護しなきゃならない50代の男性が、お父さんは先に亡くなっちゃったんですけど、お母さんを介護するために仕事が続けられなくなった。お母さんの年金もあるんだけど、自分の体が要るということで、会社を退職され失業保険で暮らされていた。だけど、失業保険って切れますよね。3カ月、6カ月で切れちゃいます。いよいよ苦しくなって、いろんなところに相談に行くんだけど、なかなか自分ではらちが明かないという部分があって、とうとうお母さんを殺して自分も死のうと。京都の話ですけど、自分も自殺したんだけど、結局自分は助かっちゃって、本当に悲しい事件だったわけですけど、この介護のシステム、この支え合いもそうですけど、これがしっかり構築をされないと、いわゆる介護にかかわる家族とか、今の現役世代がそれにかかわらなきゃならない、そうになってしまいます。

そうになってしまうと、仕事をやめるようなことになると、自治体からしたら納税者を失うことになる。結局、悪循環に陥ってしまう。このことをしっかり地域に知っていただくということが私は自治体また行政に携わる者の一つのものかなと。

ただ、それをこうしなきゃならないというわけじゃなくて、こうしたら乗り切れるというひとつ前向きな姿勢の発表であっていただきたいと思いますし、ちょっと明るくなるような、そういう展開を弥富市、またこれからの国の施策には期待をしたいと、そういうふうに思います。まだ、この支え合いセンターはいろんな内容、これからの広がり、展開が僕は期待できると思いますし、また今後議会の中でも進捗をお伺いして行って、弥富市としてどういう成果があって、どういう展開をされていくのか、しっかり見守っていきたいとも思っております。しっかり事故のないように、顔の見える地域ですので、いろんなことも考えられますが、ここで一つ一つ言っても仕方ないもんですから、大成功といいつながりが広がっていくことを期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 次に伊藤勝巳議員、お願いします。

○1番（伊藤勝巳君） 1番 伊藤勝巳、通告に従い2点ほど質問いたします。

1点目に、熱中症対策について質問をさせていただきます。

今年度は特に暑い日が日本中、全国的に続き、メディア報道されて毎日流れている中、群馬県館林では3年前より熱中症対策に取り組まれて、今年度は25年度死亡者ゼロを達成されているという報告がございました。この市では防災無線がないため、市の広報車を1日2回市内を巡回し、成果を上げたことを電話にて市担当者より報告を受けておりました。参考資料としては、インターネットで取り出してくださいとの回答でございました。ここに参考資料を提示いたします。これは推進課長に提供しますので御検討ください。

ということで、弥富市としては7月中旬に午前11時と午後2時の2回に防災無線を使って対応されましたが、土・日の放送がされていませんでした。そのされていなかった理由につ

いて、またお聞きをさせていただきます。

8月に入り、暑い日が続いたので、担当課長に1日2回の放送をお願いしましたが、要望者私に対して相談もなく、1日1回午後2時の放送をしたが、近隣の町村では1日2回放送されているので、弥富市としてはなぜ1回しかできないのか。1回に決定された理由を説明ください。また、9月議会1日目に熱中症対策についての回答があり、重複回答になると思いますので省きますが、再確認のため消防署の放送、救急搬送は41名と報告されましたが、残念ながら亡くなられた方は1人もなかったのか、回答ください。

〔発言する者あり〕

- 1番（伊藤勝巳君） 41人の中にですね。

市民の皆さんの声を代表して行政に求める課題として要望しました事案に対して、議員と行政側担当者との話し合いの上、市民のために解決できるよう双方が努力することを要望いたします。

熱中症は死に至る病気であります。このため、今後の対応策の回答を求めます。担当課長に説明願います。

- 議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。
- 民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 御質問にお答えします。

議員が言われますように、熱中症対策として7月10日から7月31日までの1日2回、同報無線により市民の方へ注意を呼びかけました。また、テレビ、ラジオ及び新聞等により、毎日のように報道もされております。このようなことから、市民の方へ熱中症の危険や対策等、一定の周知はできたと考えております。

しかしながら、8月中旬に気温の上昇に伴い、熱中症の危険も非常に高まることから、8月12日から8月20日までの1日1回午後2時に注意を呼びかけました。

ことしの夏は気温も非常に高く、蒸し暑く、8月18日現在の速報値で全国で前年同期の1.35倍の4万7,418の方が熱中症で救急搬送されています。弥富市としても、熱中症の危険や対策を市民の方に知っていただくため、同報無線を通じて注意を呼びかけましたが、一方で同報無線による苦情もありましたということでございます。ことしの夏、弥富市で搬送された方の中で亡くなられた方が見えるかということですが、亡くなられた方は見えません。

それと、土・日放送をなぜしなかったかということでございますが、土・日につきまして私どももW B G Tという暑さ指数、これは気温と湿度によって国のほうがやっているW B G Tという速報値があるんですけれども、これに基づいて放送のほうも流させていただいておりまして、土曜日・日曜日につきましてはこちらのほうも管理ができないということで、そのときは放送をしておりませんでした。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤議員。
- 1番（伊藤勝巳君） 1日1回の放送に対して、どうしてそういうことになったのかということをお前は質問をさせていただいておるんですが、回答になっていないと思います。
- 議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。
- 民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 先ほども触れさせていただいたんですが、当初7月10日から31日までは1日2回行っておりまして、その期間行っておりまして、市民の方にも熱中症について認識が高まったということと、それからテレビ、ラジオ、新聞等で毎日のように放送されておりまして、それで8月の中旬、8月からについてはそういう認識のもとに1日1回ということで同報無線のほうを流させていただいたということでございます。
- 議長（佐藤高清君） 伊藤議員。
- 1番（伊藤勝巳君） 今回答の中で、1日1回にされた理由をお前は聞いているんですが、それは市長に報告がございましたか。
- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 1日1回に対して、今答弁はさせていただきました。

そして、私と一緒に8月12日からは1日1回にしていこうということにつきましては、私自身が判断をさせていただきました。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤議員。
- 1番（伊藤勝巳君） 1日1回ということで、市長が決定されたことに関しては異論は申しませんが、やはり市民の方からは1回では聞いてない人もおるんですよ。途中から聞いて、何をしゃべっているんだということもあるということで、できるだけ、少なくとも2回は放送をしてもらえんかなという要望が市民からございますので、要望として受けとめてください。

それからあとは、今後の対応の仕方によって熱中症対策についての資料をお渡ししましたので、これが無にならないように一言つけ加えます。それを資料に御検討願います。

そして、次の質問に移らせていただきます。

風水害対策についてでございますが、海拔ゼロメートル標示を市民の皆様にお知らせする標識を中電の電柱を利用したの掲示板の設置について、市民のために今後の対策をどのようにとられるのか、お聞かせください。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

同様の御質問を昨年の6月議会でもいただきまして、そのときに御答弁させていただきましたが、繰り返すこともあるかと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

海拔のゼロメートル標示につきましては、現在同報無線の支柱や避難所の看板など約120

力所ほどに設置しております。電柱の標示につきましては、電柱の下から120センチから150センチの間というところは使用していいということとなっております。30センチの範囲内という形になっております。そういったことがございましたので、いわゆる全方標示といったものができずに、これは県が一つの参考ですけど、こういったような標示をするといったのが基本的な考え方になっております。

標高標示につきましては、標高差のある地域、山であるとかそういうところでございますが、そういうところでは非常に有効なことかと思えます。弥富市のようにほぼ全域海拔ゼロメートル以下の地域では、どの場所においても安全とは言い切れないというのが現状でございます。標高につきましては、位置情報を知るための精度の高いGPSのように簡易的に図るものがございません。標高差がないため、10センチ単位ぐらいの精密なものが必要な本市につきましては、測量等に多額な費用が必要になります。

今後設置するとするならば、木曽岬町の堤防を走っていただきますと標高標示がございますけど、そういった標高がある程度ある、高さのあるところに掲示させていただいて、そこでの場所についてはある程度安全が確保できるといったところについてのPRに努めることのほうが有効かと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ただいまの御説明にはちょっと納得いかんところがあるんですが、私も伊勢湾台風の経験者でございまして、私の家の前の道路から1.8メートルから2メートルぐらいの水深がその当時ございましたので、その目安として一般市民より各電柱付近の目安としての設置をしてほしいという要望がありまして、市の防災対策の一環として今後の実施に向けて要望をさせていただきます。

それについては、どのようにお考えでございますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

ちなみに海拔標示でございますけれども、電柱に行っているのは海部地区では蟹江町だけになっております。ほかのところは設置してない。また、全くそういった標示はない自治体もございます。

それから、こちらのほうで出しました緊急避難場所のマップがありまして、そちらのほうをよう見ていただくと、大体その辺の高さというのが把握できるかと思えます。

それと、もう少し細かいデータをお知りになりたいということでございましたら、これはホームページ上になってしまうんですけども、国土地理院が出しています高さマップというのがございます。それですと5メートルメッシュのレーザー測量をしたものの場所が、5

メーター仕様ですので高い低いがありますので、正式なものではございませんけれども、そういったものを閲覧することもできます。そういったことの御利用も進めていくべきだと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 先ほどの説明の中で、1.5から1.8メーターの範囲内なら設置をしてもいいだろうということが回答されましたけど、これは今後この辺ではまだ下がっている状況だと思しますので、やはり2メーター以上のところに水深が来ると見込まれますので……。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 今、高さのところで1.2メーターから1.5メーターの間ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 今の説明では、標識を入れても何にも意味がなくなりますので、私の経験からいきますと地上から2メーターは水深が来ると予想されます。そこは電柱は使えないということになりますね。そういうことですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 繰り返しになりますけれども、標示する場合はこのような形、この地盤は海拔何メーターですよ。ですから、その部分ではなくて柱に立っている道路面がどれだけだというような形の標示になります。ですから、いわゆるゼロメーター標示というものではないということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ゼロメーター標示というのは、今説明されたようなあれですけど、やはり市民の方では水位がどの辺まで来るんだということの目安になるものを何とか設置してほしいという要望がございます。それを何とか今後の防災対策として実施に向けて考えていただけないかということで要望しておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤勝巳議員にお答え申し上げますけれども、さまざまな数値が混乱しても私は大変市民の皆様には御迷惑をかけるというふうに思っております。そうした形の中では、私どもといたしましては海拔標示、いわゆる海拔からゼロメーターマイナスというような形の標示で、津波が来る高さだとか、そういうような形で標示するということにつきましては、これは少し慎重に考えなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） やはりいろんな方法があると思いますが、いろんな方法が市のほうから提示され、そういうようなことを考えられて皆さんに周知徹底をしていただきたいと思います。

ます。今後の実施に向けての要望とさせていただきます。

私の質問をこれで終わります。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時53分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二

平成25年 9 月 9 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                      |         |                    |         |
|----------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長                  | 服 部 彰 文 | 副 市 長              | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長            | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長      | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長            | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長              | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長  | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長     | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長   | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>福祉課長       | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 佐 野 隆   |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長     | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長    | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長    | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長   | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長            | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長               | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長            | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長              | 山 守 修   | 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 平 野 進   |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

#### 6. 議事日程

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 日程第1        | 会議録署名議員の指名                        |
| 日程第2 議案第42号 | 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について             |
| 日程第3 議案第43号 | 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）            |
| 日程第4 議案第44号 | 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）      |
| 日程第5 議案第45号 | 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第6 議案第46号 | 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第7 認定第1号  | 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第8 認定第2号  | 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第9 認定第3号  | 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第10 認定第4号 | 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第11 認定第5号 | 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第12 認定第6号 | 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 認定第7号 | 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

継続議会の会議を開きます前に、1番議員 伊藤勝巳議員、2番 川瀬知之議員、3番 鈴木議員が少しおくれるという連絡が入っておりますので、ただいまより継続議会の会議を開きます。よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第42号 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第3 議案第43号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第44号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第45号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第46号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 認定第1号 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第42号から日程第13、認定第7号まで、以上12件を一括議題とします。

本案12件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

なお、質疑に入ります前に、本日質疑の予定のあります三宮十五郎議員から関係書類の配付の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

まず横井昌明議員、お願いします。

- 9 番（横井昌明君） 9 番 横井昌明です。

私は、通告に従い、24年度決算について質問いたします。一般会計等決算の歳入についてお尋ねしたいと思います。

税の税目別徴収の状況について、24年度不納欠損額が9,936万8,696円でありました。これは、22年度の1,492万4,000円、23年度の1,385万6,000円に比べ、大変大きな金額であります。その理由をお尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 山守収納課長。
- 収納課長（山守 修君） おはようございます。

それでは、横井議員の御質問にお答えします。

平成24年度決算における市税の不納欠損額は9,936万9,000円であり、そのうち、処分停止即欠損額が7,690万3,000円でありました。前年度と比べ全体で8,551万3,000円増加しております。そのうち、処分停止即欠損による増加額が7,454万円で、大半を占めてございます。

御質問の平成24年度の処分停止即欠損額が極めて多い理由といたしましては、楠2丁目地内で操業しておりました富士ハウスの資材部門でありました日京株式会社が平成21年2月に破産手続を開始し、平成23年10月に破産手続廃止決定を受け、同年11月に会社の登記簿謄本を閉鎖したことから、未納額の徴収の見込みがなくなり、当該企業の固定資産税の未納額7,063万8,000円——内訳としましては、20年度の4期分ほとんどの1,430万4,000円と平成21年度の課税分の課税額のほとんどの5,633万4,000円でございます——を平成24年度に即時欠損をしたことが主な理由でございます。ちなみに、この企業の年額の固定資産税額につきましては約5,800万円でございます。以上です。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9 番（横井昌明君） 今、御説明がありましたけれども、その企業につきましては、企業立地奨励金の交付対象地域の企業と思いますが、その辺の奨励金の関係はどうなっておるのでしょうか、お尋ねします。
- 議長（佐藤高清君） 山守収納課長。
- 収納課長（山守 修君） 議員御指摘のように、企業立地の促進に関する条例によります奨励金の交付の対象になっておりました。ですけれども、交付に際しましては納税が条件にございます。この企業につきましては、2カ年度にわたり未納がございましたので、2カ年度分の交付予定額約1億1,600万円につきましては交付をしておりません。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9 番（横井昌明君） では、次に進ませていただきます。

次に、税の滞納についてお尋ねしたいと思います。

税の収入未済額で、一般会計 3 億8,871万2,479円、国民健康保険 3 億9,133万4,038円、合計で 7 億8,004万6,517円の滞納金額がございます。これは、どのような理由でこんなに多いのか、また今後滞納整理及びどのように徴収される計画であるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山守収納課長。

○収納課長（山守 修君） まず初めに、平成24年度の滞納繰越分の収入実績を御説明いたします。

市税につきましては、収入額 1 億85万9,000円で、前年度を838万3,000円上回っております。国民健康保険税につきましても、収入額 1 億157万5,000円で、前年度を2,570万6,000円上回る実績となっております。また、収入未済額につきましては、前年度より市税が 1 億1,904万3,000円、国民健康保険税が4,389万円と、それぞれ下回る結果となっております。

次に、御質問の収入未済額の今後の滞納整理事務についてですが、6 月議会の答弁と重複しますが、滞納をなくす最も重要な事柄につきましては、納税者の納税意識の向上であるというふうに考えております。ですが、滞納対策としましては、納税しやすい環境づくりと徴収の強化を図っております。

納税しやすい環境づくりとしましては、平成24年度より国民健康保険税と軽自動車税のコンビニエンスストアの納税を実施し、平成26年度から固定資産税と市・県民税のうち普通徴収分の 2 税の追加を予定しております。これによりまして、30万円を超える税額を除き、365日24時間納税できる対応を進めております。

次に、徴収の強化につきましては、平成23年度より県と市町村で組織する西尾張地方税滞納整理機構に参加し、年間約100件の事案の滞納整理を依頼し、顕著な実績を上げております。今後も引き続き機構への参加を行っていきます。

また、平成24年度より徴収員 1 名を配属し、主に現年度・前年度未納者宅への臨戸徴収や催告を行っており、今年度も同様な対応を進めております。なお、今年度は徴収グループの職員 1 名の増員がなされております。

以上のように、組織や人員の増加による徴収の強化を行っております。今後も、必要に応じ差し押さえ等の滞納処分の実施をし、納税意識の向上を図っていく考えでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9 番（横井昌明君） 今後も滞納整理ということで、いろいろ努力をしていただきたいと願っております。

では次に、歳出についてお尋ねしたいと思います。

2 款 1 項13目19節、地域公共交通活性化協議会負担金についてでございます。

協議会決算で、平成22年度、歳入が2,600万円、歳出が1億2,575万8,201円、平成23年度、昨年でございますけれども、歳入が4,971万5,000円、歳出が1億3,533万8,520円、ことしの24年度決算ですが、歳入が1,672万8,511円、歳出が1億281万3,132円でありました。これは、昨年と比べるとバス5台で、23年度は毎日運行しておりました。そして、24年度は日祭日を除く毎日で、運行総日数で67日減っております。利用者で見ると、昨年に比べると2,556人ふえております。

バスを市民の方にたくさん利用していただくことは大変結構なことでございますが、その割には収入の増加は少ないということでございます。その理由をお尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

収入につきましては、国の補助金分を市に返納した額と利子でございます。補助金は市が直接受け取ることはできません。平成23年度までは協議会が、平成24年度については、調査事業については協議会、運行事業については運行事業者である三重交通が受けることになりました。協議会や運行事業者が受け取った同額を市に納付することになっております。

なお、運賃収入につきましては、運行委託料から差し引いた額を運行事業者に支払うということになっておりますので、運賃と収入につきましては相関関係はございません。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 次に、財産調書からの質問をさせていただきます。財産調書というのは、決算事項別明細書の一番最後のページに財産調書がございます。ページ数でいうと、286ページでございます。

財産調書から、普通財産は、昨年より2万6,071平米減り7万1,889平米に変更されております。日の出小学校の2万1,675平米の行政財産移行はわかりませんが、残り4,388平米はどうなっているのでしょうか。資産売却でも行ったのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、横井議員の普通財産の変動についての御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、普通財産は2万6,071平方メートル減となっております。この内訳につきましては、議員がおっしゃられました日の出小学校の用地でございますけれども、この用地を普通財産から、小学校の開校に伴いまして2万2,366平米を行政財産に持っていきました。

続きまして、十四山スポーツセンターでございますけれども、151.78平米を分筆によりまして地積更正をして減とさせていただいております。また、十四山スポーツセンターを、多

目的広場のところでございますけれども、これが2,619.22平方メートルございますが、これを普通財産から行政財産のほうに変更をさせていただいております。

また、鯨ヶ地ゲートボール場につきましても、934平方メートルを普通財産から行政財産へ変更をさせていただいておりますので、この関係で、普通財産が2万6,071平米減となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、決算書を見て次のことを思いました。

それは、平成24年度一般会計決算の歳入金額を見ますと152億2,227万8,918円、歳出が145億8,385万7,606円、それに繰越明許が6,988万7,000円で、差引繰越額は5億6,853万4,312円であります。今年の3月に減額補正予算の精査した金額が2億8,558万7,000円、それを加えると8億5,412万1,312円であります。予算項目が確実に実施されたとすれば、24年度予算からの繰り越しであります。それは決算額の5.8%であります。このことは、予算の款項目の事業見積もり等が非常に甘かったということを示す数字だと思います。

ですので、今後はもっと厳格に繰り越し等を減らす努力をしてほしいと要望し、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、一般会計決算についてでございます。具体的に申し上げます、街路灯、防犯灯についてでございます。

近年、女性や子供を狙った犯罪、不審者等がこの弥富市内でも多くなってきました。市の防犯・防災メールや警察のほうから送られてくるパトネットなども、頻りにメールが送信されてくる状況でございます。

そして、私の住む十四山地区においても、具体的に住民の方が被害に遭われました。それから暗い道を通るのが怖いということで、街路灯や防犯灯をふやしてほしいと、明るくしてほしいという要望が出ております。具体的に申し上げますと、佐古木駅から南に下る県道で、鯨ヶ地や子宝周辺の部分でございますけれども、こういった形で道路に防犯灯、街路灯をつけることはできないかどうか、まずお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） 那須議員の御質問にお答えをさせていただきます。

交差点などに設置してあります道路照明施設について御説明をさせていただきます。

道路照明灯は、基本的に道路を安全に通行するために設置するものでございまして、設置場所等の設置基準が定められてございます。この基準では、横断歩道、信号機が設置された交差点、見通しの悪い曲がり角、夜間の交通量が極めて多い市街部の道路などが該当してお

ります。

また、道路照明は、住環境や農作物の生育に影響を及ぼすこともありまして、照明の特定の方向への光の遮光などを検討する必要があるがございます。

したがいまして、一般区間での暗い場所の歩行者や自転車等の通行の安全性の向上、または防犯対策などにつきましては、防犯灯での対応をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、道路の街路灯では目的が違うということと、つける位置が違うということで、防犯灯での対応ということでございました。

この防犯灯は、決算によりますと、今5,000を超える市内に防犯灯がございますけれども、具体的に今年間何灯ほどの、今の決算でいうと、ここに書いてあるやつですと133灯というのが該当するんでしょうか、まずそれをお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

新設の関係でございますけれども、前年度につきましては100カ所分の予算を掲載していただきまして、実際に101カ所の新設を行っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市内5,000灯を超えるうちで今予算が100カ所ということで、実際につけたのが101カ所でございますけれども、単純に計算して割っていきますと、市内全て、例えば1個の防犯灯を考えるならば、この1個の防犯灯は50年経過してやっと新品に取りかえられるような状況になるということですよね。だから、やはり予算の段階でももう少しふやしていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 済みません。先ほど101カ所と言いましたが、取りかえが101カ所でございます。

議員も御承知と思いますけど、取りかえの申請につきましては、区長よりの申請という形になっております。取りかえの条件としては、器具故障であり、区長さんより取りかえの申請があったものです。昨年、器具故障があり、区長さんよりの申請を受けたものは全て対応しております。ただ、議員申されるように、更新に50年かかるということを考慮しまして、今後適切な更新ができるよう来年度の当初予算の増額を行ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 来年度、予算をふやして対応をしていただくことと、あと申請いただいたものは今全て対応されているということでございますが、実際、伺っていると、電気屋

さんが、要は古くてもつくから大丈夫だという対応の電気屋さん、そうではなくて、やっぱり古いと、これはもう取りかえたほうがいいというふうにして対応される電気さんと、その地域の差があるということを伺っている、そのあたり、やはり市が率先して指導、古いものに関しては漏電の危険等もあるということも考慮しながら、そういったものに関しては取りかえていくように、電気屋さんに対しても統一していただきたいなと思っております。

それとは別に、新しい電灯というとほとんどＬＥＤ灯への変更になるのでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 前年以降、ＬＥＤに対応させていただいております。
- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- ４番（那須英二君） ＬＥＤ灯で今対応されるということであると、やはり管理としてもすごく取りかえの手間がなくて簡単なことと、またやはり電力としても消費を抑えることができるし、あとは熱とか虫の防止としても効力を発揮していくものでございますから、やはり古いものに関しては一刻も早くＬＥＤ灯になるように取りかえていっていただきたいと思っております。

あと防犯灯に関しては、先ほど答弁の中でもございましたが、地元の、要は自治会の単位で申請していただくことになっておりますよね。ただ一般的に、住んでいる方がここ暗いなあ、怖いなあと思ったときに、その方が例えば役員の方だったら、多分そのまま問題なく自治会長さん等にも報告できると思うんですけども、本当に一般市民の方が、あんまり役もやったことがない、例えば若い世代の方々が本当に怖いなあと思ったときにどうしていいかわからない状況があると思うんです。だからこそ、例えば市役所のほうに来ていただければ、自治会長さんに連絡したり等して対応していただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防犯灯につきましては、管理というものが区の管理になっております。市から補助金を出すことによって区で管理していただくといったようなシステムになっております。といったことから、申請自体は区長さん、区長補助員さんからの申請ということになっております。

それで、議員のおっしゃられるような、なかなか地域に対してのコミュニティができない方も中にはいらっしゃるかと思います。現実、そういった方から市に直接お話をいただく場合がございます。その場合につきましては、市のほうから区長さんにおつなぎして、ただ区長さんどこにつけるかといったようなこと、それからもう１つは、先ほど街路灯の話で

もございましたけれども、農作物等の被害、そういったものが出る可能性もございます。そういったことも含めて区のほうで検討していただいて、こちらのほうにお出しいただくと。ですから、こちらのほうで区長さんにつなげていただいて、実際にどこにつけたいかというようなことにつきましては区長さんとお話ししていただけるような体制をつくってまいります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市の役所がそういった対応をしていただけることも具体的にはあると思うんですけれども、やはり住民の方はなかなか言えない方もいらっしゃいますんで、ぜひ、ここ市役所は市民の役に立つところとして、こうした住民の真摯な要望に対して誠意ある対応を今後も続けていただきたいと思いますと思っています。

では、2点目でございます。

2点目、公園の管理の問題に対してでございますが、具体的に申し上げますと三ツ又池公園の管理でございます。

この主要施策成果報告書の中ですが、例えば92ページを見ると公園の管理費や整備費等が載っておりますが、ここに三ツ又池公園は載っていないんですよ。この三ツ又池公園の管理費というのはどこで記載されて、その管理はどれぐらい今現状かかっているのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

まず、三ツ又公園の管理でございますけれども、これは、弥富市、愛西市、それから孫宝土地改良区、海部土地改良区で構成します三ツ又池管理協議会で基本的には管理しております。

協議会の予算でございますけれども、年間、25年度予算で2,433万5,000円でございます。市の一般会計のほうの決算でございますけれども、基本的には協議会で管理をしておりますが、一部県のほうの交付金の関係がございます、それは協議会で申請することができません。したがって、市で申請する分について、今回、芝桜の購入費とそれを整地する工事費については市で申請をさせていただいております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、芝桜やその整地については県の交付金ということと、管理自体は三ツ又池管理協議会ということでございます。

この管理協議会に市が補助している補助金等はちょっと今どこにあるかわからないんですけれども、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

- 農政課長（半田安利君） 三ツ又池の管理協議会に対しては、直接市からは補助していないということです。

まず構成であります弥富市、それから愛西市から孫宝農地防災促進協議会という協議会に対して補助をさせていただいております。管理につきましては、孫宝農地防災協議会から三ツ又池に対しての管理ということで、またその補助をしていると、そんな補助金の流れでございます。以上です。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） この公園の管理は複雑に、要は市からは孫宝防災協議会のほうに行って、防災協議会のほうから今度は三ツ又池管理協議会のほうに行かれると、こういう流れでございますね。

じゃあ、例えば三ツ又池公園の管理として市のほうが気づいた場合、要は市民の方がここ危険だなあと、ここ危ないんじゃないか、もしくはこの草ちょっと何とかしてほしいとか、こうした要望が出た場合、市では対応することができないということでございましょうか。

- 議長（佐藤高清君） 半田農政課長。
- 農政課長（半田安利君） 市では対応できないといいますが、事務局は市の農政課のほうでさせていただいておりますので、そういった事例が出ましたら、愛西市なり関係土地改良区と調整しまして、予算を執行させていただくということになります。
- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） 市の農政課のほうを担当しているという、事務局を行っているということなので、では、切り口を変えて御質問させていただきますが、今、この三ツ又池公園のショウブ池一本をとってみると大変なことになっておるんですけれども、市長や副市長は最近行かれたことはございますか。
- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三ツ又池公園を新しい弥富市の皆さんの憩いの場にしていきたいということにつきましては、芝桜の植樹という形の中で過去から力を入れておるところでございます。そうした形の中において、先月だと思えますけれども、私も出かけております。
- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） 先月伺われたということで、私もそれぐらいに伺わせていただいたんですけれども、現状のショウブ池を見られてどのような感想を持たれましたか。
- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 那須議員のこれからお話があるかもしれませんが、あのショウブ池につきましては、アシが両サイドから広く伸びてまいりまして、大変ショウブ池そのものの形の体をなしていないという状況でございます。また、少しの歩道という形の中で板の

歩道があるわけですが、これにつきましても少し危険を伴うということで、私は開発のほうに指示いたしまして、一度危険という状況の中で、ちょっと入っていただくのをやめたらどうかということで指示をしたところでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長、そのとおりでございまして、本当にショウブ池という名目は名ばかりで、実際はアシ畑と言っても過言じゃないという状況と、あとは栈橋が、歩道のほうがあるんですが、本当にその木は腐ってくぎがむき出しになっているような状況でございます。しかも、今歩こうということであれば、ヌスビトハギというんですかね、ひつつき虫とよく言われる草なんです、あれでくつつくということで、今、その通りは市長の言下のもととめてあるということでございますけれども、せっかくあそこを散歩されていた方もいらっしゃるしまして、せめて景観よく、気持ちよく散歩できたらなあと、先ほど市長のほうも憩いの場にしていきたいということであるならば、やはりこういった部分に関しても考えていかなければならないんじゃないかなと思いますので、農政課のほうが事務局ということであるので、ぜひとも対応をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

また、三ツ又池公園の管理につきましては、事業が完了してから5年が経過する状況でございます。5年が経過する状況において、県のほうにもう一度御相談申し上げるということになっておりますので、本当に今のショウブ池を含めてあの周辺のスポットということに対しては、もう一度大きく見直す必要があるんじゃないかということを私どもとしては県と協議をしまいたいというふうに思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 大きく見直していくということでございますので、それがよい方向に進めばいいなと思っております。また報告のほう、機会のたびにぜひともしていただきたいと思いますと思っています。

この三ツ又池公園、先ほど市長が言われたとおり、芝桜まつり等もございますので、対外的にも、要はよその市から、よその県からも来られる可能性が大いにあるということなので、そのときにこのショウブ池を見て、何じゃこれはとなってもいけませんので、ぜひともそういったところも含めて考えていっていただきたいと思いますと思っています。

それでは、一般会計についてはここで終了で、2点目、子ども・子育て会議について伺っていききたいと思います。

新しく子ども・子育て会議を今回設置するということでございますが、具体的にどのような

な議題で、これからどのような問題を解決していく会議なのか、具体例があるとわかりやすいので、今考えていることがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

子ども・子育て支援法にも規定されておりますように、市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議を設置した場合は会議の意見を聞かなければならないとされております。本市におきましても、これから策定します計画について御意見をいただくことになります。

また、そのほかに、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することも子ども・子育て会議の事務になっております。

したがって、計画を策定すれば終わりということではなく、継続的に子育て支援施策の実施状況を調査審議していただくことになります。

具体的に申し上げますと、児童クラブの年齢拡大の計画などを子ども・子育て支援事業計画に掲載させていただく場合に、計画策定の段階でまず御意見をいただき、その後、計画に基づいて実際に年齢拡大をして児童を受け入れた後、その実施状況などを会議に御報告し、御審議いただく予定でございます。

また、保育所における一時保育につきましても、今後新たに実施するため計画に掲載させていただく予定でございますので、実施時期、実施保育所、定員などについて御意見をいただき、実施後につきましても、その実施状況について御審議いただく予定でございます。

そのようにして、実施状況についての御審議をいただくことによって、見直したほうがいいところなどの御意見をもとに、よりよい制度にしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、この子ども・子育て会議は弥富市の子育て施策に大変重要な議論をするところということが言えると思います。ということは、やはり委員の選出について慎重なというか、本当に厳選したいいい人材を選ぶ必要があると思いますが、この条例の案によりますと15名以内と書かれておりますけれども、この人数としては15名ということとで考えられているのかと、あと人選についてはどのような形で考えられておるのかということと、あと一般の方から公募の人数の枠がどれほどあるのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） まず委員の定数につきましては、条例のほうで15名以内という表

現がしてございますが、現在のところは15名を考えております。

次に、委員の選出につきましては、子ども・子育て支援法の規定では、子ども・子育て会議、その他の合議制の機関を設置しない場合などには、子供の保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならないことになっております。

したがいまして、子ども・子育て会議の委員の選出につきましては、そのような皆様を中心に選出していきたいと考えております。また、委員は15人以内と条例案に規定してございますが、そのうち2名は公募委員とするよう計画しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 15名と2名の公募ということと、あと当事者の意見ということで、子育て中のお父さん、お母さん方で構成と。あと有識者等も含むと思いますけれども、特に当事者の御意見といたしましては、たくさんの当事者がございます。年代別、例えば乳児を抱えている、園児を抱えているお父さん、お母さん、小学生、中学生を抱えているお父さん、お母さん、高校生、大学生等も含めた上でやはり考えていかなければならないなあと考えておりますし、あと地域別によっても環境も違ってくると思います。

例えば、この弥富市は広い地域でございますので、弥生や白鳥、さくら、日の出という、どちらかというとし街地に近いところであったり、逆に、栄南や大藤、十四山等、市街地よりはちょっと遠いような離れたところもありますので、やっぱりそういった部分で年齢別、階層別においても地域の声が、地域別、年齢別にも反映されるような仕組みをつくっていかねばならないと思っておりますので、そのあたりに関してやはり十分に考慮しながら委員の選出を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回条例として皆様のほうにお願いしております、子ども・子育て会議という形で議案として提出させていただいておりますけれども、一定の子育て支援というのは、弥富市の場合しっかりと今まで議員の皆様方の御意見も伺い、また御協議もいただきながらやってきているところでございます。

今回はその中身についてさらに深めていこうということでございますので、さらなる子育て支援という形の中で弥富市としては考えていきたい。先ほども言いましたように、児童クラブの年齢の拡大であるとか、あるいは一時保育を今後どうしていくんだという形でございます。近隣市町村等の考え方、あるいは実情ということも考慮していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そうした形で、今那須議員がおっしゃるように、先回、鈴木みどり議員の御質問でもございましたけれども、現在弥富市の中においても定数というか、予定数が満杯なところ、そして、そうでないところもございます。そういったことも含めて、子供のさらなる私どもとし

での取り組みという形の中においてはしっかりと考えていきたいというふうに思います。地域性のことについてもよく考慮していきたいというふうに思っております。そうしたことで、さらなる弥富市の子育て支援が強化するという形の中で、御議論をいただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） この弥富市の子育て施策というのは、弥富市にとってブランドとも言える重要な施策ですね。財政にとっても、たくさんの若い方がこちらに編入されて住まわれているということで、本当にこの弥富市の基盤となる重要なところになってくると思います。さまざまな方向から検討していただき、この弥富市のすばらしいところを守って発展させることを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。

再開は10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

決算に関して数点、特徴的な問題についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、国民健康保険特別会計についてを、市長を中心に基本的な問題についてお尋ねをいたします。

お手元にA3、手書きのちょっと走り書きで汚い書き込みでございますが、2枚を用意させていただきまして、最初は国民健康保険の特別会計の件でございますので、表になっている表を使いながら質問をさせていただきます。

今回は、非常に国民健康保険の特別会計が大きく財政的な理由で変動したこともございまして、こうした3年間の収支決算の特徴を踏まえて、安定した運営を図っていただくことについて市長にお尋ねをいたします。

この表の下の方の大きく2段に書いてありますが、平成22年度の年度末の基金の残高はゼロ、実質収支額、要するに市からも2億3,000万円の法定外負担をしていただいて、さらに、場合によっては3,000万の上乗せをするということも考えていただいておりますが、これが、やっと支払いを全部終わって1,800万余り残って、これに大変驚いて大幅な値上げの想定をしましたが、23年度は収支残が1億7,300万円、24年度はさらに2億9,200

万円、基金と翌年度への繰越金ですね、収支残を残す結果になっておりまして、びっくりするほど大きく動きましたが、この要因は、１つは、平成20年に後期高齢者医療制度に75歳以上の方を移行させたことに伴いまして、そうした負担金もありまして保険税の引き上げが行われ、さらにこの間に、上段の表を見ていただくとわかりますが、20年度には1人当たり平均の国保税が9万5,456円でありましたが、21年度は9万4,829円、22年度は9万390円。要するに働く人たち、特に国保の加入者の皆さんの収入が大幅に低下をしておりますので、税率そのままでどんどん減っていくということが財源不足の大きい要因になりましたが、もう1つ、22年度で見ていただきますと、22年度につきましては、国保税が31.2%、弥富市の繰入金が13.4%、これも大幅にふえております。それから、国と県の支出金を合わせて30.8%でありましたが、一番このときに大きな変動があったのは前期高齢者交付金、これは老人保険特別会計などに国民健康保険や他の社会保険の高齢者の調整ということで出しておりましたお金が、今度は前期高齢者交付金という形で国民健康保険のほうに来るようになっておりましたが、前々年の1人当たり7万3,000円から5万5,539円に、20年度は26%近くを占めておりましたのが19%に低下をする。そして、療養給付費交付金と合わせましても、翌年度は34.8%、今の決算の24年度は37.5%が24.3%に大幅に引き下がったものであります。

私、他の周辺の蟹江町だとか愛西市についても、本当にこういうことが起こっておるかということで調べてみましたが、確かにいろいろ以前の支払いだとか医療費だとか高齢者の数だとか、いろんな条件で、翌年ということではなくて、非常に複雑な仕組みになっておりますからどこも変動がありますが、こんな大きい変動があったのは、私が両市町で聞きましたら、こういう変動はそこはなかったことから、蟹江町などは値上げもせずはずうっと対応しておりますし、愛西市はたまたま合併のときに4町村の一番安いものに全部、国保だとか保育料を合わせるということをとってかなり下げておりましたが、ここで値上げを愛西市もすることになったということなんですが、要するに、この後の24年度の決算なんかを見ると、こんな値上げをしなくても十分やっていけたのではないかというふうに思いますが、この辺についてはどのようにお考えになっているか、基本的なところでお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

国民健康保険という状況の中で、いろんな角度から御質問をいただくわけでございますけれども、議員から示していただいております資料においてもそうですけれども、平成22年、あるいは23年という状況では歳入の落ち込みが非常に厳しかったという形の中で、私どもも年度末の基金残高を少し持っておったわけでございますけれども、底をついたという状況でございます。

そうした形の中において、市民の皆様方の御理解をいただき、国民健康保険税というものを平成23年度に改正をさせていただいたということでございます。そして、その皆様方の御協力によりまして、23年度、24年度という形の中で大きく良好な形に推移してきたと。

しかしながら、まだまだ23年度におきまして、そしてまた24年度におきまして、一般会計からの繰り入れという形の中では、23年度、24年度は2億円、そして25年度は1億7,000万というような状況の中で、国民健康保険のあるべき姿という状況の中で、国保運営がスムーズにいくように一般会計から法定外の繰り入れをさせていただいたところでございます。

本年度、平成25年度におきまして、現状は良好な推移を示してきておるわけでございますけれども、やはり私どもといたしましては、一定の基金は持つべきだろうという状況の中で御理解もいただきたいというふうに思っております。そんなような状況を数年続けていかなきゃならないというようなことを考えております。

あのときに改正しなくてもよかったんじゃないかという御質問でございますが、一般会計からの繰入金もしてきました。そしてまた、基金も底をついてきたというような状況でございます。高齢化社会がますます進展する中において、国保運営が少しでも安定していくような状況で持っていきたいというふうに思っております。

これからの年度におきまして、一応基本的には一般会計からの繰り入れを、皆さん方にも御理解をいただきながら、平成25年度と同額の推移という形の中で考えていきたいというふうに思っております。

もう一方では、国のほうが今国民健康保険に対するさまざまな運用の方法を考えておるようでございます。その辺の推移についてもしっかりと注視していきたいと、一番大きな柱は市町村単位から都道府県単位の運営にどう持っていくかというようなことが言われておるわけでございますけれども、そんなところを注視していきたい。あるいは社会保障・税一体改革という状況の中での国民健康保険ということに対する保険税のあり方、この辺のところをしっかりと注視していかなきゃならないだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 国民健康保険につきましては、旧弥富町時代から、愛知県の保険税でいいますと、医療費の変動もありますが、保険税につきましては真ん中よりもかなり安い状態でずうっと推移をしてきたんですが、ここに来てほぼ真ん中まで引き上げられると、そして、この間、今市長もお話がありましたが、多いときには2億3,000万円の一般会計からの繰り入れをして保険税の値上げを抑えてまいりました。

ところが、今回、国の交付金なんかが予想したよりも大きいということもありまして、保

険税も上げましたが、結局財政に多少余裕が出たということもございまして、25年度につきましては、前年より3,000万減らしておりますが、今、市長もある程度の基金は持つべきだというお話がありましたが、下の表を見ていただいてもそうなんです、要するに予測をしてお金をいただいて、翌年度に精算をするという仕組みになっておりますので、それも大きいお金が動く。例えば22年度につきましては、前年度のもらい過ぎたお金を約6,000万円ほど返す。そして、22年度は翌年に精算するお金は3,100万余りでございますから、実際には、22年度の単年度だけで見ると、上の額よりも2,800万ほどまだ残ってもしかるべきだったものがそういう状況にならなかった。

いずれにいたしましても、23年度は前年の3,100万分を払ったんですが、24年度に9,200万精算しなきゃいかん分を余分にもらっていますから残しておって、したがって、23年度は、表に出た1億7,300万に対して約6,100万ほど実際にはマイナスになっているとか、24年度は、前年の分を9,200万余り精算をした関係で、25年に持ち越した精算金というのは7,200万円ほどでございますので、実際には2億9,200万よりもまだ2,000万ほど残っておるというふうに考えられる。

こういう非常に複雑な仕組みを持っておりますことから、1つは、ここで少々お金がふえたから繰入金を下げるという考え方は改めていただいて、しかも、24年度を見ていただきますと、国保税は前年に比べて、既に23年度9万9,866円が、収入減でございますから、同じ税率だったこともありまして9万7,682円になり、さらに今年度は下がっていく傾向にありますよね。そういうことから見ると、やっぱり今続けてきた、少なくとも2,000万、以前は2,300万まで出しておりましたが、全県的な国民保険税の位置だとか、あるいは医療費の現在の状況から見まして、減らすのではなくて、繰り入れはきちんとしていただく、そして、そういう状態が安定して医療費が減るとか、支出が下がっていくという状況になれば、やっぱり以前のような位置に引き下げていくというんですか、こういうことをお考えいただきたいと思います。

なぜ私がそういうことを申しますかといいますと、実は国民健康保険税の加入者というのは非常に所得の低い人たち、要するに他の社会保険に入れない全ての人たちを無条件で市町村が受け入れるという制度でございますので、以前は、70歳以上は老人保健だとかということとで別の会計でありましたが、今は後期高齢者医療保険になりまして、70歳から74歳までは国民健康保険でかなり医療費がかかる人たちを負担するということが、他の制度からの負担もあります、実際にはそのことがやっぱり医療費の高騰を招きまして、国保税の引き上げや市の負担もふやさざるを得んような状況になっておりますが、実際の加入者の状況ですね。実績報告書にもありますが、世帯数でいうと6,182世帯の37.8%、加入者につきましては1万6,340人で、全人口の26.2%が今国保の加入者になっておりますが、そのうちの1,268世帯、

20.5%は所得が33万以下の世帯所得で、国民健康保険税の均等割、平等割、要するに世帯割と1人当たりの負担分が70%の減額が受けられることになっている世帯であります。さらに、そのほかに261世帯が50%の軽減を受けておりますが、この世帯につきましては、世帯所得が33万円プラス世帯主以外の保険者の数掛ける24万5,000円を合わせた額以下の世帯、それから、2割軽減という、7・5・2というのは国の制度でございますが、この対象になる世帯も749世帯、これは世帯所得33万円プラス世帯主も含めた加入者1人当たり35万円の所得以下ということでございまして、749世帯、合わせまして2,296世帯は、全加入者の37%がこういう低所得者層に属しておりまして、本当に生活保護基準を割り込むような状況の人たちも少なくないという状況のもとで、これだけの軽減を受けたってかなりの負担になっておりますよね。

そういうこともございまして、前回の会計のときにもなるべくこういう人たちの保険税は上げないという配慮もされましたが、それにしましても、今の保険税というのは、24年度現況で見ますと愛知県全体の真ん中ぐらいになっているというふうに見ております。

少なくとも、今後、国がどういうふうに変えていくかということもございしますが、もともとのこの制度は、先ほども申し上げましたように他の社会保険制度に加入できない人たち、あるいは高齢期を迎えて医療費が大幅にふえる人たちを市町村の責任でやっていくという制度でございますから、医療制度と同時に社会保障制度で、場合によっては全額の保険税の免除、あるいは減額、医療費につきましても減額、免除していくということを前提にして成り立っている制度でございますので、可能な限りこの人たちの保険税を抑えるということにつきましては、市長も前から言っておりますが、弥富の福祉を後退させないという立場から、せめて従来続けてまいりましたそういう愛知県全体の位置を守っていただくための配慮をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のほうから、国保に加入してみえる方の実情ということをお聞きするわけでございますけれども、私も全く同感でございまして、比較的所得の低い方がこの国民健康保険に加入していただいているということについては重々理解をしているところでございます。

しかしながら、私どもといたしましては、この高齢化社会、医療の分野においていろんなことを心配していかなきゃならないということもございします。例えば風邪が大流行するような状況においては、そういった形の中での基金というようなところも必要となってくるわけでございます。また、東日本大震災というような災害に対する医療給付ということに対しても、今後は考えていかなきゃならないというような形で、やはり一定の基金というものは持っていないと、安心して皆様方の国保に対する医療ということに対しては運営できないだ

ろうというふうに思っております。

先ほどもお話ししましたように、今後も一定額という状況の中で一般会計から繰り入れをさせていただきまして、しっかりとした国保運営をしていきたいというふうに思っております。

国、あるいは県がどのような方向でということもあるわけですが、まずは私どもの基礎自治体がしっかりした国保運営を考えていかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、いろんな変化がございまして、その変化も注視しながらしっかりと運営できるように努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 弥富市の場合には、従前から国民健康保険税に対する一般会計の繰り入れにつきましても、保育料などの値上げをしない、医療費の無料制度につきましても、全県水準を上回るようなレベルにするということとあわせて、以前から、旧弥富町時代から議会や行政当局の合意に基づいて、全県的な位置をなるべく上げないようにするという努力を重ねてまいりました。

この間いろんな議論がありまして、議員の中には実際に事業所を運営しておられて、社会保険の加入者の方もありますが、そういう方たちも含めた議論の中で、そうした無条件で市町村が他の社会保険に入れない人たちを抱える制度であるということや、高齢になって退職をして医療費の負担が大変かかる人たちを抱える制度であるということから、一定の負担はやむを得ないと、他の全県でやっているようなことはすべきだというようなことは議会でも繰り返しの議論の中で合意をされてやってきたこととございまして、そうした趣旨を守って、この制度はぜひもっともっと充実させていただき、後退させない制度にさせていただくということを強く求めまして、少し具体的な問題についてお尋ねをさせていただきます。

この国民健康保険制度の医療費の無料、あるいは保険税の減免だとか、こういうことにつきましては、国のほうから県、県のほうから市町村の対応というのは法律の趣旨から見るとおこなわれているということで、数年前には一斉に県下でもそうした減免基準なども改めてつくって対応しておりますが、弥富市の基準は全県的に比べても決して他に劣るものではないと思いますが、担当課に資料を出していただきますと、例えば国保税のこの1年間の減免についての市の基準に基づく相談ですね。さっき私申し上げました7割、5割、2割というのは法律に基づく国の制度でございまして、実際に生活が困難な人たちに対して、申請を受けて軽減するというものでございまして、相談が30件あって、決定したのは22件で、税が減額したのは73万8,600円と。それから、医療費の自己負担分についても減額したり免除するという制度がございまして、これにつきましては相談件数1件で、決定ゼロであったと。

後期高齢者医療制度につきましては、これは申請じゃなくてというとおかしいんですが、

1つは、以前は県と市が共同でやっておりましたひとり暮らし非課税老人につきましては、県が廃止をしたことから市の独自の制度で、ひとり暮らし非課税老人については、医療費分を減額するという制度でございますが、これは101人の方が受給をされる。それから、県の後期医療制度の中で精神障害者、要するに認知症なんかの一定の条件の方についていうと、一般の精神障害者の医療制度の精神障害の分だけを負担するという制度ではなくて、医療費そのものを負担する制度だと思いますが、これについては382人の方が受給されているということで、申請でない制度ですね、要するに一定の条件を満たした人に対して手続きがとられた場合に、例えば精神障害者医療などの手続きをとられた方について減額や免除するという制度は、あるいはひとり暮らし非課税老人というのは機能しておりますが、申請に基づく制度というのは、実際にいい制度があってもなかなか機能されていないと思いますが、その辺についてはどのようにお考えか、これは担当の方になると思いますが、国保、介護とも担当の方から。

介護については、保険税の減免についての相談は1件あっただけということでございます。少し申し上げておきますと、実は国保のほうも非常に所得の低い方ではありますが、介護のほうの所得の低さはもっと際立っておるんですね。

例えば第1段階は生活保護の方を中心にした人でございますが、これが1.1%あります。第2段階は世帯全員が非課税で、本人の収入が公的年金と前年度所得合わせて80万以下の人。これにつきましては、さっきの国保の33万所得よりもはるかに低いレベルですが、これが9.9%の975名、それから第3段階、第4段階で、要するに世帯全員が非課税、本人も非課税。これは、所得が33万あれば市民税の均等割や所得割も単身だと絶対かかりますし、それから均等割は所得が二十数万、家族が多くなればもう少し上でないとかからんようになりますが、国保よりももっと低い人たちが第4段階までで1,789名、18.1%もの人がおって、しかも、ほとんど年金から天引きで滞納もゼロに近い状態ではありますが、ここは、せっかくの減免の相談がゼロというふうになっておりますが、この状態について、以前から本当に公平な法律や条例や規則に基づいた市民サービスということで改善をしてほしいということを繰り返して求めてまいりましたが、本年も少なくとも申請をしてやるという制度についてはほとんど利用できない状態になっておりますが、この辺についてどのように感じておられるか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税や介護保険料の減免につきましては、市独自の減免制度としてそれぞれの規則で規定しております。

議員のおっしゃるように、平成24年度の国民健康保険税の減免ですが22件、介護保険料に至っては、年金受給額から天引きされるという特別徴収ということもありまして、その特別徴収の方は91.1%を占めるんですね、ほとんど。そういうこともありまして、納付を含めた相談はありましたが、実質、減免件数はゼロという結果に終わりました。

国民健康保険税や介護保険料の減免につきましては、周知というものが大きな問題になってきていると思っておりますが、まだまだその周知については、議員もおっしゃいますように、周知ができていない状況ということは私どもも十分承知しております。今後については、有効な周知の方法を新年度に向けて検討を重ねていく必要を感じております。

国保の一部負担金であったり、介護保険の利用料の減免につきましても同様に、よりよい周知の方法ということをますます検討していく必要を感じております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに、滞納している方からいただくということだと思いますと、ここ数年、特に機構ができて非常に厳しい対応がされております。24年度の国民健康保険と、それから市民税、固定資産税、こういうものの滞納整理による滞納分の納付、それから14.数%という延滞金の納付につきましても、国民健康保険とそれから税、合わせますと、24年度は2億4,000万円ほどの税、要するに税と国保税を合わせたもので約2億円、延滞金の納付で4,000万円ほどの収入がありましたが、本当にすさまじい取り方が行われております。

例えば、もう古くなって、土地としては資産価値があるにしても家としては資産価値がないようなところについても中古で買ったり、あるいは商売の失敗やらいろんなことがあって、サラ金なんかの担保になっておるものも含めて差し押さえが行われている事例もあります。

実際には、そういう場合に差し押さえをした場合には、最終的には本人がそこから立ち退いて生活するをするためには、新しく家を借りる費用だとか、転居する費用だとか、数カ月分の家賃程度は差し押さえをしたほうが負担をしなきゃならない仕組みになっておりますが、そういうことも十分住民に周知されないまま、だから滞納しておること自身はいいことではありませんが、普通の方はみんな払っておるんだから、あなたの努力が足りんからこういうことになったんだから払うのは当たり前ですと。一括して払うか分割で払うか、とにかくことしじゅうに払うということを要求して、1点条件をつけて、その場合でも、払うということが誓約をされても、なおかつ延滞金が残るということで差し押さえをするという事例もあります。

私は、これほどの形で取るほうに行政として力を入れるならば、市民の権利として、減額や免除、仕組みを条例や規則で定めたら、やはりきちんとそれも適用できるようにしていただく。

とりわけ、どちらかというとい前は結構滞納について甘い対応をしておりまして、私自身

が実際に聞いた事例でも、ちょっと以前であります、全額、そんな収入が多くない人ですが、払う場合には、延滞金については2分の1にするとか、そういう処理も、市が単独でやっておりましたときにはされておりました経緯もございますが、今は一切、要するに法律に基づいて取れない状況になるまでは取っていくと。しかも、さっき言いましたように、本人には実際に、差し押さえをして市が競売にかけた場合に、少なくとも新たに家を借りる費用、それから引っ越しの費用、数カ月の家賃相当額を負担するというようなことは説明がされずにやっておりますから、競売にかけられるというふうになるとあしたから住むこともできなくなる、今の生活や仕事を続けることができなくなる、こういう恐怖心から、本当に親戚から借りたり、いろんな人から借りて支払うというような事例まで出ておりますが、やはり1つはきちんとなるべく早い段階で減額や免除ができるものについてはやっていく。そしたら、過重な一括して最後に処理をしなければいかなような事態にならないような市の努力が、決して十分でなかったことが今またこんな形になってきておりますので、こういうことを避けていくためにも、減額や免除、きちんと法律に基づく延滞金を発生させないような措置や、こういうものができる人についてはきちんとしていただくという努力と同時に、少なくとも最小限住むだけの家等につきましては、そんな形で差し押さえをして、あるいは差し押さえることを前提にして締め上げるというようなことは避けていただいて、やっぱり法律に基づいた住民の権利をきちんと守る、こういうことを貫きながら対応していただくという2つのことを強く求めたいと思いますが、御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国民健康保険税であるとか介護保険料の減免に対する周知徹底をしてほしいということでございますけれども、これにつきましては、その一定の条件に当てはまる方に対して御案内をさせていただくということは極めて難しい部分も実はあるわけでございまして、今そのような方法をとっておりませんけれども、他の自治体でそのような方法をとっているということがあるかもしれませんので、一応よく検討していきたいというふうに思っております。そして、一定の条件に当てはまる方に対して、こういう制度がありますよということを周知していくということでございます。

また、私ども相談窓口としては、それぞれの所管の窓口に来ていただいておりますけれども、そういったことに対する表示・案内ということについても検討していかなきゃならないだろうというふうに思います。しかし、これは非常にソフトにやっていかないと、誤解を招きかねないということもございますので、十分気をつけてやっていきたいというふうに思っております。

愛西市さん、あるいは蟹江町さん等々、この近隣のところにおいても、この減免ということについては、私ども同様に非常に少ない、そういうような現実の状況でございます。窓口

に御相談いただければ、こういう制度がありますということで御案内できると思います。

その辺のことにつきましても、一番最初に申し上げましたように、一定の条件に当てはまる方に対してどのように御案内するかということについて、一度十分検討していきたいというように思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひ、今市長もやっぱりそれは必要なことだということで御答弁いただきましたが、なかなか広報で出しても、ホームページに載せても、そういうことを文章でただでわかるという一般市民ほとんどいないんですよね。そうすると結局、いろいろ私もあちこちで聞いてみますと、具体的に本当に役所に相談をして解決ができたという事例が発生すれば、そういう人たちの口コミで、こういう場合は相談すればいいよというふうに初めてなるのではないかというふうに、よその事例なんか見ると、それから、以前に民生部長が言われておりましたが、今の仕事が大変忙しい中で、どんどん制度も変わっていきますし、大変な状況の中で、できたら申請というものの以外にも一定の条件に当てはまる人たちについては制度としてやっていくと。

例えば、今ひとり暮らし非課税老人は、医療費については、後期の人は市が負担をする仕組みになっておりますが、お年寄りだけの世帯についても非課税だったり、一定の収入以下ですね。収入条件はつける必要があると思います。非課税でも一定の収入がある人はありますからね。そういう人については、他の人たちの扶養も受けることができない、扶養家族にならないような高齢者だけの世帯等については、今の後期のひとり暮らし老人のような対応ができるようにしていくとかということも含めて、どんどん今職員が減っておりますので、そして制度も変わって複雑になっておりますので、そういうことが実際に実行可能な、しかも一般市民の方が見ても無理ないな、これは必要だなというような方法にしていくのか、それとも長くそういう職につかれた市の職員のOBの方を相談員にして、とにかく全部やるなんていうことはとても制度としてできないと思います、今の状況ではね。そうすると、具体的にそういうことが進行する状態を町の中につくり、そして、そういう相談をすると、弥富市はこういう制度を持っているから助かったというようなことが口コミで広がるような状況もつくっていくのか。

いずれにしても、今市長おっしゃられたように、これについては知恵を出していただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

今使った表じゃないほうの、もう1枚の、走り書きにしましたんで非常に読みづらいんですが、ごらんいただきたいと思います。

実は、さきの一般質問でも、市長は都市計画税については、市の財政計画や行政計画、総合計画との絡みの中で必要性もはっきりして、その上でというお話だったんですが、私は、

今の現状を見ると、収入のない人たちの本当に大きな負担になっているということと、もう1つは弥富の固定資産税が尾張9市、あるいは蟹江町含めて極端に高いものになっていて、この面からも支払いの限度に来ておるということを、24年度の決算及びこの間の全体の流れの中でぜひ御理解いただきたいと思いますという表をつくってみましたんですが、まず表1の上のほうの表ですね。弥富市、あるいは町の税収と固定資産税の割合ですが、昭和49年、私の手元にありました資料で、財政状況という総務省の基準に基づいてつくった資料であります、これを見ますと、税収総額は6億1,900万円でありました。固定資産税は1億8,400万円、町民税は2億7,200万円で、税収全体に占める割合は、固定資産税で29.7%、町民税は43.9%であります。人口1人あたりにしますと、固定資産税が6,882円、町民税は1万174円で、固定資産税に対して町民税の割合は147.8%と、ほぼ1.5倍でありました。

この時期は、市街化区域農地は線引きはされておりましたが、まだ課税が行われていない時期でございました。60年当時も、割合は変わっておりますが、弥富で住民税、市民税・町民税が一番ピークだったのが平成4年なんですね。46億2,500万のうち、町民税は22億4,500万、固定資産税の18億800万の39.1%に比べて町民税は48.5%、1人当たりでいうと5万2,117円と6万4,714円でありました。

これが、結局、その後収入が低下を続けてきたことから、平成19年度以前に定率減税の20%、恒久減税と言っていたのが廃止されたり、あるいは配偶者控除と配偶者特別控除が併用できなくなったり、老年者控除が私たちの年代から50万認められておったのがなくなったりということの中で大幅に税率を上げたことと、平成19年度からですが、保育料の運営費負担金だとか、学校なんかの補助金・負担金なんかを大幅に減らすかわりに税源移譲を国が行いました。平成20年度で言いますと4億3,000万円ほどの税源移譲が行われておりますが、そういうものと引き比べても、29%、30%台だった固定資産税が53%になる。そして、住民税はそれでも固定資産税の65%まで低下すると。どんどん、収入じゃなくて固定資産税で弥富の財政が潤うという状態が続けられております。以前と同じというよりは、以前に比べて20%の定率減税がなくなったり、さっき言ったような特別控除がなくなったもて言いますと、ついに20年度には固定資産税の半分近くになる、この24年度当決算では43.7%しか市民税では、要するに収入で払う税金ですから、賄えないと、こういう状況になってきているということ。

それから、その下のほうに、表2のほうですが、税収総額に対する固定資産税と都市計画税の合計の割合を入れてみました。どの年度をとっても、弥富が都市計画税を取っておるところに比べて全部トップなんですよ。しかも、岩倉市などと比べると、10%近く全体の税収に占める固定資産税の割合が多い。西部臨海工業地帯もありますが、もう一步この間、実は都市計画税がないこともありまして、これを活用して賃貸住宅などをつくった、特に市街

化農地を持っておられた皆さんの努力が本当にぎりぎりのところまで行われた結果こうなっているということについても十分お調べいただきまして、要るお金を決めて今後の税収を考えるんじゃないくて、やっぱり市民の暮らしの実態も考えて今後の事業計画も考えていくということをご検討いただきたいと思ひまして、この表をきのう慌てて、全体の、よそとの関係もそうでございますが、弥富のものについても調べてまいりましたので、こういう状況になっておるということについて市長はどういう感想をお持ちか、御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤高次君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 都市計画税につきまして、三宮議員のほうからるるお話をいただくわけでございますが、私は6月議会、そして9月議会というような状況の中で、議員のほうからも御質問をいただいているところでございます。

確かに、税収、大変厳しい状況の中で、私どもの基幹税である固定資産税は大変、その構成比的にも順調に伸ばしていただいております。これは、大きくは平島等で行われました区画整理事業が大きく貢献しているという状況でございます。そこに新たに土地を確保していただき、あるいは建物をつくっていただくという形の中で、平島の区画整理事業が大きく貢献をさせていただいております。また、西部臨海工業地帯におけるさまざまな企業の進出という状況の中で、そういった貢献度も大きいということでございます。

今、仮にこの市街化区域という状況の中で、100分の0.3という形で土地家屋にかけさせていただけば、これは仮説でございますから、そのつもりで聞いていただきたいと思ひますけれども、既存の弥富市街地という形の中では約3億円の都市計画税というふうに考えております。そして、西部臨海工業地帯で、それは昭和60年前後のときの考え方とは少し違うわけでございますけれども、新たに創設できる都市計画税は1億5,000万でございます。そうした中で、100分の0.3お願いするとすれば、4億5,000万の都市計画税ということがあるわけでございます。

しかしながら、今おっしゃったように、さまざまな増税感があるという状況の中で、暮らしの実態というのは、市民の皆様、住民の皆さん大変厳しい状況にあることも事実だというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、9月議会でも議員に御報告申し上げましたように、行政改革、あるいはコストの削減という状況の中ではやはり限界があるということと同時に、まちの活性化が望めないということも私は考えていかなきゃならないというふうに思っております。

そうした形の中で、どのようにまちづくりをしていくか、都市計画を進めていくかということにつきましては、その計画、ビジョンというものを再度しっかりと市民の皆様に認識を

していただくように、理解をしていただくようにしていかなきゃならないということでございます。そのためにはという形の中で、新たな税ということも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、中期財政計画の中でお示しをさせていただいております基幹税が伸びません。そして、社会保障である医療、介護、福祉、あるいは子育て支援ということで大変大きな歳出をしております。一方では、社会資本という形の中で、まちの整備をする上においては、その上限額を決めていかなるを得ないというのが今私ども弥富市の中期財政計画の中で示させていただいた数字でございます。

この辺のところにつきましては、いつからどのような形で税率という形の中で都市計画税をお願いするということではなくて、議会の皆様方に私どもの考えていることを建設経済委員会等において一度御議論いただくように、私どもとしては資料を提供していきたいというふうに思っておりますので、そういった形の中でこの都市計画税を全体で御議論、御協議いただきたいというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もうそんなに時間がありませんので簡潔にいたしますが、税金につきましては、幾らそういう目的税でありまして総務委員会の所管でございますので、計画についてはそちらに出していただくにしましても、税金については総務委員会でしっかりと議論をさせていただきたいと思いますが、問題は、収入がどんどん低下しておるのに、いろんな弥富のまちづくりの現状からいって、固定資産税で負担をする額が、西部臨海工業地帯もありますが、それを除いてもかなりの割合で他の市町に比べて大きな負担になっており、事業をやっている人たちは限界に来ておる。

それから、年金ではとても、国のほうも例えば去年、24年度分については木造で1%、非木造で4%だとか、建物軽減をしても、実際にはそのときは幾らか減ったんですが、もうことしはまたそれを超えてふえるという仕組みになっておりまして、非常に払いづらい税金になっているということに加えて、弥富の特殊な事情もありますし、実際にこういう状況のもとで区画整理やいろんな事業を進めてまいりまして、下水道につきましては農村部が先に終わっておるというような状況のもとで、今新たにこの税金を課すということは、このまちづくりの実情から見ても、実際の負担感からいっても限界に来ておるということを重ねて申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案12件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会及び特別委

員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
といたします。

~~~~~。~~~~~

午前11時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

平成25年 9 月20日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                      |         |                   |         |
|----------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長                  | 服 部 彰 文 | 副 市 長             | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長           | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長      | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長           | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長              | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長     | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長  | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>福祉課長       | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長  | 佐 野 隆   |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長     | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長   | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長    | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長  | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長           | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長               | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長           | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長              | 山 守 修   | 市民課長兼<br>鍋田支所長    | 平 野 進   |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |
| 代表監査委員 | 片岡明  |                |      |

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

#### 6. 議事日程

| 日程第1        | 会議録署名議員の指名                        |
|-------------|-----------------------------------|
| 日程第2 同意第3号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任について              |
| 日程第3 同意第4号  | 教育委員会委員の任命について                    |
| 日程第4 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                  |
| 日程第5 議案第42号 | 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について             |
| 日程第6 議案第43号 | 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）            |
| 日程第7 議案第44号 | 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）      |
| 日程第8 議案第45号 | 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第9 議案第46号 | 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第10 認定第1号 | 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第11 認定第2号 | 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第12 認定第3号 | 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第13 認定第4号 | 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第14 認定第5号 | 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第15 認定第6号 | 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 認定第7号 | 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |

#### （追加提案）

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 日程第17 議案第47号 | 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第4号）     |
| 日程第18 発議第3号  | 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について |

- 日程第19 発議第4号 蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第21 発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第23 発議第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 緊急質問について
- 日程第26 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時05分 開議

- 議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 3 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第 2、同意第 3 号から日程第 4、諮問第 2 号まで、以上 3 件を議題とします。

本案 3 件は既に提案されています。

これより同意第 3 号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、同意第 4 号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、諮問第2号をお諮りします。

本案は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第42号 弥富市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第6 議案第43号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第44号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第46号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第5、議案第42号から日程第16、認定第7号まで、以上12件を一括議題とします。

本案12件に関し、審査結果の報告を各委員長より求めます。

まず伊藤総務委員長、お願いします。

○総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会に付託されました案件、議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の1件であります。

本委員会は、去る9月12日、委員全員と委員外3名、あわせて市側から市長、副市長、総務部長、関係部課長の出席のもとに審査を行いました。

まず、市側より附帯事項の審査について、議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）が財政課長より、7月に本年度の額が決定されたことによる地方特例交付金普通交付税の補正、今回の補正予算の財源の調整をしたと説明がありました。そのため、財政調整基金へ繰り入れ、続きまして、委員からの質問といたしまして、当初予算で財政調整基金から3億500万円繰り入れたが、6月7,000万、9月1億500万の補正の減額がありましたということの、これは繰越金の額を確定し、その分を割り振ったということであるのかということ、さらには減額減額の補正について、それぞれ財政の組み方についても質問がございました。

よって、総務部長から24年度の収支額が決まり補正予算を計上し、財政調整基金と繰越金の合計額で6億円から6億5,000万円以内にすれば、最終的に財政調整基金繰入金はゼロにできると考えている。年度の途中で繰越金が予算より多く繰り越した場合とか、減額補正があった場合等について、財政調整基金を減らすように補正は当初から想定をしています。このような当初予算を組み方が妥当かどうかについては、さらに今後は検討を加えていきたいということであります。

財政調整基金繰入金と繰越金の割り振りはともかくとして、合計額として6億から6億5,000万円以内におさめないと、その年の決算が現金預金を減してしまうということになるという説明でございます。

さらには、委員から市町村分地方交付税算定台帳について、7月に決定し、9月に地方におりてくる、このような状況の中では、早期にその台帳の中身を求めたいということでありました。市側から、それぞれ県等において、その台帳の早く来るべき要請をしたいということであります。

さらに、委員の質問といたしまして、市債で臨時財政対策費が8,000万ほど減っていますが、これを減にするくらいであれば、財政調整基金の1億2,800万ぐらい残っているから、これを減にすべきであると思うがどうであるかという質問であります。総務部長から、臨時財政対策債というのは、発行可能額が地方交付税と同じように国から決められてきまして、決められた額と当初予算の組んだ額と比較して減にしたいということでございますので、これは財政調整基金の繰入金との調整はできないということでありました。このような質問等を受け、閉め、討論に入りました。

討論はなしということで、全員、総務委員会として、この案件について了承したことを御報告申し上げます。

- 議長（佐藤高清君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いします。
- 建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第43号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の1件であります。

本委員会は、去る 9 月 10 日に、委員全員と委員外 2 名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、市側より、協議事項、付託事項審査について説明を受けました。

議案第 43 号平成 25 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）は、農政課長より、人・農地プランに位置づけ、今後の地域の中心となる経営体が、農業用機械や施設の導入などに行う場合の経費を支援する経営体育成支援事業補助金、圃場事業、排水路暗渠等改修事業等に対する補助金としての土地改良事業補助金などの増額補正、土木課長より、市道の区画線の薄い箇所などを整備し、道路の通行に対して、安全性の向上を図るものとしての道路区画線設備工事費などの造成補正の説明を受けました。

続いて、質疑では議員より、今回経営体育成支援事業補助金で支援される 1 名の認定農業者は、どのような農業経営体なのかとの質問に、市側より、この認定業者はレタス、三つ葉などの水耕栽培、施設トマト栽培を行っていますとの回答などの質疑がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。以上。

○議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員会委員長報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第 42 号弥富市子ども・子育て会議条例の制定について初め 5 件です。

本委員会は、去る 9 月 11 日に、委員全員と委員外 4 名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第 42 号弥富市子ども・子育て会議条例の制定については、質疑で委員より、第 2 条で委員は 15 人以内で組織するとなっているが、選任方法はどのように考えているかとの質問に対し、市側より、保育所、幼稚園、学校の保護者、子育て支援に係る当事者を中心に選任していきたい、委員 15 人のうち 2 名は、公募で選任予定との回答がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第 43 号平成 25 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）では、市側より、来年度以降の契約を本年度中に締結するための債務負担としての市営火葬場管理業務委託料、入所者の増加に伴う母子生活支援施設組織ささえあいセンター設立による地域生活支援センター事業などの説明を受けました。

議案第 44 号平成 25 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）では、国民健康保険支払準備基金積立金及び返還金の計上などの説明を受けました。

議案第 45 号平成 25 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）では、平成 24 年度分として徴収した保険料等の積算分としての後期高齢者医療広域連合への納付金などの説

明を受けました。

議案第46号平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、国・県の負担金支払基金の交付金、市の繰入金に対する精算による過不足の補正などの説明を受けました。

質疑では、委員より、子ども・子育て会議はいつごろ開催予定かとの質問に、市側より、会議予定は1回目は11月頃、それ以降3回から4回、年度内に開催予定ですとの回答がありました。

また、いこいの郷の運営の抜本的な見直し、利用度の費用対効果の問題も含め、検討してほしいとの要望などがありました。

討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

- 議長（佐藤高清君） 次に、伊藤決算特別委員長、お願いします。
- 決算特別委員長（伊藤正信君） 平成24年度の決算につきまして、決算特別委員会の報告を行います。

決算委員会は、9月13日9時30分より開催をいたしました。開催に当たりまして、総務部、開発部、民生部、教育部の順で、各部長よりそれぞれ所管する一般会計特別会計歳入歳出の決算主要施策成果報告書に基づいてそれぞれ説明があると同時に、その内容について平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定から平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の7件を一括し、審査を行いました。

具体的な数字等におきましては、皆さんお手元の中に御報告がされていますので、それぞれ一般会計と特別会計を合わせまして、240億1,761万6,854円の内容について審査を行いましたことを申し上げて、それぞれ委員から発言がありました決算についての内容を申し上げていきたいと思います。

まず最初に、総務関係でありますけれども、個人の市民税が1人当たり平成4年の6万4,714円から、さらに20年では6万182円、そのとき税源移譲の分がありまして、それを除きますと4万7,946円、24年には4万2,948円で1人当たりの市民税は減額という状況になって、それぞれその状況の中でそれを補うべきといいますが、国等を含みながら資産税が増額という状況になっていて、非常にそれぞれの皆さん方の生活、さらには中小企業の苦しさを味わうという状況ではないのかという状況、さらにその状況の中で市長にどのように考えていますかということと同時に、将来の課題についての質問がございました。

市側からとしては、やはりその状況を認識しながら固定資産税の構成比が高く、今後も市街化区域の構成をメイン展開しながら、固定資産税を伸ばしていかなければならない。

さらには、西部臨海工業の企業誘致等を市として進め、そんな状況の中で、将来にある都市計画の中では、都市計画税ということについても意向を、議会、市民の皆さんと考えてい

かなければならないような状況であるという回答がございました。

さらには、海部津島土地開発公社の負担金と土地取得のかかわりはどのような展開かということでもありますけど、総務部は、弥富市は土地開発公社は使うということは想定せずに、土地取得特別会計で対応していきたいという説明であります。

さらには、観光協会補助金の630万は30万としても、やはりそこにおける観光会長という役職とのかかわり、予算とのかかわりについていかなものかという話がありまして、海部津島を含みながら、全体的には津島を除いて首長が観光協会の会長であるという今日的な状況の説明がありました。

さらに、道路の改良費用について地元負担はなくなっていると思うが、どのようになるのかということではありますが、課長から、地元負担はありませんという説明がありました。

さらには、市街化調整区域の排水負担の関係について、1%とありますが、どのように市は考えるかということで、市長は、排水負担金は市全体で考えていくべきだという方向の回答でありました。

さらには、議員から土地購入価格の決定について、鑑定価格で決めると説明がありましたが、そのとおりであるのかという質問であります。土木課長からは、鑑定価格は審査会でもってその決定を行っていくという説明がされました。さらには、鑑定価格の基礎の16%までの裁量権は法律的か、どこで決められたものかということでもありますけれども、このことについては、弥富市市条例でもって定めているという報告がされました。

さらには向陽通線の、10年ぐらいたつが、今後の交渉経過はどうなのかという質問がございまして、さらにはこれはいろいろ方法、皆さん等の力添えをいただきながら努力していくということでもあります。

集落排水公共下水について、なるべく早い時期に、実際の将来負担などにかかわる。一日も早く出していただきたいと、負担がなるということについて、身の丈の計画に合ったものに進めていくべきだと思いますが、いかがですかという質問であります。市長として、膨大な経費がかかることは承知をしています。集落排水事業は、十四山東部の供用開始を平成26年度全て完了する予定であり、公共下水道は日光川下流下水4市2町の足並みをそろえながら進めていきたい。しかし、長期にわたる事業であるので、長期にわたる財政状況であるわけですので、一般会計からどれだけの拠出ができるかということについては、非常に重要な問題と思っています。少し期間が長くかかるかもしれませんが、環境整備のためには必要だということの認識で、皆さん方に御協力をお願いしたいという説明であります。

さらには、介護保険の歳出状況について、介護保険給付と地域支援事業が基本的に介護保険の今年度概要版で説明をされております。介護給付費の合計額に相当するという理解でよいのかという質問であります。介護課長からは、基本的には、保険給付費地域支援事業という

のはその計画の中に入っているものでありますという説明であります。

さらに、国庫支出金は見込みでなく、実際に使った額で来るというものですかという質問に対して、課長は、基本的に国庫支出金は年度末までの見込みを出し、12月の段階で決まり、その後の給付によってその差が出てくるということで、見込みといえは見込みでありますということであります。

さらには、教育関係におきましては、今日まで新しい学校、古い学校、いろんな勝手の違いがあるけれども、やはり最小限、トイレ、シャワー室という、学校生活で子供が利用しやすい環境づくりを一日も早く整備するべきではないのかという質問であります。学校教育課は、トイレは学校間ではかなり差がありますが、予算の関係がございしますが、少しでも早く整備をしていきたいという回答であります。

そのような委員からの質問を受けまして、審査を閉じ、討論に入るわけでありますけれども、まず平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算から7件の中で、平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算は承認をするが、その他については反対という討論が三宮委員からありました。その理由は、弥富市はそれぞれ今日まで保育料の値上げ問題、さらには中学3年生までの医療費について、予算上努力はされてきた。しかしながら、今この総合的な財政計画の中で、やはり一般的に市民税が減額になっていく状況の中で、国の国策もあるし、その税のあり方の中で弱者と言われる労働者、生活困窮者等々含みながら、それぞれの中で、そこに陽の当たる施策の実行をさらに進めていくべきだという状況の中で今判断をし、さらには公共下水道や集落排水事業が将来、本当に行政・住民に負担になるということが不明確である、そういう状況の財政計画を基本的に早期に進めるべきだということで、三宮議員が6件について反対がありまして、審査をいたしました。

反対討論を締め切り、採決に入るわけでありますけれども、2項の平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出の事案を除いて反対でありますから、1件ずつ審査をしまいいりました。

まず最初に、平成24年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、委員賛成多数ということで認定をし、さらに平成24年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については全員賛成、3点目に、平成24年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、さらには4点目の平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、さらに5点目の平成24年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、6点目の平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5件につきましては、賛成多数ということで認定をし、審査を終えましたことを御報告申し上げ、さらに三宮委員からは、本会議でもって反対の趣旨について説明をしたいということがありましたので、私のほうからの反対理

由等については簡潔にさせていただきました。

決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、ただいま提案されております24年度決算認定案件のうち、第2号を除く一般会計及び3号から7号までの特別会計歳入歳出決算について、認定を承認しない反対討論をさせていただきます。

1997年をピークにいたしまして、国民の所得は減り続け、働く人々の平均年収は70万円も減りました。最近も勤労者の給与は、14カ月連続で前年を下回っていることが報道されております。雇用や社会保障、福島原発問題など、国民生活の安全・安心に責任を持たない政治の暴走、加えて消費税引き上げの強行が準備されるなど、各地で庶民の皆さんの悲鳴が聞こえてまいります。

こうした中で、子育て支援の強化、特に町時代には、市のような市街化農地の高い税負担に対する生産緑地などの軽減制度もない状態のもとで、都市計画税を取らないことなどを行政の方針として長期に続けてきたことなどが、大変便利な町の割には住宅費が安いとか、あるいはまた国民健康保険税の住民負担を抑えるために西尾張9市で一番の財政支援をするなど、歴代の町政、市政の暮らしの上に力を尽くしてきたことが、弥富町への住民の定住を促進し、現在の市の税収や、また全体に人口や子供が減り続けている中で人口の減少を食い止め、子供の減少も当初の見込みに比べると大変低く抑えることができました。

こうした長年にわたる努力が、東洋経済社が都市データパックということで、20回以上にわたってかなり豊富な資料を駆使して、そして当然人口やいろんな状況が違いますので、偏差値をそれぞれ明らかにしまして比較する、かなり全国的にも権威のある統計を行われておりますが、先ごろこの議会で、弥富市が住みよさの総合ランキングで36位に入っているということが横井議員の方から紹介されましたので、私早速データを取り寄せて見ましたら、本当に詳細な分析を行い、またこれがそのとおりということではないものもあるかもしれませんが、やはり全国的にかなり権威のあるものだというふうに見ております。

以前に、退職された職員の方が、私に弥富の歴代の町長、市長、この周辺の市町の首長さんに比べると、住民の皆さんの声に、あるいは議会の声に耳を傾けるということが、やはりよくできたというふうに私は見ているし、また議会もいろいろ頑張っているというふうに私たちは見てきましたと。こんなときだから何もかもというわけにはいきませんが、やはり福

祉を守るということを、本当に行政の中心課題として頑張ってくださいと言われたことを改めてかみしめております。この議会でも、来年度の保育所の値上げをしないこと、生活保護基準に基づいた市税や国民健康保険、介護保険などの税や料金、また医療費等の自己負担分の減免の基準は、生活保護基準が引き下げられましたが、今後も引き下げずに従来の基準を守って行うことも表明されております。

それでも私たち日本共産党市議団がこの決算認定に賛成しないのは、そうした努力が弥富市を發展させてまいりましたが、その条件を生かし、本当に働く人々の収入、市民の収入が大幅に落ち込み続けている中で、低所得で税や介護保険料や国民健康保険税の負担に苦しんでいる、とりわけ所得の低い皆さんを支えるという役割がもっともっとできる。そして今後、ますます国や県がそうしたことに責任を負わない方向を強めている中で、国民の命と暮らしを守るということが、国と地域を發展させる土台という立場を後退させ続けている中で、弥富市としては、何を重点にしてこのまちを守るかということをめぐる、市長と私どもの見解が、残念ですが幾つかの点で分かれており、一層の努力を強く求めていくという立場であります。

一般会計では、税の公平の名のもとに西尾張整理機構と一体で、取るほうには大変力を尽くしておりますが、もともと貧困等によります滞納などには一定の条件のもとで市が調査を行い、そして滞納の取り立てる、いわゆる強制執行、代行処分を行わないことを決定して本人に通知をし、そうした条件が3年間変わらなければ、その課税延滞金はなかったことにするという制度がありますが、職員不足等の理由もあり、こうした生活に困っている人々への支援が不十分になっております。そのこともありまして、以前は本税を納めれば、延滞金は減額するとか免除するなどの処置が取られておりましたが、現在は最小限の居住用財産、滞納処分の対象にしてはならないという原則もありますが、これさえ取り立てに力を入れていることから、とりわけ西尾張機構が強い対応をしていることから、しかし結果としては市長名で行われるわけでありますが、差し押さえが行われている事例も見られます。固定資産税の減免問題とあわせて、ぜひ法の定めに基づいたものに改善されることを強く求めるものでございます。

子育て支援では、全県の大多数の市町が中学校卒業までの医療費無料制度を実施していることから、他の市町と弥富との違いを強調できるものは、保育料と保育所でございます。とりあえず来年は値上げをしないというような対応ではなく、子育て支援の中の中心策として、しっかりとした方向性を打ち出すことを求めます。

決算委員会でも申し上げましたが、市民の収入が大幅に減っていることと、国の交付税を少なくする対策といたしまして、固定資産税が年々大幅に引き上げられる事態が進んでおります。多くの皆さんが、固定資産税は本当に払うのに苦労をしているということがよく言わ

れており、先日行われました読売新聞の世論調査でも、当面の経済政策の一番の国民の要求は、固定資産税の引き下げということでございました。収入が減り続ける中で、弥富市の固定資産税の税収全体に占める割合は、年々大幅にふえまして、昭和49年の税収全体に占める29.7%、当時は町民税が43.9%でありましたが、何と平成24年度には国の税源移譲だとか、この間の大幅な庶民増税が住民税でございましたが、その上にでも固定資産税は56.9%、市民税は31.8%という形になっておりまして、本当に大変な事態、もう負担の限界というような声が上がっております。

私どもは、特に弥富の施策で、市街化農地の町時代に生産緑地などの軽減の制度がないことから、都市計画税をかけないという施策を弥富として進めてまいりましたが、これが農業収入が大幅に低下することとあわせまして、賃貸住宅などを選択することで農業収益の減少を補い、また宅地よりもはるかに高い市街化農地の税金を払う。あるいは相続税を緩和する施策などが進められてきておりましたが、今人口の増加よりも賃貸住宅がふえていることから空き家も目立ち始めておりまして、今都市計画税を考えてほしいということを市長は申されておりますが、本当にすれば、今でも耐えられなくなっているのに、これ以上事業を続けられないという声が続き、弥富市の活性化の土台でありますこうした施策、都市計画税をかけずに、そうした人たちが農業収入の低下のもとで生業を立てる。あるいは弥富市にたくさんの税金を払い続けるという選択をしてきたこと、また子育て支援等によりまして、暮らしの応援の施策が周辺の都市に比べていろいろ努力をされているということから定住が進んでいること、そしてまた名古屋、四日市方面などに通勤、通学に大変便利なまちだというような条件が支え合って、今弥富の発展がございました。

弥富が、先ほど申し上げました住みやすさの36位になったというのは、私もはっきり言って驚きましたが、要するに全国的に働く人々の収入が減り続け、税収が減り続ける中で、弥富がふえたというよりも減り幅が少なかった。そして、最近またいろんな条件が重なって、幾らかふえていることがこういう条件となった一つの大きな要因でありまして、やはり働く人たちの収入がふえない状況のもとで、無理な負担は避けることこそが今強く求められているということ改めて申し上げ、これまで続けてまいりました諸条件を市がさらに発展をさせて、元気なまちづくりの道をしっかりと進むことを強く求めます。

国民健康保険特別会計では、大変低い国の軽減制度を受けている世帯が37%もある実情を踏まえ、一般会計からの支援を24年度の水準も下回らないようにされること、また介護保険につきましては、生活保護を受ける以外は、ゼロ収入でも年間2万円を超える負担があるわけではありますが、保険料などとあわせまして市独自の国税だとか、あるいは医療費の自己負担分、介護給付の自己負担分を軽減する制度としてはかなりのものがありますが、実際にはほとんど使われていない大変残念な状態が続いております。制度の有効活用を強く求めます。

また、後期高齢者医療制度につきましては、もとの老人保健制度に一日も早く戻し、一定の所得以下の者は、介護保険等も含めまして扶養家族として負担をしなくてもいい制度をつくとか、また一定の所得、収入以下の者につきましては、介護保険のときに全額免除はしないということを原則にしておりますが、国民健康保険制度の方は、これは全ての社会保険に加入できない人たちを迎え入れるということでは、全額免除、あるいは医療費の自己負担の減額免除も行う保険と社会保障制度を合わせたもので、世界に誇る国民皆保険制度を土台だということを国自身も宣言をしておりますが、こういうものとしての社会保障制度のきちんとした位置づけをするように、ぜひ国や県に対しても積極的な働きかけをされることを市長に求めます。

次に、集落排水特別会計について申し上げますが、計画を立てたときには、今のような料金でやっていけるという説明がされたにもかかわらず、ほぼ全面供用が進んでおります6施設の合計では、電気料金や処理場管理費などの負担は9,000万円でございますが、利用料収入は6,200万円、そのほかに集落排水事業は国や県の高額補助で行われましたので、借金は公共下水道に比べてはるかに少ないものでございますが、それでも年間3,600万円の支払利息の負担を市が行っております。既に使い始めて十数年がたっておりまして、処理場の電気機械設備を更新がそろそろ必要だという時期を迎えておりますが、とても今関係市町でこうした費用負担ができないということで、そのときには公共下水道につないでいく、こういう県と関係市町村の間での協議も既に始められております。

公共下水道会計では、実人数はおおよそ3万6,000人程度の地域を市が整備することになっておりますが、事業費は287億円、うち165億円は借金で、元金と利息の支払総額は256億円にもなる計画です。24年度末の下水道の借金の残高は、集落排水事業で18億円、公共下水道で39億円で合わせて57億円であり、市全体の借金の半分以上を占めております。南部水道企業が昭和36年から平成24年までの52年間で、現在人口8万8,000人を超えている地域で事業を行っておりますが、総建設費は庁舎も含めて169億円、うち102億円は水道料金以外の費用で負担がされ、81億円を借り入れましたが、24年度末までに50億円を返済し、現在の借入残高は31億円でございます。

公共下水道は、現在39億円の借金に対して、元金は年間4,000万円、利息7,200万円を合わせて1億1,200万円を払うだけで、実際の費用負担は大幅に先送りをしています。26年先の平成50年度には、利息と元金合わせて年間6億7,200万円の負担が予定をされております。最初の管路施設から52年目を迎えます平成65年度には、まだ年間4億5,200万円の元金の支払いがございます。既に大規模な管路改修が求められておる時期でございますが、そうした費用の準備は一切していないという、おおよそこうした事業を行うものとしては、どう責任をとるかと言われてもとてもとれるものではない計画でございます。一日も早く身の丈に合

った実際負担可能な計画とし、巨大地震と競争しながら、先の見通しのない計画を進めるのではなく、最小限必要なところに絞り込みながら、費用対効果の高い合併浄化槽なども供用するなどの、早期の計画変更を市の財政対策の中心課題としても研究されることを強く求めます。

景気対策というと、借金を重ね、大型公共事業のばらまきではなく、国民の懐、市民の暮らしの向上、根本とした施策への転換をこのまちでできることをさらに強めながら、国・県の政治そのものを変えるための働きをしていただくことを強く思っております。

最後に庁舎問題についても、先ほど決算委員長は私の発言を紹介していただきましたが、簡単に申し上げておきます。

既に新聞でも明らかになっておりますように、今住民監査請求に対して監査委員会が却下を決定いたしました。このまま係争に入り訴訟に発展をすれば、多くの皆さんが防災対策を強く求めています庁舎の建設については大変困難が生じることは、市長も先日の決算委員会でお認めになられたとおりでございます。要するに、今市民の皆さんから出されている問題は、地方自治法で定められ、そして市条例で決めております。交換だとか公共用地の処分、公共財産の処分に当たりましては、高いほうの価格の6分の1を超える場合には、市の裁量ではできないということ定められております。

したがって、市民の皆さんの訴えは、最近の名張の事件の争いの判例等で見ましたように、十分根拠のあるものであり、また監査委員が示しました25年度にこの予算は使わないから監査の対象にしないということは、これもまた当然係争になる問題であります。したがって、市長は市民の要請に応えるためにも、全力を挙げて事態の打開のために努力をするということを決算委員会でも表明をされましたが、真摯に市民と向き合い、市当局と議会も含めて市民の負託に応える、そして関係者全体でしっかりと努力をされて、一日も早い円満な解決をし、庁舎の必要な建設を進めていただく。また私どもはこういう時期でございますので、どんどん建設単価が上がっております。最小限必要なものに絞っていく、とりわけ建てかえをしないほうの庁舎も、今の保健センター棟や図書館、この区域も含めた庁舎問題についても見直しを行うなどいたしまして、一日も早く、そんなに将来負担をかけない、どっちにしてもかなりの借入れが必要なわけですが、将来負担を減らして、市民が安心できる施策のために市長が先頭に立って事態の打開に進められることを強く求めて、討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第42号から議案第46までの5件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第46までの5件は、原案どおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第2号は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第3号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第4号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案どおり認定されました。

認定第5号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第6号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

認定第7号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第47号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第17、議案第47号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、こんにちは。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第47号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,156万円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億8,991万9,000円とし、債務負担行為及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出の内容といたしましては、民生費におきまして、新日の出児童クラブ建設事業としての設計監理委託料56万円、新日の出児童クラブ整備工事請負費2,100万円であります。これらに対します歳入といたしましては、地域福祉振興基金繰入金216万円、市債の保育所等整備事業債1,940万円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（佐藤高清君） 議案説明は省略させます。

これより、質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第47号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認め、よって、議案第47号は、原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開を3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 発議第3号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第18、発議第3号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の大原功議員に提案理由の説明を求めます。

大原議員。

- 18番（大原 功君） 提案理由の説明をさせていただきます。

地方分権により、市政を取り巻く環境は大きく変化する中、市民の暮らしを守り、市民福祉の維持向上を図るためには、より効率的な行政運営によって、最少の経費で最大の効果を上げる努力が必要だと思います。申し上げるまでもありませんが、このような状況下において、弥富市議会では、市民に信頼される効率的な議会運営を推進するために、平成23年10月に議会基本条例を制定し、議会改革に取り組み、議員定数のあり方についてさまざまな議論を重ねてまいりました。市民の暮らしを守るためには、議会としても改革に取り組む必要があることから、議員みずから議員定数を18から16に削減する議案を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

- 10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡でございます。

提案者の大原議員に2つほど御質問させていただきます。

この議員定数削減につきましては、一昨年改選前の12月議会でも同様の提案理由で提案をされております。ただし、その際は拙速であると、もう少し議論を深めることが必要じゃないかということで否決をされております。その後、改選を挟みまして議会がかわりまして、議会改革協議会が立ち上がりまして、もちろん報酬削減から議員定数など、さまざま議会活動改革についての議論を進めてまいりました。その中で、議員定数に関しましてはまだ議論の最中でありまして、結論が出ないまま、ここに議員の有志による発議に至ったということに関しましては私は残念だと思いますし、議員個人としましては納得のいかないところではありますが、この発議に至った経緯をもう少しお話しただけたらと思います。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員。

- 18番（大原 功君） 申し上げさせていただきます。

先ほど申し上げたように、議会改革の中で、弥富市の基本条例をつくったのは、弥富市に住んでいただきたい、そしてまた議会活動もしたい。多くの方が滞納、あるいは下水道の支払いの苦しい方とか、弥富市の中でも、生活保護者の方も4月1日現在で255人、世帯数で

197世帯、母子家庭の方も290世帯見えるわけであります。また、弥富市の中でも300万円以下の方もかなり見えるわけです。実際にすると1万8,280人という方が年間所得300万以下ということであります。議会の皆さん方もわかっておりますけれども、報酬もかなりの金額で受け取っているわけであります。こういうを見れば、この300万以下という人はかなりの人がえらいということであります。

あなたの支持者の方も私はよく知っておりますから、聞くところによると、かなり私らも生活がえらいと。とにかく服部彰文市長に任せただから、やっぱり行政をやっていただくためには、道路整備、あるいは庁舎、保育所、先ほど出た児童クラブ、こういうのもやっていただいて、そして安全性にある、そして弥富市にいたい、まちづくりをしたいと、そういうことで提案をして、そして2名減らすことについて私が思うには、大体年間に2,000万ぐらい浮くんじゃないかなと思っております。これは報酬と、予算書あるいはいろんなものを市がつくるやつが減るということもあって、私はそのぐらいに計算をして、ここに18人を16人ということに提案をしたものであります。以上。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 提案理由は、前回の2年前の提案の最後、大原議員は賛成という立場で同じ思いだったし、その当時も全員協議会等では同じ趣旨の発言をされていたことは十分承知しております。だからこそ議会改革協議会では、そういったことを本当に検証していかないと、その上で決めていかないといけなかったんじゃないかなと。僕は二元代表制のもとで、市長も同じく市民から選ばれた中で市行政の最高責任者として市政を運営していく上で、議会も18人という合議制の中で、本来は市長と対等の立場でなければならないわけです。そのための議会協議会があったのに、その議論が決まらんうちにこういう発議がされたということに対して私は残念だと申し上げます。

ですから、削減ということが結果的に決まったのであれば、それに私は反対するつもりはありません。やたら削減ありきで話が進むことに危惧はしていましたけれども、結果的に削減に至ったのであれば、それに反対するつもりはございません。ただ、議会改革協議会という中で合議制を保っていく、改革していこうという中で議論が続く中で発議が出てしまったということに関して、かなり残念に思います。本来であれば、報酬のときも51対49でもいいんですよ。議会改革協議会で議論が煮詰まった。そこで採決をとって、仮にさっきも言いました51対49で決まったと。それに対して右往左往もないじゃないですか。そういう形をぜひとっていただきたかったというのがまず1つであります。

先ほど財政の厳しさと、これは全国どこでもそうでございます。だからこそ市民の代表である議会というのは、市民の民意、今本当に苦しんでいる方もたくさんいらっしゃいます。お金のこともあるし、家庭のこともある。また人間関係のことでもある。体のこともある。

また高齢者ということもある。そういう民意をたくさん聞かなきゃならないわけでしょう。そういう聞かなきゃならないという一つの責任を議会は背負っている中で、じゃあ定数という問題になったときに、財政の問題もそうでしょう。聞くという本当の議員個人の活動のことも考えていかなきゃならない。そういう議論がこの1年余りできたかどうかといいますと、私ははっきり言って煮詰まっていけないというので、すごく残念です。

ですから、後でまとめはまたしますので、そういう思考で今回、大原議員は提案をされたわけですが、そのことについては何ら議会の手続上不備はないわけですので、ただ、残念だというのは議会改革協議会、合議制の中で一つの結論を出していただきたかった。その旨をお伝えして、私の質疑は終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。今回の定数削減という条例の一部改正についての発議に対して質問させていただきます。

まず、提案理由の中に行財政改革及び社会情勢の変化に伴いと、これが主な理由となっておりますけれども、提案者の考える行財政改革とはどういうものでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 議会改革というのは、旧の十四山村でも全員で委員会をやったりしたことも聞いております。また、そういうことをすることによって、弥富市の場合でも、3つある中を2つにするとすれば、職員についても少し余裕が出てくる、あるいは光熱の費用も少なくなる。こういうのを含めて、議会の改革として市民から尊敬される、そしてまちづくりを本当に議員がやっておるということに評価をされると思っております。以上。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ちょっとよくわからなかったんですけども、まず行財政改革といいますと、財政がどうしても苦しいというところで、その対応をということで財政健全に向けての改革だと思われれます。そのために、議員のほうを減らせということで提案されていると思いますけれども、例えば一般質問でも横井議員が出された住みやすさ度ランキングのほうで見ると36位と。この中の分析によると、財政健全度は全国八百数十市の中でも45位というかなりの上位の部分で、財政力といえば14位という高位な部分にあるんですね。その中で、じゃあなぜここ弥富市が財政が苦しく、議員を減らすまでに至っているのかというのが、私としてはどうにも理解しがたい部分があるんですけども、そういった部分の財政力においてどんな見解を持ってこの発議に至ったかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 那須議員も御存じのように、今、国民健康保険についても本当に厳しいから、一般会計から1億7,000万という金が支出されておるわけです。私どもは会社をやっておりますので、実際にすると厚生年金を払っております。その税金に対しては、普通は一般会計については事業目的のものであって、国民健康保険にそれを積み足すという目的の税金ではないということね。そのくらい市民の方が国民健康保険に対して負担、これは収入もあるんですけれども、その負担というのが払えない。こういうのを含めて、国民健康保険の加入者は4月現在で1万1,751人、7月現在で滞納の方は1,220人、これだけの方があるんですね。だから、そういうのを今の服部彰文市長が優しいということで、一般会計から、あなたたちが一般質問をやって繰り入れておるわけなんです。

だから、私から言えば、そういう人を少しでも助けてあげたい。そういうので市民税を払ったり、あるいは事業税を払ったりして、その中で弥富市の健全の財政運営をしていただくということの目的で提案をしたものであります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それであるならば、私としては、むしろ逆に、市側としては中期財政計画、これから総合計画も出される予定というふうになっておりますけれども、基本的には国保財政の繰入金に関しては削減したいという方向で発言されておりますよね。それをとめてきたのは議員ということでございますので、やはりそうした議員がいたからこそ、市民にとってなるべく負担の少ないような税金の納め方や、軽減制度、減免制度などもつくってきた、こういった経緯がありますよね。市民のためにというのであれば、よりよい市民の声を反映するためにも、やはり議員の力というのは欠けてはならない必要性のあるものだとは私は考えておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） お答えいたします。

経済の関係だと思いますけれども、今あなたが言われる、消費税も来年4月1日からということに大体決まりはあります。この中で、提案をする以上は私もいろんなことを調べました、経済を。トヨタ自動車の場合は、来年度は約30万台の車を減産します。そうすると、弥富市の中でも自動車関連の事業をやってみえる人はかなりあります。こういう方を比べると、今ここで議員がこういう定数を下げて暮らしを守ってあげたい、こういうのが一番大事だと思っております。以上。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 議員が少なくなればよりよい市民サービスが行えるというのは、根本的に間違った発想だと私は考えております。

そして、今どんどんと議員や公務員などが減らされたおかげで、例えば公務サービスにおいては対応がおくれたりですとか、減免サービスの周知、本当は親切丁寧に市民の方に知らせて、そのサービスを利用していただくようなことが必要と、求められている。そういった部分で、例えば昔の税金の収納に対しても、小まめな相談が乗れたと私は聞き及んでいるんです。ところが今どんどん減らされて、そういった対応ができないがために、余計に市民にとっては大変な状況が生まれて、ともすればいきなり滞納整理機構から電話が入り、差し押さえが来るようなことも聞いております。そうしたことにならないように、やはり私は公務員もしかりですけれども、議員としても、削減ありきというのは基本的には違うんじゃないかなと思っております。

特に議員のほうで言えば、こうしてどんどんと議員が削減されたことによって、政治に対する市民、広く言えば国民の政治離れが起こっているわけですね。国民の声が、市民の声が、議会として行政に届いていないと。これがやっぱり基本的な、今までつくり上げられたこの間の政治に対する大きな不信感となっていると私は思っております。

そうしたためにも、今議員を減らすわけではなくて、むしろ議員一人一人がその自覚を持ち、市民の声、要は国民の声をしっかりと行政に届けていく役割が必要と私は考えておりますけれども、そうした住民本位の行政をしていくためには、何も削減する方向が全て正しいとは私は思いませんが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 那須議員も選挙前には平島の八幡神社で夜中中、毎日マイクを持ってやられていました。今になったら、平島なんかは那須議員は見たことないというぐらいの人がよくあります。選挙活動をやっておるなら、365日、私どもいろんなところへ旅行に行ったり、いろんなことをしたりして、その地域のことをよく見てまいります。やっぱり議会活動をするというのだったら、それだけの活動がないから、市民からこの定数をできるだけ下げて、私どもの暮らしを守ってくださいというのが市民の願いでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員、質疑は3回までとなっておりますので。

〔「3回までじゃないよ、一問一答式になっておるよ、我が議会は」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 3回までですけれども、ただし、議長が許可したらよろしいということ。

〔「一問一答式ということで確認してやっておる、この議会は」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○ 4 番（那須英二君）　じゃあ根本的な問題をちょっと整理したいのですが、この発議においては、市民からの声がありこの発議に至ったのか。それとも議員が勝手に市民感情は多分こうだろうと思ってこの発議に至ったのか、その点についてはどうでしょうか。

○ 議長（佐藤高清君）　大原議員。

○ 1 8 番（大原　功君）　私も弥富の中ではかなりの事業を拡大しております。いろんな方の家庭の中から聞いて、やっぱり議員が本当に活動していない。先ほど言った年間所得が300万円以下ですから、年金で生活をしております。できたら議員の数を減らして、何とかして、旧十四山と弥富との編入合併のときには16人ということで決まっております。そういうふうで、16人ということでしたらどうだということは、私ども市民の方からもよく聞いておりますし、私の後援会も何百人とおりますので、そういうところからも聞いておりますので、御理解をいただけるようよろしくお願いします。

○ 議長（佐藤高清君）　今確認しました。質疑の場合は一般質問じゃありませんので、1人議員3回までと。ただし、議長が認める場合はということでありますので、もう1回だけ認めます。

　　那須議員。

○ 4 番（那須英二君）　繰り返しの問題として、挙げてあと1回ということなので、仕方ないのであれですけども、まず当時合併のときに16と決められていたというふうになったのは、弥富町時代のときにたしか16ということでございました。それから、十四山のほうが合併するということで、その数に合わせるということは、むしろ十四山の意見を丸ごと無視しかねない、そういうところに私は思うわけでございますが、そういたしましても、やはり弥富町で16だったら、十四山は合併したら、普通はその分だけふやすべきだということで、今の適正が18ということであれば、それはそれでいいのかなと思うんですけども、そういったことで、大原議員が再三言われておりますけれども、市民の困窮と、議員を減らしたからといってそれが解決されるかといったら、それは大きな間違いということで、先ほど申し上げたとおり、もっとむしろ市民の声を、先ほど議員が活動していないということをおっしゃってましたよね。それを見る活動にしていくのが我々のこれからの責務だと私は考えておりますので、そうした意味においても、最初に削減するという方向ではなくて、むしろもっと議員が活動していくような、もしくは見える活動をしていくためにはどうすべきか、これをしっかりと議論を尽くして今後やっていくことが先決だと私は考えておりますので、それについての答弁をお願いしまして、質問は以上です。

○ 議長（佐藤高清君）　大原議員。

○ 1 8 番（大原　功君）　十四山と弥富との編入合併については、当時の佐野村長、川瀬町長、そして私も合併の委員長ということでやっております。そのときには弥富市に沿うという

ことでありましたので、18人ということではなくて、16人ということになっておりました。それは議会でも決まっているんですけども、当時、宇佐美さんという方と、ここに見える佐藤さんとの話し合いみたいなもので18人になってしまったわけですけども、私は16ということで議会にかけて定数を当時はしました。

それと、市がこれだけ大きくなって、あなたも子供さんが見えるかどうかわかりませんが、2年前には弥富市も保育料が約5,800万ぐらい足りないというようなことも聞きました。そういうのを含めて、17年間、保育料も値上げしないということも含めると、やっぱりこれから子育てをしていく中、そういうのを理由として守ってあげたい。そして努力をして弥富に住ませたい、そういうまちづくりを服部彰文市長と議員が一体になってやっていくふうに思っておりますので、そういうものを含めて提案をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これで質問は終わりたいと思いますが、思いとしては、市民の負担を軽くすると。そのために、行政として、例えば中期財政計画をうのみにせず、しっかりと守るべきところは守るという立場で行けたらいいなと思いますので、その点について念を押させていただきますして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） この議員定数削減議案の提案に対して、私は変わった角度から少し申し上げたいと思います。

この問題については、昨年のタウンミーティングにおいても市民からの意見も出されており、来る10月31日のタウンミーティングにおいても、きちっと市民に説明ができるようにしていくこと。これが1つには大事なことで私は考えておりますので、その意味において議会としても十分審議し、できるだけ満場に近い賛成による議決を望みたいと私は思っております。

本来ならば議会運営委員会においてできるだけ意見統一を図り、議会運営委員長であります私が提案すべきでありますが、議会運営委員会において意見の一致を得ることができなかった。以前からの経緯もあり、議員定数として提案者になられる議員もなく、大原議員が提案者となって提案されたことに対しましては、私は大変敬意を表したいと思っております。

意見統一の障害となった原因の一つは、一昨年12月議会において、議員定数18人を16人に減員する議案が提案されて、賛成少数で否決になりました。その議案に対し、現議員では、大原議員と私の2人のみが賛成したのであります。

賛成した理由は、弥富町議会では、定数20人から16人に減員が決定しておりました。しかし、十四山村を編入合併したために突然2人の増員の要望があり、19年9月議会において18人に増員した経緯があります。当時の宇佐美肇議長は、増員に反対していた私たちに、合併直後のため、議会選挙においてのみ限定的に取りまとめを示されたため、私は賛成をしたわけであります。私と取引をしたわけではございません。そういう経過があります。

そのため、弥富町時代の議員定数に戻すために、当時、三浦義美前議員が中心となって、16人に減員する議案が一昨年の12月議会において提案されましたが、否決をされました。現在残っているのが、今申し上げましたように、私と大原議員だけが賛成をしたと、こういう経緯であります。

その後も改革協議会において定数問題が協議されてきましたが、定数削減に反対されてきた議員が、今回賛成者に名前が上げられているという不可解な事態となっており、議員間においても明らかにすべきであるという意見もあり、私が代表として質問してまいりたいと思っております。

議員たるものは、みずからの政治理念、政治姿勢を明確に示すことは重要なことであります。今回、賛成者に名を連ねた議員は、賛成者になった理由を明確に示すことが重要ではないかなと思っております。そういう点では、大原議員と私は一致をしておるわけであります。

そこで、1期目の方々は、当時はこの定数削減について参加はしておられませんでしたので、お聞きをする必要はありませんけれども、この賛成議員になっておられる中で、武田副議長、小坂井議員、山口議員は、やっぱりこの前までは反対の立場でありながら、今回賛成になられたということについては、いささか疑問も残るわけでありますので、多少そういう点で、この3人の方は、みずからの今回賛成者になった理由を明らかにすることは、私は議会が、あれが賛成したから、これが反対したからという議論ではなくて、そういう態度を示すことは私は重要だと思しますので、3人の方は一言ずつ、ここで賛成に回った原因は示すことが必要だと思っております。

もう1つは、削減数を2人とした、要するに18を16と2人の削減にした根拠というものについては、私は説明される必要があるんじゃないかなと。というのは、当時、議会改革協議会でも私は18を16にすべきだということを何回も説明をしてきましたけれども、十四山が限りない対等合併なんだから16にすることはないという意見が出されておったから、18が16になったこの理由はどうかということを明らかにしていただきたいと思います。

そういう意味で、武田議員、小坂井議員、山口議員は一言自分の見解を示されることを望みたいと思います。そして、できるだけ満場一致に近い形でこの議案は議決をしていただくようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、3人の方に質問をいたします。

○議長（佐藤高清君） それでは、先ほどの佐藤議員の質問に対して、武田議員のほうから登

壇して答弁をお願いいたします。次に小坂井議員、山口議員と続きます。

- 16 番（武田正樹君） 佐藤議員からの質問でしたので、私も一言お答えさせていただきます。

実際は提案者が言われたとおりなんですけれども、1つだけお答えしたいのは、例えば前回のときに提案されたのが平成23年12月議会だったと思っております。そして、日付的に最終日が12月20日だったと記憶しております。そして、12月21日、翌日が議員選挙立候補予定者の説明会だったと記憶しています。余りにも、当時として私も立候補をしていた関係もありまして、早急過ぎたと考えております。そして、市民の方から、後から私もいろんな意見を伺わないかんということで伺いました。その中に、やっぱり定数はある程度削減するのがよいんじゃないかという意見が多かったものですから、私も今はこういう形で削減の方向に進んでおります。

そして、先ほど佐藤議員のほうからお話がありました2名削減についてですが、私もこの2名というのは、一概に削減だけで数をやるということは問題があるかと思っておりますけれども、実際のところ、ある程度県内の他の市を比較しますと、岩倉、そして人口的にある程度の人数があるところでは18から16というのが妥当ラインではないかと思っております。以上です。

- 議長（佐藤高次君） 次に、小坂井実議員。
- 13 番（小坂井 実君） 佐藤博議員の御質問にお答えいたします。

去年、おとし、23年12月議会、やはり武田副議長の申されましたとおり、そのとき私は反対をいたしました。と申しますのは、既に選挙が近く、新しく立候補される方は18人という定数を見据えて立候補の準備を既にされてみえたと思います。それに加えて、そのときの選挙では勇退される方が非常に多かった。したがって、今の新人の方が多いというようなことで、勇退される議員が、自分たちは勇退するんだと。自分たちがやめる後の定数を私どもでは削減に賛成はできかねるという意見が非常に多くて、そのときの提案は否決されたと私は記憶しております。

いずれにしても、十四山との合併協議会の中に、議員定数に関しては合併してから協議しましょうという部分があったと思います。その中で提案されたのが、弥富町は16名で決まっておりますと。十四山も合併して、あとは人口割をすると2名ですねと。その中で、例えば十四山は十四山、弥富は弥富で、1回限りですが選挙区を分けて選挙をやっても、それは違反ではないと、そういうことができますというお話は伺っていました。

したがって、そのときは十四山は2名を選んでくださいというふうに言われておりましたので、16名というのは弥富町のお話でございまして、合併した後は、何ら16名というのは、そのときは私はそれも申し上げて否決に回らせていただきました。しかし、諸般を鑑

みまして、もしかしたら状況が変わっておればそのときに賛成したかもわかりませんが、今回は御提案賛成者ということで名前を連ねさせていただきましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

- 議長（佐藤高清君） 次に、山口敏子議員。
- 12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

私は、23年12月の選挙のときには、本当に間近だったものですから、賛成のほうに回らせていただきました。それで、その後、議会改革協議会の中で皆さんと相談しながら、その前に、選挙のときに中日新聞さんからアンケートがございました。そのアンケートの中に、私は削減ということで表明させていただきました。ですから、現実にはそのときの削減はどうしたらいいかということは、私の後援会、それから周りにいる方にそれは相談しながら削減しようというアンケートは出させていただきました。それに対して私は、やっぱり間違ったことはできませんので、削減のほうにこれからはずうっとさせていただく。改革協議会の中の皆さんと御相談する中でも、私は削減する形にとるということでずうっと話を一転させていただきました。

それから、毎年議員にいただく手帳の中に、この愛知県の近隣市町村、私たちと同じぐらいの人口の市町村は、かなり削減の形をとっております。私たち改革協議会のお勉強に行きました岩倉市は15名です。それから、高浜にしても本当に同じような、私のところよりはまだはっきり言って人口は多いです。弥富市は、愛知県の中で一番かわいい市なんです、人口が少ない。面積は広いかもしれませんが、やっぱり人口に対しての、それで一度、平野議員がこういう表を出されました。人口割にしますと弥富は14人になってしまう。ちょっとそれは大変だねと、そういうことの評価も出させていただきました。それを聞かせていただきまして、私は今回、定数は16名、削減するほうの賛成のほうに名前を連ねさせていただきました。そういうことでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤議員。
- 15番（佐藤 博君） それぞれ見解は述べられたので、できるだけまとまった方向で行きたいと私は思っております。ただその中で、結局2名ということは、弥富町時代に決めたやつに戻そうということは本当は原点でないかと思うんです。ところが、それぞれの言い分があるから、私はそれは了としておきますが、本当に定数というものが何人が妥当かとか、こういうことは参考意見はたくさんあるけれども、これは神様でない限り、絶対これがこんだだけだというのはわからんと思うんです。そういう中で、お互いに議員同士が襟を正し合いながらしっかりと定数を決めていく、そういう責任があると思いますので、できるだけ満場一致で決められるような方向で御協力がいただけたらありがたいと、そう思っております。大原議員、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 大原議員が提案されたことについて、私は当時議長でした。その当時は当時として、今、議会の役割ということが行政推進協議会等を含みながら、定数は、弥富市の場合、26が最高の数字だったんですよね。それで今、なぜ最高の定数が撤廃をされたのかと。私は過日も一般質問で申し上げました。私どもの議会が施策の議論をする、提案権を持つ、あわせて地方行政の格付、審査、そのことも今これから求められておるわけですよね。ですから、緊急の課題でもそうですけれども、介護保険の1・2の要支援の問題も、これからどんな形で、市も提案されるだろうが、議会も提案をしていかなきゃならんわけです。そうしたときに、議会の定数ということについて、質問は3回までだと議長がおっしゃっているけれども、これもまた後でその問題は議論しますが、きょうは3回なら3回で結構ですから、まとめて申し上げますよ。

いわゆる民主主義の原理、民主主義の議会のあり方というのは、本来市民の権利です。私が申し上げるまでもなく、これは一般世論の国政の問題、これが1つ。

もう1つ、16名という限定の議論は、当時はそれぞれの財政状況、合併を含みながらあったことだと思っています。しかし、今、私たち議員ははっきり言って財政も課題であります。私たちは、今、人口5万以下だと幾らだと、全国平均の話が出ます。これは32万7,000円なんですよ。だから、いわゆる弥富市の財政の中で、私どもの歳費について答申をいただくということも決定していただいたわけですから、今はその状況を、1つは、その役割を果たしていく議員としての資格、発議をきっちりしていくことが私たちの役目だときょうまで思っていましたし、今もそのことは変わりない。

そんなことの中で、今回提案されてきたことに対して、私は正直な話が疑義を感じているんです。ですから、市民権の議会のあり方と、もう1つは、先ほどからも言われましたように、私が申し上げますけれども、人口5万以下で議員が平均18名というところが全国で約70%あるということ。愛知の場合は、それぞれの状況があって、例えば15名、16名、私も知っています。その数字は全国で約20%。全国の70%は18名平均です。以上です、20と。このことも、平均の話をするとそういう話になるんです。

ですから、どういうとり方をするかということは、それぞれ提案者の考え方だと思っています。私も議員の一人として、市民の皆さんの意見をどのように聞いていくかということ。今、私も二十何名のときから議員にさせていただきました。大原議員と一緒に、私は4期目ですが、それでも今、市民の意見を聞く私たちは、その立場で地域でも、自治会でも、区でも、耳を傾けながら報告会もさせていただいております。それじゃあ私たちが今議会の中で

どんな議論をするのか、施策をするのか、やっぱり議員としてお互いが切磋琢磨をきちっとしていく。その数字の上に立った議会構成が望ましいんじゃないかというふうに思っています。

ですから、私、議長を1年前もやらせていただいて当時は疑問を持っていましたし、流れの中で地方分権の中で、ますますこれは財政的にも、いろんな形で将来に向かって議員の数も減らしていかなくちゃいかなきゃいけないということもあったが、今後施策をどういうふうに議会が持っていくか、議論をしていくか。条例、今回もあったように、国の法律は、私も簡単に一般質問のときに201本近い、憲法92条にまつわる状況で、地方の行政のあり方から撤廃されたケース、このように私は理解をしておるわけですがけれども、市民に負担をかけてもいかんけれども、だから、負担の割合はわかるけれども、大原提案者には、市民権として議会がどういう形の中での役割かということだけ申し上げた。

私もじっと黙っておろうかなと思ったけど、正直な話、今の情勢は、議会の役割はそれぞれ大きな課題を持っているんですよ。これから弥富市の条例が何本あるんですか。これをみんな検証せないかんですよ、はっきり言って。そのことは、私たち議員も行政側も役割を持っているんですよ。私たちも真剣と提案をしていかないかん。その大きな役割があるから、大原さんに、ややこしい質問でならん質問かもしれんけれども、私はそういう意味合いからして少しお答えをいただければと思っておりますが、今の私の心境と質問であります。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 伊藤議員も長年議員をやられて、とにかく定数を20から16ということについては、民意の反映ということであなたも賛成いただきました。そういうふうで、伊藤議員も、私は今、年はとっていますけれども、よく勉強してみえて、やっぱり民意の反映ということは、財政健全ということをしてないといかんということで、こういう提案をいたしましたので、16人のときには、市民の皆さんの意見を聞いて賛成をいただいたというふうに思っておりますので、そういうことで御理解いただけるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 1点だけ申し上げておきますけれども、民意の反映、市民の代弁者、いわゆる議員としてのそれぞれの平成18年からの流れの中であったこと、少しくどうですけれども、今は法律改正がされて、上限撤廃がなって、下のほうもありました。だから、10名とはっきり申し上げますけど、どこにあるかというのは木曽岬だけです。一、二個しかないんですよ、全国で。これが、全国でそういうところにおけるところは、本来、区の審議会制度だとか、自治会制度だとか、そういうものが裏に肉づけされながら施策の議論をしていく。先ほど堀岡議員も言われましたけれども、私たちは、議員改革をするみずからの形の中でいけば、そういう問題の裏づけを今後どうしていくかと。18名でやれない部分を、審

議のあり方をどうしていくかと。だから、過日も市長に申しあげましたように、審議会のあり方、協議会のあり方も形は変わっている。だから、私はきょうはまだ継続をしていただくことが一番望ましいというふうに結んで、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） これにて質疑を終結させていただきます。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡でございます。

私は、公明党弥富市議団を代表いたしまして、反対という立場で討論をさせていただきます。

反対する理由は2つでございます。先ほど質疑の中でさまざま議論がされていたんですが、あれだけ活発な議論が議会改革協議会でされていれば、もっと早くに結論が出た、そういうふうに思います。だけれども、そのときは議論にもならず、1年間、本当に無駄にしたかと、怒りさえ覚えます。一体その合議制はどこに行ったのか。本当にそれがまず一つの理由でございます。

次に、これは12月の討論でも引用させてもらったものなので繰り返しもなりますけれども、せっかく原稿をつくってききましたので、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

地方自治法第91条の地方議会議員の法定定数についての法定根拠について考えてまいりたいと思います。

旧自治政務次官で、岡山県知事を務められました地方自治の神様と言われる長野司郎氏が書かれました。逐条地方自治法には、市町村の議会の定数についても、都道府県の議会の議員定数と同様に、市町村においてこれを特に減少する場合を除くほかは、それぞれの市町村の人口に応じて何ら措置を要せずして、法律上、当然に決定されるとあり、これは260項にあります。同条第2項の条例で、特にこれを減少することができるにつきましては、地方自治法の本旨に基づいてこれを解釈し、運用しなければなりません。これは、地方自治法第2条第12項、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと提示をしております。

また、市町村議会等が定数を特に減少できることについて、元内閣法制局長官で、元最高裁判事の大出峻郎氏は、現代地方自治全集3巻の地方議会に、人口の少ない市町村などの場合には、もともと法定定数が少ないのであるから、このような団体にあっては、特に住民の代表機関として議会のあり方及び合議体としての適正規模のあり方の両面からも慎重に配慮する必要があると思われると述べられ、地方自治の本旨の上からは、選挙や議会の定数にかかわる事項は、第2の憲法と言われるほど重要なものと位置づけ、法定定数の減少は、特

に慎重でなければならないと結論づけておられます。つまり、単に人口比較による短絡的な定数削減は、地方自治法の本旨の上からも否定的であるとするのが一致した解釈であるというのであります。

しかし、現在、日本の各所におきまして、近年、まるで競争するかのような定数削減の問題があり、また名古屋市や鹿児島県阿久根市の出来事のような、市長と議会との対立から取り沙汰されている地方議会の状況を見ると、結局突きつけられているものは、地方議会と何なのか、議員とは何なのかということだろうと思っております。

したがいまして、今後の議会及び議員のあり方について考える上で、幾人かの識者の言葉を引用して考察・検証してまいりたいと思います。

地方自治が御専門の同志社大学大学院の新川達郎教授は語っておられます。

議会と長の二代表制をとる地方自治におきましては、制度的にもともと公選職である市長と議員、すなわち議会と相対立をし、その抑制と均衡によって民主主義を達成させようとするものであるのに、1人を選ぶ市長だけが民意で、議会は民意でないかの言動は、二代表制を理解しないものと言わなくてはならない。ましてや、一方の代表が他の一方のあり方が気に入らないと力を弱める提案をすることは明らかな越権行為であると述べるとともに、これら地方議会と議員に対する批判の背景には、市長に権力が集中している自治体運営制度である首長主義があり、その上に議会と議員の働きが情報として市民の目に見えないことがますます地方自治にとって議会は不要であり、無駄なものに見える傾向が読み取れますと述べられております。

また、鹿児島大学法科大学院教授 小栗実氏は、今日の定数削減などの地方議会の合理化は、1985年の自治省文書、地方公共団体における行政改革推進の方針の策定について、文字どおり、地方議会の合理化を取り上げて以来始まったと証言をし、その地方議会、合理化の問題点を列挙されております。

それによりますと、1つ目に、地方行政の減量化、効率化という観点のみから、地方議会の定数削減を取り上げたことに問題がある。地方議会は、憲法上、地方自治を保障された統治団体としての自治体の立法機関であって、国の国会に準ずる性格を持つものであり、単なる地方行政機関ではない。地方自治は、何よりも住民自治をその本質的な要素とするが、その住民自治の最も中心的な制度として、地方議会が存在することに対する軽視がうかがわれる。

2つ目に、全国の自治体が一斉に中央政府の主導に従い定数削減が実施されていったのは、地方自治の理念と正反対であり、地方自治の形骸化にみずから手をかすことにはなりはしなかったか。

3つ目に、特に定数を減少する場合の根拠となる最少の経費で最大の効果の考え方は、そ

の自治体の経費全体の中で、議会、あるいは議員の役割で実際に節約された効果額がどの程度であって、議員定数削減の経費節減効果額との価値判断の比較について考えることであるにもかかわらず、そのことが検証されず、地方議会の定数削減は、経費節減のシンボリック役割を担わされたと述べられ、現状の地方議会の危機は、住民にとっての不利益に結びつくと警鐘を鳴らしておられます。

さらにこの危機に際し、地方分権の中で地方議会の役割について、1つ目に、住民からの定数削減要求は、住民からの地方議会が余り重視をされていないサインと見るべき。2つ目に、住民と距離を縮める情報開示や、実りある議会審議の公開などを指摘し、3つ目に、今こそ議会の活性化に取り組むことであると結んでおられます。

これは12月議会のときにも申し上げました。したがって、私たち議員は、こうした識者の指摘や、何よりも市民から出された要望の背景にあるものを真摯に受けとめ、真摯に議会改革、議会活性化のスタートに立ち、市民に見える議会であり、議員活動となることが先決であると考えます。議会改革のそうした道筋をしっかりと市民に示した上で、さらなる民意を酌み取り、定数削減等の問題を判断していくのが筋ではないかと強く思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に賛成討論。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

弥富市議会は、議会基本条例を市議会の規範とし、議会改革協議会を設置し、議員の報酬並びに定数について議員間討議を重ねてまいりました。私も議員になったときは、定数については現状でよい認識でしたが、議員間討議を重ねていく過程において、行財政改革の観点から、議員の定数は削減をしなければならないという結論に達しました。

理由としては、弥富市において議員1人に対する人口の数が2,408人であり、県内における人口4万人から8万人の市においては最低であります。全国平均では、議員1人に対する人口数は1,970人、また人口と産業構造によって市町村を分類し、同じ分類、いわゆる類似団体において比較すれば、議員定数が18名から20名といった市もあります。

しかし、愛知県内においては、議員1人に対する人口数は平均で3,200人であります。また、西尾張9市——人口4万人から8万人の市ですが——においては、犬山市が3,696人、岩倉市3,056人、津島市3,276人、あま市3,324人、愛西市は、現在では2,742人ですが、次回の選挙においては定数が4名削減され、20名となります。その時点では3,240人となります。また、人口及び財政規模が弥富市に最も似ている高浜市においても議員は16名であります。高浜市議会にできて、弥富市議会できないことはありません。議員数が削減された

分、私ども議員は一人一人がさらなるレベルアップをして、弥富市議会として市民の負託に応えていかなければならないことを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、さきに堀岡議員が人口などは定数削減の理由に全くならないという地方自治の専門家の見解を述べた後に、また相変わらず減らすのが当たり前と、それは人口比だという議論がされておりますが、大変残念であります。

私は、定数問題は、市民の参政権の問題でありまして、議員の身分の保障だとか、そういう問題とは別の問題だというふうに考えております。私は、昭和43年に27歳で町会議員にさせていただきましたが、当時は、私の家内がフルタイムで働いて、私は基本的に専従で議員をやってきました。議員歳費は高卒初任給と一緒にしたから、本当に国民年金の掛金も払えんような状態だったんですが、それでも何とか生活をしながら、子供2人を大学卒業させることが、長くかかりましたけれどもできました。

だけど今、子供を持った若い人たちが働きながら議員をやるとか、そんなことは絶対できません時代ですよ。本当に多様な声を反映しようと思ったら、私は可能な限り参政権のためのハードルは下げるべきだというふうに考えております。今は人口でどんどん切ってやるなんというのは論外だと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、弥富市政の発展の上で、町議会、市議会が果たした役割というのは極めて大きいですよ。私が議員になったときに、実は弥富が海部津島で保育料が一番高い町でした。なぜ弥富が一番高いか。当時、インフレの時代ですから、保育料の減額したやつを精算する国の基準が年に2回ずつ変わったんですよ。ですから、私が議員になるまでの当時の弥富町は、そのとおりに上げるのが町の仕事だというふうに勘違いして上げておったんですね。だから、海部津島で一番高い状況。そうではなくて、それは、減額した保育料を国が負担する分の精算の基準であって、保育料を幾らにするかは全く市町村の裁量だということを話したら、当時の服部文彦町長は、それからずっと保育料の値上げを、私が議員になってからですから、3年間やらなかったら、海部津島で一番安くなりましたよね。やっぱり、本当に住民の命と暮らしを守るために、ぽっと出の議員が発言をしても、町長はそれに耳を傾けて、住民に耳を傾ける、こういう対応をしてくださったことが、弥富の住民の皆さんにとって大変喜ばれました。

その後、佐藤さんが町長になられて、高度成長時代ですから、どんどん人口がふえて保育所が足りなくなっていて、私たちにとても何とかしてほしいと。佐藤さんは最初、学校をやらなきゃいかんからと言って、頑として保育所はもうつくらんと言っておりましたが、住民の声がどんどん強まった中で、保育所をつくりましょうということで、この間改築した弥生保

育所、あそこは住民の請願などによって弥富でつくられた保育所であります。

結局、いろいろありますが、歴代の町長、市長は、住民の声が大きくなったときには、その声に寄り添いながら、やっぱり子供のことは本当にこのまちでは大事にしていこうという一種の保守系の人たちも含めた議会の中での合意があったり、さっき大原議員が国民健康保険なんか負担するのはおかしいじゃないかと、経営者の立場からという御発言もありましたが、これも、その前に私が申し上げましたように、民間の社会保険に入れない人たちは、全てを引き受ける。そして、高齢になって働けなくなった人たちを引き受けるという仕組みからいって、当然収入の少ない人たちが入る。そして、医療費が高くなっていくと、生活の質が悪くなればますます病気になりますからね。

もう引退をされましたが、服部金蔵議員が長く議会におられて、議長もずうっと続けたこともある人ですが、この人たちなんかも含めて、他の地域の市町でやっておるようなことは、うちの財政がどんなに苦しくたってやっぱりやるべきだということで、保守系の人たちも含めてそういうことに賛成をしながら、子育てや、それから国民健康保険の行政の負担をして、社会保障と保険を統合したものだという国の指示に沿い、市民の利益に双方向で事態の解決を図ってまいりました。

とりわけ弥富の発展を促進したのは、都市計画税を佐藤町長が政治生命をかけてもやりたいと言ったことに対して、これも繰り返しになりますから簡単に申し上げますが、町の場合は市と違って、生産緑地なんかで減免する制度というのはなかったから、どんどん土地の税金が年に1割ぐらい上がる時代でしたから、これにまた都市計画税をかけられたらとてもやっていけないということで、市街化区域の農家を中心にいたしまして、当時は調整区域の農家の議員の数が多かったんですが、やっぱりそれはもう皆さんの言うとおりだということで、本来なら佐藤町長の鶴の一声で議員が動くような時代でしたが、それでも暮らしを守るという声に押されて、議会の多数は反対に回って、中止して今日の弥富があるわけですね。

今、岩倉だとか高浜だとかと比較をされましたが、とにかく住みやすさということでいうと弥富は36番目、岩倉は550番台だとか、高浜がたしか二百数十番だったかな、そんな状態。それから、例えば国民健康保険の値上げを抑えるための負担は、去年の10月ごろの県のほうの統計ですから、去年の分は予算だったと思いますが、高浜市が3年間で住民1人当たり2,900円の負担、岩倉市が1万1,776円の負担、弥富市は5万2,117円の負担で皆さんの暮らしを応援するとか、こういうことを、首長もそうですが、議会も市民の声を聞いて暮らしの応援をすると。生活保護の200人だとか300人の人も当然ですが、そうじゃなくて、生活保護以下の暮らしをしておるような人たちもたくさんおりますし、あるいは今は非正規雇用なんかが広がって、働いても満足に家族を養うような収入が得られない人がたくさんおる中で、できる努力を弥富市としてはやってきましたよね。こういう議会です。

だから、人口で決めるとか、そういうことじゃなくて、本当に市民の暮らしの願いに寄り添った施策をそうやって進めてきたことから今日の弥富の発展があるわけでありまして、やはりそういう比較をされるなら、住民の暮らしにどういうふうに私たちが役立ち、そして今言った暮らしのランキングだとか、財政のいろんな指標でも、例えばお金を持っておるということからいうと、高浜なんかは物すごく金を持っていますよね。だって、どんどん職員を減らして、市長が経営する派遣会社から人材派遣なんかをやって、そういうことをやってきたところをどうして学ばなきゃいかんのですか。そんなことじゃない、きちんと本当に市民の意見を反映するまちをつくっていくということを考えていただきたいと思います。

せっかく横井議員が紹介されて、私も前からこういうものがあったということは知っていましたが、急いで取り寄せてみて、本当に今日本中の市町がどんなにすさまじい状況に置かれているか改めて感じて、弥富が36位にランキングされるということは、実は1つは弥富市の皆さんの努力もありますが、もう一方で全国の状態がどんどん落ち込んで、今の国の政治のもとで、ということの反映でもあります。本当に市民と一緒にこのまちを、みんなの意見が反映されるまちにしていくという立場なら、私は18の議員定数を守ることが一番、少なくとも16にすることよりもはるかに大事なことだということを申し上げて、討論を終わります。

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を4時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時24分 休憩

午後4時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第4号 蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書の提出について

日程第20 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第21 発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

日程第22 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第19、発議第4号から日程第23、発議第8号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

- 15番（佐藤 博君） 発議第4号の提案理由を説明いたします。

蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書については、昭和44年建築の蟹江警察署は、老朽化、狭隘化が進んでいるほか、防災機能、治安機能及び来庁者の利便性を高めた庁舎への建てかえが不可欠であることから、蟹江警察署建てかえの早期実現を愛知県知事などに対し要望するものであります。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書については、平成26年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定、実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号地方税財源の充実確保を求める意見書については、全国市議会議長会では、第89回定期総会において、地方税財源の充実確保に関する決議を行うなど、地方税財源の充実確保に向けて取り組んでいます。住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であることから、本市議会において、国に対し、地方税財源の充実確保を強く要望するものであります。

発議第7号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書並びに発議第8号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書については、私立学校への経常費補助の一層の増額と父母負担の軽減のため、授業料助成の拡充など、国と愛知県に対し要望するものであります。

以上、この意見書5件につきまして、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員。

- 5番（三宮十五郎君） 後に佐藤議員の緊急質問も予定されておりますので、簡潔に反対の討論をさせていただきます。

この地方財源の充実確保を求める意見書については、基本的にそういう方向で、もっともって地方の財政を保障するというについては別に異議があるわけではありませんが、2番の(1)の地方消費税の充実など税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するというになっておりますが、確かに地方にとっては、何であれ財源の手当てにしてほしいということなんです、消費税を導入すれば、かつて橋本内閣のときに、まだ景気が上昇してあるときでも大幅に景気が後退し、税収は落ち込みました。

今では、本当に働く人たちの所得は16年連続で下がり続けてきた。こういう状況のもとで青息吐息の暮らしをしておる人たちに、負担能力がどんどん落ちていく。とりわけ中小零細企業については身銭を切って払う、こういう状況で、そうでなくても大規模な廃業が続いておる中でこんなことをやったら、本当に国の経済も国民の暮らしももともとから成り立たなくなります。

8月26日の消費税問題の世論調査では、予定どおり引き上げは、共同通信で22.5%、毎日で21%、日経は17%、そしてそれ以外は引き上げを先送りするか、上げ幅を小さくする。あるいは上げずに現行維持する、こういうのが国民の声であります。これほど国民の暮らしが急落し、地方がどんどん後退していく。

先ほども申し上げましたように、弥富が住みやすさの全国ランキングで36位だとか、財政健全度では40位台というような状況なんですよ。愛知県では真ん中ぐらいの弥富が全国でこういう状態というのは、どんなに日本の地方自治体が今大変な事態になっておるかということの一つのあらわれでもあると思いますが、こうした中で、消費税に頼るやり方というのは、結局国の将来を危うくし、ますます地方を窮迫させるものでありますので、ぜひ消費税の引き上げをやめ、消費税に頼らない、そしてぼろもうけを続けて課税を免れていたり、あるいは今全国の8つの税務署は、例えばトヨタ自動車の本社があります豊田税務署もそうありますが、自分ところで集めた消費税を全部トヨタ自動車に還付するだけでは足りなくて、よその税務署から集めてきてトヨタ自動車に消費税を返す。輸出をすれば、ゼロ税率になって、それまで中小企業が納めた消費税がトヨタ自動車にそっくり入る仕組みだとか、年間1兆円を超える、毎年そうした輸出戻し税などが行われており、消費税が社会保障に使われるなどというのは名目的で、実際には法人税の減税や、そういうもので日本の財政が窮迫している最大の事情でありますので、力のある人たちにきちんと負担をしていただく仕組みをつくる。そして、大企業や大資産家が、本当に中小企業に比べてはるかに低い税率でしか税金を納めていない実態を改善するように働きかけることを強く求めて、本案には反対いたします。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、発議第4号及び発議第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

次に、発議第6号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

次に、発議第7号及び発議第8号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議員派遣について

- 議長（佐藤高清君） 日程第24、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第166条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 緊急質問

- 議長（佐藤高清君） 日程第25、緊急質問を行います。

ここで発言を許します。

佐藤博議員、お願いします。

- 15番（佐藤 博君） まず最初に、片岡監査委員には大変御多用の中を御出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは、片岡監査委員に質問をさせていただきます。

私も政治行政に携わって、36歳のときからでありますので、43年になりますが、今までに全く例のない今回のような超高額な財政支出をしなければ用地取得ができない問題が発生したために、地方自治法第237条第2項の規定を適用して、議会の議決を要する補正予算を議決したということ。さらに、最初から25年度には予算執行しない予算を提案し、議決したという問題等、現実の問題として弥富市にこのような状況が起こっていることであります。そのために、住民監査請求問題に発展したこと等、私は大変恥ずかしく残念に思っております。

今回の住民監査請求、また監査委員会の回答については、市当局はもちろんのこと、私たち議会においても大いに学ぶべき問題が提起されたと私は考えます。

また、危機的な重要な状況に直面しておりますので、尊敬する監査委員各位に質問をしてみたいと思うのであります。

議会において全員が同意した監査委員の方々であり、当然私たちは信頼をし、市民も同様に公正で適正な判断を仰ぐことができると考え、住民監査請求が行われたのであります。申し上げるまでもなく、住民監査請求とは、住民がみずからの居住する地方公共団体の違法、もしくは不当な財政会計上の行為、または怠る事実について、これを予防し、または是正することで住民全体の利益を守ることを目的とした制度であり、不当な財務会計上の行為等があると認められる場合、その地方公共団体の監査委員に対して監査を求め、その行為に対し必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度であります。これは十分監査委員の片岡さんには御理解をいただいておりますことだと私は思います。

今回の請求人は、貴重な税金の浪費を戒め、住民全体の利益を守るために、私費を投じてまで正義感に満ちた住民監査請求を実行されたのであります。しかし、監査委員会は、今回の住民監査請求に対して内容の精査もされることなく、手続上の見解のみで却下をされました。その理由は、まだ予算が支出されない場合は、地方自治法第242条では、相当の確実さを持って予測される場合のみ住民監査請求の対象としているという理由から、市側の一方的な陳述を重視した結論によって却下されたと感じておるわけであります。

その市側の補正予算の提案理由は、会議録から引用されたと私は思っておりますが、新庁舎建設については、愛知県の建築審査会の審査を受ける建築許可をとる必要があり、建築許可取得後は、土地収用等の課税の特例を受けるために収用委員会の事業認定を受ける必要がある。その事業認定の申請に際して、用地取得費が予算に計上されていることが条件となっているため、6月議会で土地購入費、物件移転補償金を含めた新庁舎建設関係の補正予算を提案したと。

ただし、愛知県の建築許可があり、収用事業として事業認定後に税務署との事前協議を開

始するため、用地買収については平成26年度となるため、平成25年度年度末に、土地購入費、物件移転補償金については不用額として処理し、平成26年度に改めて予算計上すると説明しており、平成25年度に土地購入費、物件移転補償金は支出しないことが確認できると。また、市側の方針として、用地買収契約については、平成25年度には締結せず、平成26年度締結の方針であることも確認できたことから、平成25年度に土地購入費、物件移転補償金は支出しないことは明らかであると。したがって、当該行為がされることが相当の確実さを持って予想される場合に当たらないことから、請求要件を満たさないため却下すると、こういうように回答をされております。間違いございませんね。

〔「はい」の声あり〕

- 15番（佐藤 博君） 自治体の予算は、単年度の予算編成が原則であります。決算も同様であります。最初から本年度は支出しないような予算を提案することもできないし、議決することもできないと、私たちは地方財政法から認識をしておるのであります。

最初に、監査委員会は、25年度には支出しないような補正予算をどのように判断されたのか、この見解を最初に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（佐藤 高君） 本日の会議時間は、緊急質問を続けるために延長しますので、宣言をします。

大木副市長。

〔「私は監査委員さんに聞いているんだ」の声あり〕

- 副市長（大木 博雄君） 済みません、私がちょっとお話しさせていただいてから、それから監査委員から答弁していただきますので、よろしくお願いします。

先ほど佐藤議員が言われましたように、会議録のとおりでありますけれども、今回の補正につきましては、まず建築許可をとらなきゃいかん。これはここが不適格建築物ということになっておりますので、まず建築審査会において建築許可をとるというのが大前提であります。これの日程が、うまくいって年内、12月までかかるだろうという想定でございました。それで、建築審査会の建築許可がおりた後に事業認定をしていただくということになりますが、年内にやっと建築許可でありますので、事業認定については年明けの1月になるというスケジュールで想定をしておりました。

それで、事業認定につきましては、確実に土地を購入するんだという意思表示がないと、テーブルにのせてもらえないというお話がございまして、そういったことから6月議会で土地購入費について補正をさせていただいたという経緯がございまして、したがって、当初予算から計上しておれば、その年度内に処理もできたんじゃないかなというふうに思っております。

それで、先ほどの認定審査会のほうの認定がおりるのは、やはり3月いっぱいかかるであ

ろうというふうに思っておりますので、それから税務署業務に入りますと、本来支出して何とかしたいというふうには思いますけれども、事実上できないだろうということで、6月議会の全員協議会で皆様方に説明をさせていただいて、本来は執行したいんだけど、事実上スケジュール的に無理だということで説明をさせていただいたとおりであります。

今回の土地購入費とか物件移転補償金、そういった予算措置につきましては、将来にわたって使用しない予算であると言っておるわけではなくて、25年度には執行できないため、先ほど言いましたように、新年度で改めて計上させていただくということでございまして、使用しない予算を組んだというふうには、単年度で考えればそうでありますけれども、将来的にはしっかり執行していこうという考えでございします。

本年度に計上いたしました土地購入費、物件移転補償金の予算を執行せずに改めて新年度に計上するということについては、手続上、法律的には問題ないというふうに私どもは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 片岡代表幹事監査委員。
- 代表監査委員（片岡 明君） 今の佐藤議員の質問にお答えします。

まず第1に、今回の住民監査請求の我々の職務といたしまして、平成25年度に支出しないような予算というのが実際に6月19日の議会説明でありますけれども、25年度は不用額として処理されるというような説明がされておりました。それと今、副市長からありますように、基本的に本年度、平成25年度内において地権者と契約を結んで執行されるということが事実上はないということを市のほうから説明を受けておまして、そういうことを鑑みて、要するに支出があり得ないというふうに私どもは考えました。支出をされないものに対して、前段における予算を計上し、もしくは手続が適法であるかそうでないかということに対しては、我々は見解を述べておりません。

今の佐藤議員の、支出しないような補正予算を組んだことについてどうかという見解ですが、これについては、今回の住民監査請求の中においては、私どもとしては意見を述べる立場にないと思っております。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤議員。
- 15番（佐藤 博君） 問題は、この予算の編成方法が妥当であったかどうか、監査委員さんの使命は、例えば今回のこのものが妥当であるかどうかということは、監査の対象になると思うんです。だから、私が今、住民監査請求の制度をあえて先に読み上げさせていただきました。住民監査請求とは、住民がみずからの居住する地方公共団体の違法、もしくは不当な財務会計上の行為、または怠る事実について、これを予防し、または是正することで住民全体の利益を守ることを目的とした制度であります。

ですから、中身は関係ないということではなくて、これは非常に大事な問題なんです。だ

から、監査請求が出されておる中には、地方自治法、地方財政法のそれぞれ違反ではないかということから、今の予算の執行についてはとめていただきたいと、こういう監査請求だったと思うんです。

そうすると、今の1対1.28とか、あるいは1億530万というようなこういう物件移転補償費というものが妥当であるかどうかということから、これは監査をしてもらいたいと。それが妥当でないとするならば、これはとめていただきたいと。これが妥当であるならば、何も監査請求を出す問題ではないわけなんです。これがまず1つ。

そういうような予算の組み方からして、今私が申し上げたように、予算、決算は単年度なんです。ですから、ことし使うために予算は組むんです。初めから、ことしは使わないけれども、不用額処理をして来年度やりますという予算編成は果たして妥当かどうか、その点については、監査委員さんは、関知するところではないと言われるけれども、一番重要な問題ではないでしょうか。その点、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 明君） 今の御質問ですけれども、基本的に住民監査請求というのは、財務会計上の行為が行われるということが前提になっております。財務会計上の行為が行われるということは、市に対して損害を与えるおそれがあるんじゃないかというようなことに対して我々の住民監査請求に対して回答しなきゃいけないということになると思うんですね。

今回の場合は、支出が行われないということですので、住民に対し、もしくは市に対して損害が生じるというおそれはないはずなんです。ですから、この行為に対して、今言った予算の計上がどうのこうのというところまでには、私どもの考慮としては、現在において支出されていない状況においては、もしくは将来において、25年度中に支出されないなら、その行為は我々の見解というか、そういうことを述べる対象にはなっていないということで回答させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 会議録等を十分チェックされたと思います。6月19日の補正予算（第2号）の提案に対する私の質問に対して、服部市長はこのように述べております。

その条件、すなわち私が再三申し上げておりますように、超高額な土地取得条件ですね。これを相手の方に話をさせていただき、御了解を得たところでございますと、このように答弁しておるんです。これは会議録を見ていただければわかります。ということは、地主と、この条件の合意ができたために予算が提案され、議決されたのであります。

ということになると、万一この条件を遵守しなければ、例えば来年度なら来年度でも遵守しなければ、市側は約束不履行になりますわね。ですから、そういうような手続上の問題ではなくて、内容をきちっと審査していただきたいと、こういうことで出したおるわけなんで

すね。だから、このような条件によって合意に至り、予算が議決されていれば、住民監査請求制度の予防する該当に、当然相当の確実さを持って予想される場合と解釈されるべきであり、地方自治法第242条に該当しているのではありませんかということなのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 明君） 議事録を私も読ませていただきまして、佐藤議員が今言われたところなんですけれども、ここは、借り地の条件ということが提案されていまして、それに対して市長が、その条件を相手の方におおむね話をさせていただき、御了解を得たところでございますと言われたんですね。

佐藤議員の説明によりますと、その条件の意味が超高額な土地取得条件だというふうに解釈されてみえるんですね。ところが、この前後の文章を読んでみますと、これはあくまでも借り地の話をしてみえる。借り地の話を市長が御了解を得たところでございますということを言われて、その次に、借り地ではよくないんじゃないかというのは議員さんの中で起きているということになっておりまして、文脈を追っていきますと、これは、借り地の話をしていんだというふうに読めると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは交換なんです。交換の条件が決まったから予算を編成したんです。これは間違いのない事実なんです。ですから、1対1.28ですね。これは私は超高額な交換条件だと思っています。また1億530万の中身も、私たちは何回質問をしてもきちっと中身は示されておられません。ごらんいただくとあのところです。一部隣のフェンスとか、そういうものがあるようですけれども、あれが1億相当に該当するかどうか、こういうことを私たちは今までも何回も申し上げてきたんです。

ところが、中身はわからないんです。中身のわかっておるのは、今の金額と交換条件ですね。これは鑑定評価によると1対1.28だと。そして、固定資産の評価額でいくと1対1.4だと。これは超高額だと私は思うんです。そういうことがきちっとしたから、結局今回予算を組んだわけですね。借り地で予算を組んでおるわけではありません。そういうことは、文面の一体的な流れからおわかりいただけるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 明君） 交換については、確かに1対1.28になるということで、何度も議会で議論されております。それで、その1対1.28というのは、その土地だけを評価したときに、これは不動産鑑定士さんが評価されていますけれども、そのときの値段差であります。最初、交換という前提でいけば、市側の考え方と、Aという今回対象の方ですね。この方の土地との交換をするというときには、単純にその土地だけの評価額で考えるのではな

くて、市がその土地を取得したときにどういう利用価値があるかということでも評価がされるべきだと思うんですね。これは住民監査請求についての、今回のことについては答弁とする必要は私はないと思っていますけれども、ただ私が公認会計士としてこの資料を見せていただいたときに、余りにも今の土地の評価だけで1対1.28ということを言われていますので、本来は、土地というのは利用者がどう評価するかということなんですね。そうすると、今くぼんでいるわけですね、第三者の方が持ってみえる。それが全くきれいな土地になるということで、そのきれいな土地になったときに、弥富市としてはどういう評価になるかということも考慮に入れるべきだと思うんです。それが議論の中で一度もされておりません。これは、税法の交換規定を見ていただくとわかりますけど、単純に時価を評価したときに、そういう差額が起きたとしても、それを取得したときにどのような利用価値があるかによってもそれぞれ判断は変わるんです。今回の場合は、土地の評価をやられるとわかると思うんですけど、角地が取られているわけですね。それが真四角になって、非常に利用価値の高い土地になるんです。

それともう1つは、弥富市の今度交換しようとする土地が、平米当たり25年度の路線価でいきますと7万9,000円です。弥富市の目の前の土地は7万6,000円です。実質的には3,000円しか差がないんです。

それともう1つは、もし弥富市がきれいな土地として買われれば、これは市のほうにも説明したんですけど、相続税の評価方式では路線価を使って評価するんですけど、弥富市としてはちょうど角地にきれいになるわけですね。こういう場合は、また土地の評価が上がるんです。そういうことまで全部考えたところで本来交換ということを考えていただかないかなと思うんですけど、私が説明を伺ったところでは、購入してから売却するという手続で税務当局との交渉が始まってしまったので、ここのところまでは正直言って話が及んでいないんですけれども、実際に交換ということで、弥富市側が考える利用価値と相手側が考える利用価値が一致すれば、これは十分交換は成り立つんです。これは現実には、もし来年度、26年度に予算を組まれて執行されるということであれば、そういうところも十分考えたところで検討されなきゃならないということを最初私は考えました。

ただ、今回について言いますと、そこまでは踏み込む必要はなかったので言っておりませんが、1対1.28というのに余りにも皆さんがこだわり過ぎて、形がよくなるということの土地の評価の変更と言ったら悪いんですけど、そういうことについては、これは私ども会計士とか税理士とかということによっていただければ、多分路線価で評価するときはこうなりますよということは、ある程度のことはわかるだろうと私は思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 現実の問題として、例えば将来の見込み価格というのは、こうい

う自治体ではなかなか酌みにくいものなんです。それを酌みましたら、結局、後の用地買収も、例えば道路なら道路を買おうとしたときに、ここも道路が来ればこの土地は上がるんだから、だから高く買いましょうというような買収方法は、公共機関ではできません。その現実のもので買収するのが妥当なんです。今、公認会計士であられる先生はそういう評価をされるかもしれませんが、それは、民間サイドだったら、例えば3倍でも5倍でも買う場合もありますけれども、公共の場合には、ここだけそういうように見て、あとはまた違うというわけにいかんのですよ。みんな同じように基準をつくらないかんわけです。

だから、その基準というのは、鑑定評価を基準にしておるんです。ただし、鑑定評価が1社で妥当かどうかということもこれは問題があります。そういう意味からして、今の鑑定評価を基本にするとするならば、鑑定評価を基準にしておるから、今の1対1.28ということが出てきたがために、237条を適用して、市長の裁量の範囲を超えておるから議会の議決が必要なんだと、こういうことになっておるわけですね。

だから、そういう今の片岡監査委員の論議だったら、あえて地方自治法の237条の2項を活用する必要はないんですわね。どうでしょうか、その点は。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

〔「ちょっと待って、監査委員さんへの質問。後であなた方にはするでいいわ」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 明君） 今申しましたように、今回の住民監査請求において、いろんな手続、もしくは条件を一応要求された内容については全部調べました。今私の言った意見は、そのときにこういう考え方が、多分一般我々の民間企業、もしくは会計士とか税理士とかという連中がもし評価したらこうなるだろうという話をしたわけですけど、今回の住民監査請求について言えば、そのことに言及する必要はないもんですから、ただ、考え方としてはそういうこともあり得るんじゃないでしょうかということです。

それから、今言われた不動産鑑定をして、例えば将来のと言われましたけど、将来じゃなくて現実的に購入されたらどうなるかということを私は言っているわけで、将来道路ができたというか、そういうところまでは当然考えは及んでいませんし、そういう考え方とっておりません。

それから、今言った不動産鑑定で購入したらどうなるかということは、市のほうで鑑定がとっておりませんし、まだそういう鑑定のとり方を、佐藤議員が言われるようにしないわけですね。しないということが、要するに、公共の場合はそういうことはしないという法律になってみえるようですので、そのことに対しては、だからしょうがないんだと。だから、こういう条文でこうだと言われますけれども、実質的に土地の時価とか評価とかという場合に、

そういう考え方もあるんじゃないでしょうか。これは我々の考え方としてあるんじゃないでしょうかということを知っていただきたいと思っています。

だから、1対1.28というのを、下がるからどうしてもだめなんだということを当初聞いたときに調べたときには、そういう強い思いを持ったということはありませんので、そのことについては、もし次回、住民監査請求が出ましたら、もっと詰めて、そういう考え方をとった場合にどうなるかとか、いろんなことを考えなきゃいけないということは思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうしたことをまとめて、今回の監査請求の中には、地方自治法において最少の経費で最大の効果を上げるという今の自治法の趣旨ですね。それから、地方財政法においても同じことですね。こういうことで表現はされておりますから、今、片岡監査委員が言われるのは、これは片岡監査委員の個人的な私見と私は思うんです。だから、行政という場合には、自治法の本質に従った処理をするというのが行政を行う基本ですので、その点はお間違いをいただければ私は困ると思うんです。そういうことがあるから、今の精神にマッチをしていないと。だから、監査請求が出たんです。だから、監査請求の本旨というのは、今そういうことがちゃんと基本が示されておりますでしょう、地方自治法、地方財政法が。そういう上で監査請求が出ておるんですから、当然、今言われたようなことは含まれておるはずなんです。だから、それが監査請求の中になかったから、そういうことまで私たちは監査の対象にしないということでは、監査請求を出された方々からすると、これはやっぱり不本意なことになると思うんです。そこまで行くということになると、これは大変な問題になると思います。

そこで、時間も余りありませんので次へ進みますが、例えば中身の問題でどれだけ検討していただいたかということが問題なんです。説明は私がしましたけれども、市側は、収用委員会の事業認定を受ける必要がありますということも言っています。ところが、今回の場合には、私は県庁へ行って調べてきておりますし、直接収用委員にも聞いていますが、全く収用委員会の必要はないんです。そういう点もあります。

問題は、中身について、監査委員の方は全然今回は触れておられんわけですね。中身を触れずに、今予想されないというだけでぱっと蹴られたから、これだと非常に不満が出てくると思うんです。まずそのことを申し上げておきます。

そして、例えば市側は、先ほど大木副市長がちょっと口添えしたんですけれども、土地購入費、物件移転補償費が計上されていなければ、県の審査、事業認可を得ることができないような説明をしておりますね。県側は、25年度に土地を取得する予算という解釈をして、そして検討するということなんですよ。だから、初めから県に対して25年度の予算は使用しませんと、25年度にはこの金額は使いませんと、改めて不用額として26年度にやる金ですとい

うことでやったら、今の地方財政法の、今は単年度予算、単年度決算ですから、これは財政法上から間違っておるわけなんです。ことし予算を組んだもの、例えば補正でも、ことしじゅうにこれを活用するというのが前提条件なんです。ことしは活用しないけれども、これは予算を、例えば認可をとるために必要だから組んだと言っても、この予算は今年度中の買収予算だと、こういうようにしか解釈はされんわけです。だから、その点は私も県にもちゃんと聞いてきておりますけれども、県が、もしことし使わないけれども、来年使えばいいというような予算で認可だけとればいいというようなことを説明したとすれば、これは大問題なんです。その点はどのように考えておられますか。

○議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 明君） 今、佐藤議員さんの質問の内容の中で、予算計上を、使う予定のないものを計上するということはどういうことかということだったんですけれども、このことについては、当初から、会議録ですけど、会議録を読ませていただいたときに、先ほど副市長が言われたように、これは不用額として使わないんだということが説明されております。事業認定のための用地取得の予算として計上しているんだと、裏づけとして。そういうことが指摘されておまして、基本的にこの予算で使われれば、当然住民監査請求の我々のコメントとして載せなきゃいけないことだと私は思います。

だけど、先ほども言いましたように、これは初めから使われないと言っているんで、その使われない予算を計上することがいいか悪いかという法的な判断については、それは予算の計上の仕方からいったら好ましいということではないと思います。ただ、それが違法であるかどうかについては、残念ながら私は現在見解を持っておりません。そこまでの深い見識があるとは自分では考えておりませんので、使われないという段階で我々の仕事はそこで終わりだと思っております。

佐藤さんが言われるように、もっと幅広く意見を述べるべきじゃないかということですが、住民監査請求の基本が、使って、なおかつ住民に損害を与えるということが前提になっておりますので、そののところまで行っているかどうかというところで私どもの意見を述べさせていただいているということだと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ですから、私は今の住民監査請求とはどういうものかということをも最初に申し上げたわけです。

住民がみずからの居住する地方公共団体の違法、もしくは不当な財政会計上の行為、または怠る事実についてこれを予防しということなんですよ、住民監査請求というのは。やったから監査じゃないんです。こういうことが起こってはいけませんよという予防も住民監査請求の一つの目的の中に入っておるんです。

だから、今回の場合には、これは大いに予防をしておるわけです。そして、是正することで住民全体の利益を守ることを目的とした制度でありということは、これを余分に使うことによって、普通だった1対1だと。それが1対1.28と鑑定士が言っておるものを使うということになれば、これは余分な不当な金というか、そういう支出になると予想されるものについて、住民全体の利益を守ることを目的とした制度なんです。ただ監査請求者が得をするとか損をすることじゃないんです。弥富市民全体がこのことによって利益をこうむるわけですね、余分な金を使わなきゃ。そういうことを目的とした制度なんです。ですから、住民監査請求というのは、非常に幅の広い内容があるんです。ですから、私は今回出たのは、中身の精査はほとんどないわけですね。中身は、ことし使わないことは明らかであるから、これは却下しますと、こういう形ですね。242条に該当しないと、だから却下しますと、こういうことですね。果たしてこんなことでいいかどうかということです。これは、私は非常に問題があると思うんです。

そういう点で私は、今、危機的な状態にあるということを申し上げたのはどういうことかと申しますと、要するに、監査できちっと監査請求を出した、地方自治法、地方財政法の趣旨に基づいて違法じゃないかと、こういうことで指摘しておるわけです。だから、それが中身の審査もなく、ただ、手続上の問題だけで却下されたということになると、住民監査請求制度が生かされておるかどうかということになるわけです。これは生かされていないと請求人が判断をしますと、これは9月13日に監査委員会が却下されたことから、30日以内の10月12日までに住民訴訟を起こす準備が今進められておるわけです。

ですから、私は、そんなような住民訴訟事件になった場合に、これは監査も妥当だと。監査盛況に向けても正当であります。市側も正当でありますということであると、これは住民訴訟になるんです。目の前にわかっておるんです。

ですから、本当に市庁舎の建てかえが必要だということならば、そういうような訴訟になって、どんどんおくれるようなことになったらいけませんよ。ですから、もう一度きちっとその点を踏まえて中身も審査していただくとか、あるいは市側もこういうものについて監査請求が出たということは、これは何も間違っておらんものだったら監査請求は出ません。これはおかしいということから出ておるんですから、そういうのを双方が、あるいはまた議会もそうなんです。議会も市側の説明を受けて議決しておるわけです。そうすると、今度は法廷の争いになるわけです。そんなことになるとどんどんおくれていくんだから、もう一度私は謙虚な気持ちでこの監査請求を真摯に受けとめて、議会としても、この補正予算の妥当性等を検討する必要があると私は考えておるんです。

その前提としては、きょう私が緊急質問をしたというのは、そういう日程的な問題が迫られておるんです。ですから、ここで監査委員会及び執行機関等の対応を見きわめた上で請求

者には判断をしてもらいたいと、こういう考え方を持っておるんです。これが庁舎建設を進める上で前提条件になっているということです。これはもうだめだと。監査請求も却下されたと。市側も全く反省の余地がないと。こういうことでどんどん行くなれば、これはもう訴訟なんですよ。目の前にわかっておるんですよ。

だから、私はきょう緊急質問でそういうことを考えた対応が、監査委員会にも、それから市側にも必要でないかと。それをきちっと議会としても対応することが必要でないかと、こういう意味で私は質問しておるんです。だから、もう一度住民訴訟に発展することのないように、住民監査請求を真摯に受けとめて検討していただくことはできないものかと。

私たちは、前にも申し上げたように、監査委員の方々は、議会で私たち同意しておるんです。尊敬しておるんです。ですから、今の理屈のこね合いじゃなくて、やっぱり真摯に受けとめて、今の調査の内容を再度検討していただくことはできませんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 明君） 佐藤議員がおっしゃるとおり、広く監査意見を述べるということがもし許されるなら、そういうことになるんだろうと思いますけれども、ただ、住民監査請求に関しては、やはり支出、もしくはその可能性が高いということでない、それに対する意見を我々が述べるわけですけど、されそうにもないものに対して、手続的にこうだあだということを監査委員が述べるということは通常あり得ないわけです。

先ほどから、予算に執行もされないような予算を組んでどうのこうのということがありますけれども、まず議会でそういうような予算が果たして通るといいかどうかということが多分議論されるはずだと思うんですね。法的にどうだという話が出ていますけど。

私どもは、お金が出ていかなければ、それを追及するというか、考慮して意見を述べるということはないわけです。だから、今回のように初めから出ませんよということが、一応手続的には全部調べました。聞きましたし、それで、いつどういう形でお金が出て、どういう損害をこうむるかということを考慮した上で意見を書くわけですね。ところが、お金が出ない。今、住民訴訟が起きるとかなんとかと言われてはいますが、私にとっては、今の段階で住民訴訟というのはどういう形で起きるのかなということをちょっと考えているんですけど、例えばお金は出ていませんよね。誰が損害をこうむって、誰に訴えて、将来どうなるかというようなことまで考えた住民訴訟になると思うんですけど、今お金は出ていませんので、誰が一体損害するんですか、今の段階で。だから、そのことについては別に私は答弁する必要はない人間ですから、住民訴訟が起きるとことは十分考慮しています。そういうことを考えた上で、我々が意見として述べなきゃいけないものは何かということを考えた結果、支出されないものであれば、もう却下するしかないねということで結論を得たわけです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○ 15 番（佐藤 博君） 今、私が何回も申し上げていますように、予算が執行されてから監査請求を出したのでは遅いんです。これは、名張でこの事実が出ておるんですね。予算を執行されてしまってからでは。だから、名張のようなことにならないように、今の監査請求の段階できちっと見直しをすることが大事じゃないかということなんです。だから、私は、監査請求を出していただいた方々は非常に正義感があると思っておるんです。普通だったら、やってから監査請求を出して、そして損害賠償を訴えるとか。そういうことじゃないんですよ、これは。それが監査請求を出された、監査請求の趣旨に沿った予防ということですね。このことについてはどうでしょうか。

○ 議長（佐藤 高君） 片岡代表監査委員。

○ 代表監査委員（片岡 明君） 予防ということで、現在出されている住民監査請求というのは、平成25年度に支出されるということが前提になっているはずなんですね。ですから、将来もし支出されるということであれば、そのときに例えば予算を計上されたときにまた住民監査請求を出されて、さらに調べてくれということであれば、そういうときは当然そうなるわけですけど、少なくとも平成25年度の予算には執行されない。そこで、執行されないものに我々が意見を述べるということとはあり得ないということです。これは水かけ論になっちゃって申しわけないんですけど、もし執行が確実、例えば相当な確実さを持って可能だとか、行われるということであれば、当然我々はそれに対して意見を述べなきゃなりませんけれども、それもないということです。法的にはこれ以上の意見を書くということとはあり得ないということです。

○ 議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

○ 15 番（佐藤 博君） だから私が最初に聞いたんです。最初に尋ねたのは、自治体の予算は単年度の予算編成が原則なんです。決算も同様ですね。ですから、最初から本年度は支出しないような予算を組んだということ、議決をしたということ。この点はどうかとって私は初めに聞いたんです。これは大変重要な問題なんです。これは地方財政法の中で明らかになっています。

そうすると、初めからこの金は、予算は組んだけれども、ただ認可をとるためのものだと。だから、これはことしは使わんから監査の対象になりませんと。これだったら、今の予算を組む必要はないんです。ただ、予算を組んだということは、県のほうでも、今私が申し上げましたように、認可をとるための予算ではなくて、この予算で25年度に土地を買うという前提で予算が組まれておるという見解を県も持っておるわけなんです。今は土地は買ってないけれども、この金で土地を買収するんだと。県が、もしこれは組んだけれども、ことしは買いませんと。来年度に使うやつですと言ったら、県から恐らく認可は出ませんよ。そういうところをもうちょっと厳しくチェックせないかんと思うんです。

だから、これがどうしてもそういうことで、私が今申し上げておることが意見の相違というか、もう一度きちっと見直していただくということができんようならこれは仕方がないから、住民の監査請求を出された方々にお任せするより方法はないんです。そうすると、法廷でこの問題について議論してもらうことになるわけですね。そうしたら、ますますこれ、おくれていっちゃうんですよ。だから、そういう点を私は心配して、きょう緊急に質問を申し上げたわけです。

だから、その点を考えて、今の監査請求の中身がそんなことはないということだけれども、中身に書いてあるのは、地方自治法、地方財政法で、最少の経費で最大の効果を上げるために、こんな1対1.28は過剰だと、こういうようなところがこの監査請求の出発点なんですから、この点は十分御理解をいただかないと、私は監査請求を出した意味がないと思うんです。どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 明君） 佐藤議員が、私に予算の提案とか、そういうことまで踏み込めということはどうも期待してみえるんですが、監査委員というのは、基本的に支出されるお金に対して、その手続上どうなっているかということをチェックするのが役目でありまして、こういう予算が計上されたというのはけしからんとか、そんなことを言える立場に我々はないわけです。ですから、何度も申しますように、支出がされないようなことについては損害が起きてこないわけですので、それに対して住民監査請求のところで意見を述べるということはないわけです。だから、それ以上のことを、例えば今言った議会で行われておる議員さんの中身まで突っ込んであだこうだというような権限が私どもにあるとは私は今現在は考えておりません。ですから、支出されない限りは、我々の役目としては出番がないということだと思っています。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは、監査委員さんの見解と私どもの見解との相違でありますので、そういうことであればこれはやむを得ませんから、やっぱり監査請求を出された方々の今後の対応にお任せするより方法はないと思います。

さてそこで、市側も一遍その点について、今監査委員さんはこういう見解を持っておられるんだが、市側はどういうような対応をするつもりか、監査委員さんがこう言ったんだから、我々のやつは妥当だということで押し切る考えかどうか、その点だけ最後に聞いておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、住民監査請求の請求人は、いわゆる監査委員の監査の結果について不服というような状況で御理解をいただければ、次の段階へ進まれるだろうとい

うことは容易に想像をしておるところでございます。

しかしながら、先ほども監査委員の方に答弁をしていただいておりますけれども、今の内容につきまして、いわゆる請求人がどのように理解をしていただき、そして例えば住民訴訟というような状況の中において、その内容をどのように織り込まれたのかにつきましては、私は一定の予測はできますけれども、その内容についてはまだこれからのございますので、答弁するところではないわけでございます。しかしながら、きょうも議運のほうでお話をさせていただきましたけれども、いわゆる訴訟というような状況については、これは避けていかなきゃならない。市としても、やはり努力をこれからしていかなきゃならないというふうには思っております。

そうした形において、今現在では、議員の皆様方に物件移転補償費、あるいは土地購入費につきましては、この補正予算の中でお示しをさせていただいているとおりでございますけれども、やはりいろんな形で、まだ我々としても努力をしていかなきゃならない。あるいは地主さんとの交渉も継続していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

そうした形の中で、先ほど一体的な土地の評価ということについても少しお話がされたわけでございますが、そういったことも視野に入れながら、もう一度交換というような条件も踏まえて、これからは考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、控訴というような状況になりますと、やはり控訴合戦という形のものでなってしまいますので、我々は議員の皆さんも一緒だと思いますけれども、一番の上位目的は、庁舎を建設する、市民の皆様の安心・安全を担保する、あるいは災害等における司令塔としてのしっかりとした役割を果たすという新しい庁舎、これについての方向性については一致するところだと思っております。そういう状況の中で、再度我々も努力をしながら、議員の皆様のお力添えをいただいて努力していくことをお話しさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 庁舎の建てかえの必要性ということについては、市長はいつもそれを言われるけれども、そんなことはわかっておるから、みんな理解しておる。監査請求を出された人でもみんなそれは理解しておるけれども、この用地交渉の条件というのが問題だということなんですね。だから、その点についてしっかりと考えないと、ただ、今の住民の生命・財産を守るために庁舎が必要だから、そんなことを何回も言っておったって、これは前へ進みませんよ。だから、その点のことはもうわかり切っておるの、何回でも私は言うておるんだ。

だから、そんなことを今議論しておることではありませんので、今の補正予算で組まれた

補償条件は、今年度は使わないといったって、これが基本になって交渉は行われてきておるわけですね。合意されたからこの条件が出たんですよ。これは初めから言っておるでしょう。地主さんにこういうことで了解をいただいたから予算を組んだとか、これは初めから言っておるでしょう。だから、私はそのことが、じゃあそのときにこうやってやったけれども、今度売買契約なり補償契約をするときに、違ったようなことでおさめられるかどうかというのは大問題になります。これは市側は不履行だということになります。そういうことになりますので、私は、監査委員さんのほうは今言うことで却下されたんですから、これはやむを得んから、あとは監査請求を出された人の判断を仰ぐより仕方がないと思っております。

しかし、私は本当に必要だから建てかえをやりたいということであるならば、もう一度原点に戻って、しっかりと市民の皆さん方に説明をする必要があると思うんです。あるいはまた、請求を出された人たちにきちっとした理解をしていただく努力をすることが必要だと私は思っています。

だから、私が前から何回も言っておるんだけど、要するに市民の皆さんに理解をしていただけるような説明、そういうことをきちっとやらずにどんどん来たところにこの問題があるんです。その点だけつけ加えておきます。あとは、市長がどのように判断されるか。これは請求者にお任せをしたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 以上で緊急質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第26、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成25年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時45分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 横 井 昌 明

同 議員 堀 岡 敏 喜